

アジア太平洋研究所資料

11-09

地域金融研究会報告書
— 関西地域金融の現状と課題 —

2011年12月

一般財団法人 アジア太平洋研究所
地域金融研究会

本報告書はアジア太平洋研究所（旧 関西社会経済研究所）の地域金融研究会による 2011 年度の研究成果をとりまとめたものです。地域金融研究会では、大阪中心に金融仲介機能が低下しているのではないかと、という問題意識のもと、2010 年 12 月から約 1 年間にわたり合計 8 回の研究会を実施し、「関西圏における中小企業向けの金融」に焦点をあてて、調査・分析を行いました。

この報告書では、供給側と需要側、双方の問題点を検討しており、今後の関西経済の金融円滑化に役立つものと考えています。

研究会の体制は次の通りです。主査をはじめメンバーの方々、並びに研究に際しご協力いただいた多くの方々に感謝申し上げます。

2011 年 12 月

<研究体制>

| | | |
|-------|--------|--------------------------|
| 主査 | 地主 敏樹氏 | 神戸大学大学院経済学研究所教授 |
| 委員 | 岩坪 加紋氏 | 摂南大学経営学部教授 |
| | 播磨谷浩三氏 | 立命館大学経営学部准教授 |
| | 古田 永夫氏 | 元ひょうご経済研究所主任研究員 |
| | 吉村 正勝氏 | 京都産業大学経済学部非常勤講師 |
| 研究協力者 | 四塚 朋子氏 | 追手門学院大学経済学部准教授 |
| 事務局 | 嶋岡 敬二 | 一般財団法人アジア太平洋研究所 |
| | 戸泉 巧 | 旧財団法人関西社会経済研究所(2011年7月迄) |

本報告書の執筆者は次の通りです。

| | | |
|-----|----------------------------|-------------|
| 序章 | | 地主 敏樹 |
| 第1章 | 総論～関西における法人金融の現状と課題 | 戸泉 巧・嶋岡 敬二 |
| | 補論～関西2府5県中小企業の資金需要推計 | 古田 永夫 |
| 第2章 | 関西地域の信用金庫の再編とその影響 | 播磨谷浩三 |
| 第3章 | 地域銀行の再編効果－関西と全国の比較－ | 岩坪 加紋 |
| 第4章 | 公的資金による新規開業支援 | 地主 敏樹・吉村 正勝 |
| 第5章 | 地域金融におけるベンチャー・ファイナンス | 四塚 朋子 |
| 第6章 | NPO法人の資金調達とNPOバンクー事例による考察－ | 岩坪 加紋 |
| 第7章 | 阪神・淡路大震災の中小企業金融支援策 | 古田 永夫・地主 敏樹 |

目 次

| | | |
|--|-------|----|
| 序章 | ----- | 1 |
| 第1章 関西における法人金融の現状と課題 | ----- | 5 |
| 1. はじめに | ----- | 5 |
| 2. バブル崩壊以降の金融行政と金融機関の対応 | ----- | 5 |
| 2. 1 バブル崩壊後の不良債権処理 | ----- | 5 |
| 2. 2 金融行政の分化－主要行と中小・地域金融機関へ | ----- | 6 |
| 2. 3 中小・地域金融機関 ーリレーションバンキングから地域密着型金融へ発展 | ----- | 7 |
| 2. 4 主要行における中小企業マーケットへの取組み | ----- | 7 |
| 2. 5 足下の中小企業金融円滑化の動き | ----- | 9 |
| 3. 減少する関西の貸出残高 | ----- | 10 |
| 3. 1 貸出残高（2000年以降）の状況 | ----- | 10 |
| 3. 2 貸出残高減少の検証ポイント | ----- | 11 |
| 4. 貸出減少要因の分析 | ----- | 11 |
| 4. 1 貸し手側の要因 | ----- | 11 |
| 4. 2 借り手側の要因～中小企業の資金需要 | ----- | 14 |
| 4. 3 貸し手と借り手の関係 | ----- | 21 |
| 5. 関西の法人金融の今後のあり方 | ----- | 26 |
| 5. 1 関西の法人金融の課題 | ----- | 26 |
| 5. 2 関西の法人金融の今後のあり方 | ----- | 26 |
| 第1章補論 関西2府5県中小企業の資金需要推計 | ----- | 28 |
| 1. はじめに | ----- | 28 |
| 1. 1 資料について | ----- | 28 |
| 1. 2 資金需要について | ----- | 29 |
| 1. 3 資金需要の算出 | ----- | 29 |
| 2. 算出の結果 | ----- | 30 |
| 2. 1 関西（近畿2府5県）中小企業の資金需要 | ----- | 30 |
| 2. 2 業種別でみた関西中小企業の資金需要 | ----- | 31 |
| 2. 3 関西府県別にみた中小企業の資金需要 | ----- | 33 |
| 3. おわりに | ----- | 34 |

| | |
|---------------------------------|-------|
| 第2章 関西地域の信用金庫の再編とその影響 | 37 |
| 1. はじめに | 37 |
| 2. 関西地域の信金再編の概観 | 38 |
| 3. 分析方法 | 40 |
| 3. 1 効率性の計測 | 40 |
| 3. 2 再編前後における効率性の変化 | 42 |
| 3. 3 再編の影響に関する検証 | 43 |
| 4. 分析結果 | 46 |
| 4. 1 効率性の要約 | 46 |
| 4. 2 再編と効率性との関連 | 48 |
| 5. 信金再編の借り手への影響 | 52 |
| 6. まとめと課題 | 54 |
| 補論 確率的フロンティアアプローチによる効率性の計測 | 56 |
| 第3章 地域銀行の再編効果—関西と全国の比較— | 60 |
| 1. はじめに | 60 |
| 2. 分析方法とデータ | 60 |
| 3. 分析と考察 | 61 |
| 3. 1 再編前年の様子 | 61 |
| 3. 2 合併効果の考察 | 62 |
| 4. まとめ | 68 |
| 第4章 公的資金による新規開業支援 | 69 |
| 1. はじめに | 69 |
| 2. 新規開業に対する公的金融支援制度の枠組み | 69 |
| 3. 公的金融機関再編と新規開業支援 | 70 |
| 4. 創業後の追加資金について | 72 |
| 5. まとめ | 73 |
| 資料 | 資-1～8 |
| 第5章 地域金融におけるベンチャー・ファイナンス | 74 |
| 1. 地域経済とベンチャー | 74 |
| 1. 1 地域経済における自治体ファンド | 74 |
| 1. 2 不況期のベンチャーと公的支援の合理性 | 76 |
| 1. 3 ベンチャーと新規開業支援 | 78 |
| 2. 出資契約に見られるインセンティブ設計～過去の調査とともに | 79 |
| 2. 1 2002年調査から明らかになったインセンティブ構造 | 79 |
| 2. 2 2005年調査から明らかになったインセンティブ構造 | 81 |
| 2. 3 今回調査から明らかになったインセンティブ構造 | 85 |
| 2. 4 規律付けとしての証券デザイン | 90 |

| | |
|--------------------------------|-----|
| 第6章 NPO法人の資金調達とNPOバンク―事例による考察― | 94 |
| 1. はじめに | 94 |
| 2. NPO法人の資金調達状況 | 94 |
| 3. NPOバンクとは | 97 |
| 4. 事例研究 | 98 |
| 4.1 分析フレームワーク | 98 |
| 4.2 コミュニティ・ユース・バンク momo について | 100 |
| 5. まとめ | 103 |
| 第7章 阪神・淡路大震災の中小企業金融支援策 | 104 |
| 1. はじめに | 104 |
| 2. 震災の概要 | 104 |
| 2.1 地震の概要 | 104 |
| 2.2 中小企業の被害 | 104 |
| 2.3 金融機関の被害 | 105 |
| 3. 中小企業等復旧・復興への公的な取り組み（金融面） | 105 |
| 3.1 震災に対する金融措置 | 105 |
| 3.2 税制上の対応 | 112 |
| 4. 震災対応産業施策の効果 | 112 |
| 4.1 震災が企業行動に及ぼした影響 | 112 |
| 4.2 経済全般の復興状況 | 114 |
| 4.3 金融関連施策と効果 | 115 |
| 5. 兵庫銀行の破綻と影響 | 117 |
| 5.1 兵庫銀行の破綻 | 117 |
| 5.2 破綻の影響 | 118 |
| 5.3 「みどり銀行」による承継 | 119 |
| 5.4 「みどり銀行」から「みなと銀行」へ | 120 |
| 6. おわりに | 120 |

序章

地主 敏樹

近年の日本経済には、マイルドなデフレーションと、マイナスの需給ギャップとが、持続している。金融機関はバブル崩壊で多額の損失をだし、長い時間をかけて不良債権を償却することとなった。企業部門も、バブル期には借入をして資金運用に投入する財テクに励んだり、結果的に過剰な投資を行ったりしていたので、多額の債務を負って、バランスシートの調整を迫られた。そうした貸し手・借り手両サイドの行動は、銀行貸出の縮小をもたらした。この間に、日本の人口は減少に転じていたし、繰り返される円高や国際貿易の環境変化もあって、日本企業の海外進出も増大していた。

図 企業の資金調達推移

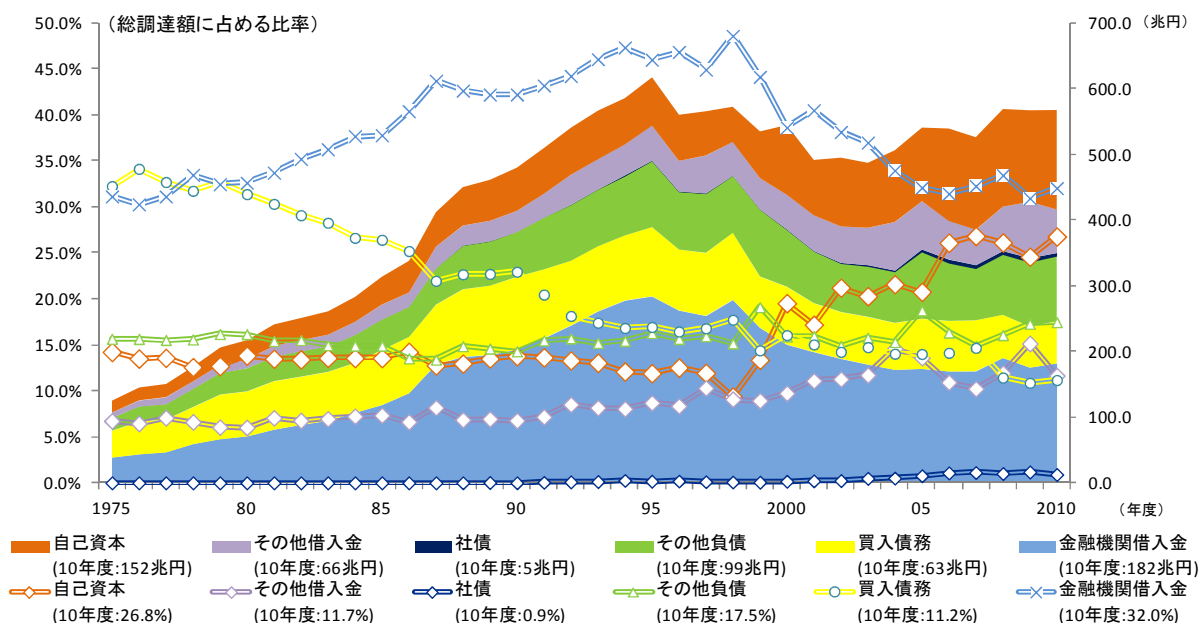


図 出所) 法人企業統計 2010 年度(金融・保険業除く、全業種)

注1) 集計対象は資本金 10 百万円以上 100 百万円未満(法人企業統計の母数調査対象は 10 百万円以上)

注2) 自己資本は、主に資本金と利益内部留保で、VCなどからの出資金も含まれる。その他借入金は、主に経営者本人や親族、関係会社などからの借入と見られ、有利子ではあるものの資本金に準じた安定資金である場合もある。社債には、私募債等が含まれる。買入債務は、買掛金と支払手形の合計で、企業間信用とも言われる。金融機関借入金は、民間金融機関と公的金融機関からの合計で、民間金融機関からの借入には、保証協会保証付の借入が含まれる。

やや長期的にみると、日本企業全体の資金調達の推移は、上図にまとめられる。1970 年代半ばには高度成長期は終わっていたが、企業部門の資金調達は着実に増加していた。その構成をみると、金融機関からの借入が増え続ける一方で、買入債務の比率が顕著に低下していた。企業間信用に大きな変化が起きていたのである。また、自己資本は総調達額とほぼ同率で増加してその構成比も 10~15%でほとんど変化しなかったが、社債は無視でき

る規模でしかなかった。銀行などからの借り入れが圧倒的に重要な時期であった。バブル経済期には、その前半に増加率が加速しており、金融機関借入の比率も高まった。しかし、後半になると、増加率は以前のトレンドに戻った上に、構成の変化は一時的に停滞した。バブル崩壊後も、1990年代半ばまで総調達額は増え続けたが、その後は低下に転じた。金融機関借入も1997～98年の金融危機以降、水準において明確に減少に転じただけでなく、構成比も低下し始めた。対照的に、水準でも構成比でも増加に転じたのは、自己資本であった。2000年代後半に社債も増加したが、その構成比は未だに小さい。この間、フローの資金過不足でみても、法人企業部門は資金余剰部門であり続けた。金融機関が貸さないのか、企業が借りないのかが、様々に論じられ検討されることとなった。

本研究プロジェクトでは、関西圏における中小企業向けの金融に焦点をあてて、調査・分析を行った。資金調達総額や銀行貸出総額の減少は全国と同じであるが、関西の金融の特徴として、

- 1) 中小企業アンケートからは、運転資金の資金繰りの苦しさ（『関西経済白書 2009』）
- 2) 地域銀行のデータからは、利鞘の顕著な低下
- 3) 2000年代に入って、貸出の減少傾向が持続

といった傾向が見られている。全国的な金融仲介の低迷がより強い形で現れているとも言える。本研究プロジェクトでは、供給側と需要側、双方の問題点を検討した。

第1章「関西地域金融の現状と課題」では、関西における貸出残高の減少の原因を探るために、貸し手側と借り手側双方の要因を分析している。貸し手側では、関西地域における銀行業の産業構造の変化が、影響している点が明らかになった。関西の中でも経済規模の大きな大阪と兵庫という2府県では、地域の中核銀行がメガバンクの一部となった。本部も移転したし、メガバンクとしての経営方針の転換によって、地域における法人向け貸出の方針も大きく変更された。借り手側をみると、全般的な財務状況が悪化しているわけではないが、長期借入金などが既に高水準にあって、借り入れ余力に乏しいことが判明した。また、関西地域では利鞘低下が相対的に顕著であり、競争水準が高いこともみてとれた。

第1章の補論では、借り手側の資金需要について、税理士協会が作成している詳細な財務情報を用いて、府県別および業種別の資金需要推移を、推定した。それぞれについて平均的な水準を求めた後に、事業所統計の企業数を掛け合わせて、府県別業種別の運転資金と設備資金の需要総額を推定している。全てを合計した関西圏の中小企業資金需要総額の推移は、第1章でみた貸出残高の推移とほぼパラレルなので、貸出総額の減少に需要側の要因も貢献しているであろうことが裏付けられた¹。事業所統計でカバーされていない企業

¹ データは実績値であって意図された値ではないので、需要サイドの要因のみを反映しているとは言えない

もあるし、地方公共団体などの借り入れもあるので、水準そのものは一致しない。大胆だが、前例のない試みであると言えよう。

第2章では、銀行業の産業構造変化の一環として、信用金庫業界における合併の影響を、詳細な計量経済学的手法で分析した。全国と比較して特に差異は観察されなかったが、再編直後には効率性が低下していることが報告されている。また、再編に伴う店舗数の減少が廃業率を増やした可能性も示唆された。

第3章では、地方銀行業界の合併の影響を、諸財務指標などを用いてシンプルに分析した。非効率行や被救済行に対して救済目的に沿った効果は確認されたが、預貸利鞘は減少する傾向が観察された。その原因として、銀行側の再編の影響で取引先との関係性が薄まった可能性と、合併を機に不健全な貸出先を整理した結果という可能性が考えられよう。

第4章では、公的金融機関による創業資金貸付の動向を、2つの仮説を立ててその是非を検討する形で調べた。「公的金融機関の再編成が創業資金貸付の供給量減少につながったのではないか」という仮説は、ほぼ否定された。創業資金貸付の件数で見ると、減少トレンドは観察できない。また、「創業資金貸付で起業できても、次段階での民間融資の獲得が困難なのではないか」という仮説についても、大規模な設備投資を必要とする製造業を除けば、経営が順調な限り困難ではないだろうという評価が示唆された。ただし、信用保証協会による支援については、大阪市域の調査を試みたが協力が得られなかったため、課題として残っている。

続く、第5章では、ベンチャー・キャピタルの出資による、新規開業への資金提供を検討した。関西に拠点を置いて営業しているベンチャー・キャピタルを中心に、活動内容や報酬体系などに関するアンケートを実施して、起業への資金供給の活発さを検討した。また、地方公共団体の助成を受けた地域限定型のベンチャー・キャピタルについても、検討を行っている。この形の起業促進策は、「ご当地ファンド」と呼ばれて、一時的に流行したものの、一部例外を除くとその成績は芳しくない。

第6章では、NPO法人という新たな企業組織とその資金調達を分析した。NPO法人にとっては寄付と公的助成とが主たる資金源ではあるが、資金調達における困難に直面することが多い。民間金融機関からの融資という可能性もあるが、広く寄付を集める組織としてのNPOバンクについて、その成功例を検討・紹介した。

また、最後の第7章では、阪神大震災時における公的な金融支援策の検討を試みた。施策の内容は、利子補給と信用保証の特別枠提供などに限定されており、東日本大震災後に実施されようとしている二重ローン対策などとは比較にならない。バブル崩壊後の金融機関への厳しい世論が背景にあったであろうし、国の政策としても「私的財産の再建に資することはタブー」という原則を堅持していた。しかし、企業の倒産件数の推移をみると、

い。しかし、資金調達が相対的に容易である大企業は、例外的な時期を除くと、ほぼ意図通りに調達できていると想像される。したがって、資金調達の困難に直面し易い中小企業の調達額も全体と平行に推移していたということは、大企業と異なる特殊な形での調達困難があったとしても部分的な問題でしかなかったことを示唆している。

そうした限定的な施策でも震災直後の金融逼迫は鎮められたことが判る。ただし、被災地経済は、復興需要が一巡すると停滞に陥り、企業倒産も増加した。また、震災後に発生した兵庫銀行破綻の中小企業への影響も検討した。

以上のように、本プロジェクトでは、関西経済の金融的側面を概観していくつかの問題を抽出し、中小企業の資金需要をやや詳細に吟味した後、それらの問題を検討すべく、様々な業態の金融機関の貸出行動を検討した。主要な結果をまとめておこう。

- (1) 中小企業の資金需要総額は関西圏の貸出総額の動向とほぼ平行に動いているので、貸出総額の減少が供給サイドだけの要因によって生じてきたとは考えにくい。
- (2) 金融機関の再編に伴う産業構造の変化は、貸し手と借り手間の関係性などマイクロレベルでは様々な変化を生みだしており、貸出額の業態別シェアの顕著な変化（都銀の低下、地銀の上昇）をもたらした。
- (3) 関西圏の預貸利鞘低下は、金融機関の合併後も継続しているので、この地域における金融機関の再編は、競争レベルの低下をもたらすには至っていない可能性が高い。このことは、金融機関再編が、中小企業の資金調達困難を一般的には生じさせていないことを示唆している。
- (4) 公的金融機関の再編も、起業向け資金提供を減少させてはいない。ベンチャー・キャピタルは、公的な「ご当地ファンド」に象徴されるように全般的には低調だが、一部には成功例も見られる。
- (5) NPOという、これからの時代の社会で重要性が高まるであろう組織に対しては、民間金融機関からの融資はほとんど実施されていない。通常の民間金融機関からの融資は、CSRの一環としては実施があり得よう。他方で、NPOバンクやペイシャント・キャピタルといった、異なる形態の「金融機関」発達に向けた制度設計が望まれる。
- (6) 阪神大震災における、企業向けの金融支援は限定的なものでしかなかったが、直後の倒産回避などには有効であった。

こうした諸点に基づいて、政策的に有用と思われる教訓を導出してみると、(1) 全般的には資金需要はほぼ満たされているので単なる枠の拡大は無用、(2) 追加するとすれば個別的・効率的な支援、ということになるであろう。最後に、残された研究課題としては、次の3点が挙げられよう。

- (1) 地域中核行の交替も含めた金融機関再編の影響を、より詳細に吟味すること
- (2) 創業期およびそれに続く時期におけるファイナンスを、公的な支援も含めて、量だけでなく、効率性などの質的側面も検討すること
- (3) 中堅・中小企業も含めて、直接金融の利用の現状と問題点を検討すること

第1章 関西における法人金融の現状と課題

戸泉 巧
嶋岡 敬二

1 はじめに

金融は、それ自体は経済のけん引役にはならないが、企業の設備投資や新事業展開に対する円滑な資金供給によって、企業活動を側面からサポートする。経済の活性化をもたらす設備投資を誘発するという面でも、金融の役割は重要である。特に直接金融市場から資金調達が一般的ではない中小企業にとっては、中小・地域金融機関¹からの融資の役割は大きく、さらに中小の製造業が集積している関西においては、中小・地域金融機関の資金供給動向は、地域の経済に大きな影響を及ぼす。

第1章の構成は以下の通り。第2節では、バブル崩壊後の金融行政の変遷と金融機関の対応を整理し、第3節では、関西の貸出減少状況を見る。第4節で、2000年代以降の関西における貸出残高の減少に焦点を当て、第1項で貸し手側の要因、第2項で借り手側の要因、第3項で両者の関係から、その減少の原因を分析する。第5節では、前節までの分析をもとに、関西の中小企業金融の実態と課題を明らかにし、今後、関西経済の浮揚のための地域金融への期待を述べる。

2 バブル崩壊以降の金融行政と金融機関の対応

2.1 バブル崩壊後の不良債権処理

表1 不良債権処分損とリスク管理債権の推移（主要行と地域銀行）注1）

| | 1993年 (H5年) 3月期 | 1994年 (H6年) 3月期 | 1995年 (H7年) 3月期 | 1996年 (H8年) 3月期 | 1997年 (H9年) 3月期 | 1998年 (H10年) 3月期 | 1999年 (H11年) 3月期 | 2000年 (H12年) 3月期 | 2001年 (H13年) 3月期 | 2002年 (H14年) 3月期 | 2003年 (H15年) 3月期 | 2004年 (H16年) 3月期 | 2004年 (H16年) 9月中旬 |
|---------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------|
| 不良債権処分損 | 16 | 39 | 52 | 134 | 78 | 133 | 136 | 69 | 61 | 97 | 67 | 54 | 15 |
| ＜金融機関種類別の内訳＞ | | | | | | | | | | | | | |
| 主要行(構成比) | NA | NA | NA | 111(83%) | 62(80%) | 108(82%) | 104(77%) | 54(78%) | 43(70%) | 77(79%) | NA | NA | NA |
| 地域銀行(構成比) | NA | NA | NA | 23(17%) | 16(20%) | 24(18%) | 32(23%) | 15(22%) | 18(30%) | 20(21%) | NA | NA | NA |
| ＜処分方法別の内訳＞ | | | | | | | | | | | | | |
| 貸倒引当金繰入額 | 9 | 11 | 14 | 71 | 34 | 84 | 81 | 25 | 27 | 52 | 31 | 16 | 5 |
| 直接償却等 | 4 | 21 | 28 | 60 | 43 | 40 | 47 | 39 | 31 | 40 | 35 | 37 | 9 |
| 貸出金償却 | 2 | 2 | 7 | 17 | 10 | 9 | 24 | 19 | 25 | 32 | 22 | 25 | 7 |
| バルクによる売却損注2 | 2 | 19 | 21 | 43 | 33 | 31 | 23 | 20 | 6 | 8 | 14 | 12 | 2 |
| その他 | 3 | 6 | 10 | 3 | 0 | 9 | 8 | 5 | 3 | 6 | 0 | 0 | 1 |
| 1993年3月期以降の累計 | 16 | 55 | 107 | 241 | 319 | 451 | 588 | 657 | 718 | 815 | 882 | 936 | 951 |
| リスク管理債権残高注3 | 128 | 136 | 125 | 285 | 218 | 298 | 296 | 304 | 325 | 420 | 348 | 262 | 232 |
| 貸倒引当金残高注4 | 37 | 45 | 55 | 133 | 123 | 178 | 148 | 122 | 116 | 134 | 126 | 114 | 102 |

出所) 金融庁HP <<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/16/ginkou/f-20050121-1.html>> 注書きも同HPからの抜粋。
総務省「政府金融機関等による公的資金の供給に関する政策評価書」2003年6月

注1) 7年3月期以前の計数は、都銀・長信銀・信託を集計。8年3月期以降は、都銀・長信銀等・信託及び地域銀行を集計。

注2) バルク(セール)による売却損等は、バルクセールによる売却損のほか、子会社等に対する支援損や整理回収機構(RCC)への売却損等を含む。

注3) ここでのリスク管理債権は銀行法に基づくもの。7年3月期以前は破綻先債権、延滞債権の合計額、8年3月期～9年3月期は破綻先債権、延滞債権、金利減免等債権の合計額としている。※不良債権の定義には、このほか、金融再生法ベースの開示債権、銀行の自己査定に基づく不良債権がある。

注4) 貸倒引当金は、個別貸倒引当金の他、一般貸倒引当金等を含む。

¹ 本稿では、中小・地域金融機関は、地域銀行と言われる地方銀行・第二地方銀行、さらに協同組織金融機関と言われる信用金庫・信用組合とする。経済産業研究所「地域銀行のガバナンス」(2006)に詳しい。

表1は、1990年代初めのバブル崩壊以降の、全国主要行・地域銀行の不良債権処分損、リスク管理債権残高の推移を示している。バブル崩壊以降およそ10年間²に渡り、金融機関の不良債権残高はほぼ増加の一途を辿った。99年7月期、主要行を中心に、年間最大となる13.6兆円の不良債権を処理³してもなお、資産査定に適正化、厳格化もあり不良債権は増加し続け、02年3月期にリスク管理債権42.0兆円のピーク残高を計上した。93年3月期から03年3月期まで、合計88.2兆円の不良債権処理を実施して、漸く峠を越えたのである。

2.2 金融行政の分化ー主要行と中小・地域金融機関へ

表2 リレーションシップバンキングに関わる金融行政の動き

| | |
|----------------|---|
| 1999年(H11年)4月 | 「金融検査マニュアル(本冊)」 |
| 2002年(H14年)2月 | 「金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)」(案) |
| 2002年(H14年)6月 | 「金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)」16事例 |
| 2002年(H14年)10月 | 「金融再生プログラム」 |
| 2002年(H14年)11月 | 「金融再生プログラム作業工程表」 |
| 2003年(H15年)3月 | 「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」 |
| 2003年(H15年)3月 | 「リレーションシップバンキングの機能強化計画」(アクションプログラム) |
| 2003年(H15年)8月 | 「リレーションシップバンキングの機能強化計画」の提出 |
| 2003年(H15年)12月 | 「金融検査マニュアル別冊・中小企業融資編の改定案」 |
| 2004年(H16年)2月 | 「リレーションシップバンキングの機能強化計画」の実施状況、第1回フォローアップ |
| 2004年(H16年)2月 | 「金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)」の改訂27事例 |
| 2004年(H16年)6月 | 「金融機能強化法案」が成立し、同年8月に施行 |
| 2005年(H17年)4月 | ペイオフ解禁 |

出所) 専修大学都市政策研究センター論文集 第1号 2005年3月(119)「金融庁によるリレーションシップバンキングは中小・地域金融機関の経営にいかなる影響を及ぼすか」小藤康夫氏

政府は1999年4月に「金融検査マニュアル」を策定し、金融の安定化を目指したが、貸出債権の査定分類などをきっかけにして、多くの金融機関が破綻・再編していった。特に、借入依存度の高い中小企業は、これら金融機関の破綻・再編に伴う信用収縮の影響が深刻であった。そこで政府は、02年2月に「金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)」を作成し、中小企業金融の円滑化に配慮する内容を加えた。中小企業金融の特性を踏まえ、債務者区分判定の際に参考となる定性的な評価例を示す内容であった。また、民間の金融機関が中小企業向け貸出を大きく減らすなかで、1割程度の貸出減少に止めた政府系金融機関の金融セーフティネットとしての存在感が増したのもこの時期であった⁴。

さらに、同年10月には、主要行を対象とした「金融再生プログラム」を発表し、ここで、主要行に対する金融行政と、中小・地域金融機関に対する施策が分化したといえる。このプログラムのなかで、主要行には、「2年間で不良債権比率を半分」との内容で不良債権処

² 1990年代初めからの10年間は「失われた10年」と言われたが、2008年のリーマンショックから続いて、最近の極端な円高進行などから「失われた30年」に向かうとも言われ始めている。

³ 1999年当時、主要行(都銀、信託銀行、長信銀)と地域銀行(地銀、第二地銀)の貸出残高比は、6:4であったが、表1にあるように、不良債権処理は主要行が8割近くを占めていた。

⁴ 国立国会図書館 調査と情報ISSUE BRIEF 2006年4月 第534号「政策金融改革」中小企業向け貸出残高の変化(1993年~2004年)

理を指示するとともに、資産査定を厳格化を徹底する。中小・地域金融機関については、翌年 03 年 3 月に「リレーションバンキングの機能強化に向けて」という報告書が発表され、ガバナンス強化の指導だけでなく、各金融機関の地域性、独自性、自主性を重視する監督方針となった。

2.3 中小・地域金融機関ーリレーションバンキングから地域密着型金融へ発展

2005 年 3 月に政府は、「地域密着型金融の機能強化に向けたアクションプログラム」を発表した。このなかで中小・地域金融機関には、従来の資金供給機能だけではなく、創業や事業再生を支援する非金融サービスへの、具体的な取組みの強化を求めつつも、自律的な活動に誘導する内容となった。

そして、07 年 4 月に、「地域密着型金融の今後の取組みについての評価と今後の対応」という報告書が発表され、03 年 3 月リレーションバンキングからスタートし、地域密着型金融に発展した一連のプログラムの終了が示された。同報告書では「プログラムとしては終了するが、継続的に監督指針に折り込んで、恒久的にフォローする」として、その後は、中小・地域金融機関は、情報開示や金融庁検査のなかで、ガバナンスの維持とともに、リレーションバンキング活動の定着の成否を問われることになった。

中小・地域金融機関も、一部は再編・統合を伴いながら、地域密着の一層の強化を事業計画に取り入れる動きが見られた。

2.4 主要行における中小企業マーケットへの取組み

図 1 中小企業のメインバンク（左図は従業員規模別内訳）

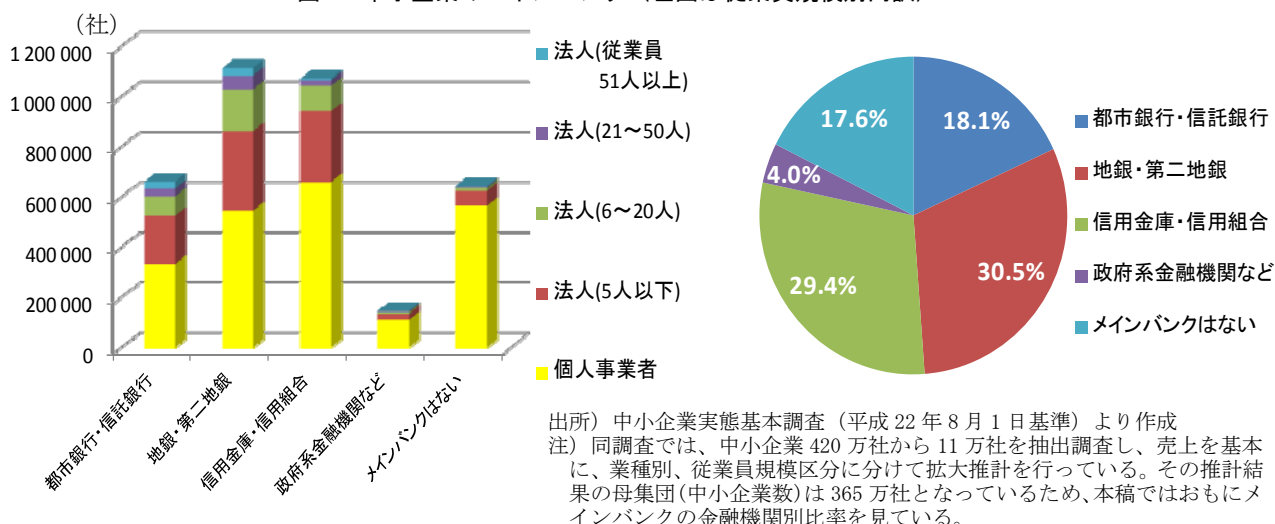


図 1 のように、主要行（都市銀行・信託銀行）は、全国 420 万社の中小企業（中小企業白書。個人事業者含む）のうち、18.1%のメインバンクとなっており、特に大都市におい

て中小企業層に一定の取引基盤を有している。

表3の主要行⁵上位4グループのセグメント別の収益構成からは、法人部門が全収益38.6%を占める主力の収益部門で、また、みずほFGのデータからは、中小企業向け金利収益が、大企業向け金利収益と並んで、大きな収益を占めることが読み取れる⁶。ただ前期比の増減という点では、法人部門は、金利収益・非金利収益とも実質ほぼ横這いで、市場部門等（証券協業）と国際部門が、増益ドライバーとなっていることが見て取れる。

表3 主要行4グループ2011年3月期連結部門別 業務純益

[単位:億円]

| | 上位4Gr合計 連結業務純益 | 構成比 | 前期比 | みずほFG注 連結業務純益 | 構成比 |
|-------------|-------------------|---------------|--------------|------------------|---------------|
| 法人部門 | 12,765 | 38.6% | 639 | 3,705 | 50.0% |
| 中小企業向け収益 | - | - | - | 1,681 | 22.7% |
| 金利収益 | - | - | - | 1,145 | 15.4% |
| 非金利収益 | - | - | - | 536 | 7.2% |
| 大企業向け収益 | - | - | - | 2,024 | 27.3% |
| 金利収益 | - | - | - | 1,223 | 16.5% |
| 非金利収益 | - | - | - | 801 | 10.8% |
| 個人部門 | 6,251 | 18.9% | -39 | 451 | 6.1% |
| 市場部門等 | 8,409 | 25.4% | 352 | 2,006 | 27.0% |
| 国際部門 | 4,464 | 13.5% | 320 | 811 | 10.9% |
| 信託部門 | 1,154 | 3.5% | 34 | 444 | 6.0% |
| | 33,043 | 100.0% | 1,306 | 7,417 | 100.0% |

出所) 大手4グループの2011年3月期決算説明資料(MUFG)、有価証券報告書(みずほFG連結、SMBCFG連結、りそなHD連結)。三菱東京UFJ銀行、同信託銀行、みずほ銀行、同コーポレート、同信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行を含む。ただ、三菱UFJ証券、みずほ証券をはじめとして、銀行・信託銀行以外の連結対象企業も含む。

注) 4グループなかで、みずほFGのみ、中小企業/大企業及び、金利/非金利のセグメント別収益情報を公表していたため、参考として掲載した。

主要行は、地方・海外にも営業拠点をもち、大都市では大企業層との取引も厚い。地方銀行との競合の観点では、中小企業取引において、地方では地元地方銀行と、大都市では、周辺府県から進出している地方銀行をはじめとした中小・地域金融機関と競合している。このような中、ある主要行は戦略的に大都市における拠点数を増やし、別の主要行はトランザクションバンキング⁸で競合行との機能差別化を図ろうとしている。何れにしても、主要行の法人営業に関しては、①営業エリア、②企業規模による顧客部門セグメント、そして③金利・非金利などの収益部門セグメントという3つの軸組みを基本として、人材をはじめとした資源配分を最適化して、収益極大化を目指すような経営戦略を進めている。

⁵ 本稿で主要行は、都市銀行全6行(みずほ、三菱東京UFJ、三井住友、りそな、みずほコーポレート、埼玉りそな)、信託銀行全6行(三菱UFJ、みずほ、中央三井、住友、野村、中央三井アセット)としている。

⁶ 金利収益は、貸出収益と預金収益に分けられるが、MUFGの2011年3月期決算説明資料からは、管理会計ベースで、貸出:預金はおおよそ3:1で計上されていることが参考になる。

⁷ 法人部門の前期比伸び639億円は、新規の貸倒引当減少(りそな640億円)に伴う与信コスト減による。

⁸ 金融ノウハウ、IT技術、人的資源を活用して、顧客の財務情報だけでなく、国内外の商取引(transaction)を電子的・統計的処理し、リスク・リターンに優れた貸出や新しい手数料収入を創出しようとしている。

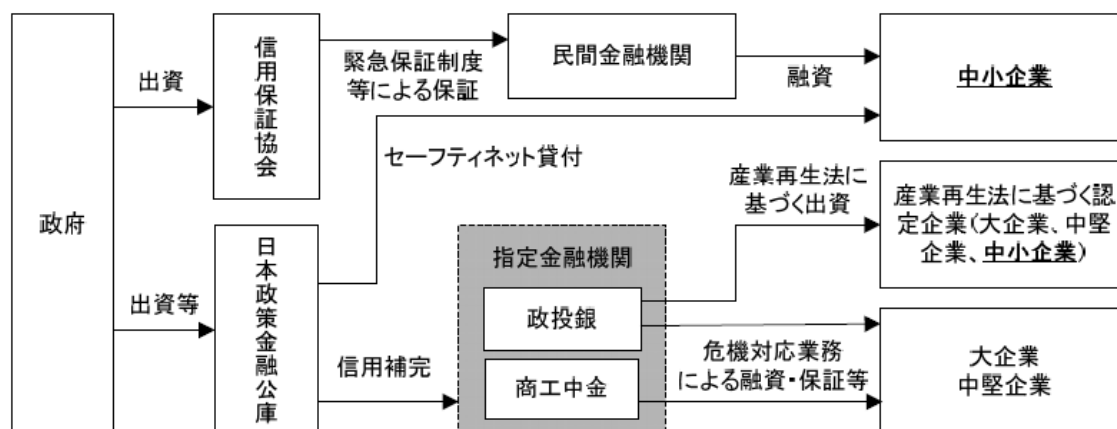
この数年の都市銀行ほぼ共通した施策の中で、効率化の視点から店舗を法人取引店とリテール店に仕分けし、中小企業取引を一部の法人取引店に集約する等の施策がとられたが、これは中小企業者の都市銀行をはじめとした主要行離れを促す結果となった。屋台骨の大都市で、法人取引店の再拡充、法人担当者の育成等の営業基盤の挺入れ・投資をしない⁹ことには、中長期的に収益基盤を毀損するとの声が上がっている。

主要行といえども、営業基盤や中小企業の実態掌握、顧客リレーションシップを軽視すると、地域金融における役割・存在感の低下、ひいては収益の低下に結びつく結果につながりかねない。

2.5 足下の中小企業金融円滑化の動き

「中小企業金融の円滑化への配慮」(第2項)もあり、2000年代中ごろから輸出を中心に景気が回復、中小企業の前向きな資金需要も見られはじめ、全国では貸出残高は増加する。しかし08年のリーマンショックにより、前向きな資金需要が急減、中小企業の資金繰りのひっ迫に対して、緊急保証制度と政府系金融機関によるセーフティネット貸出が実施された(図2)。さらには、返済条件の変更を許容する中小企業金融円滑化法も施行された。

図2 信用保証協会及び政府系金融機関による資金繰り支援(企業規模別)



出所) 国立国会図書館 調査と情報 ISSUE BRIEF 第655号「金融危機下における中小企業金融」(2009.10)

これら危機対応の諸施策の効果もあり、倒産は減少、工業生産も2009年を底に回復するなど、明るい兆しが出てきた矢先、2011年3月東日本大震災が発生した。

政府は、震災によるサプライチェーン混乱を打開するために、緊急保証制度を、原型のセーフティネットを全業種対象とすることで実質的に延長継続している。しかし、一方の中小企業金融円滑化法は2012年3月末で期限となっており、それまでに中小企業の業績が回復するかどうか、注視する必要があるだろう。また今後、震災からの復興が本格的になると、手厚い資金供給が必要になり、中小企業金融の役割がますます拡大することになる。

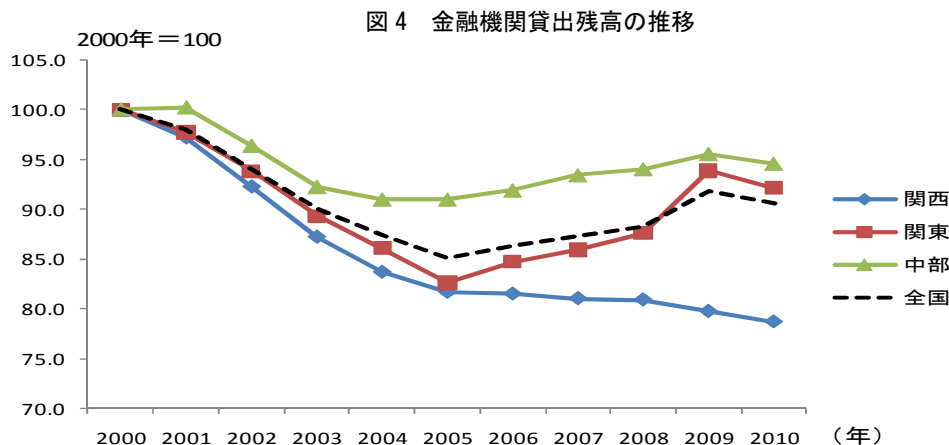
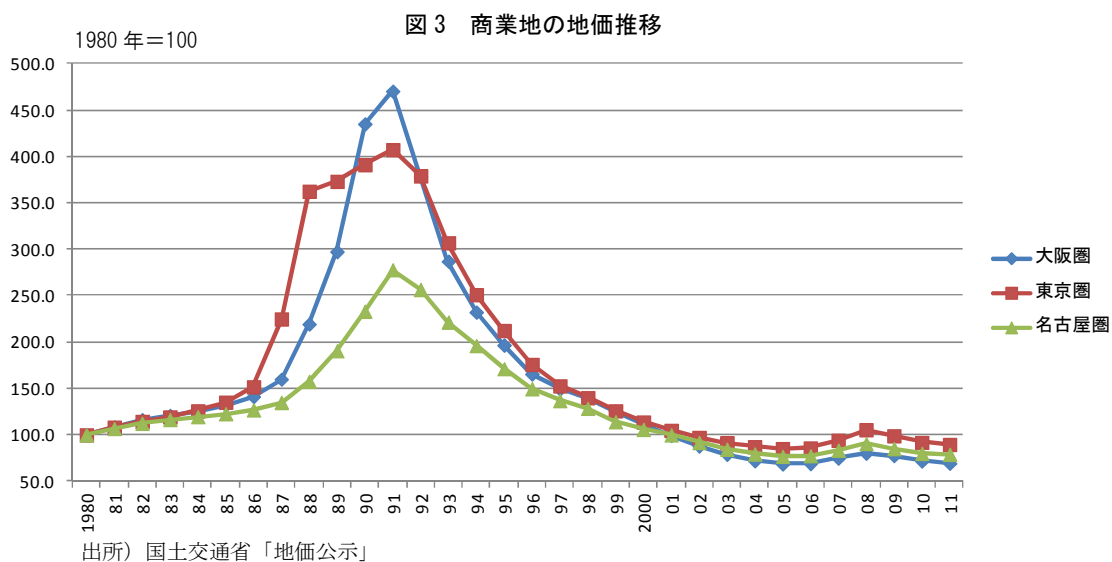
⁹ 商人の町でもある大阪は、顧客の要求レベルが高い。銀行営業においても、大阪では目先の利益から企業価値増大まで様々な企業ニーズに触れられ、銀行マンも育つという認識が、都市銀行の人事担当にはあった。

3 減少する関西の貸出残高

3.1 貸出残高（2000年以降）の状況

前節で整理、概観してきたように、この10数年間、政策誘導のもとで、中小企業に資金供給を行う地域金融を取り巻く環境は大きく変容した。関西においては、バブルの地価の高騰が激しかった分、その崩壊の傷も深く（図3）、金融機能の低下がその後の関西経済成長の低迷を招いている一因とも言えるのではないかと考えられている。

貸出残高のデータを見ると（図4）、金融再生プログラムの要請により金融機関が不良債権処理をすすめた2000年代前半は、全ての地域で貸出残高が減少している。問題は景気が外需を主導に回復し始めた2005年以降である。他の地域の貸出残高は増加に転じているのに対して、関西では減少幅は緩やかになったとはいえ10年間を通じて、貸出残高が低下するという特異な状況となっている。この間、全国に占める貸出残高の関西のシェアは18.2%から15.8%へ低下し、GDPの全国シェアを下回るようになった。



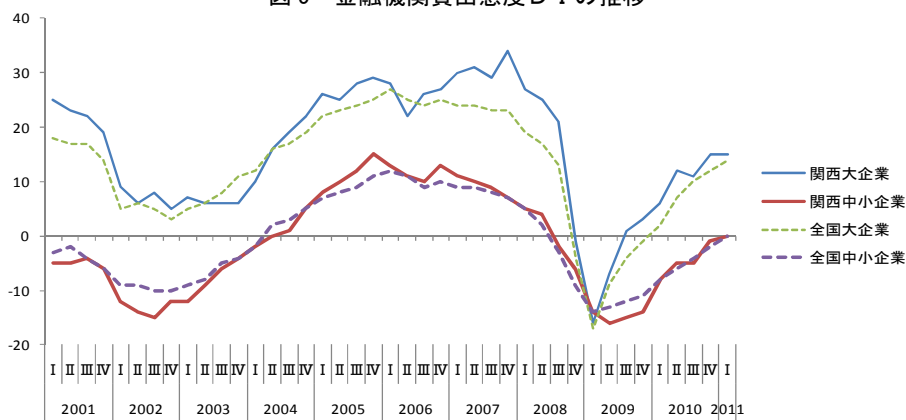
3.2 貸出残高減少の検証ポイント

1996年から4年ほどは、主要行中心に金融機関の不良債権処理額が高水準で推移したため（既出「表1」毎年度8兆円～13兆円）、貸出残高の減少は、金融機関側の事情によるものが大部分を占めたであろうことは想像がつく。しかし2000年代後半に入ると不良債権処理にめどが付き、積極性が見られるようになった。日銀「短観」の金融機関貸出態度DIを見て2000年代中ごろからの景気回復局面以降、軟化していることがわかる（図5）。にもかかわらず2000年代中ごろ以降の関西での残高の減少は、どのような要因によるものなのか？

関西における貸出残高減少の要因として、まず、貸し手側と借り手側、それぞれの要因が考えられる。つまり、貸し手側の金融機関が消極的であるか、もしくは借り手側の中小企業に資金需要が乏しいか、という点である。

さらに、地域金融を取り巻く環境の変化のなかで、中小企業と金融機関の関係も激変したと言われていることも踏まえて、次の第4節では、「貸し手側」、「借り手側」、そして、それらに「両者の関係」を加えた3つの視点から、2000年代以降の関西の貸出残高の減少の原因を探る。関西の中小企業金融の実態と課題を明らかにし、今後、関西経済の浮揚のための地域金融のあり方について検討する。

図5 金融機関貸出態度DIの推移



出所) 日本銀行大阪支店提供資料より加工

4 貸出減少要因の分析

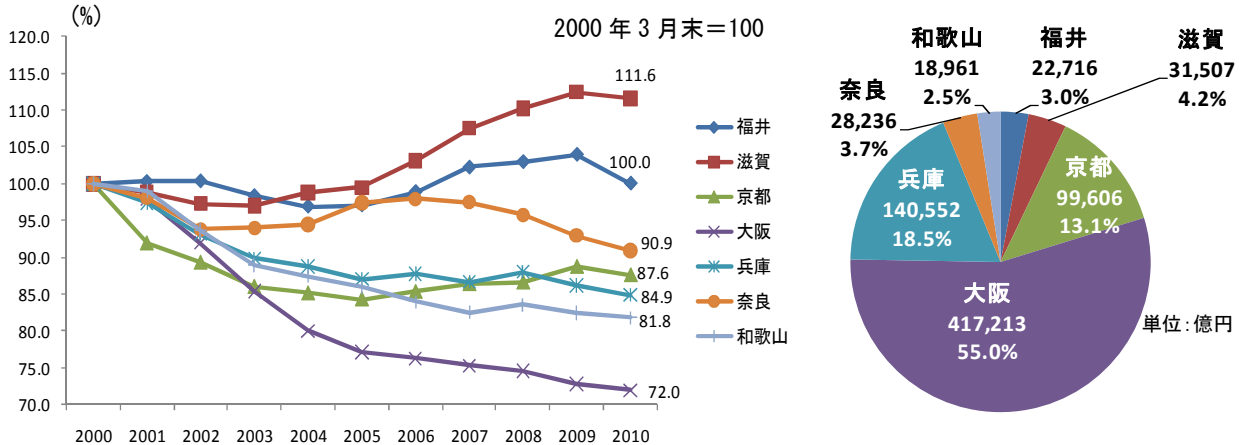
4.1 貸し手側の要因

4.1.1 関西の金融機関貸出残高の減少の実態

先述のように関西での金融機関貸出残高は2000年代を通じて減少を続けている。しかしこれを府県別に見ると様相が異なっている。

関西の府県別にこの推移を示したもの図6である。ここからは貸出残高の動向が府県別にかなり異なることが見受けられるが、特に関西の貸出のシェアで55%を占める大阪府の減少が顕著となっていることが分かる。

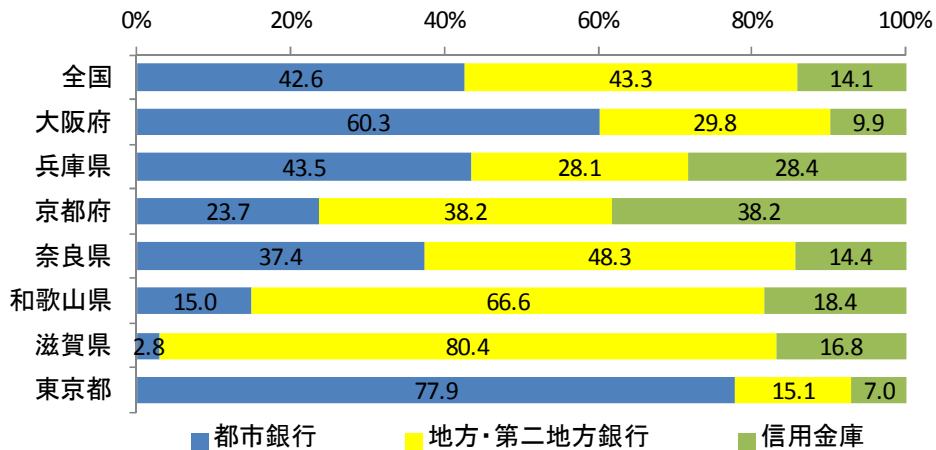
図6 関西の府県別金融機関貸出残高の推移



注) 対象は国内銀行(都銀、地銀、第二地銀、信託銀)と信用金庫貸出残高の合計値。
出所) 日本銀行、信金中央金庫資料より加工

関西の中でも府県別に見ると、金融機関業態別の貸出残高シェアは大きく異なる(図7)。全国の貸出シェア(都市銀行 42.6%、地方・第二地方銀行 43.3%、信用金庫 14.1%)を基準にして見ると、大阪の都市銀行は、東京のシェア 77.9%には及ばないものの、60.3%と高く、関西全体の都銀優位を特徴づける。兵庫・奈良は、都市銀行シェアは全国並み(それぞれ 43.5%、37.4%)だが、和歌山の都市銀行は 15.0%と低い。さらに大阪と隣接しない滋賀では、都市銀行残高は非常に少なく、地方銀行が 80.4%と圧倒的な地位にある。また信用金庫については、京都・兵庫の両県において大きなシェアを持っている(それぞれ、38.2%、28.4%)。

図7 金融機関業態別貸出残高シェア (2009年3月末)

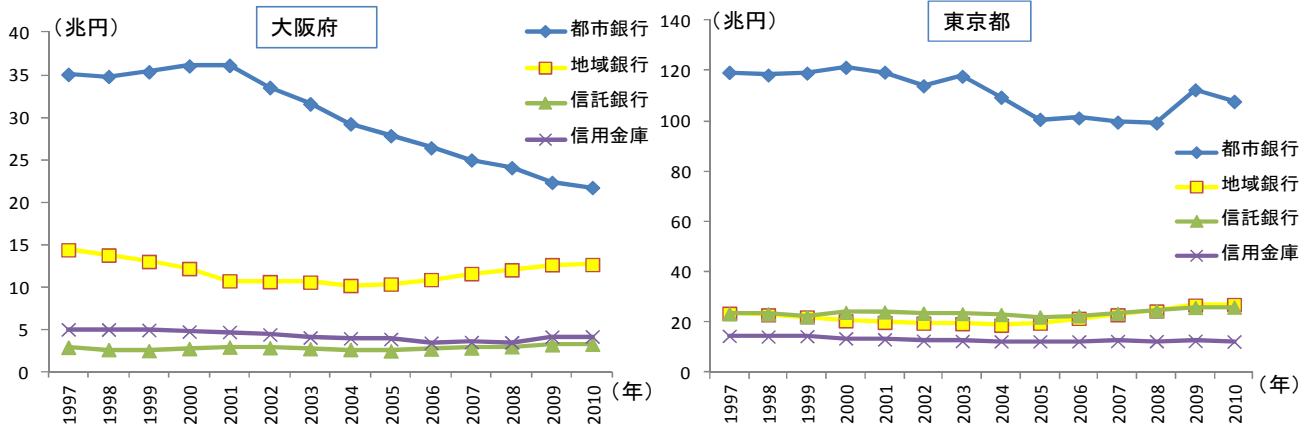


注) 信用組合や商工中金、労働金庫、JAバンク、政府系金融機関などは除く。信託銀行は都市銀行に含む。
出所) 日本銀行、信金中央金庫、各都府県統計年報などより加工

次に貸出残高の減少が大きい大阪府について、業態別に残高の推移をみると、都市銀行の貸出の減少が顕著であることがわかる(図8)。地方銀行や信用金庫の貸出は減っておらず、むしろ増加している。同じ時期の東京都の動向と比較すると差は歴然としている。

つまり、関西での金融機関貸出残高の減少は、関西の残高の半分を占める大阪府における都市銀行の貸出の減少が大きく影響していると言えよう。

図8 金融機関業態別貸出残高の推移



出所) 地域銀行とは地方銀行と第二地方銀行の合計。各年3月末の数値。
 全国銀行協会「金融」、信金中央金庫資料より加工

4.1.2 関西の金融機関貸出減少の原因

それでは、貸し手側から見た大阪府を中心とした貸出残高の減少の原因はどこにあるのか。そこに一つの明確な原因があるわけではなく、複数の原因が絡まれていると考えられる。ここでは貸し手側の原因として①勘定の付け替えと②金融機関の再編について指摘する。

①勘定の付け替え

金融機関の統廃合の結果、本店となった東京に重複した取引が寄せられ、大阪府内の事業活動に対する貸出であるにもかかわらず、貸出金の勘定を東京へ付け替えして、統計上、東京都内での貸出金に計上されるケースがある。さらに、企業の資金管理を担っている本社機能が東京へ移される動きや、資金効率や金融費用削減を目的に、企業の営業拠点や中小企業を含むグループ企業の資金調達が、東京の親会社/グループファイナンス会社に集中される動きに伴う貸出勘定の付け替えも活発化した。これらのため、貸出金に関する統計が地域の金融実態を十分に反映していない可能性も排除できないものの、銀行の統廃合と企業の東京本社への金融集中の影響は、大阪の貸出残高減少に大きな影響を及ぼしていると考えられる。ただ、最近では、個別行別の都道府県ごとの貸出金データの把握が難しくなっており、勘定の移動の実態を把握することは今後の課題である。

②金融機関の再編

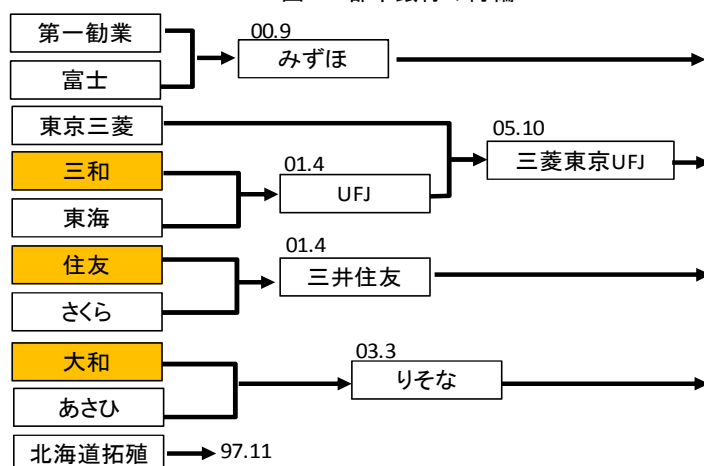
金融不安以降、都市銀行ではドラスティックな統廃合が行われた。金融不安前の1997年に10行あった都市銀行は、2004年には4グループに減少した(信託銀行、長信銀除く)。この時期は貸出残高が急減した時期と重なっている。統廃合は先述のように不良債権の処理やBIS規制の強化への対応のために銀行の体制そのものの合理化が不可欠となったことが要因とされている。

特に大阪では、かつては住友銀行、三和銀行、大和銀行の本社が置かれ、古くから三行

が激しい競争を繰り返し、融資分野では主要行と地銀・信金の分野までもカバーしていた歴史があった。その名残が大阪府での都銀のシェアの高さに表れている。都市銀行の再編は、店舗数を減少させるだけでなく、その本社機能が東京へ移ることによって、大阪府の貸出残高を減少させる一因になっていると推測される。この間の統合に伴って、銀行内部体制も大きな合理化がすすめられ、都市銀行の営業スタンスが大きく変化したと言われている。すなわち、B I S規制など国際基準の健全化を迫られた都市銀行は、融資決裁権限の東京本部への集約や決裁者の変更などにより、地域のきめ細かいニーズへの対応や、中小企業取引における「情報の非対称性」を補完するような引継ぎが、必ずしも円滑に進まなかったのではないかと考えられる。一方、金融庁の指導という形で、それまで以上に、地方銀行や第二地方銀行、信用金庫などが、地域に密着する機能を担ったのである。

さらに都市銀行の統合では、金融機関にとってリスク調整の観点から旧行が保有していた同一企業向け貸出残高を総額を減らすインセンティブになったと考えられる。また合併後の都市銀行は効率性の観点から法人取引店舗の集約をすすめたため、取引企業にとっては金融機関へのアクセスが遠くなったり、競合企業とのメインバンクの共通化を避けるという理由から地方銀行や信用金庫に取引を移すというケースも生まれた。これらの要因が大阪における都市銀行の融資残高の減少に大きな影響を与えたのではないかと考えられる。このように都市銀行の営業スタンスが変化をしたところに、後述するように、地方銀行や信用金庫が進出し、大阪における競争が激化したのである。

図9 都市銀行の再編



注) 信託銀行、長銀を除く。年月は持ち株会社や
 フィナンシャルグループ発足時。
 出所) 全国銀行協会資料より加工

4.2 借り手側の要因～中小企業の資金需要

貸出残高の減少は、出し手側だけに要因があるわけではない。ここでは借り手側の要因として、主として財務諸表データを調査することにより、財務面からの借入余力や資金需要の有無について分析する。

4.2.1 企業の流出（本社機能の流出）

近年関西では二重の空洞化が進んだ。企業の本社機能の東京集中と、生産機能の海外移転である。このような空洞化は貸出金の需要自体を減少させる。表4により、2001年から5年間の企業数の動向を見ると、大阪府や大阪市では確かに企業数の減少幅が大きくなっている。借入の窓口となる企業の本社数の減少が大きいことは、大阪の貸出残高の減少と密接な関係があると推定できる。

表4 地域別企業数の推移

| | 2001年 | 2006年 | 減少率(%) |
|-------|-----------|-----------|--------|
| 関西 | 246,603 | 228,633 | -7.3 |
| 関東 | 593,143 | 554,301 | -6.5 |
| 中部 | 226,788 | 213,947 | -5.7 |
| 全国 | 1,617,600 | 1,515,835 | -6.3 |
| 大阪府 | 121,646 | 110,202 | -9.4 |
| 東京都 | 270,828 | 255,400 | -5.7 |
| 愛知県 | 96,076 | 91,412 | -4.9 |
| 大阪市 | 67,201 | 59,575 | -11.3 |
| 東京都区部 | 230,975 | 217,744 | -5.7 |
| 名古屋市 | 42,328 | 39,409 | -6.9 |

注) 企業とは単独事業所企業と本社・本店・本所の合計数。当調査の地域区分は、
 関西＝福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の2府5県、
 関東＝茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県の8都県、
 中部＝長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県の5県。
 出所) 総務省「事業所・企業統計調査」

4.2.2 関西の中小企業の財務内容

金融機関の貸出審査において、企業の財務指標は、一つの大きな判断材料となる。貸出残高を減少させているのは関西の中小企業の財務内容が芳しくないからではないか、ここでは、関西の中小企業の財務内容を中小企業庁「中小企業実態基本調査」(2003年度～2008年度決算)(以降、中小企業庁調査と呼ぶ)から算出し、他地域と比較することで、関西の中小企業に融資を受けることができる健全性があるか、また借入金水準から今後の追加借入余力があるかどうか分析する。

① 中小企業の健全性

景気変動などの短期的影響を排除するため、中小企業庁調査の2003年度～2008年度の財務諸表を用いて、その平均値を算出し、財務指標を地域別に示したものが表5である。これを見ると、関西の中小企業は総じて財務内容は良く、健全であることが分かる。安全性の基本となる自己資本比率は全国平均や関東と比べて高く、短期の返済能力を表す当座比率や流動比率も他地域より余裕がある。さらに人件費負担が軽く、収益率も高い。資本装備率が高いため、生産性も他地域を上回る。

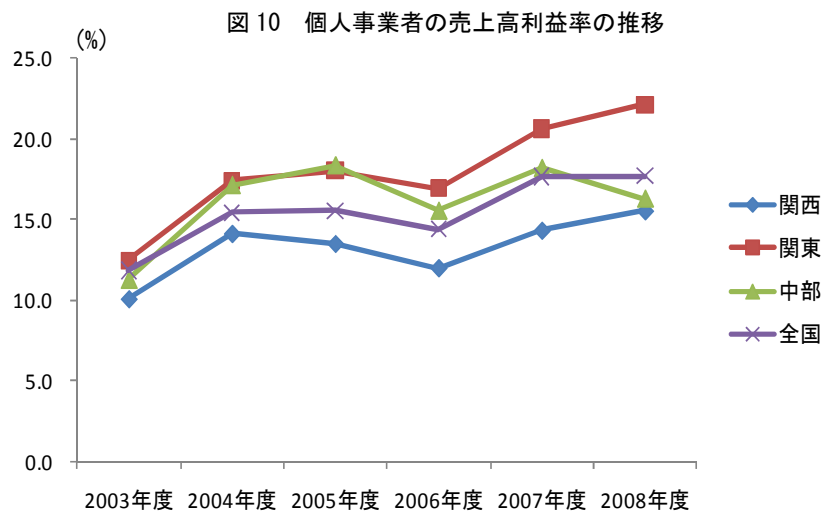
表5 中小企業の財務指標

| | | 関西 | 関東 | 中部 | 全国 |
|---------------|--------------------|-------|-------|-------|-------|
| 収益性 | | | | | |
| 総資本経常利益率(%) | 経常利益/総資本 | 3.1 | 3.1 | 3.1 | 2.9 |
| 売上高経常利益率(%) | 経常利益/売上高 | 2.6 | 2.4 | 2.5 | 2.3 |
| 人件費対売上高比率(%) | 人件費/売上高 | 16.4 | 17.5 | 17.0 | 17.1 |
| 金融費用対売上高比率(%) | 支払利息割引料/売上高 | 0.73 | 0.68 | 0.56 | 0.67 |
| 受取勘定回転期間(月) | 受け手・売掛金/月商 | 1.9 | 1.7 | 1.8 | 1.7 |
| 生産性 | | | | | |
| 従業員当たり売上高(万円) | 売上高/従業員数 | 2,363 | 2,165 | 2,237 | 2,112 |
| 資本装備率(万円) | 土地除く有形固定資産/従業員数 | 364 | 330 | 345 | 327 |
| 従業員当たり人件費(万円) | 人件費/従業員数 | 242 | 236 | 226 | 224 |
| 安全性 | | | | | |
| 当座比率(%) | (現預金+受け手・売掛金)/流動負債 | 97.0 | 87.8 | 84.7 | 88.0 |
| 流動比率(%) | 流動資産/流動負債 | 146.8 | 135.1 | 135.1 | 135.9 |
| 借入金回転期間(月) | 短期借入金/月商 | 1.36 | 1.44 | 1.29 | 1.39 |
| 固定長期適合率(%) | 固定資産/(自己資本+長期借入金) | 78.5 | 84.9 | 82.5 | 83.5 |
| 自己資本比率(%) | 自己資本/総資産 | 29.2 | 28.1 | 30.2 | 28.2 |

注) 2003年度～2008年度決算の平均値。

中小企業庁調査の地域区分は、関東＝茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡
中部＝富山、石川、岐阜、愛知、三重
出所) 中小企業庁「中小企業実態基本調査」より加工

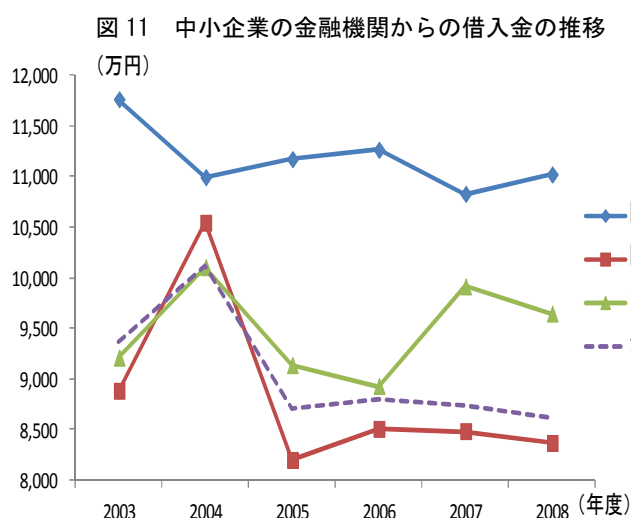
このように関西の中小企業は財務内容を見る限りでは健全度が高く借入に支障はないと考えられる。しかしこのデータはあくまでも法人のデータであり、個人経営企業(いわゆる個人事業者。以下同じ)は含まれていない。2009年版関西経済白書でも指摘したように、関西は個人経営事業所の割合が52.3%となっており、関東(42.4%)、中部(49.3%)、全国(47.8%)と比較して高いという特徴がある。個人事業者は、個人資産との区別がつきにくく、財務把握がしにくいという問題があり、金融機関からの(公的保証をつけない)新規融資は法人よりも受けにくいのが現状であろう。さらに中小企業庁調査の個人事業者のデータを用いて利益率を算出すると、関西の個人事業者の収益性は他地域と比較して若干低いことが分かった。



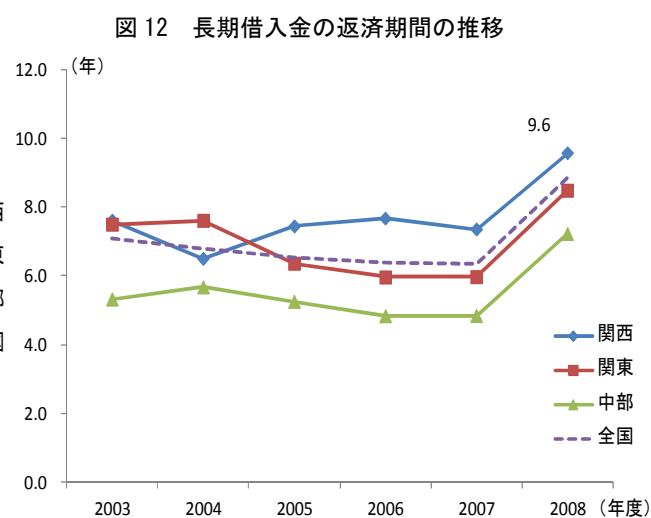
出所) 中小企業庁「中小企業実態基本調査」

②借入状況

このように関西の中小企業は、個人事業者は別として、多くの財務指標から判断して健全性は問題ないと言えるが、それでは借入余力があるのか、既存の借入金の状況を見る。図 11 は金融機関からの借入金額の推移を見たものである。関西の中小企業の借入金は他の地域に比べ大きいことが分かる。さらに先述の図 5 から、金融費用対売上高比率も関西では 0.73%と、他地域と比べ最も高いことから借入残高が大きいことが分かる。さらに、長期借入残高を返済原資である税引き後当期利益と減価償却費の合計で除して、返済期間を算出し、その推移を見ると（図 12）、関西は他の地域を上回っており、返済期間が長期化する傾向にある。このようなことから関西の中小企業は既に借入金の水準が過大であることが分かる。



注) 長期、短期借入金合計。
出所) 中小企業庁「中小企業実態基本調査」



注) 返済期間 = 長期借入金 / (税引き後当期利益 + 減価償却費)。
出所) 中小企業庁「中小企業実態基本調査」

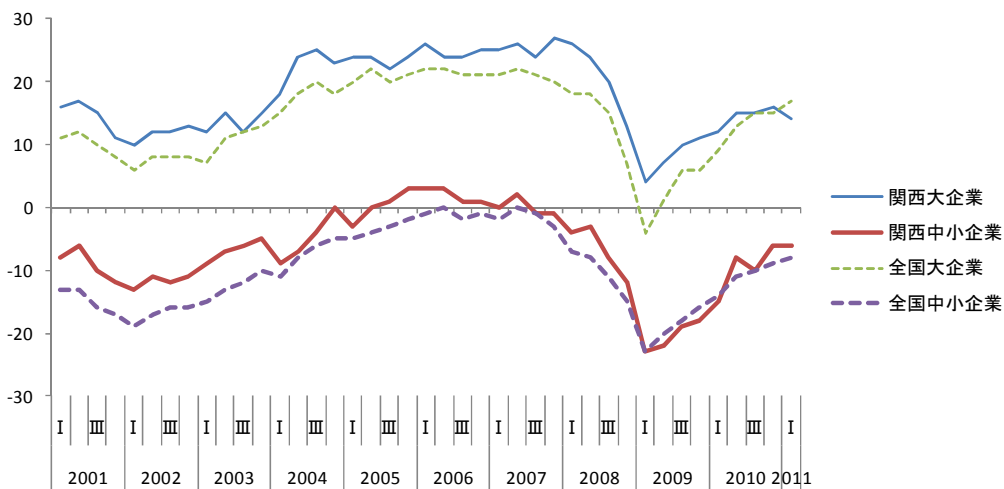
これらのことから、関西の中小企業は財務内容は健全であるが、既に借入金が大きく、他の地域に比べて新規借入れ余力が乏しい可能性があることがうかがえる。

4.2.3 関西の中小企業の資金需要

次に、関西の中小企業の資金需要について考察する。2009 年版関西経済白書では、中小企業庁調査の 2007 年度決算から、関西企業は域外への企業間信用(売)が発達していることで、他地域と比べて運転資金としての必要額が大きいことを示した。

しかし 2001 年からの日銀「短観」のデータを見ると（図 13）、全国と比べて関西で中小企業の資金繰りが取り立てて逼迫しているわけではなく、むしろリーマンショック直後を除いて全国よりも資金繰りは良いことがわかる。運転資金が大きいのに資金繰りが逼迫しないのはなぜか、中小企業庁調査の財務データ等から分析する。

図13 資金繰り判断DIの推移

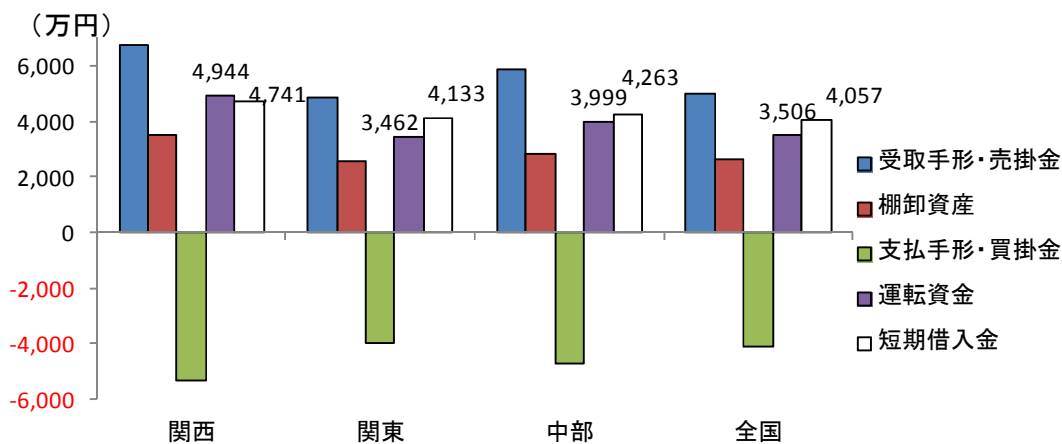


出所) 日本銀行大阪支店「短観」

中小企業庁調査の2003年度～2008年度決算データから、平均の運転資金（受取手形、売掛金＋在庫－支払手形、買掛金）を算出すると、関西の中小企業は4,944万円となっており、関東（3,462万円）、中部（3,999万円）、全国（3,506万円）と比較して、やはり突出している（図14）。

それら運転資金は、一般的に現預金を別にして短期の借入金で賄われることが多い。そこで調達側の短期借入金を見ると、関西、関東、中部、全国でそれぞれ4,741万円、4,133万円、4,263万円、4,057万円となっており、関西だけ短期借入金の額の方が運転資金より少なく、カバーできていない資金需要があるということになる。ではどうして関西の中小企業は資金需要が逼迫していないか、それは長期借入金も含めて考えることが必要である。

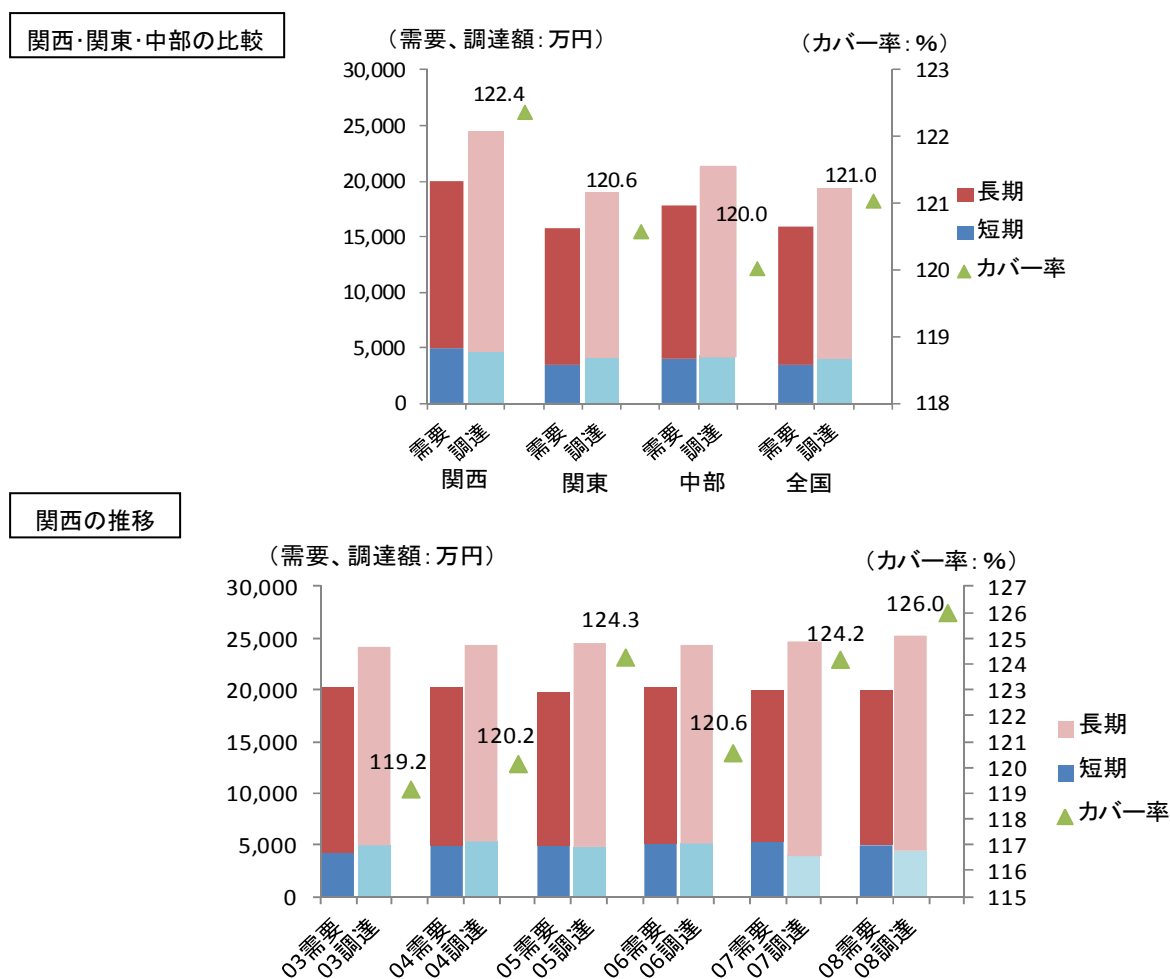
図14 運転資金と短期借入金の状況（03年度～08年度平均）



出所) 中小企業庁「中小企業実態基本調査」より加工

短期資金需要を財務諸表から求めた運転資金額、さらに長期資金需要を同表の固定資産額と仮定し、それに対する調達を短期借入金と長期借入金+社債+自己資本として、需要と調達のバランスを見ると、図 15 になる。関西では短期では需要超過となっていたが、長期では調達超過が大きく、結局長期短期合計では、調達超過となっており、しかもその超過割合が他地域と比較して最も大きく、さらに年々カバー率が高まる傾向にある。

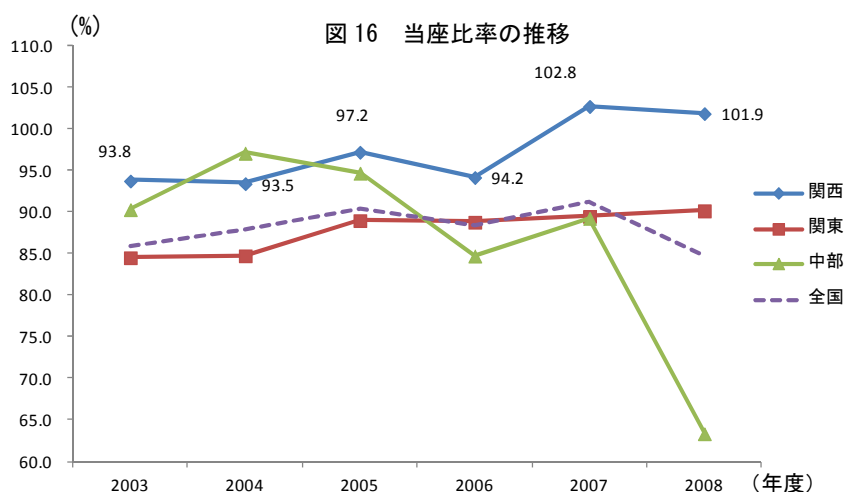
図 15 長期・短期の資金需要調達のバランス (03 年度～08 年度平均)



出所) 中小企業庁「中小企業実態基本調査」より加工

短期の資金需要を返済期日が遠く安定的な長期の調達で賄われているということは、より資金的に余裕があるということになり、このことから関西では運転資金需要額は大きいものの、資金需要は切迫していないということにつながっているのではないかと考えられる。

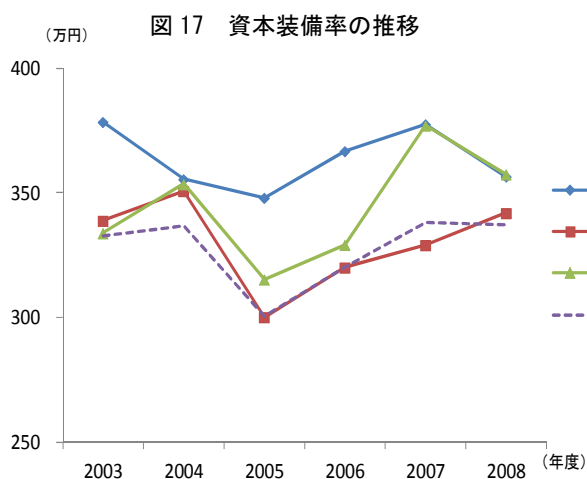
短期の借入金返済能力を示す、当座比率の推移を見ても (図 16)、関西は 100% を超える高水準を保っており、平均的には短期的資金ショートの可能性は低い。



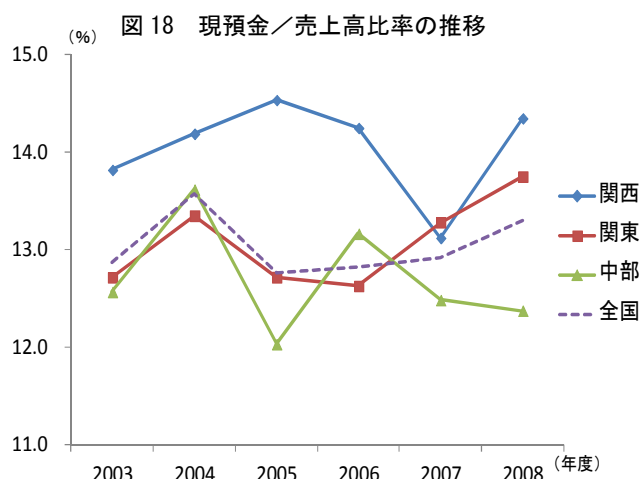
注) 当座比率 = (現預金 + 受取手形・売掛金) / 流動負債
出所) 中小企業庁「中小企業実態基本調査」より加工

次に、長期の資金需要について考える。長期資金需要の代表が設備投資である。関西の中小企業の資本装備率（土地を除く有形固定資産／従業員数）の推移を見ると（図 17）、他地域よりも高くなっている。従って財務データだけから判断すると、関西の中小企業は新たな設備投資需要が低いのではないかと推定される。

さらに現金・預金を売上高で除してその比率の推移を見ると（図 18）、関西の中小企業は、他地域に比べて現預金は潤沢で、しかも、調達は長期の比較的安定な資金である。



出所) 中小企業庁「中小企業実態基本調査」より加工



以上から、財務データから判断する限りでは、関西の中小企業は、他地域に比べて新たな資金需要をそれほど必要としていないということが推定できる。このことが、中小企業側の事情として関西の貸出残高の減少に影響を与えていると考えられる。

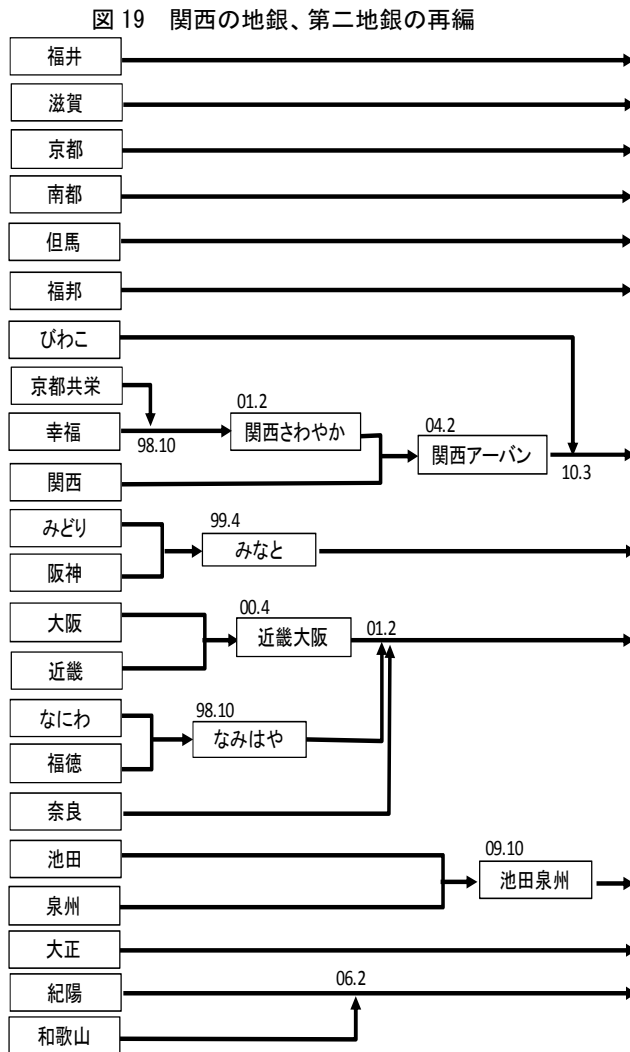
また、これ以外にも大阪を中心とした関西はその 2000 年代後半の景気回復が全国より弱かったことが貸出残高の減少に大きく影響していると考えられる。

4.3 貸し手と借り手の関係

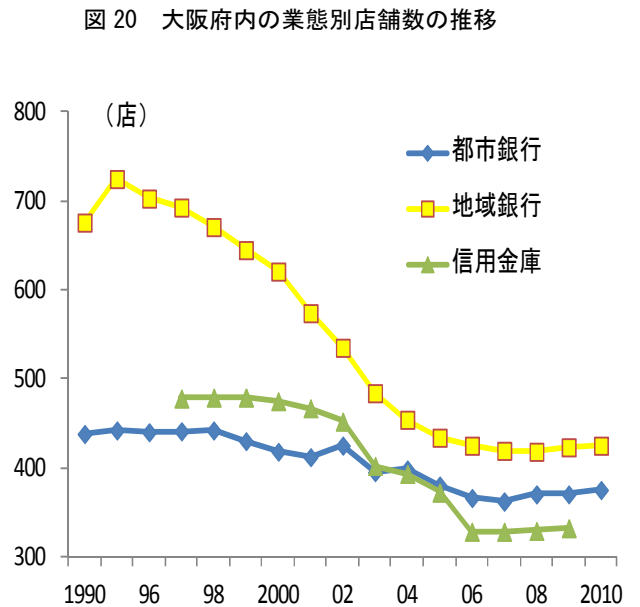
関西の地域金融は貸し手側、借り手側双方に貸出残高を減少させる要因があることが分かった。ここでは両者の関係の変化を分析し、関西の中小企業金融の全体の課題を明らかにする。

4.3.1 大阪はオーバーストッキングか？

2000年代を通じて、金融機関の統合・再編により、金融機関の店舗数は減少した。特に関西では都市銀行の統合による本社機能の東京移転に加えて、第二地方銀行を中心に、ドラスティックな再編が行われ(図19)、特に大阪府内では、金融機関の店舗数は2000年代前半に大きく数を減らした(図20)。関東・中部との比べても(図21、図22は参考)、関西に本社を置く地方銀行と第二地銀の減少は際立っていた1997年の22行から、2010年初には13行へと激減したのである。



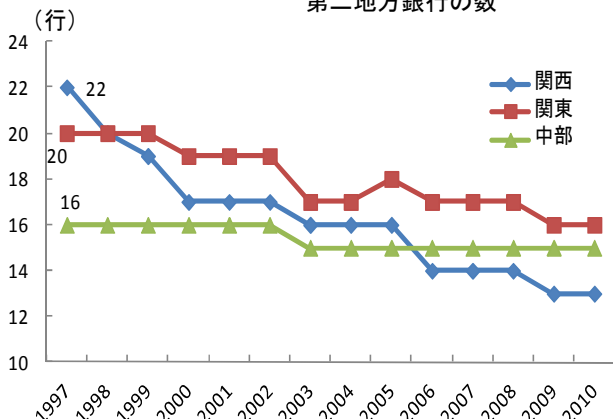
出所) 年月は持ち株会社やフィナンシャルグループ発足時。
全国銀行協会資料より加工



注) 地域銀行とは地方銀行と第二地方銀行の合計。
出所) 全国銀行協会「金融」、大阪府統計年鑑より加工

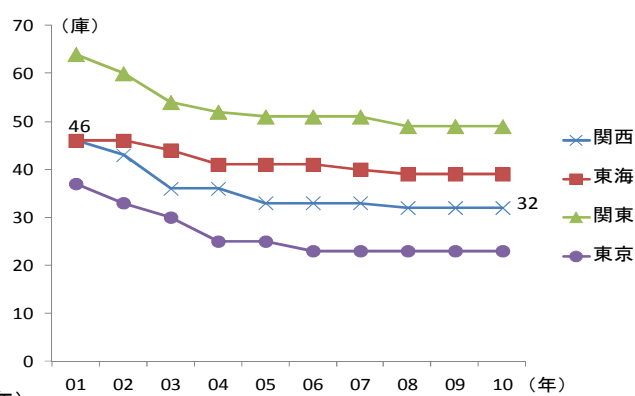
図 21 本店を置く地方銀行と

第二地方銀行の数



出所) 全国銀行協会資料より加工

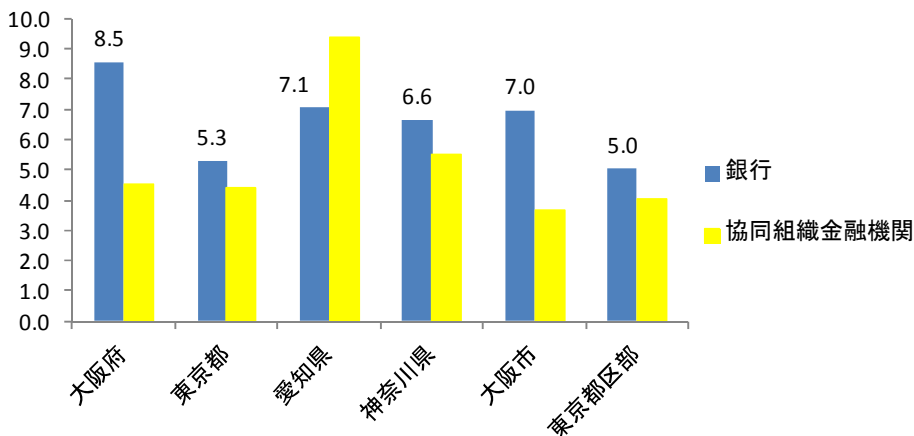
図 22 本店を置く信用金庫の数



注) この場合、関東には山梨、長野、新潟を含む、東海は静岡、愛知、岐阜、三重の4県、関西は福井を除く。
出所) 信金中央金庫「全国信用金庫概況」より加工

このように大阪における金融機関の店舗数は大きく減少したが、一方で、借り手である企業も図 23 のように大きく減少している。しかし両者のバランスはどうなのか、企業数当たりの金融機関の事業所数を算出したものが図 23 である。これを見ると資金需要決定部門がある企業本社（単独事業所を含む）の数と比較して大阪府は銀行の数が相対的に過剰気味であることが分かる。

図 23 企業 1,000 社あたり金融機関事業所数（2006 年）



出所) 総務省「事業所・企業統計調査」より加工

4.3.2 大阪を舞台とした中小・地域金融機関の積極的な出店と競争

以上のように、大阪府では、金融機関の数は他地域に比べて過剰気味である。にもかかわらず大阪府では、全体の貸出残高が減少している。これは借り手側の事情として、先述のように資金需要が乏しいこと、及び中小企業については既存の借入れが大きく、追加融資の余地が限られることを理由として挙げた。

資金需要が乏しく、借入可能企業が少ない大阪において、多い金融機関が存在するということは、金融機関の競争が激しいことが推測される。

現在大阪は、関西の金融機関にとって融資争奪の激戦地区となっている。先述のように、かつて住友、三和、大和の本店が存在し、地域中核行として、中小金融もこれら大手都市銀行が担ってきたが、都市銀行の統合再編により、大阪を地盤とする大手銀行の本社機能が東京へ移転、また法人向け店舗を集約、地域密着の営業スタンスを転換した。さらに合併行ではリスク調整が行われ、結果として貸出残高を減少させた。そこへ大阪府以外の地域銀行が優良企業を求めて進出し、少ないパイを巡って融資競争が始まっているのである。地域の金融機関はここ 10 年で再編が進み大幅に減少したが、規模と領域の拡大に見合う業容拡大を実現するには、地盤の府県の境界を越えて、取引拡大を目指さざるを得ないという事情がある。

実際に、ここ数年、関西では地方銀行や信用金庫、信用組合で合併による広域化や、定款変更による越境での出店が相次いでいる。2010 年 3 月に合併した関西アーバン銀行とびわこ銀行、同年 5 月の池田銀行と泉州銀行、さらに信組でも同年 10 月に合併した大阪協栄信用組合（大阪市）と富士信用組合（神戸市）は、地域を越えた金融機関の広域化の例である。また京都銀行は滋賀県や尼崎市、吹田市、高槻市などに新規出店をしてきた。さらに 2011 年以降も東大阪市や交野市、池田市、摂津市など既存の中小・地域金融機関の本拠地にも新規出店を加速する。さらに、京都信用金庫は 2010 年 4 月に枚方市に大阪本部を設置、さらに 2011 年 1 月には門真市に法人向け融資特化店舗を開設するなど企業層が厚い大阪府に融資攻勢をかけている。

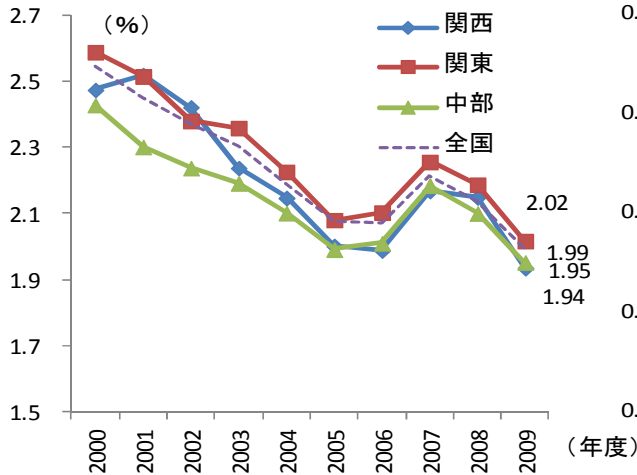
4.3.3 競争の問題

大阪を中心としたこのような金融機関の競争は、借り手側企業にとって、選択肢の拡大や、より有利な条件で資金調達ができる可能性があるなどのメリットもあるが、地域の金融システム安定という面では、いくつかの問題も発生している。

①利ザヤの縮小による金融機関の体力の消耗

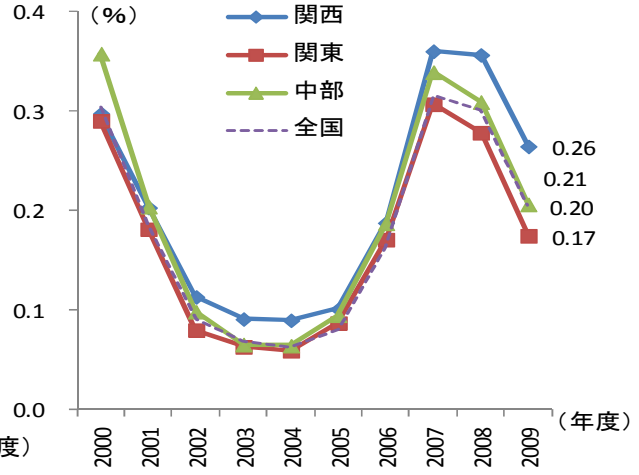
関西で金融機関が貸出競争を増していることは金融機関の財務諸表にも表れている。全国銀行協会の「全国銀行財務諸表分析」から 2000 年度～2009 年度の個別銀行ごとの財務諸表を合計し、地域ごとに平均貸出金利を求めると図 24 になる。関西は 2001 年頃、他の地域と比べて高い金利水準を保っていたが、その後金利が急低下しており、現在では低利で有名な「名古屋金利」が適応されている中部をも下回っている状況である。このことから低金利による融資争奪となっていることが裏付けされる。さらに同財務諸表から預金金利を算出したものが図 25 である。ここでは関西の預金金利は他地域に比べて高いことがわかる。これは預金者の選択眼の厳しさなど地域性も大きく影響していると考えられる。結果、2000 年以降の貸出金利から預金金利を差し引いた利ざや（市場からの調達を無視する）の推移を見ると、関西の金融機関は他地域と比べて利ざやの低下が激しいことが分かる。金利競争が、関西の中小・地域金融機関の体力を消耗させたり、主要行の地域戦略においてもマイナスに働いていることがうかがえる（図 26）。

図 24 地域金融機関の貸出金利の推移



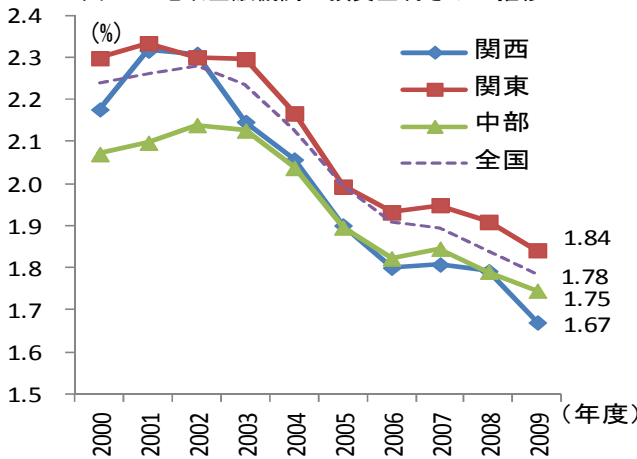
注) 貸出金利=受取利息/貸出金(正常債権)
 地域金融機関=地方銀行+第二地方銀行
 出所) 全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析」より加工

図 25 地域金融機関の預金金利の推移



注) 預金金利=支払利息/預金(当座を除く)
 地域金融機関=地方銀行+第二地方銀行
 出所) 全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析」より加工

図 26 地域金融機関の預貸金利ざやの推移



注) 預金・貸出金利差(貸出金をはじめとする運用資金の利回りと、預金・債権などを調達するためにかかる費用との利回りの差)を、簡単のため「貸出利回り-預金利回り」として求めている。
 出所) 全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析」より加工

②保証協会保証を活用した借り換え競争

金融機関は、既存取引先が設備投資等に伴う資金調達に消極的であれば、新規先の開拓に向かう。成長が期待できる中小零細企業との新規取引を狙う必要も出てくる。その場合、自行での融資実績がないため、プロパー貸出の審査に時間がかかったり、貸倒リスクを高く見積もらざるを得ないケースがある。そのような場合に、各地の信用保証協会の保証を付けた融資に頼ることは多い¹⁰。図 27、28 は全国銀行と信用金庫の貸出残高に占める保証協会保証残高の比率・残高であるが、愛知県や東京都では全国的に危機回避から公的保証の

¹⁰ リスクアセットの圧縮という財務面のメリットからも、金融機関側では、プロパー貸出より保証協会保証付貸出が優先的に検討されることが多い。1社あたりの保証協会の枠は限られることから、金融機関が競合状態にある大阪などでは、保証協会融資枠の争奪戦が繰り広げられることになる。

重要性が高まったリーマンショック後に比率の上昇がみられるのに対して、大阪府はそれ以前から上昇傾向にあることが分かる。また、図 29 を見ると、関西はもともと代位弁済比率が高かったが、リーマンショック後に保証協会貸出を伸ばした東京都、愛知県ほどは、代位弁済率は悪化せず、地域差は縮小したと見て取れる。

図 27 総貸出額に占める保証協会保証の割合

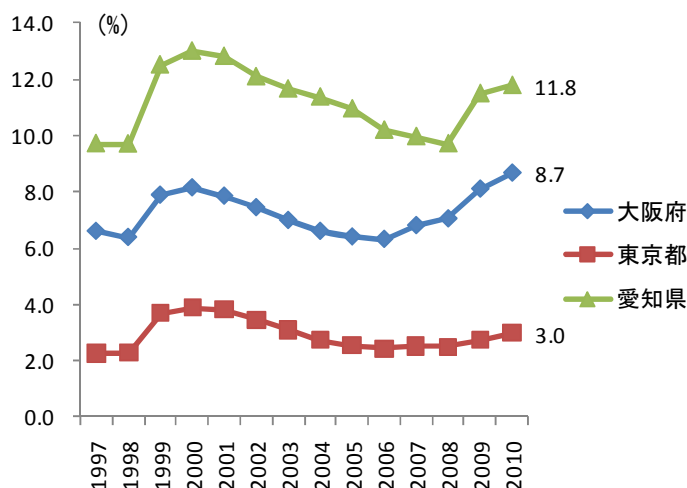
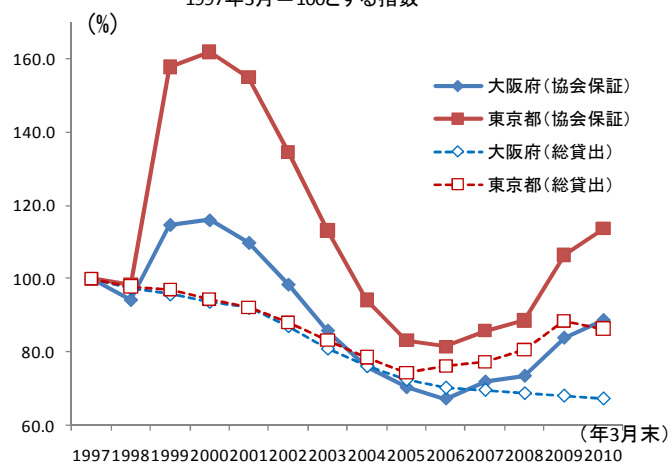
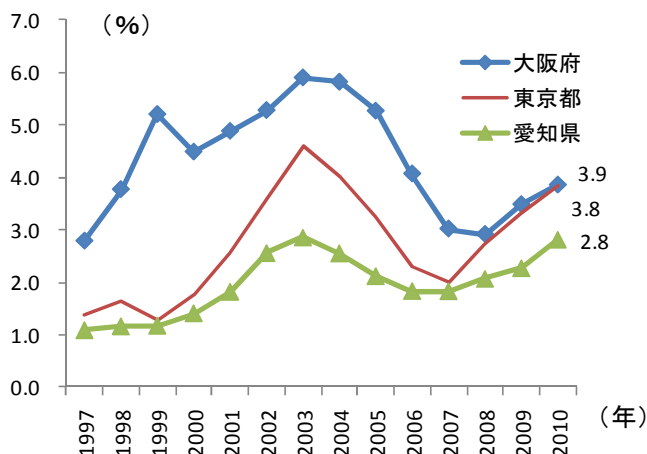


図 28 保証協会保証残高と総貸出残高の推移
1997年3月=100とする指数



注) 大阪府には大阪市信用保証協会を含む。愛知県には名古屋信用保証協会を含む。
98年及び2008年以降急激に上昇しているのは、それぞれ特別保証制度、緊急保証制度の導入があったため。
出所) 日本銀行、信金中央金庫、各都府県の統計年鑑、各地の信用保証協会資料より加工

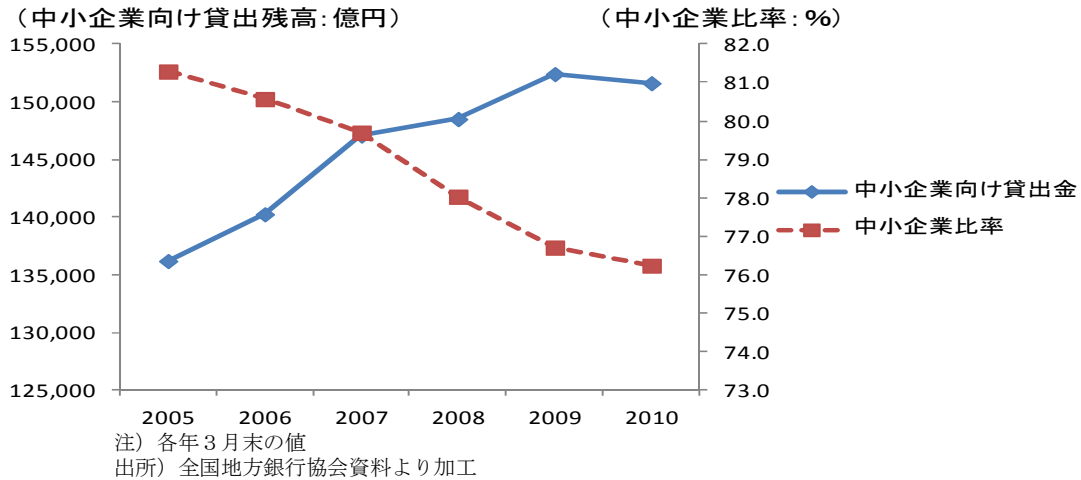
図 29 保証協会保証有志の代位弁済率の推移



注) 大阪府には大阪市信用保証協会を含む。愛知県には名古屋信用保証協会を含む。
出所) 各都府県の統計年鑑、各地の信用保証協会資料より加工

先述のように都市銀行が融資を減らす一方、地域銀行は融資残高を増加させている。特に、関西2府5県に本店を持つ金融機関の中小企業向け融資残高を見ても確かに増加していることが分かる。しかし、大企業や地方自治体向け融資を含む全融資残高に占める中小企業向け融資比率の推移を見ると、ここ最近そのシェアは減少している(図 30)。

図 30 地域金融機関の中小企業向け貸出金と全貸出に占める比率



5 関西の法人金融の今後のあり方

5.1 関西の法人金融の課題

第2節～第4節での分析をもとに、関西の法人金融の課題を整理する。関西では、資金需要の窓口となる本社の減少と設備投資意欲の減少により中小企業の資金需要が乏しい。さらに中小企業は過去に借り入れた長期借入金が過大であり、新たな長期資金の借り入れ余力も限られるという事情がある。一方で、関西ではこれまで大阪を中心に地域金融を担ってきた都市銀行は統合により本社機能が東京へ移転し、金融機関の再編が加速するとともに、少ない資金需要、少ない優良企業を巡って地域銀行の越境による業容拡大競争が見られる。結局これらのことが、大阪を中心とした関西の貸出残高の減少の要因の一つとなるとともに、金融機関同士の過当競争となって利ざや低下させて、中小・地域金融機関の体力消耗や、中小企業に望まない取引銀行変更を強いるような、地域の金融安定性を損なう結果となっている。

5.2 関西の法人金融の今後のあり方

都市銀行が地域中核行であった大阪では、都市銀行の再編により、地域に密着した中小・地域金融機関の果たす役割は今後重要性を増す。今後、地域の金融機関は、低金利を提示して他行肩代わりなど過去の資金需要を狙うのではなく、新たな資金需要を創出することから支援をしていくことが必要である。一方、主要行は、中小企業マーケットにおける存在感の低下に対して、危機感をもって取組む時機に来ていると思われる。

2003年から中小・地域金融機関に対して推進と報告が求められた「地域密着型金融（リレーションシップバンキング）」は、従来の担保に依存する資金供給のみという地域金融の役割を改め、①企業のライフサイクルに応じた支援の一層の強化、②事業価値を見極める融資手法、③地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献を主眼とした取組を求めている。これに対して中小・地域金融機関側も中小企業に適した資金供給手法を目指

し、ビジネスマッチングや創業・事業再生支援など非金融サービスと取引先の事業価値を見極めながらの資金供給などの取組みを始めている。これらの取組みこそが、新たな資金需要を創出するこれからの中小・地域金融機関の役割である。

実際、全国の例では、新製品開発に対して大学や公設試験研究機関の技術をつなぐなどの産学官連携のコーディネーターや事業承継支援、ビジネスマッチングなど、各行庫様々な手法で実施している。関西では、今後需要が高まる新興国への進出に際しての金融支援は当然のこと、コンサルティング機能を付加したサービスで、中小企業のアジア進出を支援する動きが始まっている。

2009年からは京都銀行は伊予銀行や山陰合同銀行など数行の地銀と共同で、中国大連市や上海市で合同商談会を開催している。また池田泉州銀行は日本の地銀で中国の蘇州に唯一駐在員事務所を置くが、合併時にアジアチャイナ本部を新たに設置、取引先の中国進出を支援しており、設置後2カ月で海外進出に関する相談が3,000件以上寄せられている。また滋賀銀行では、2011年2月に、香港支店で法人向けの人民元建て業務を開始した。これは日本の地銀では2例目となる。他にも京都銀行や池田泉州銀行、大阪市信用金庫などが人民元建ての貿易決済業務を開始した。

関西では、アジアとのつながりが深い企業が多い。そのような取り組みに注力していくことで、やがては自らの業容拡大と収益力の向上が図られるとともに、結果として関西中小企業の活性化につながっていくと考えられる。

【参考文献】

総務省「政府金融機関等による公的資金の供給に関する政策評価書」(2003.6)

経済産業研究所「地域銀行のガバナンス」(2006)

専修大学都市政策研究センター論文集第1号〈119〉「金融庁によるリレーションシップバンキングは中小地域金融機関の経営にいかなる影響を及ぼすか」小藤康夫(2005.3)

国立国会図書館 調査と情報ISSUE BRIEF第534号「政策金融改革」(2006.4)

国立国会図書館 調査と情報ISSUE BRIEF第655号「金融危機下における中小企業金融」(2009.10)

第1章補論 関西2府5県中小企業の資金需要推計

古田 永夫

1 はじめに

関西における地域金融の実態を考える上で、需要者側の資金需要、特に中小企業の資金需要の動向を見ておく必要があると考えた。経済活性化に向けて企業活動を活発させるための重要な要素として、リレーションシップ・バンキングなど積極的な資金供給への取り組みが為される一方で、金融機関の現場からは「貸したいのは山々であるが貸す相手が無い」という声が聞かれた¹。

関西地域の企業の資金需要の動向がどのようなものであったか直接示す統計資料は現在のところない。金融機関が貸出した結果としての地域別金融機関貸出残高は公表されているものの、地方公共団体や諸費性個人への貸出を含み、企業の実需資金需要を直接示すものではない。そこで、公表されている府県別の中小企業の財務指標データから域内の中小企業の資金需要の算出を試み、バブル以前から現在に至る動向を見てみた。

1.1 資料について

まず財務指標であるが、都道府県別で業種別の中小企業の財務データで上記期間をカバーできるものとして、TKC経営指標²を利用した。TKC経営指標での財務データは、中小の法人企業について、日本標準産業分類に従い大分類項目ごとに指標化されている。

資金需要推計の対象業種として建設業、製造業、運輸・通信業、不動産業、サービス業および卸売業、小売業、飲食店の項目を使用した。

年版については、府県別に業種毎の事業所数が把握できる以下のものを利用した。

- 1987年版(S62年版)/1986年1月期～12月期
- 1992年版(H4年版)/1991年1月期～12月期
- 1997年版(H9年版)/1996年1月期～12月期
- 2002年版(H14年版)/2001年1月期～12月期
- 2007年版(H19年版)/2006年1月期～12月期

次いで当該府県別会社企業数であるが、把握できる資料として、事業所企業統計調査(経済センサス)を使用した。基本的に調査が5年おきのため、バブル以前まで遡るものとして、以下の年度のものを利用した。

¹ 2003年度、近畿財務局で四半期ごとに開催された地銀系シンクタンクの情報交換会で、筆者が地銀系シンクタンク参加者より聞きとる。

² TKC全国会が1975年から毎年発行している中小・中堅企業(年商100億円以下)の経営指標。TKCに属する税理士が、毎月継続して巡回監査と月次決算を行っている企業約20万社の決算書を収録データとしている。

- 1986年(昭和61年)
- 1991年(平成3年)
- 1996年(平成8年)
- 2001年(平成13年)
- 2006年(平成18年)

1.2 資金需要について

資金需要は、企業の決算書上から読み取れる所要運転資金（＝売上債権＋たな卸資産－買入債務）を運転資金需要とし、設備資金需要は有形固定資産額とした。

なお、TKC経営指標では、

- 資産負債項目が回転期間（日）で表示されている。
- 都道府県別の経営指標が黒字企業平均で算出されており、欠損企業平均は全国平均のみが表示されている、

という問題点があるため、以下のように対処した。

- 回転期間表示に対しては、1日当り売上額（＝売上額÷365日）を乗じて実数に戻す。
- 各府県各業種ごとに黒字企業指標と欠損企業指標（全国平均）を調査対象となった黒字企業数と欠損企業数で加重平均を行い各府県各業種ごと平均指標を算出する。
- H18年資料について業種別の調査欠損企業数が不明のものがあるが、判明している調査黒字企業数から按分推計する。

1.3 資金需要の算出

1.3.1 資金需要算出式

業種ごとに以下の算式で資金需要を運転資金と設備資金に分けて算出した³。

運転資金需要

- ① $\{ (\text{府県平均}) \text{黒字企業運転資金} \times \text{調査対象黒字企業数} + (\text{全国平均}) \text{欠損企業運転資金} \times \text{調査対象欠損企業数} \} \div (\text{調査対象黒字企業数} + \text{調査対象欠損企業数})$
＝府県平均運転資金
- ② 府県運転資金需要＝府県平均運転資金×府県法人企業数

設備資金需要

- ① $\{ (\text{府県平均}) \text{黒字企設備資金} \times \text{調査対象黒字企業数} + (\text{全国平均}) \text{欠損企業設備}$

³ 算出方法に関する課題としては、「TKC経営指標」が示す経営指標が、法人企業のみを対象としていること、掛け合わせる企業数も会社企業に限っていることから、個人企業も含めた資金需要となっていない点がある。しかし、地域の中で中小零細規模のところでは、法人企業も個人企業も同じ環境にあることから、個人企業の資金需要も法人企業と同じ傾向を示すと考えるのが自然なことから、地域の資金需要の傾向・推移をみる上では有効と考える。

$$\text{資金} \times \text{調査対象欠損企業数} \} \div (\text{調査対象黒字企業数} + \text{調査対象欠損企業数}) \\ = \text{府県平均設備資金}$$

$$\text{②府県設備資金需要} = \text{府県平均設備資金} \times \text{府県法人企業数}$$

1.3.2 「TKC経営指標」業種区分

「TKC経営指標」の業種区分は日本標準産業分類の変更のため、版によって区分が変わっている。比較可能とするため上記区分となるように加重平均で業種ごとの指標をまとめる加工を行っている。

昭和61年～平成13年

建設業、製造業、卸売業、小売業、飲食店業、サービス業、不動産業、運輸・通信業

平成18年

建設業、製造業、卸売業、小売業、飲食・宿泊業、医療・福祉、教育・学習支援、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）、不動産業、情報通信業、運輸業

※業種分類の変更について

- 飲食店→飲食店・宿泊業は、指標の分解が困難なためそのままとした。
- サービス業→医療・福祉、教育・学習支援、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）は、加重平均でサービス業としての指標を算出した。
- 運輸・通信業→情報通信業、運輸業も同様に加重平均で運輸・通信業としての指標を出した。

2 算出の結果

2.1 関西（近畿2府5県）中小企業の資金需要(表1・図1)

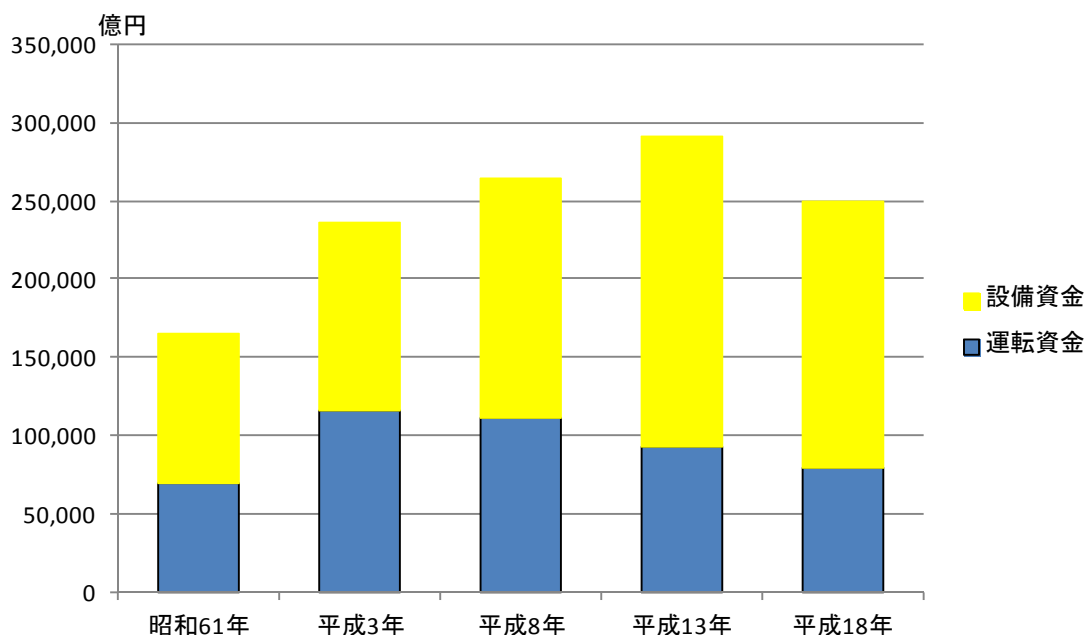
バブル景気前の1986年(昭和61年)16.5兆円、バブル景気がピークを過ぎた時点である1991年(平成3年)23.6兆円、その後1996年(平成8年)26.4兆円、2001年(平成13年)29.1兆円、2006年(平成18年)24.9兆円、と推移している。

運転資金需要は平成3年前後をピークとして減少し続けており、景気の低迷あるいは関西経済の縮小傾向を反映したものとみられる。一方、設備資金需要は2001年(平成13年)前後をピークとしており、2006年(平成18年)では2001年(平成13年)に比べ減少し、2001年(平成13年)以降で設備投資が減価償却費の範囲内に縮小したことが見て取れる。

表1・図1 近畿2府5県 資金需要推計

(億円)

| | 昭和61年 | 平成3年 | 平成8年 | 平成13年 | 平成18年 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 運転資金 | 69,616 | 116,308 | 110,785 | 92,285 | 79,412 |
| 設備資金 | 95,476 | 119,961 | 152,921 | 198,497 | 170,025 |
| 合計 | 165,092 | 236,269 | 263,706 | 290,783 | 249,437 |



2.2 業種別でみた関西中小企業の資金需要

以下に関西2府5県の業種別資金需要とその構成比の推移(表2・図2)、各5年前比較の増減率を示した(表3)。

構成比をみて判る通り、資金需要の中心は製造業である。以下、概ね卸売業、不動産業、サービス業、建設業、小売業、運輸・通信業、飲食店の順となる。製造業、小売業、運輸・通信業、飲食店の位置は変わらないが、他は時期により順位が入れ替わっている。特に不動産業は1991年(平成3年)、1996年(平成8年)と資金需要を伸ばし、2001年(平成13年)には大幅に減少し、バブル期の不動産投資の拡大とバブル崩壊後の追い貸しの資金需要の増加、そして平成8年以降の金融機関の破綻に伴う整理淘汰を反映したものとみられる。

資金需要の増減率(表4)をみると、1991年/1986年(平成3年/昭和61年)はバブルに伴う全業種での大幅な増加をみている。特に、不動産業、建設業、サービス業は資金需要がほぼ倍増しており、当時の状況を反映している。1996年/1991年(平成8年/平成3年)、(2001年/1996年)平成13年/平成8年と資金需要は全体として増加したが、2006年/2001年(平成18年/平成13年)は運輸・通信業を除くすべての業種で資金需要が減少した。

表2・図2 関西2府5県業種別資金需要推移

(億円)

| | 昭和61年 | 平成3年 | 平成8年 | 平成13年 | 平成18年 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 建設業 | 12,836 | 25,056 | 28,531 | 33,217 | 28,373 |
| 製造業 | 66,158 | 78,289 | 80,252 | 104,338 | 91,055 |
| 卸売業 | 30,906 | 40,510 | 37,597 | 41,613 | 32,093 |
| 小売業 | 11,523 | 13,620 | 16,984 | 22,774 | 19,632 |
| 飲食業 | 3,214 | 3,854 | 3,496 | 4,594 | 7,371 |
| サービス業 | 17,053 | 32,310 | 38,262 | 41,032 | 28,384 |
| 不動産業 | 18,021 | 35,715 | 49,561 | 32,512 | 30,809 |
| 運輸・通信業 | 5,380 | 6,915 | 9,023 | 10,702 | 11,721 |
| 合計 | 165,092 | 236,269 | 263,706 | 290,783 | 249,437 |

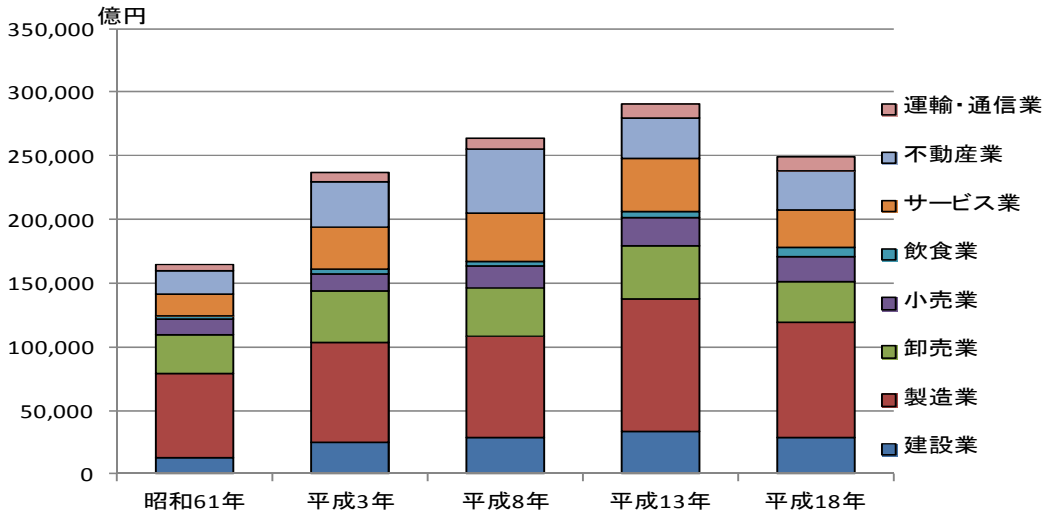


表3 業種別資金需要 構成比の推移

(%)

| | 昭和61年 | 平成3年 | 平成8年 | 平成13年 | 平成18年 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 建設業 | 7.8% | 10.6% | 10.8% | 11.4% | 11.4% |
| 製造業 | 40.1% | 33.1% | 30.4% | 35.9% | 36.5% |
| 卸売業 | 18.7% | 17.1% | 14.3% | 14.3% | 12.9% |
| 小売業 | 7.0% | 5.8% | 6.4% | 7.8% | 7.9% |
| 飲食業 | 1.9% | 1.6% | 1.3% | 1.6% | 3.0% |
| サービス業 | 10.3% | 13.7% | 14.5% | 14.1% | 11.4% |
| 不動産業 | 10.9% | 15.1% | 18.8% | 11.2% | 12.4% |
| 運輸・通信業 | 3.3% | 2.9% | 3.4% | 3.7% | 4.7% |
| 合計 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

表4 業種別資金需要 5年前比較増減

(%)

| | 平成3年/昭和61年 | 平成8年/平成3年 | 平成13年/平成8年 | 平成18年/平成13年 |
|--------|------------|-----------|------------|-------------|
| 建設業 | 95% | 14% | 16% | -15% |
| 製造業 | 18% | 3% | 30% | -13% |
| 卸売業 | 31% | -7% | 11% | -23% |
| 小売業 | 18% | 25% | 34% | -14% |
| 飲食業 | 20% | -9% | 31% | 60% |
| サービス業 | 89% | 18% | 7% | -31% |
| 不動産業 | 98% | 39% | -34% | -5% |
| 運輸・通信業 | 29% | 30% | 19% | 10% |
| 合計 | 43% | 12% | 10% | -14% |

2.3 関西府県別にみた中小企業の資金需要

関西2府5県別の資金需要(表5・図3)と構成比(表6)の推移をみると、大阪府が約1/2を占め、以下兵庫県、京都府、滋賀県、福井県、奈良県、和歌山県という順も、対象とした期間を通じて変わりはない。産業集積・人口の面で大きい大阪府と兵庫県をまとめると関西全体資金需要の約7割を占め続けている。

各府県別に5年前比較で増減率の寄与度をみると(表7)、大阪府が常に変化率の1/2前後を占め、兵庫県、京都府が続く状態にある。

大阪府以外の府県の地域金融機関が、近年大阪府に積極的に出店する行動は、こうした地域別の資金需要の量と増加率の動向に反映したものと見ることができる。

表5・図3 府県別資金需要

(億円)

| | 昭和61年 | 平成3年 | 平成8年 | 平成13年 | 平成18年 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 福井県 | 8,573 | 10,088 | 11,785 | 14,122 | 11,589 |
| 滋賀県 | 6,151 | 9,238 | 11,271 | 14,371 | 12,615 |
| 京都府 | 20,140 | 29,946 | 33,082 | 34,116 | 29,254 |
| 大阪府 | 86,649 | 123,582 | 137,823 | 148,418 | 120,106 |
| 兵庫県 | 34,224 | 47,407 | 52,538 | 57,643 | 56,673 |
| 奈良県 | 3,249 | 7,802 | 8,025 | 11,642 | 10,345 |
| 和歌山県 | 6,106 | 8,207 | 9,182 | 10,470 | 8,855 |
| 合計 | 165,092 | 236,269 | 263,706 | 290,783 | 249,437 |

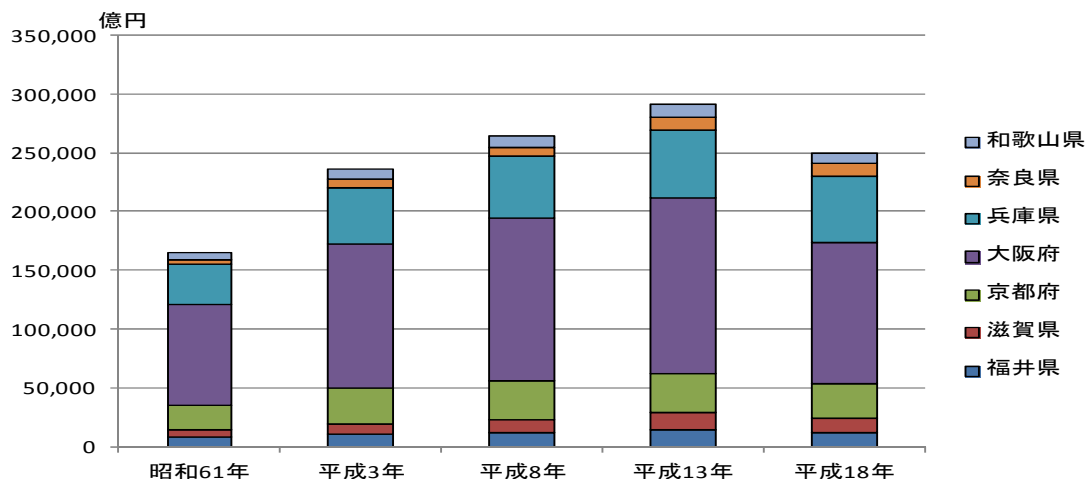


表6 府県別資金需要 構成比の推移

(%)

| | 昭和61年 | 平成3年 | 平成8年 | 平成13年 | 平成18年 |
|------|-------|------|------|-------|-------|
| 福井県 | 5% | 4% | 4% | 5% | 5% |
| 滋賀県 | 4% | 4% | 4% | 5% | 5% |
| 京都府 | 12% | 13% | 13% | 12% | 12% |
| 大阪府 | 52% | 52% | 52% | 51% | 48% |
| 兵庫県 | 21% | 20% | 20% | 20% | 23% |
| 奈良県 | 2% | 3% | 3% | 4% | 4% |
| 和歌山県 | 4% | 3% | 3% | 4% | 4% |
| 合計 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |

表7 各府県の5年前比較資金需要増減寄与度

(%)

| | 昭和61年 | 平成3年 | 平成8年 | 平成13年 | 平成18年 |
|------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 福井県 | | 0.9% | 0.7% | 0.9% | -0.9% |
| 滋賀県 | | 1.9% | 0.9% | 1.2% | -0.6% |
| 京都府 | | 5.9% | 1.3% | 0.4% | -1.7% |
| 大阪府 | | 22.4% | 6.0% | 4.0% | -9.7% |
| 兵庫県 | | 8.0% | 2.2% | 1.9% | -0.3% |
| 奈良県 | | 2.8% | 0.1% | 1.4% | -0.4% |
| 和歌山県 | | 1.3% | 0.4% | 0.5% | -0.6% |
| 合計 | | 43.1% | 11.6% | 10.3% | -14.2% |

3 おわりに

関西2府5県の中小企業の資金需要の動向をバブル以前から概観した。2006年(平成18年)以降の動向を見ていないため必ずしも直近の動向は反映したものではないが、少なくとも同年までの状況は確認できたものとする。

関西中小企業の資金需要は明らかに頭打ちとなっている。特に運転資金需要が1991年(平成3年)前後をピークとして減少の一途をたどっていることは、関西の経済活動が中小企業の分野ではバブル景気をピークとして縮小を続けていることを窺わせている。また、設備資金需要が2001年(平成13年)前後をピークに減少に転じたことは、収益面では主に“企業が、現状では国内での設備投資が将来的な売上増加や利益率の改善を前提とできない(=償還力の増加を期待できない)と考えるようになったことを表すが、金融機関が、1999年(平成11年)に公表された金融検査マニュアルに従って企業の現状償還力の範囲でしか貸出を行わなくなったことも影響していることも考えられる。

以上より、関西の中小企業の資金需要は、取り巻く経済的な環境や先行きの見通しから伸びを期待できない状況に置かれていることが見て取れ、関西を地盤とする金融機関にとって中小企業向け貸出の量的拡大はほとんど期待できない状況にあることを示唆する結果となった。

【参考資料】

付表1 府県別 運転資金・設備資金需要推移

(億円)

| 福井県 | 運転資金 | 設備資金 | 合計 |
|-------|-------|-------|--------|
| 昭和61年 | 3,340 | 5,232 | 8,573 |
| 平成3年 | 4,938 | 5,150 | 10,088 |
| 平成8年 | 5,216 | 6,569 | 11,785 |
| 平成13年 | 4,640 | 9,482 | 14,122 |
| 平成18年 | 3,485 | 8,103 | 11,589 |

(億円)

| 滋賀県 | 運転資金 | 設備資金 | 合計 |
|-------|-------|--------|--------|
| 昭和61年 | 2,349 | 3,802 | 6,151 |
| 平成3年 | 4,439 | 4,799 | 9,238 |
| 平成8年 | 4,942 | 6,329 | 11,271 |
| 平成13年 | 4,096 | 10,275 | 14,371 |
| 平成18年 | 3,848 | 8,767 | 12,615 |

(億円)

| 京都府 | 運転資金 | 設備資金 | 合計 |
|-------|--------|--------|--------|
| 昭和61年 | 8,679 | 11,461 | 20,140 |
| 平成3年 | 15,264 | 14,681 | 29,946 |
| 平成8年 | 14,893 | 18,189 | 33,082 |
| 平成13年 | 10,665 | 23,451 | 34,116 |
| 平成18年 | 8,702 | 20,552 | 29,254 |

(億円)

| 大阪府 | 運転資金 | 設備資金 | 合計 |
|-------|--------|---------|---------|
| 昭和61年 | 37,410 | 49,239 | 86,649 |
| 平成3年 | 60,399 | 63,183 | 123,582 |
| 平成8年 | 56,778 | 81,046 | 137,823 |
| 平成13年 | 47,143 | 101,276 | 148,418 |
| 平成18年 | 39,553 | 80,553 | 120,106 |

(億円)

| 兵庫県 | 運転資金 | 設備資金 | 合計 |
|-------|--------|--------|--------|
| 昭和61年 | 13,979 | 20,245 | 34,224 |
| 平成3年 | 22,664 | 24,743 | 47,407 |
| 平成8年 | 21,294 | 31,244 | 52,538 |
| 平成13年 | 18,282 | 39,361 | 57,643 |
| 平成18年 | 17,379 | 39,294 | 56,673 |

(億円)

| 奈良県 | 運転資金 | 設備資金 | 合計 |
|-------|-------|-------|--------|
| 昭和61年 | 1,159 | 2,090 | 3,249 |
| 平成3年 | 4,489 | 3,313 | 7,802 |
| 平成8年 | 3,472 | 4,553 | 8,025 |
| 平成13年 | 3,879 | 7,763 | 11,642 |
| 平成18年 | 3,495 | 6,850 | 10,345 |

(億円)

| 和歌山県 | 運転資金 | 設備資金 | 合計 |
|-------|-------|-------|--------|
| 昭和61年 | 2,699 | 3,407 | 6,106 |
| 平成3年 | 4,115 | 4,092 | 8,207 |
| 平成8年 | 4,191 | 4,991 | 9,182 |
| 平成13年 | 3,581 | 6,889 | 10,470 |
| 平成18年 | 2,950 | 5,906 | 8,855 |

付表2 府県別業種別 資金需要推移

(億円)

| 福井県 | 建設業 | 製造業 | 卸売業 | 小売業 | 飲食店業 | サービス業 | 不動産業 | 運輸・通信 | 合計 |
|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|--------|
| 昭和61年 | 1,106 | 3,618 | 1,436 | 625 | 111 | 966 | 456 | 254 | 8,573 |
| 平成3年 | 1,402 | 4,063 | 1,486 | 748 | 172 | 1,337 | 585 | 295 | 10,088 |
| 平成8年 | 2,047 | 3,801 | 1,592 | 900 | 181 | 1,596 | 1,271 | 398 | 11,785 |
| 平成13年 | 2,584 | 5,137 | 1,789 | 1,483 | 202 | 1,691 | 862 | 374 | 14,122 |
| 平成18年 | 1,934 | 4,074 | 1,622 | 1,093 | 343 | 1,527 | 499 | 496 | 11,589 |

(億円)

| 滋賀県 | 建設業 | 製造業 | 卸売業 | 小売業 | 飲食店業 | サービス業 | 不動産業 | 運輸・通信 | 合計 |
|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|--------|
| 昭和61年 | 722 | 2,104 | 639 | 653 | 97 | 1,105 | 617 | 213 | 6,151 |
| 平成3年 | 1,689 | 2,911 | 999 | 853 | 154 | 1,302 | 1,091 | 239 | 9,238 |
| 平成8年 | 1,763 | 3,415 | 971 | 1,108 | 150 | 1,633 | 1,901 | 329 | 11,271 |
| 平成13年 | 2,617 | 4,592 | 1,406 | 1,334 | 213 | 2,625 | 1,119 | 466 | 14,371 |
| 平成18年 | 1,840 | 5,243 | 898 | 1,559 | 466 | 938 | 1,326 | 345 | 12,615 |

(億円)

| 京都府 | 建設業 | 製造業 | 卸売業 | 小売業 | 飲食店業 | サービス業 | 不動産業 | 運輸・通信 | 合計 |
|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 昭和61年 | 1,321 | 9,561 | 2,096 | 1,675 | 368 | 1,796 | 2,874 | 449 | 20,140 |
| 平成3年 | 2,796 | 10,293 | 5,946 | 2,112 | 517 | 3,605 | 4,086 | 591 | 29,946 |
| 平成8年 | 3,130 | 10,182 | 5,850 | 2,769 | 507 | 4,134 | 5,816 | 693 | 33,082 |
| 平成13年 | 3,949 | 11,542 | 4,996 | 4,190 | 823 | 3,847 | 3,945 | 824 | 34,116 |
| 平成18年 | 2,923 | 10,131 | 4,443 | 3,280 | 1,344 | 3,153 | 3,182 | 798 | 29,254 |

(億円)

| 大阪府 | 建設業 | 製造業 | 卸売業 | 小売業 | 飲食店業 | サービス業 | 不動産業 | 運輸・通信 | 合計 |
|-------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|--------|-------|---------|
| 昭和61年 | 4,636 | 35,538 | 19,696 | 4,423 | 1,849 | 8,183 | 9,356 | 2,968 | 86,649 |
| 平成3年 | 11,153 | 41,706 | 23,522 | 5,131 | 1,944 | 17,190 | 19,595 | 3,341 | 123,582 |
| 平成8年 | 11,944 | 43,838 | 21,549 | 6,192 | 1,621 | 20,324 | 27,705 | 4,652 | 137,823 |
| 平成13年 | 12,660 | 56,950 | 23,706 | 7,753 | 2,172 | 18,886 | 20,529 | 5,763 | 148,418 |
| 平成18年 | 11,645 | 46,714 | 16,184 | 6,898 | 2,882 | 11,470 | 17,583 | 6,730 | 120,106 |

(億円)

| 兵庫県 | 建設業 | 製造業 | 卸売業 | 小売業 | 飲食店業 | サービス業 | 不動産業 | 運輸・通信 | 合計 |
|-------|-------|--------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|--------|
| 昭和61年 | 3,981 | 12,137 | 5,735 | 3,123 | 604 | 3,935 | 3,516 | 1,194 | 34,224 |
| 平成3年 | 5,535 | 13,208 | 6,825 | 3,683 | 889 | 6,889 | 8,447 | 1,931 | 47,407 |
| 平成8年 | 6,879 | 13,304 | 6,193 | 4,466 | 852 | 8,070 | 10,487 | 2,287 | 52,538 |
| 平成13年 | 7,873 | 17,220 | 7,826 | 6,456 | 939 | 10,360 | 4,482 | 2,487 | 57,643 |
| 平成18年 | 7,595 | 17,638 | 7,031 | 5,186 | 1,866 | 8,032 | 6,762 | 2,564 | 56,673 |

(億円)

| 奈良県 | 建設業 | 製造業 | 卸売業 | 小売業 | 飲食店業 | サービス業 | 不動産業 | 運輸・通信 | 合計 |
|-------|-------|-------|-----|-----|------|-------|-------|-------|--------|
| 昭和61年 | 505 | 1,021 | 508 | 447 | 125 | 337 | 258 | 47 | 3,249 |
| 平成3年 | 1,016 | 3,474 | 789 | 567 | 80 | 834 | 892 | 149 | 7,802 |
| 平成8年 | 1,054 | 2,993 | 534 | 666 | 104 | 1,129 | 1,305 | 241 | 8,025 |
| 平成13年 | 1,252 | 5,852 | 685 | 721 | 111 | 1,941 | 849 | 232 | 11,642 |
| 平成18年 | 825 | 4,559 | 884 | 803 | 230 | 1,939 | 879 | 227 | 10,345 |

(億円)

| 和歌山県 | 建設業 | 製造業 | 卸売業 | 小売業 | 飲食店業 | サービス業 | 不動産業 | 運輸・通信 | 合計 |
|-------|-------|-------|-------|-----|------|-------|-------|-------|--------|
| 昭和61年 | 565 | 2,179 | 796 | 578 | 60 | 730 | 944 | 254 | 6,106 |
| 平成3年 | 1,463 | 2,634 | 943 | 527 | 99 | 1,152 | 1,019 | 369 | 8,207 |
| 平成8年 | 1,715 | 2,720 | 909 | 883 | 82 | 1,376 | 1,076 | 422 | 9,182 |
| 平成13年 | 2,282 | 3,046 | 1,206 | 838 | 134 | 1,682 | 726 | 557 | 10,470 |
| 平成18年 | 1,611 | 2,696 | 1,031 | 813 | 241 | 1,325 | 578 | 559 | 8,855 |

第2章 関西地域の信用金庫の再編とその影響

播磨谷 浩三

1 はじめに

関西の地域金融機関の問題を考える際、特筆すべきは再編の動向の激しさである。バブル経済崩壊後の経済環境の急変により、金融機関の再編は全国の至る所で生じている現象ではあるが、関西の状況は他の地域を凌駕していると言わざるを得ない。20年前の1990年度末との比較において、関西2府4県（大阪・京都・兵庫・奈良・和歌山・滋賀）内に本店を有する地方銀行、第二地方銀行の数は21行から10行へと半減している。協同組織金融機関も同様であり、信用金庫については61金庫から31金庫へ、信用組合に至っては66組合から22組合へと激減している。メガバンク再編により関西に本店を有する都市銀行が皆無となったことと合わせても、近年の関西における金融環境の急激な変化が見て取れよう。

あらためて指摘するまでもなく、これらの再編が急増した最大の要因は、バブル経済崩壊後の不良債権問題を契機とする経営破綻の続出である。このことを象徴しているのが、銀行として戦後初めて経営破綻した兵庫銀行、信用組合として初めての預金保険機構による資金援助の対象となった木津信用組合、いずれもが関西に本店を有していた点である（いずれも1995年8月に破綻）。他方、破綻を理由としない合併事例も数多く存在しており、関西の地域金融機関の平均的な経営規模は過去20年間に相当に大きくなっている。

近年の先行研究では、これらの金融機関の再編の効果を効率性の変化から捉えるアプローチが一般的となっている。再編前後の分析対象期間で個々の効率性の計測を行い、再編後に効率性が改善しているのか否かを分析するというのが標準的な内容である。また、計測された効率性を対象に、再編の要因や効果を回帰分析から検証するものも少なくない。日本の信用金庫を対象とした先行研究では、坂井他（2009）が挙げられる。同論では、1984年度から2002年度までの合併を対象に、効率性を含む各種の指標から要因と効果の検証がなされており、信用金庫の合併は健全性の観点から地域金融システムの安定化に十分には寄与していないことなどを報告している。また、井上（2003）では、合併金庫の効率性は合併に関わらない信用金庫の効率性よりも相対的に低く、合併金庫の効率性が改善するにはある程度の年数が必要であることなどを報告している。

本論の目的は、関西の信用金庫を対象に、その再編の効果を実証的に検証することにある。先行研究と同様、再編の前後における効率性の変化に着目し、全国との違いや個々の効率性の変化の背景を経営資源の推移などとの関連から分析を進めていく。また、信用金庫の再編が借り手に与える影響について、大阪の信用金庫を対象に、市町村データに基づく分析を試みる。信用金庫に着目するのは、以下の理由による。まず、上記の通り、近年における再編の急速な進展が挙げられる。しかし、必ずしも関西2府4県のすべてで同時に生じている現象ではなく、地域間で相当に大きな違いが認められる。大阪、京都、和歌山では急激に再編が進展したのに対し、滋賀、奈良、兵庫についてはほとんど変化してい

ないに等しい。これらの地域間の違いを探るというのも今回の分析の動機の一つである。また、地域経済の衰退が指摘されて久しい関西地域にあって、地域経済を支える中小企業への金融支援で重要な役割を果たしている信用金庫の数の減少が借りにどのような影響を与えているのかを探ることは学術的にも意義があるものと考えられる。

なお、信用金庫に必ずしも限定していないものの、関西の地域金融の問題を取り上げた先行研究としては、多和田・家森（2008）などがある。同論では、東海地域との比較から、関西の産業構造や金融構造の特色について実証的な検証が行われている。ただし、分析の対象は主として借りにあり、金融機関の問題についてはあまり触れられていない¹。また、関西全域を対象とはしていないものの、金融機関に焦点を当てた先行研究では、京都を対象に信用金庫の高いプレゼンスの背景などを検証した湯野（2003）が挙げられる。

本論の構成は以下の通りである。第2節では、過去20年間における関西地域の信用金庫の再編について、その変遷を概観する。第3節では、再編の効果を検証するために本論で採用する分析手法について説明を行う。第4節では、分析結果を要約し、全国との違いや個々の再編前後における経営特性の変化について分析を行う。第5節では、大阪の信用金庫を対象に、信用金庫の再編が借りに与える影響について、開業率や廃業率、信用保証の利用状況などの市町村データから検証を行い、信用金庫の再編の効果について政策的な含意を探る。そして最後に、第6節において、まとめと課題を述べる。

2 関西地域の信金再編の概観

信用金庫の再編に関する議論の前に、関西地域の地方銀行と第二地方銀行の再編について概観する。1980年代を通じて、関西に本店を構える地銀、第二地銀の数は、それぞれ8行、13行で推移してきた。府県毎の違いでは、京都、奈良、滋賀では地銀と第二地銀がそれぞれ1行ずつ、兵庫と和歌山では地銀が1行、第二地銀が2行、大阪では地銀が3行、第二地銀が6行となっていた。その後、1995年度から経営破綻などが相次ぐこととなり、冒頭でも述べた通り、2010年度末の時点では、地銀が7行、第二地銀が3行となっている。大阪と兵庫を除く他の府県に本店を有する第二地銀は存在しないのが実状である。この間の第二地方銀行の再編がいかに急激であるかが見て取れよう。

地方銀行や第二地方銀行と同様に、信用金庫についても再編が加速するのはバブル経済が崩壊した1990年代半ば以降である。表1は、1990年度以降の関西地域における信用金庫の数の推移を5年おきにまとめたものである。減少した数に着目すると、京都と大阪が突出して再編が加速していることが見て取れる。ただし、いずれとも2005年度と2010年度の数は同じであり、最近時は安定していることが理解できる。京都の信金再編に関して特筆すべきは、その当時では事例がほとんどなかった3金庫以上にまたがる広域合併と、

¹ 同論ではアンケート調査に基づいて各種の検証が進められているが、大阪、京都、兵庫の3府県に本社を有する企業が対象となっている。

表1 関西地域における信用金庫の数の推移

| | 1990年度 | 1995年度 | 2000年度 | 2005年度 | 2010年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 滋賀県 | 4 | 4 | 4 | 3 | 3 |
| 京都府 | 12 | 9 | 7 | 3 | 3 |
| 大阪府 | 23 | 21 | 16 | 10 | 10 |
| 奈良県 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 和歌山県 | 5 | 3 | 3 | 3 | 2 |
| 兵庫県 | 14 | 13 | 13 | 11 | 11 |
| 全国 | 448 | 415 | 370 | 292 | 271 |

合併直後に時間を経ずして経営破綻をした再編の失敗事例の存在である。前者は、2002年11月の京都北都信金、舞鶴信金、東舞鶴信金、綾部信金、福知山信金との対等合併である（存続信金は京都北都信金）。京都北都信金は、1996年1月に北京都信金、丹後中央信金、網野信金、丹後織物信組と合併して誕生した経緯があり、1990年代初めに京都府下に存在した信金の過半を統合したことになる。後者は、伏見信金と西陣信金との合併によって1993年11月に成立した京都みやこ信金であり、2000年1月に経営破綻をし、京都中央信金に事業譲渡された。京都中央信金は、同時期に経営破綻をした南京都信金の事業についても譲受しており、これらの再編を契機に急激に経営規模を拡大させている。

京都と比して、大阪の信金再編の特色は2000年代以降に合併が加速している点である。特に、短期間に複数回の合併を繰り返している先が存在している。例えば、2001年11月に泉陽信金が泉州信金を吸収合併して誕生した南大阪信金は、わずか3年足らずの後の2004年10月に大阪信金に吸収合併されている。大阪信金の状況は京都中央信金と類似しており、1997年10月の三和信金の合併に始まり、2002年3月の大阪第一信金の営業譲受、同6月の相互信金の営業譲受と、経営破綻をした金庫の受け皿となることで経営規模を拡大させてきた経緯がある。その他、1997年11月に大阪産業信金と対等合併をした八光信金は、2005年2月に阪奈信金と合併し、大阪東信金となり消滅している。

現存する数だけを見れば和歌山も相当に再編が進んでいる。関西2府4県では兵庫に次いで大きな面積を有する和歌山であるが、現存する金庫は、県の南北の端に位置する和歌山市と新宮市に本店を構えるきのくに信金、新宮信金の2金庫のみとなっている。

これら再編が顕著に進んでいる府県と対照的なのが、滋賀、奈良、兵庫である。滋賀では、彦根信金と近江八幡信金が2004年7月に合併して滋賀中央信金となったのが、表1には示していない1980年代以降を通して唯一の信金相互の再編事例である。奈良にいたっては、再編事例そのものが皆無である。兵庫では過去20年間に3金庫減少しているが、いずれも破綻に関連している。1990年代の1金庫の減少こそ関西信金と西宮信金が合併して成立した関西西宮信金の事例であるが、同金庫は2001年11月に経営破綻し、兵庫県内の神戸信金、姫路信金、兵庫信金、尼崎信金に分割事業譲受されている。また、2002年1月には神栄信金が経営破綻し、日新信金に事業譲受されている。つまり、上記の関西西宮

信金の事例を除き、過去 20 年間に兵庫県内では信金相互の合併は生じていない。

このように、関西地域における信金再編は地域間で相当に様相が異なっていることが理解できる。これらの背景には、地域毎の競争環境や地元銀行の再編など、それぞれの地域性の違いが反映されているものと考えられる。なお、本論では分析対象としていないが、関西地域では信用組合の再編も急激に進んでいる。関西地域に限った現象ではないものの、信用組合の再編の特色としては、経営破綻を契機としたものが少なくない点を指摘できる。そして、数は決して多いわけではないものの、破綻した信用組合の事業を信用金庫が譲受する事例も存在する²。

3 分析方法

3.1 効率性の計測

関西地域における信金再編の効果を検証する方法として、本論では効率性の変化に着目する。ただ、関西地域の信金だけに限定した場合、自由度が十分に確保されないことから、本論では全国のデータセットを分析対象に用いて、個々の効率性の計測を行うこととする。

効率性の計測方法として、本論では先行研究において標準的な方法となっている、費用関数と利潤関数をベースとする確率的フロンティアアプローチを採用する。この手法は、推定モデルの誤差項から技術的非効率性を分離して計測する点が特徴的であり、信用金庫を初めとして金融業に適用した先行研究が数多く存在する。

推定に際しては、標準的なトランスログ型を推定関数形に採用し、非効率性の分布を半正規分布と仮定する。また、計測された各パラメータの推定値を用いて計算される個々の事業体の効率性については、Battese and Coelli (1988) によって提唱された指標を採用する。なお、これらの推定方法の概要については、末尾の補論を参照されたい。

費用関数の推定に際し、本論では、信用金庫を資本と労働ならびに預金を投入要素として貸出金や有価証券により運用を行う主体であると捉える、仲介アプローチに基づいて諸変数の定義を行う。生産物については、フロー変数である、貸出金収益 (Y_1)、貸出金以外の資金運用収益 (Y_2)、役務取引等収益 (Y_3) を採用する。投入要素価格は、上記の各投入要素に対応する、賃金率 (p_l ; = 人件費/期末常勤役職員数)、預金調達価格 (p_u ; = 預金利息/預金積金期末残高)、資本レンタル価格 (p_k ; = 物件費/動産・不動産期末残高) を採用する³。総費用 (C) は、これら 3 つの投入要素費用の合計を用いる。また、利潤については、経常利益 (π) を用いる。ただし、経常利益がマイナスの先が一部で存在し、対数値に変換できない問題が生じることから、後述するデータセットの最小値が 1 となるように各々の値を底上げして対応する⁴。

² 具体的には、和歌山の新宮信金が同県内の紀南信組の事業を 2002 年 6 月に譲受した事例などがある。

³ 通常、これらの投入要素価格の計算に際しては、分母には末残ではなく平残が用いられることが少なくない。しかし複数の信用金庫にまたがる再編事例が多い事情を考慮し、本論では末残を用いることとした。

⁴ 利潤関数に基づく効率性分析では、利潤の定義が先行研究にて統一されていない。本論では業務純益などを用いることも検討したが、分析対象期間にデータ公表前の時期を含むため、簡便な経常利益を用いた。

分析対象は、1990年度から2009年度までの各年度末に存在する信用金庫である⁵。各年度のクロスセクション・データを用いれば、生産技術と効率性の双方の時系列的な変化について考慮できるが、サンプル数が過るために推定結果が一部で不安定となることや、確率的フロンティアモデルを適用する前提となる残差項の skewness の条件が満たされないなどの問題が生じることから、本論ではプーリング・データを用いる⁶。ただし、生産技術が長期にわたって不変とするのも現実的ではないことから、データセットを1999年度までの前半と2000年度以降の後半とに分割する。なお、推定に際しては、プーリング・データであることを考慮し、各説明変数はGDPデフレータ（金融・保険業；平成12暦年基準）を用いて実質化を行う。また、トランスログ型費用関数を用いた先行研究における一般的な方法に従い、説明変数については、データセット毎に各変数を平均値で割ることにより基準化を行う。

表2 使用データの記述統計量（費用関数と利潤関数の推定）

| 【1990年度～1999年度】 | | | | |
|------------------------|--------|--------|---------|---------|
| | 平均 | 標準偏差 | 最小 | 最大 |
| 総費用 (C) | 8,265 | 11,901 | 107 | 143,988 |
| 経常利益 (π) | 906 | 1,653 | -36,716 | 13,668 |
| 貸出金収益 (Y_1) | 7,324 | 10,481 | 97 | 116,183 |
| 貸出金以外の資金運用収益 (Y_2) | 2,611 | 3,588 | 16 | 53,315 |
| 役務取引等収益 (Y_3) | 370 | 478 | 5 | 4,011 |
| 賃金率 (p_l) | 6.2310 | 0.8652 | 0.2078 | 14.5455 |
| 預金調達価格 (p_u) | 0.0206 | 0.0156 | 0.0002 | 0.0560 |
| 資本レンタル価格 (p_k) | 0.4084 | 0.1524 | 0.0077 | 1.3122 |
| サンプル数 | 4170 | | | |

注) 預金調達価格と資本レンタル価格を除き、各変数の単位は100万円である。

| 【2000年度～2009年度】 | | | | |
|------------------------|--------|--------|---------|---------|
| | 平均 | 標準偏差 | 最小 | 最大 |
| 総費用 (C) | 5,452 | 6,483 | 275 | 52,308 |
| 経常利益 (π) | 491 | 2,561 | -45,716 | 21,831 |
| 貸出金収益 (Y_1) | 5,279 | 6,719 | 138 | 51,902 |
| 貸出金以外の資金運用収益 (Y_2) | 1,711 | 2,127 | 16 | 18,342 |
| 役務取引等収益 (Y_3) | 650 | 839 | 12 | 6,553 |
| 賃金率 (p_l) | 7.1176 | 0.8779 | 2.7894 | 11.1582 |
| 預金調達価格 (p_u) | 0.0017 | 0.0010 | 0.0002 | 0.0060 |
| 資本レンタル価格 (p_k) | 0.3794 | 0.1643 | 0.0670 | 1.7998 |
| サンプル数 | 3054 | | | |

注) 預金調達価格と資本レンタル価格を除き、各変数の単位は100万円である。

⁵ 経営破綻した信用金庫については、破綻が生じた各年度のサンプルから除外している。

⁶ 費用関数の場合、非効率性はフロンティアからプラスに乖離していることを仮定しているため、残差項の skewness はプラスとなる必要がある。

表2は、各変数の記述統計量をデータセット別にまとめたものである。平均の変化についての特筆すべき違いとして、貸出金収益 (I_1) と貸出金以外の資金運用収益 (I_2) が減少する一方、役務取引等収益 (I_3) が増加している点を指摘できる。長引く低金利政策などを理由に貸出金利の低下や資金運用環境が厳しくなり、投資信託や保険商品の窓販解禁などにより手数料収入の確保に苦心している、近年の信用金庫を取り巻く収益環境の変化を反映していると言えよう。なお、データはすべて『全国信用金庫財務諸表』(金融図書コンサルタント社) から引用した。

3.2 再編前後における効率性の変化

金融機関の効率性に関連した先行研究では、破綻や合併との関連について検証を行なっているものが少なくない。そこで、本論でも、どのような信用金庫が経営破綻し、どのような信用金庫が合併において主導的な立場にあったのかについて、計測された効率性を用いて検証を試みる。しかしながら、これらの事象が起こる直前の効率性に関しては、後述するように個々の事例で大きく相違しており、普遍的な特性は認められなかった。したがって、再編前における効率性の問題については個々の事例の内容説明に留め、再編後の効率性の変化についてのみ、回帰分析から普遍的な特性を探ることとする。

具体的には、再編後の時間の経過とともに効率性が改善しているのか否かについて、計測された効率性 (EFF) を被説明変数、合併直後ダミー ($DMMA1$)、合併後2年内ダミー ($DMMA2$)、合併後3年内ダミー ($DMMA3$) を説明変数とする推定式を採用する。合併が効率性の改善に寄与しているのであれば、推定値の符号はプラスとなることが予想される。その他、合併経過ダミー以外に費用効率性に影響を与えると考えられるコントロール変数として、経常収益に占める役務取引等収益の比率 (FFS)、有価証券保有残高に占める国債の比率 (GBS)、同その他有価証券の比率 (OSS)、預貸率 (LDR) を採用する。役務取引等収益比率は収益環境の変化を反映する変数と考えられ、貸出需要の低迷により投資信託や保険商品の販売への注力することが信用金庫の効率的な経営に寄与するのであれば、プラスの推定値が予想される。国債保有比率とその他有価証券保有比率も同様であり、貸出金の代替的な資金運用先への注力の度合いの違いが、どのように効率性に影響を与えているのかを見ることができると考えられる。対照的に、預貸率は本業である貸出業務にどれだけ注力しているかを反映していると考えられ、積極的な貸出姿勢が信用金庫の効率的な経営に結びついているのであれば、推定値の符号はプラスとなることが予想される。

なお、分析に際しては、全国と関西のそれぞれのデータセットを対象とし、結果の比較を試みる。データは、前項の費用関数の推定と同様、すべて『全国信用金庫財務諸表』(金融図書コンサルタント社) から引用した。

3.3 再編の影響に関する検証

本論では、信用金庫の再編が借りに及ぼす影響について、店舗の統廃合の観点から検証を行う。具体的には、再編前後における店舗の統廃合が、当該地域の事業所数の変化や信用保証の利用に影響を及ぼしているのかについて、市町村データに基づく検証を試みる。借りの貸し手からの距離の問題に関しては、リレーションシップ貸出への背景を検証することを目的とした先行研究において、双方の関係の強さを説明する変数の一つとして用いられたものが少なくない (DeYoung, et al. (2008), Berger, et al. (2005), Frame, et al. (2004) など)。これらの先行研究では距離の問題だけを取り上げているわけではないものの、支店との距離が遠くなればなるほど、ソフト情報の生産にマイナスの影響が表れることを先験的に予想している。

貸し手の再編は、たとえ店舗の統廃合がなされないとしても同様の問題が生じ得る。特に、対等ではなく吸収に近い形で再編の場合、貸出条件の変更などにより、吸収された貸し手と取引関係にあった借りは、マイナスの影響を受けることが予想される。事実、1990年代後半までの欧米の先行研究のサーベイを行った Berger, et al. (1999) では、貸し手の再編後の組織構造や経営方針の変化は、貸し手に対して上記のような影響を与えることを報告している。

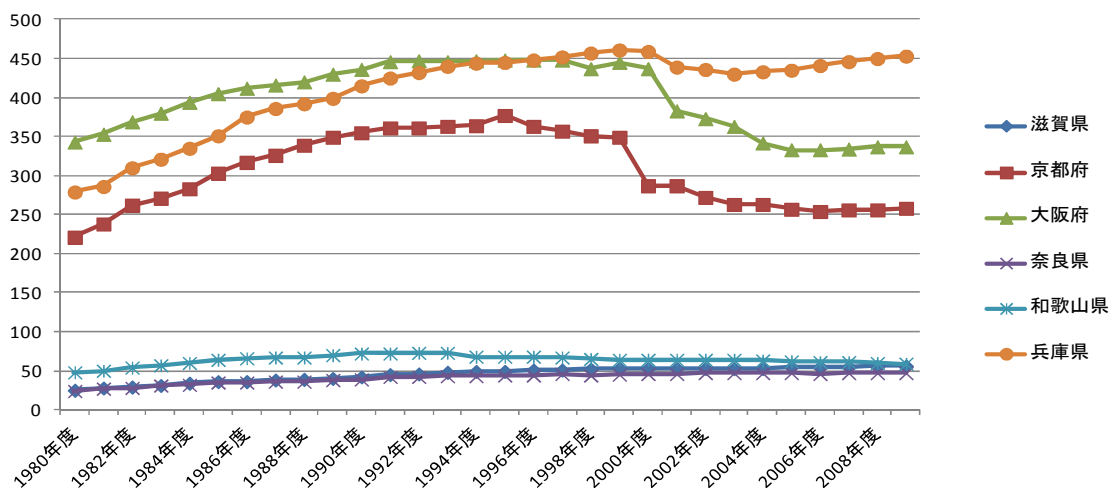
本論の分析対象である日本の信用金庫の場合、再編が加速したのが1990年代半ば以降であり、再編の形態がどのようなものであれ、リストラの圧力が相当に高かったことが想像に難くない。しかしながら、信用金庫の再編が借りに及ぼす影響を直接的に検証した先行研究は、岩坪 (2008) などのごく一部に限られるのが実情である。同論では、大阪府下の中小企業のデータを用いて、信用金庫の合併がソフト情報の価値にマイナスの影響を与えているのかについて検証を行っており、借入額や利払い率に対してはそのような影響は認められないとの報告がなされている⁷。

本論で採用する検証方法の説明の前に、関西2府4県の店舗数の変遷について概観する。図1は、それぞれの地域における信用金庫の総店舗数を、1990年度以降についてまとめたものである。脚注にある通り、あくまでも各信用金庫の本店がどこの府県内にあるかで各地域の店舗数を計算しており、京都府内に本店を有する信用金庫の大阪府内に有する店舗数など、本店所在地府県以外の店舗数の調整は行っていない。第2節での説明を裏付ける様に、少なくない数の破綻金庫が存在した大阪と京都において、2000年代以降の減少傾向が顕著に示されている。2009年度末の大阪、京都の総店舗数はそれぞれ337と258であり、ピーク時である1995年度末との比較では、24.8%、31.6%の減少となっている。これに対し、再編の事例が少ない兵庫では、破綻した信組からの事業譲渡などが影響しているものの、大阪や京都のような減少傾向は認められない。2009年度末の兵庫の総店舗数は453であり、ピーク時である1999年度末と比較してわずか8店舗、率にして1.7%しか減少し

⁷ 岩坪 (2008) において分析対象とされている信用金庫の合併は、1997年度内の大阪信金、阪奈信金、八光信金、大阪市信金 (いずれも当時の存続金庫名) の4つの事例である。

ていない。同様の傾向は、兵庫と同じく再編の事例が少ない滋賀と奈良についても見て取れる。ほとんど変化していないとは言え、それぞれの2009年度末における総店舗数は、過去20年間に於いて最大となっている。なお、図1から読み取ることは難しいものの、和歌山については、大阪、京都と同様に減少傾向が認められ、2009年度末における総店舗数はピーク時に比べて19.2%減少している。

図1 関西の信用金庫の店舗数の推移（府県別の比較）



注) 各信用金庫の本店所在地に基づいて地域を分類しており、本店所在地府県以外の店舗数の調整は行っていない。

このように、各地域の店舗数は、再編の多寡により大きく影響を受けていることが推察される。とりわけ、大阪、京都については顕著な違いが認められ、分析対象として相応しいと考えられる。しかしながら、後述する市町村ベースの信用保証に関連したデータが京都については入手できないことから、本論では大阪についてのみ取り上げることとする⁸。具体的には、信用金庫の店舗数が借りに与える影響を、事業所数や信用保証の利用状況の変化などから見て行くこととする。

検証方法としては、大阪市を除く大阪府下の市町村を対象に、最近時における事業所数の変化、信用保証の保証承諾状況の変化と、信用金庫の店舗数の変化との関係について回帰分析などから検証を試みる。本来であれば、再編の対象となった信用金庫を取り上げ、その店舗の統廃合の影響などを検証する方法が最善であるが、複数回の合併を繰り返している先や、合併をしていなくても破綻金庫の一部の店舗を譲受している先があり、個々の店舗の変遷を遡及するのが容易ではないという事情がある⁹。

また、事業所数や従業者数のデータの引用先である「経済センサス」の調査手法が、従

⁸ 大阪と比較して京都は広域であり、人口や経済機能の京都市周辺への集中の度合いが高いことも分析から除外した理由である。

⁹ 後述する店舗に関連したデータ引用先を遡及することにより、ある程度の変遷は把握することが可能である。しかしながら、同引用先で公表されている数字は必ずしも決算期である3月末時点のものではないため、決算期から発刊時点までに廃止された店舗の詳細が判別できないといった問題が生じる。実際に再編が集中した1990年代後半から2000年代前半にかけての大阪府下の信用金庫の店舗情報を調べたところ、このような事例が少ないことが判明した。このような事情も、分析対象を最近時とした理由の一つである。

来の「事業所・企業統計調査」から変更されており、過去のデータとの差異について連続性が保証されていないという問題がある。このような事情から、平成21年の「経済センサス」と平成18年の「事業所・企業統計調査」に記載されているデータから開業率や廃業率を市町村別に加工し、信用金庫の店舗数の変化との関係について検証を行う。つまり、ここでの主たる分析の対象は、上記のデータに関連した2006年度から2009年度にかけての借り手への影響である¹⁰。

表3は、2006年度から2009年度にかけての関西2府4県の民営事業所の開業率と廃業率、同従業員数の開業先と廃業先の比率を、全国の数字と一緒にまとめたものである¹¹。事業所数の変化から見ていくと、大阪の数字は開業率、廃業率ともに突出して高いことが示されている。「経済センサス」に記載されている実数によると、大阪府下ではこの間に57,034の民営事業所が新設され、94,206が廃業となっている。この数字は、いずれも大阪に次いで大きい兵庫の2倍以上である。従業員数についても同様の傾向が示されており、大阪の数字は開業先比率、廃業先比率ともに突出して高いことが見て取れる。ただ、事業所数ほどの他府県との差は認められず、大阪では相対的に従業員数の少ない小規模の事業所の開業、廃業が多いことが理解できる。

表3 関西における近年の事業所数と従業員数の変化

| | 事業所数 | | 従業員数 | |
|------|-------|-------|-------|-------|
| | 開業率 | 廃業率 | 開業先比率 | 廃業先比率 |
| 滋賀県 | 10.7% | 16.6% | 7.2% | 10.8% |
| 京都府 | 10.3% | 19.0% | 6.7% | 12.1% |
| 大阪府 | 13.5% | 22.4% | 7.5% | 14.2% |
| 奈良県 | 10.2% | 17.2% | 6.9% | 12.4% |
| 和歌山県 | 8.0% | 17.0% | 6.2% | 11.1% |
| 兵庫県 | 11.0% | 19.2% | 7.1% | 12.3% |
| 全国 | 10.7% | 18.7% | 6.9% | 12.9% |

注) 2006年から2009年にかけての変化を示している。

なお、これら事業所数や従業員数のデータ以外では、信用金庫の店舗に関連したデータについては『日本金融名鑑』（日本金融通信社）の各年版、大阪府下の信用保証に関連したデータは『大阪府中小企業信用保証協会の現況』（大阪府中小企業信用保証協会）の各年度版からそれぞれ引用した¹²。

¹⁰ 平成18年の「事業所・企業統計調査」、平成21年の「経済センサス」の調査時点は、それぞれ2006年10月1日と2009年7月1日である。

¹¹ これらは、平成21年「経済センサス」に記載されている新設事業所や廃業事業所の数字（事業内容等不詳を含む）を、平成18年「事業所・企業統計調査」の記載総数で割り、求めている。従業員も同様。

¹² 大阪府中小企業信用保証協会のデータ利用に際しては、大阪府商工労働部の企画支援課の岡本隆之氏と八谷浩樹氏より格別のご配慮を頂戴した。

4 分析結果

4.1 効率性の要約

費用関数と利潤関数の推定結果については、末尾の補論を参照されたい。表4は、費用効率性の計測結果を時系列的にまとめたものである。1990年代、2000年代のいずれとも、全国の平均は0.90から0.92の範囲で、あまり大きく変化することなく推移していることが見て取れる。ただ、再編が増加した2000年代の前半において緩やかに低下しており、井上（2003）などの先行研究において指摘されている、合併直後の金融機関の効率性が低下する傾向を反映しているものと考えられる。

表4 費用効率性の計測結果

| 【1990年度～1999年度】 | | 全期間 | 1990 | 1991 | 1992 | 1993 | 1994 | 1995 | 1996 | 1997 | 1998 | 1999 |
|-----------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 〔全国〕 | 平均 | 0.9120 | 0.9147 | 0.9240 | 0.9185 | 0.9076 | 0.9182 | 0.9111 | 0.9067 | 0.8984 | 0.9069 | 0.9117 |
| | 標準偏差 | 0.0435 | 0.0352 | 0.0343 | 0.0336 | 0.0393 | 0.0359 | 0.0394 | 0.0456 | 0.0620 | 0.0474 | 0.0520 |
| | 最大 | 0.9929 | 0.9725 | 0.9764 | 0.9929 | 0.9841 | 0.9830 | 0.9865 | 0.9851 | 0.9820 | 0.9829 | 0.9833 |
| | 最小 | 0.0858 | 0.7511 | 0.7090 | 0.7754 | 0.6349 | 0.7210 | 0.7482 | 0.6754 | 0.0858 | 0.6530 | 0.5207 |
| | サンプル数 | 4170 | 448 | 440 | 435 | 428 | 420 | 415 | 410 | 401 | 395 | 378 |
| 〔関西〕 | 平均 | 0.9102 | 0.9183 | 0.9259 | 0.9097 | 0.9014 | 0.9117 | 0.9047 | 0.9055 | 0.8961 | 0.9087 | 0.9167 |
| | 標準偏差 | 0.0414 | 0.0357 | 0.0354 | 0.0340 | 0.0363 | 0.0357 | 0.0402 | 0.0453 | 0.0484 | 0.0487 | 0.0499 |
| | 最大 | 0.9771 | 0.9725 | 0.9759 | 0.9771 | 0.9609 | 0.9711 | 0.9664 | 0.9700 | 0.9700 | 0.9730 | 0.9723 |
| | 最小 | 0.6956 | 0.8078 | 0.7893 | 0.7935 | 0.7968 | 0.7950 | 0.7842 | 0.7635 | 0.7554 | 0.7294 | 0.6956 |
| | サンプル数 | 543 | 61 | 61 | 60 | 57 | 55 | 53 | 53 | 49 | 48 | 46 |
| 【2000年度～2009年度】 | | 全期間 | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 |
| 〔全国〕 | 平均 | 0.9081 | 0.9186 | 0.9013 | 0.9028 | 0.9079 | 0.9112 | 0.9101 | 0.9083 | 0.9224 | 0.8998 | 0.9009 |
| | 標準偏差 | 0.0428 | 0.0343 | 0.0418 | 0.0456 | 0.0461 | 0.0436 | 0.0385 | 0.0408 | 0.0367 | 0.0425 | 0.0482 |
| | 最大 | 0.9796 | 0.9793 | 0.9699 | 0.9721 | 0.9727 | 0.9707 | 0.9721 | 0.9708 | 0.9775 | 0.9728 | 0.9720 |
| | 最小 | 0.5508 | 0.7071 | 0.6842 | 0.6252 | 0.6463 | 0.5531 | 0.7229 | 0.6597 | 0.6257 | 0.6081 | 0.5652 |
| | サンプル数 | 3054 | 370 | 343 | 326 | 306 | 298 | 292 | 287 | 281 | 279 | 272 |
| 〔関西〕 | 平均 | 0.9094 | 0.9267 | 0.9059 | 0.8974 | 0.9127 | 0.8955 | 0.9123 | 0.9141 | 0.9274 | 0.8970 | 0.8996 |
| | 標準偏差 | 0.0519 | 0.0323 | 0.0451 | 0.0719 | 0.0498 | 0.0812 | 0.0508 | 0.0519 | 0.0323 | 0.0421 | 0.0377 |
| | 最大 | 0.9698 | 0.9679 | 0.9609 | 0.9613 | 0.9698 | 0.9625 | 0.9659 | 0.9648 | 0.9649 | 0.9526 | 0.9552 |
| | 最小 | 0.5531 | 0.7901 | 0.7745 | 0.6252 | 0.7457 | 0.5531 | 0.7258 | 0.7128 | 0.8363 | 0.7859 | 0.8026 |
| | サンプル数 | 354 | 46 | 41 | 36 | 36 | 33 | 33 | 33 | 32 | 32 | 32 |

他方、関西地域の平均の推移についても、特筆すべき大きな変化が認められるわけではない。しかし、1990年代の計測結果において、1994年度以降の標準偏差が一貫して大きくなっており、合併などの進展と並行して業界内の効率性の格差が拡大していることが理解できる。同様の傾向は、2000年代の計測結果における2000年度から2003年度にかけての推移からも見て取れる。再編がある程度の安定期に入ったと考えられる2000年代後半に標準偏差が小さくなっていることと対照的である。

表5は、利潤効率性の計測結果を時系列的にまとめたものである。費用効率性と同様、1990年代、2000年代のいずれとも、全国の平均の推移に大きな変動は認められない。しかしながら、その値の範囲はいずれの期間とも費用効率性を下回っている。とりわけ、2000年代の利潤効率性は1990年代と比較して相対的に低下しており、費用効率性との格差も拡大している。事実、Non-parametricなMann-WhitneyのU検定を行ったところ、1990年代、2000年代のいずれとも、すべての年度で費用効率性と利潤効率性に有意な差があることが

確かめられた¹³。

表 5 利潤効率性の計測結果

| 【1990年度～1999年度】 | | 全期間 | 1990 | 1991 | 1992 | 1993 | 1994 | 1995 | 1996 | 1997 | 1998 | 1999 |
|-----------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 〔全国〕 | 平均 | 0.8696 | 0.8766 | 0.8614 | 0.8613 | 0.8618 | 0.8718 | 0.8750 | 0.8781 | 0.8738 | 0.8699 | 0.8668 |
| | 標準偏差 | 0.0437 | 0.0385 | 0.0428 | 0.0454 | 0.0398 | 0.0365 | 0.0371 | 0.0365 | 0.0573 | 0.0478 | 0.0487 |
| | 最大 | 0.9964 | 0.9484 | 0.9672 | 0.9421 | 0.9645 | 0.9511 | 0.9562 | 0.9756 | 0.9964 | 0.9753 | 0.9819 |
| | 最小 | 0.0002 | 0.7389 | 0.6956 | 0.4199 | 0.7137 | 0.7490 | 0.7315 | 0.7175 | 0.0002 | 0.3926 | 0.5789 |
| | サンプル数 | 4170 | 448 | 440 | 435 | 428 | 420 | 415 | 410 | 401 | 395 | 378 |
| 〔関西〕 | 平均 | 0.8712 | 0.8787 | 0.8649 | 0.8693 | 0.8645 | 0.8735 | 0.8747 | 0.8750 | 0.8789 | 0.8701 | 0.8629 |
| | 標準偏差 | 0.0366 | 0.0356 | 0.0388 | 0.0371 | 0.0367 | 0.0349 | 0.0365 | 0.0394 | 0.0340 | 0.0333 | 0.0377 |
| | 最大 | 0.9509 | 0.9338 | 0.9280 | 0.9267 | 0.9236 | 0.9319 | 0.9408 | 0.9509 | 0.9495 | 0.9361 | 0.9392 |
| | 最小 | 0.7097 | 0.7788 | 0.7608 | 0.7097 | 0.7270 | 0.7770 | 0.7558 | 0.7175 | 0.7946 | 0.7930 | 0.7795 |
| | サンプル数 | 543 | 61 | 61 | 60 | 57 | 55 | 53 | 53 | 49 | 48 | 46 |

| 【2000年度～2009年度】 | | 全期間 | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 |
|-----------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 〔全国〕 | 平均 | 0.8458 | 0.8458 | 0.8365 | 0.8310 | 0.8488 | 0.8550 | 0.8697 | 0.8644 | 0.8276 | 0.8321 | 0.8496 |
| | 標準偏差 | 0.0657 | 0.0602 | 0.0644 | 0.0744 | 0.0609 | 0.0564 | 0.0518 | 0.0504 | 0.0835 | 0.0770 | 0.0584 |
| | 最大 | 0.9896 | 0.9771 | 0.9739 | 0.9784 | 0.9833 | 0.9896 | 0.9748 | 0.9791 | 0.9774 | 0.9808 | 0.9878 |
| | 最小 | 0.0001 | 0.5557 | 0.6101 | 0.3750 | 0.6420 | 0.6218 | 0.6285 | 0.6607 | 0.0001 | 0.3200 | 0.5445 |
| | サンプル数 | 3054 | 370 | 343 | 326 | 306 | 298 | 292 | 287 | 281 | 279 | 272 |
| 〔関西〕 | 平均 | 0.8357 | 0.8348 | 0.8207 | 0.8201 | 0.8221 | 0.8512 | 0.8481 | 0.8540 | 0.8391 | 0.8408 | 0.8331 |
| | 標準偏差 | 0.0668 | 0.0689 | 0.0679 | 0.0843 | 0.0662 | 0.0638 | 0.0649 | 0.0550 | 0.0643 | 0.0669 | 0.0559 |
| | 最大 | 0.9896 | 0.9269 | 0.9569 | 0.9776 | 0.9138 | 0.9896 | 0.9494 | 0.9417 | 0.9528 | 0.9470 | 0.9405 |
| | 最小 | 0.5557 | 0.5557 | 0.6717 | 0.5989 | 0.6420 | 0.7135 | 0.6285 | 0.7356 | 0.7049 | 0.6806 | 0.7365 |
| | サンプル数 | 354 | 46 | 41 | 36 | 36 | 33 | 33 | 33 | 32 | 32 | 32 |

では、関西地域の信用金庫の効率性の水準が全国と比してどのような水準にあるのかについて見て行くこととする。表 4 の費用効率性については、1995 年度や 2004 年度において、全国の平均と比較して関西地域の平均がやや大きく下回っているが、その他の年度では特筆すべき差は認められない。むしろ、関西地域の平均の方が全国の平均を上回っている年度も少なくない。表 5 の利潤効率性については、1990 年代こそほとんど差は認められないものの、2000 年代については、2007 年度と 2008 年度を除くすべての年度で関西地域の平均の方が全国の平均を下回っている。

そこで、これらの差が統計的に有意であるのか否かについて、Steel-Dwass の方法による多重比較を行なった。具体的な検証方法としては、全国を財務局の管轄区分に概ね準拠する様に 10 に分割し、関西地域の効率性の水準が他の地域と相違しているのか否かを年度別に確かめた。まず、多重比較を行う前に、10 に分割した各地域の効率性の水準に差があるのか否かについて Kruskal-Wallis 検定を行ったところ、費用効率性、利潤効率性のいずれとも、すべての年度で差が無いとする帰無仮説を 1%有意水準で棄却することが確かめられた。他方、多重比較に関しては、関西と他の地域との間には有意な違いはほとんど認められなかった。ただ、費用効率性、利潤効率性のいずれとも、北海道との間には一部の年度で有意な違いが確かめられた¹⁴。この背景には、関西地域の信用金庫の効率性は業界

¹³ 確率的フロンティアアプローチから計測される効率性の指標が統計的な一致性を満たさないことなどを考慮し、本論では以下の分析においても Non-parametric な検定方法を採用している。

¹⁴ 播磨谷 (2008) では、DEA に基づいて 1998 年度から 2005 年度までの信用金庫の効率性の計測を行っており、北海道の効率性の水準は全国と比べて相対的に高いことを報告している。なお、本論の分析結果では、北海道以外の地域との差に関して、2000 年度についてのみ関西と関東との有意な差が認められた。

内の格差が大きく、普遍的な特性を有していない可能性が考えられる。事実、第2節において指摘した様に、再編の程度は関西2府4県の間で大きく相違しており、効率性の水準に影響しているとも見ることが出来るであろう。以下では、これらの再編と効率性との関連について、個々の事例に基づいて見て行くこととする。

4.2 再編と効率性との関連

再編の問題の前に、経営破綻と効率性との関連について確認を行うこととする。効率性の指標を経営破綻との関連から検証している先行研究は欧米を中心にいくつか存在しており、効率性が低い事業体は経営破綻する確率が高いという理解が一般的となっている¹⁵。では、関西地域の信用金庫の個々の経営破綻の状況について見て行くこととする。なお、信用金庫の効率性に関連した先行研究では、費用効率性の問題を取り上げたものがほとんどであることから、本節の以下の分析内容は、主として費用効率性の計測結果に基づいている。

本論の分析対象期間における最初の経営破綻事例は、1992年10月に旧三和銀行に吸収された大阪の東洋信金である。しかし、破綻直前の1991年度の東洋信金の費用効率性は0.9375であり、関西地域の平均である0.9259よりも高い。この結果は、上記の先行研究の内容とは非整合的であるが、東洋信金の経営破綻は突発的な架空預金証書事件を契機とするものであり、公表された財務内容に毀損は無かったことから、費用効率性の指標には反映されなかったものと考えられる。次の破綻事例は、1999年4月の大阪の不動信金であるが、破綻直前の1998年度末の財務情報の詳細がデータ引用先に記載されていないことから、費用効率性の指標は破綻の1年前の1997年度のものを使わざるを得ない。すると、不動信金の1997年度の費用効率性は0.8240であり、同年度の全国平均0.8984や関西地域の平均0.8961を大きく下回ることが確かめられた。同様の現象は、2000年1月に経営破綻した京都の南京都信金についても見て取れる。破綻直前の1998年度の南京都信金の費用効率性は0.7931であり、同年度の全国平均0.9069や関西地域の平均0.9087を大きく下回っている。これらの先行研究の内容と整合的な事例が存在する一方、まったく正反対のものも少なくない。

例えば、南京都信金と同じ時期に経営破綻をした京都みやこ信金の1998年度の費用効率性は0.9368であり、上記の全国平均や関西平均を大きく上回っている。また、2001年度内には10月に大阪第一信金、11月に関西西宮信金（兵庫）、1月に神栄信金（兵庫）と相互信金（大阪）がそれぞれ経営破綻をしているが、関西西宮信金を除き、すべて破綻直前の2000年度の費用効率性は表4の全国平均や関西平均を大きく上回っている。この要因として考えられるのは、本論の費用効率性の指標はフロー変数から定義した生産物を用いて計測しており、貸出金残高などのストック変数の問題を反映していない。1999年度から

¹⁵ 金融機関の経営破綻を特定の指標から予測する問題に関しては、Demyanyk and Hasan (2010) において検証方法を中心とした展望がなされている。

2000年度にかけての金融機関の経営破綻は、そのほとんどすべてが不良債権問題を原因とするものであり、それらがこのような結果に反映されている可能性は否定できない。また、この時期は2002年4月からのペイオフの部分解禁が始まる直前であり、信用金庫の側に駆け込み的な経営破綻を選択させる空気が形成されていた可能性も無視できない。つまり、経営状態が費用効率性の悪化に反映される前に市場から淘汰されたことが考えられる。事実、上記の2002年1月の神栄信金と相互信金の事例以降、今日まで関西地域での信用金庫の経営破綻は発生していない。

このように、経営破綻と費用効率性との関連については、必ずしも普遍的な特性を見出すことはできなかった。次に、再編との関連はどのようになっているのかについて、個々に見て行くこととする。本論では、再編の影響について検証を行っている多くの先行研究に従い、吸収した側と吸収された側とで費用効率性に格差が生じているのかどうかについて着目する。ほとんどの事例が対等合併であるが、統一金融機関コードが再編前後で変化していない存続金庫を吸収した側、消滅金庫を吸収された側と便宜的に扱うこととする。

本論の分析対象期間における最初の再編事例は、1993年11月に南海信金、和歌山信金、紀州信金が合併して誕生したきのくに信金（和歌山）であり、紀州信金が存続金庫となっている。再編直前の1992年度のそれぞれの費用効率性は、0.7935、0.8946、0.8939となっており、ごくわずかではあるが、存続金庫である紀州信金は消滅信金の和歌山信金よりも低い。同じく、1993年11月には西陣信金と伏見信金が合併して京都みやこ信金（京都）が誕生しているが、1992年度の消滅金庫である前者の費用効率性が0.8882、存続金庫である後者が0.9127となっており、この事例については先行研究と整合的な結果となっている。1994年4月には、大阪殖産信金と豊中信金が合併し、後者を存続金庫として水都信金（大阪）が誕生している。しかし、1993年度のそれぞれの費用効率性は0.9497、0.8997であり、消滅金庫の方が存続金庫よりも高い。他方、1994年7月に西宮信金と関西信金が合併して誕生した関西西宮信金（兵庫）の事例では、1993年度の消滅金庫である前者の費用効率性が0.8190、存続金庫である後者が0.8970となっており、上記の京都みやこ信金の状況と一致している。1996年1月に北京都信金を存続金庫として誕生した京都北都信金（京都）は、網野信金、丹後中央信金の他、異業態である丹後織物信組も交えて再編をしている点で特異な事例となっている。再編直前の1994年度のそれぞれの費用効率性は、網野信金が0.8977、丹後中央信金が0.9711、北京都信金が0.9465であり、3金庫以上の同時再編によって誕生した上記のきのくに信金と同様に、存続金庫の費用効率性が必ずしも最も高い関係にはなっていない。

このように、1990年代前半の再編事例では、普遍的な特性を見出すことはできなかった。ただ、消滅金庫の方が存続金庫に比べて費用効率性が低かった京都みやこ信金と関西西宮信金は、その後に経営破綻をしている点で共通しているのが興味深い。1990年代後半は、大阪において顕著に再編が加速する。とりわけ、1997年度内には4件もの合併事例が存在している。いずれも、2金庫間の合併事例である。しかしながら、合併直前の1996年度の

費用効率性は、先の1990年代前半の事例と同様に、規則性は見出せない。まず、1997年10月に合併した三和信金と大阪信金の事例では、消滅金庫である前者の費用効率性が0.9590、存続信金である後者が0.9421となっている。同じ時期に合併した富士信金と阪奈信金の事例では、消滅金庫である前者の費用効率性が0.9121、存続信金である後者が0.8829となっている。このように、この2つの合併事例では、先行研究における一般的な分析結果とは反対の内容となっている。また、1997年11月に合併した大阪産業信金と八光信金の事例では、消滅金庫である前者の費用効率性が0.8898、存続信金である後者が0.9615となっている。直後の大阪中央信金と大阪市信金の事例では、消滅金庫である前者の費用効率性が0.9221、存続信金である後者が0.9308となっている。つまり、同じ年度内の4つの合併事例のうち、後半の2つについては、前半の2つとは対照的に先行研究と整合的な内容となっている。

その後の2000年代に入って以降の再編事例においても、普遍的な特性はまったくと言ってよいほど見出せない。2001年11月に泉州信金と泉陽信金が合併して誕生した南大阪信金（大阪）の事例では、消滅金庫である前者の費用効率性が0.9621、存続信金である後者が0.9416となっている。2002年11月の福知山信金、東舞鶴信金、舞鶴信金、綾部信金、京都北都信金の大型合併の事例では、存続信金である京都北都信金の2001年度の費用効率性は0.8713であるのに対し、同時期の消滅金庫の費用効率性は、それぞれ0.8708、0.9515、0.9140、0.9114となっている。他方、2003年3月に水都信金と摂津信金が合併して誕生した摂津水都信金（大阪）の事例では、消滅金庫である前者の費用効率性が0.9362、存続信金である後者が0.9575となっている。過去30年間における滋賀での唯一の再編事例である2004年7月の近江八幡信金と彦根信金との合併では、消滅金庫である前者の費用効率性が0.9105、存続信金である後者が0.8924となっている。同様に、2004年10月の南大阪信金と大阪信金との事例では、消滅金庫である前者の費用効率性が0.9698、存続信金である後者が0.9550となっている。しかし、2005年2月に八光信金と阪奈信金が合併して誕生した大阪東信金（大阪）の事例では、消滅金庫である前者の費用効率性が0.9494、存続信金である後者が0.9524となっている。

では、合併後の費用効率性の推移について、回帰分析の結果を見ていくこととする。表6は、全国と関西のそれぞれについて分析結果をまとめたものである。まず、全国から見えていくと、合併後3年内ダミー（DMMA3）こそ有意ではないものの、いずれの合併経過ダミーとも該当する事業体ほど費用効率性が低いことを意味するマイナスの推定値が計測されている。欧米の銀行業を対象とした先行研究のサーベイを行なったBerger, et al. (1999)では、費用関数から計測された効率性は、合併後の改善効果があまり認められないとする結果が少なくないことが報告されており、日本の信用金庫についても同様の傾向にあることが理解できる。その他のコントロール変数では、役務取引等収益比率（FFS）と預貸率（LDR）の推定値が有意にプラスに、国債保有比率（GBS）の推定値が有意にマイナスとなっている。貸出姿勢が積極的で、かつ貸出業務とは代替的な非金利収入に関連した業務に注力してい

ると考えられる信用金庫ほど効率的であるとの結果は素直に解釈し難いが、少なくとも信用金庫の有価証券を中心とした資金運用業務が、あまり効率性の改善に寄与していないことが理解できる。なお、年度ダミー（DMY2001～2009）を外した場合についても、上記の各推定値の有意性に違いは認められない。

次に、関西の結果について見ていくと、合併経過ダミーで有意にマイナスの推定値が計測されているのは、合併直後ダミー（DMMA1）のみとなっている。残りの二つについては、有意性こそ満たしていないものの、費用効率性が改善していることを示唆するプラスの推定値が計測されている。このような全国の結果との大きな違いは、既に個別具体的な再編事例における費用効率性の変化の説明で述べた様に、関西では個々の再編の背景が多様であり、普遍的な特徴を見出し難いことを示唆していると言えよう。ただ、合併直後には費用効率性が有意に低下することはここでも示されており、経営資源の調整などによる経費の削減が合併直後では困難であることが理解できる。その他のコントロール変数では、預貸率（LDR）とその他有価証券保有比率（OSS）の推定値が有意にプラスとなっている。有意ではないが、全国の結果とは反対に、役務取引等収益比率（FFS）の推定値はマイナスとなっている。また、2007年度を除いて年度ダミーの推定値が有意ではなく、年度ダミーを外した場合では、国債保有比率（GBS）の推定値が有意にプラスとなっている。これら、合併経過ダミーを含む説明変数の推定値の符号が全国と相違するという結果は、信用金庫の費用効率性に地域性の違いが相当に影響していることを裏付けている。ただ、貸出姿勢が積極的な信用金庫ほど効率的であるとの結果は関西についても得られており、貸出業務が信用金庫の経営を支えていることを強く示唆していると言える。

表 6 合併後の効率性の変化（費用効率性）

| | 〔全国〕 | | | | 〔関西〕 | | | |
|--------------------|-------------|--------|-------------|--------|------------|--------|------------|--------|
| | 推定値 | 標準誤差 | 推定値 | 標準誤差 | 推定値 | 標準誤差 | 推定値 | 標準誤差 |
| 定数項 | 0.8676 *** | 0.0068 | 0.8604 *** | 0.0062 | 0.8178 *** | 0.0238 | 0.8129 *** | 0.0191 |
| FFS | 0.0719 * | 0.0394 | 0.0840 ** | 0.0367 | -0.0844 | 0.1396 | -0.0659 | 0.1209 |
| GBS | -0.0121 *** | 0.0047 | -0.0103 ** | 0.0047 | 0.0244 | 0.0152 | 0.0303 ** | 0.0124 |
| OSS | 0.0030 | 0.0046 | 0.0065 | 0.0046 | 0.0547 *** | 0.0181 | 0.0599 *** | 0.0181 |
| LDR | 0.0827 *** | 0.0103 | 0.0806 *** | 0.0094 | 0.1515 *** | 0.0394 | 0.1458 *** | 0.0312 |
| DMMA1 | -0.0893 *** | 0.0099 | -0.0901 *** | 0.0098 | -0.1066 ** | 0.0436 | -0.1093 ** | 0.0445 |
| DMMA2 | -0.0138 ** | 0.0055 | -0.0153 *** | 0.0054 | 0.0091 | 0.0165 | 0.0044 | 0.0149 |
| DMMA3 | -0.0072 | 0.0047 | -0.0072 | 0.0047 | 0.0182 | 0.0133 | 0.0161 | 0.0124 |
| DMY2001 | -0.0141 *** | 0.0028 | | | -0.0085 | 0.0087 | | |
| DMY2002 | -0.0120 *** | 0.0028 | | | -0.0160 | 0.0102 | | |
| DMY2003 | -0.0056 * | 0.0030 | | | -0.0045 | 0.0098 | | |
| DMY2004 | -0.0034 | 0.0031 | | | -0.0082 | 0.0139 | | |
| DMY2005 | -0.0050 * | 0.0030 | | | -0.0003 | 0.0106 | | |
| DMY2006 | -0.0067 ** | 0.0031 | | | 0.0005 | 0.0111 | | |
| DMY2007 | 0.0092 *** | 0.0028 | | | 0.0191 * | 0.0101 | | |
| DMY2008 | -0.0145 *** | 0.0033 | | | -0.0140 | 0.0112 | | |
| DMY2009 | -0.0108 *** | 0.0034 | | | -0.0079 | 0.0112 | | |
| Adj-R ² | 0.1842 | | 0.1610 | | 0.2472 | | 0.2361 | |
| サンプル数 | | 3054 | | | | 354 | | |

注) ***, **, *は、それぞれ1%、5%、10%水準で有意であることを示している。Whiteによる標準誤差の修正を行って有意性の判断を行なっている。

本節のここまでの分析は費用効率性を中心に進めてきたが、合併後の利潤効率性の推移についても同様の推定モデルから検証を行った。表7は、全国と関西のそれぞれについて分析結果をまとめたものである。まず、全国の結果から見て行くと、年度ダミーの有無に

関わらず、表6の費用効率性の結果とは対照的に、合併経過ダミーのうち合併直後ダミーのみ有意にプラスの推定値が計測されている。これらの結果は、合併直後は店舗などの経営資源の調整がスムーズに運ばず、短期的には費用が増加するマイナスの影響が生じる傾向があるのに対して、利潤については合併前の相互の競争が調整されることなどを通じてプラスの影響が生じている可能性が大きいことを示唆している¹⁶。その他のコントロール変数では、表6と同様に、国債保有比率（GBS）の推定値が有意にマイナスとなっている。

関西の結果についても、合併直後に利潤効率性が有意に上昇することが示されている。興味深いのは、有意ではないものの、全国の結果とは対照的に、合併後2年内ダミーと3年内ダミーの推定値がマイナスとなっている点である。コントロール変数についても、全国の結果との顕著な違いが見て取れる。役務取引等収益比率、国債保有比率、預貸率の推定値が有意に反対の符号が計測されている。特に、役務取引収益比率と預貸率の推定値がそれぞれプラス、マイナスとなっている結果は、関西では貸出需要が低迷し、投資信託の販売手数料などの非金利収入が利潤に寄与している度合いが強い信用金庫が少ないことを示唆していると見ることもできよう。

表7 合併後の効率性の変化（利潤効率性）

| | 〔全国〕 | | | | 〔関西〕 | | | |
|--------------------|-------------|--------|------------|--------|-------------|--------|-------------|--------|
| | 推定値 | 標準誤差 | 推定値 | 標準誤差 | 推定値 | 標準誤差 | 推定値 | 標準誤差 |
| 定数項 | 0.8478 *** | 0.0116 | 0.8496 *** | 0.0109 | 0.8813 *** | 0.0272 | 0.8484 *** | 0.0243 |
| FFS | -0.2378 *** | 0.0627 | -0.0616 | 0.0615 | 0.7521 *** | 0.1811 | 0.6726 *** | 0.1579 |
| GBS | -0.0293 *** | 0.0092 | -0.0223 ** | 0.0094 | 0.0433 ** | 0.0205 | 0.0339 * | 0.0182 |
| OSS | -0.0014 | 0.0093 | 0.0043 | 0.0095 | -0.0598 * | 0.0344 | -0.0493 | 0.0330 |
| LDR | 0.0255 | 0.0157 | 0.0043 | 0.0153 | -0.1388 *** | 0.0446 | -0.1129 *** | 0.0380 |
| DMMA1 | 0.0789 *** | 0.0062 | 0.0751 *** | 0.0062 | 0.0898 *** | 0.0232 | 0.0876 *** | 0.0214 |
| DMMA2 | 0.0050 | 0.0083 | 0.0032 | 0.0085 | -0.0211 | 0.0306 | -0.0266 | 0.0290 |
| DMMA3 | 0.0065 | 0.0078 | 0.0096 | 0.0078 | -0.0228 | 0.0238 | -0.0236 | 0.0246 |
| DMY2001 | -0.0084 * | 0.0045 | | | -0.0323 ** | 0.0133 | | |
| DMY2002 | -0.0114 ** | 0.0050 | | | -0.0395 ** | 0.0161 | | |
| DMY2003 | 0.0086 * | 0.0046 | | | -0.0399 *** | 0.0153 | | |
| DMY2004 | 0.0177 *** | 0.0046 | | | -0.0248 * | 0.0143 | | |
| DMY2005 | 0.0337 *** | 0.0046 | | | -0.0230 | 0.0156 | | |
| DMY2006 | 0.0287 *** | 0.0045 | | | -0.0136 | 0.0148 | | |
| DMY2007 | -0.0099 | 0.0060 | | | -0.0293 * | 0.0153 | | |
| DMY2008 | -0.0056 | 0.0055 | | | -0.0224 | 0.0148 | | |
| DMY2009 | 0.0111 ** | 0.0048 | | | -0.0333 ** | 0.0140 | | |
| Adj-R ² | 0.0859 | | 0.0386 | | 0.1226 | | 0.1136 | |
| サンプル数 | | 3054 | | | | 354 | | |

注) ***, **, *は、それぞれ1%、5%、10%水準で有意であることを示している。Whiteによる標準誤差の修正を行って有意性の判断を行なっている。

5 信金再編の借り手への影響

本論の最後として、信用金庫の再編が借り手に対してどのような影響を与えているのかについて、大阪府下の市町村データを用いて行った分析結果の概要をまとめることとする。ただし、第3節の分析手法に関する部分で説明した通り、入手可能なデータの制約から、必ずしも具体的に再編を経た信用金庫を対象とする分析を行うわけではない。あくまでも、

¹⁶ 地域銀行を対象に、費用効率性と利潤効率性の分析を行っている Yamori et al. (2005) においても同様の分析結果が得られている。

店舗数やその変化率が信用金庫の主たる貸出先である中小企業の資金調達環境にどのような影響を与えているのかを見ることにより、間接的な検証を行う。

具体的な検証方法は以下の通りである。まず、中小企業の資金調達環境の変化を反映する指標として、平成 21 年の「経済センサス」と平成 18 年の「事業所・企業統計調査」から計算した 2006 年度から 2009 年度にかけての開業率、廃業率と、大阪府信用保証協会の公表データに基づく信用保証承諾の件数、金額の変化率を採用する。これらを被説明変数とし、信用金庫の店舗関連の諸変数との回帰分析を行う。また、平成 16 年の「事業所・企業統計調査」に記載されている数字を用いて、2004 年度から 2006 年度にかけての市町村別の事業所数の変化率を計算し、上記と同様の検証を行う¹⁷。信用保証関連の変数についても、同じ期間の変化率を計算して対応する。

信用金庫の店舗規模を反映する変数としては、各市町村における金融機関の総店舗数に占める信用金庫のシェアの変化を採用する¹⁸。近年、信用金庫のみならず、地方銀行や第二地方銀行においても店舗の見直しが進む傾向にあり、信用金庫の数字の変化だけを見ては、各地域における信用金庫のプレゼンスを適正に判断できないと考えたためである。なお、大阪府下では都市銀行の存在を無視できないことから、総店舗数には信用金庫と地域銀行の他に都市銀行についても含めるものとした¹⁹。仮に、信用金庫のプレゼンスが借り手の資金調達環境にプラスの影響を与えているのであれば、開業率を被説明変数とする推定モデルでは、当該変数の推定値はプラスの符号が予測される。

さらに、2009 年度、2006 年度、それぞれの時点で信用金庫の店舗が一つも存在しない地域について、ダミー変数を採用する²⁰。また、各市町村の景況の違いを反映するコントロール変数として、地方税収額の分析期間に応じた変化率を採用する。なお、大阪市を分析から除外しているため、サンプル総数は大阪府下の市町の数に相当する 37 である²¹。大阪市を除外した理由は、大阪市信用保証協会の大阪市以外の事業者に対する保証実績が公表されていないことに加え、大阪市内の信用金庫の店舗数が突出して多いためである。

表 8 は、分析結果をまとめたものである。まず、直近の 2006 年度から 2009 年度にかけての変化から見て行くこととする。事業所数の変化への影響については、信用金庫の店舗シェアの変化は開業率、廃業率ともに有意な影響を与えていないことが見て取れる。ただし、有意ではないものの、いずれの推定値ともプラスの符号が計測されており、借り手のスクラップ・アンド・ビルドが適正に機能していると解釈することもできよう。しかし、廃業率が低いことが必ずしも地域経済が良好であることを意味しないものの、廃業率に対

¹⁷ 平成 18 年の「事業所・企業統計調査」では開業や廃業に関連した詳細な数字が市町村別に公表されていないため、開業率や廃業率の代理変数として、その直前の平成 16 年の「事業所・企業統計調査」に記載されている事業所数からの変化率を採用した。

¹⁸ 信用金庫のみの店舗数変化についても分析を試行したが、ほとんどの地域で信用金庫の店舗数は不変であった。最も変化が激しいのは大阪市内であるが、後述通り、今回分析では大阪市は除外している。

¹⁹ 対照的に、信用組合と労働金庫は、借り手への影響が相対的に小さいことから含めていない。また、信託銀行と長期信用銀行は、ほとんどの支店が大阪市内にあり、先脚注と同様理由により含めていない。

²⁰ 2009 年度末において、信用金庫の店舗まったく存在しないのは、富田林市、南河内郡（太子町、河南町、千早赤坂村）、大阪狭山市、豊能郡（豊能町、能勢町）の 4 地域である。

²¹ 群域化されている一部の町村については、各群の合計値として各種の変数を計算している。

してプラスの推定値が計測されたということは、大阪の信用金庫では、事業再生などを通じた借り手の廃業の抑制に寄与していない可能性も否定できない。信金無し地域ダミーについては、廃業率に関してのみ、10%有意水準でマイナスの推定値が計測されている。地方税収額の変化率については、開業率に関してのみ、10%有意水準でマイナスの推定値が計測されている。地域経済が成長している市町ほど開業率が低いことを意味しており、実情とは相当に乖離している印象を拭えない。なお、従業員数の変化についても同様の分析を試行したが、得られた推定値の符号などはほとんど同じであった。

他方、信用保証の利用の変化に対しては、保証承諾の件数、金額ともに、信用金庫の店舗シェアの変化は有意な影響を与えていないのに対し、信金無し地域ダミーの推定値は有意にマイナスとなることが示されている。店舗数の規模の違いはともかく、信用金庫の存在が借り手の信用保証の利用を促す契機となっている可能性を示唆している。

次に、2004年度から2006年度にかけての変化について見て行くと、事業所数の変化率に対しては、すべて有意ではないことが示されている。他方、信用保証の利用の変化に対しては、件数、金額ともに信用金庫の店舗シェアの変化は有意にマイナスの影響を与えていることが示されている。2006年度から2009年度にかけての変化と大きく相違するこれらの結果は、少なくともこの期間の信用保証の利用に関しては、信用金庫よりも地域銀行や都市銀行の方が影響力は大きかったことを示唆している。同時に、2008年10月からの緊急保証制度の開始が、信用保証を利用する環境を大きく変えている可能性が分析結果に反映されていると見ることもできよう。

表8 信金店舗数と資金調達環境との関連

| 【2006年度～2009年度】 | | | | | | | | |
|--------------------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|--------|
| | 被説明変数 | | | | | | | |
| | 開業率 | | 廃業率 | | 信用保証承諾件数変化率 | | 信用保証承諾金額変化率 | |
| | 推定値 | 標準誤差 | 推定値 | 標準誤差 | 推定値 | 標準誤差 | 推定値 | 標準誤差 |
| 定数項 | 0.1257 *** | 0.0048 | 0.2026 *** | 0.0051 | 0.0759 *** | 0.0260 | 0.2151 *** | 0.0337 |
| 信金店舗シェアの変化 | 0.0946 | 0.1595 | 0.0843 | 0.1026 | -0.2082 | 0.7696 | 0.6129 | 1.4021 |
| 信金無店舗市町村ダミー | -0.0104 | 0.0091 | -0.0176 * | 0.0089 | -0.1218 * | 0.0698 | -0.1962 ** | 0.0747 |
| 地方税収額変化率 | -0.1781 * | 0.1000 | -0.0892 | 0.1059 | 0.1774 | 0.4778 | 0.3373 | 0.7809 |
| Adj-R ² | 0.0019 | | 0.0031 | | -0.0140 | | 0.0510 | |
| 【2004年度～2006年度】 | | | | | | | | |
| | 被説明変数 | | | | | | | |
| | 事業所数変化率 | | 信用保証承諾件数変化率 | | 信用保証承諾金額変化率 | | | |
| | 推定値 | 標準誤差 | 推定値 | 標準誤差 | 推定値 | 標準誤差 | 推定値 | 標準誤差 |
| 定数項 | -0.0600 *** | 0.0063 | 0.1139 *** | 0.0200 | 0.1798 *** | 0.0218 | | |
| 信金店舗シェアの変化 | 0.3250 | 0.2678 | -1.2758 * | 0.6796 | -3.1711 *** | 0.5501 | | |
| 信金無店舗市町村ダミー | 0.0060 | 0.0469 | -0.1639 | 0.1648 | -0.1427 | 0.1962 | | |
| 地方税収額変化率 | 0.1179 | 0.1635 | 0.6189 ** | 0.2924 | 0.7342 * | 0.3871 | | |
| Adj-R ² | -0.0472 | | 0.1230 | | 0.1557 | | | |

注) 2006年度～2009年度、2004年度～2006年度、両期間の分析とも、***、**、*は、それぞれ1%、5%、10%水準で有意であることを示している。Whiteによる標準誤差の修正を行って有意性の判断を行なっている。

6 まとめと課題

本論では、関西の信用金庫を対象に、その再編の効果について実証的な検証を行ってきた。本論の分析結果は以下の通り要約することができる。まず、1990年度以降の全国の

信用金庫を対象に、確率的フロンティアアプローチに基づいて費用関数と利潤関数から効率性を計測したところ、全国との比較では特筆すべき違いは認められなかったものの、再編が集中的に発生した時期に関西の信金業界内の格差が拡大する傾向にあることが確かめられた。次に、計測された効率性を用いて、経営破綻や再編との関連について検証したところ、いずれとも個々の事例によって大きく相違しており、必ずしも普遍的な特性は認められなかった。ただし、再編後の効率性の変化について検証したところ、合併直後の費用効率性は低下し、利潤効率性は上昇することが確かめられた。また、大阪府の市町村データに基づいて、信用金庫の店舗シェアの変化と事業所数や信用保証の保証承諾の変化との関係について検証したところ、店舗シェアの変化は、直近ではまったく有意な影響を与えていないことが確かめられた。

他方、本論では残された課題も山積している。特に、信用金庫の再編が借りに与える影響については、データの制約もあり不完全なままとなっている。中小企業の詳細な財務データの入手が厳しいため、直接的な借りに与える影響について見ることは難しいのが現実であるが、信用金庫の各店舗の変遷について可能な限り調査し、再編によって譲受された先や統廃合された先が位置する市町村において、事業所数などがどのように変化しているのかについて検証することは必要であろう。ただ、本論でも説明した通り、店舗の再編が大阪市内に集中していることに加え、信用保証のデータに関しても、入手可能な時期などについて制約が少なくないという問題があるのも事実である。また、市町村データに基づく分析は難しいものの、地域銀行との競合関係や関西2府4県内での比較についても検証の余地は残されている。今後はこれらの残された課題について留意しながら分析を進めていきたい。

補論 確率的フロンティアアプローチによる効率性の計測

確率的フロンティアモデルに関連した近年の先行研究では、計測手法の高度化や複雑化が進む傾向にある。具体的には、Fourier型に代表されるような、Flexibilityの高い推定関数形が推奨されることが少なくない²²。しかし、説明変数が多くなることで自由度が低下する問題や、観測値と予測値との Goodness-of-fit の検定において、必ずしも Flexibility の高い関数が望ましいとは言えないとの結果が一部の先行研究において指摘されている²³。

このような理由から、本論では、3生産物、3投入要素の標準的なトランスログ型関数をベースとする確率的フロンティアモデルを採用した。まず、費用関数は以下のように表される。

$$\begin{aligned} \ln C = & \alpha_0 + \sum_{k=1}^3 \alpha_k \ln Y_k + \sum_{l=1}^3 \beta_l \ln p_l + \frac{1}{2} \sum_{k=1}^3 \sum_{j=1}^3 \alpha_{kj} \ln Y_k \ln Y_j \\ & + \frac{1}{2} \sum_{l=1}^3 \sum_{h=1}^3 \beta_{lh} \ln p_l \ln p_h + \sum_{k=1}^3 \sum_{l=1}^3 \delta_{lk} \ln Y_k \ln p_l + v + u \end{aligned} \quad (1)$$

ここで、 C 、 Y 、 p の各変数は、それぞれ総費用、生産物、投入要素価格を表している。 α 、 β 、 δ は推定するパラメータを表している。 v は $N(0, \sigma_v^2)$ の性質を持つ通常の統計的誤差項である。また、 u ($u > 0$)は各事業体の費用非効率性を示す指標であり、説明変数及び v とは無相関であると仮定する。 u の前の符号がプラスとなっているのは、各事業体の費用が効率的な費用フロンティアよりも費用非効率性の大きさだけ上方に位置していることを表している。

利潤関数については、生産物の価格情報を定義することが容易ではないことから、Berger and Mester (1997)などで一般的な、以下のような代替的な推定式 (alternative profit function) を採用する。

$$\begin{aligned} \ln \pi = & \alpha_0 + \sum_{k=1}^3 \alpha_k \ln Y_k + \sum_{l=1}^3 \beta_l \ln p_l + \frac{1}{2} \sum_{k=1}^3 \sum_{j=1}^3 \alpha_{kj} \ln Y_k \ln Y_j \\ & + \frac{1}{2} \sum_{l=1}^3 \sum_{h=1}^3 \beta_{lh} \ln p_l \ln p_h + \sum_{k=1}^3 \sum_{l=1}^3 \delta_{lk} \ln Y_k \ln p_l + v - u \end{aligned} \quad (2)$$

²² Altunbas et al. (2000) では、Fourier型費用関数をベースとした確率的フロンティアモデルを用いて、日本の銀行業の効率性の計測が行われている。

²³ 当然ながら、トランスログ型であっても、関数形を先験的に特定化するアプローチそのものに対する批判もあり、関数形の特定化が不要なDEAに基づく効率性の利点を主張する先行研究は数多く存在する。

各係数や v と u ($u > 0$) の意味は (1) 式と同じであるが、 u の前の符号がマイナスとなっているのは、各事業体の利潤が効率的な利潤フロンティアよりも利潤非効率性の大きさだけ下方に位置していることを表している。

ところで、確率的フロンティアモデルを推定する場合、非効率性を示す u の分布関数を事前に特定化する必要がある²⁴。本論では、同手法を用いている多くの先行研究に従い、半正規 (half-normal) 分布を仮定する²⁵。推定に際しては、まず (1) を通常の一つだけの統計的誤差項 ε ($=v+u$) を含む推定式として最小二乗法を適用し、各パラメータの推定を行う。次に、得られた推定値を初期値とし、 u が半正規分布となる場合の対数尤度関数を最尤法により推定を行う。

計測された各パラメータの推定値を用いて計算される個々の事業体の効率性については、Battese and Coelli (1988) によって提唱された、以下の指標を計算する。

$$CE_i = E(\exp\{-u_i\} | \varepsilon_i) = \left[\frac{1 - \Phi(\sigma_* - \mu_{*i}/\sigma_*)}{1 - \Phi(-\mu_{*i}/\sigma_*)} \right] \cdot \exp\left\{-\mu_{*i} + \frac{1}{2}\sigma_*^2\right\} \quad (3)$$

ここで、 μ_{*i} と σ_* は、それぞれ $\varepsilon_i \sigma_u^2 / \sigma^2$ 、 $\sigma_u \sigma_v / \sigma$ を表している ($\sigma^2 = \sigma_u^2 + \sigma_v^2$)。 $\Phi(\cdot)$ は、標準正規分布関数である²⁶。この指標の最大値は 1 であり、非効率的であるほど 1 から乖離した低い値となる。

なお、表 9 は (1) 式と (2) 式の確率的フロンティアモデルに基づく費用関数、利潤関数の推定結果をまとめたものである。多くの先行研究と同様、理論上充足すべき諸条件のうち、対称性と要素価格に関する 1 次同次性の条件の制約を事前に課して行っている。利潤関数において交差項の一部が有意でないものが散見されるが、推定値は概ね有意に計測されていることが見て取れる。特に、 γ の推定値を 0 とする帰無仮説がすべて 1% 水準で有意に棄却されており (LR 検定)、確率的フロンティアモデルの適用が統計的にも支持されることが理解できる。また、残された正則性条件 (単調増加性と擬凹性) について、推定結果から検証したところ、いずれともデータの平均での評価で充足することが確かめられた。

²⁴ 確率的フロンティアモデルの詳細については、Kumbhakar and Lovell (2000) などを参照されたい。

²⁵ その他の分布関数としては、切断正規 (truncated-normal) 分布、指数分布、ガンマ分布などが先行研究において用いられている。なお、それぞれの分布関数に基づく計測結果の robustness については、必ずしも共通した見解が得られているわけではない。

²⁶ これらの効率性の計算方法や確率的フロンティア関数の推定方法全般に関する詳細については、Kumbhakar and Lovell (2000) を参照されたい。

表9 確率的フロンティアモデルの推定結果

| パラメータ | 費用関数 | | | | 利潤関数 | | | |
|---------------|---------------|------------|---------------|------------|---------------|------------|---------------|------------|
| | 1990年度～1999年度 | | 2000年度～2009年度 | | 1990年度～1999年度 | | 2000年度～2009年度 | |
| | 推定値 | 標準誤差 | 推定値 | 標準誤差 | 推定値 | 標準誤差 | 推定値 | 標準誤差 |
| α_0 | 8.9309 | 0.0036 *** | 8.5324 | 0.0062 *** | 10.6983 | 0.0053 *** | 10.8907 | 0.0060 *** |
| α_1 | 0.6410 | 0.0090 *** | 0.6277 | 0.0121 *** | -0.0557 | 0.0090 *** | -0.0023 | 0.0113 |
| α_2 | 0.2306 | 0.0048 *** | 0.1848 | 0.0061 *** | 0.0171 | 0.0068 ** | -0.0399 | 0.0088 *** |
| α_3 | 0.0606 | 0.0098 *** | 0.0892 | 0.0129 *** | -0.0012 | 0.0076 | 0.0211 | 0.0081 *** |
| β_2 | 0.2151 | 0.0054 *** | 0.0960 | 0.0058 *** | 0.0636 | 0.0049 *** | -0.0122 | 0.0070 * |
| β_3 | 0.0457 | 0.0075 *** | 0.0436 | 0.0093 *** | 0.0605 | 0.0116 *** | 0.0690 | 0.0131 *** |
| α_{11} | -0.1472 | 0.0299 *** | -0.1570 | 0.0453 *** | -0.0722 | 0.0219 *** | 0.0459 | 0.0186 ** |
| α_{12} | -0.0196 | 0.0116 * | -0.1398 | 0.0134 *** | 0.0406 | 0.0114 *** | 0.0007 | 0.0097 |
| α_{13} | 0.1798 | 0.0277 *** | 0.2982 | 0.0406 *** | 0.0355 | 0.0159 ** | -0.0110 | 0.0096 |
| α_{22} | 0.0508 | 0.0088 *** | 0.0282 | 0.0080 *** | -0.0146 | 0.0082 * | -0.0077 | 0.0063 |
| α_{23} | -0.0329 | 0.0118 *** | 0.1241 | 0.0146 *** | -0.0144 | 0.0089 | -0.0008 | 0.0062 |
| α_{33} | -0.1582 | 0.0298 *** | -0.4226 | 0.0422 *** | -0.0500 | 0.0151 *** | 0.0125 | 0.0077 |
| β_{12} | -0.0620 | 0.0096 *** | -0.0375 | 0.0145 *** | -0.0168 | 0.0091 * | 0.0572 | 0.0182 *** |
| β_{13} | 0.0165 | 0.0175 | 0.0082 | 0.0212 | -0.0061 | 0.0248 | -0.0496 | 0.0278 * |
| β_{23} | 0.0031 | 0.0073 | -0.0201 | 0.0091 ** | 0.0040 | 0.0075 | -0.0362 | 0.0123 *** |
| δ_{12} | 0.0318 | 0.0119 *** | -0.0042 | 0.0133 | -0.0104 | 0.0065 | 0.0031 | 0.0116 |
| δ_{13} | 0.0452 | 0.0178 ** | 0.0841 | 0.0205 *** | 0.0221 | 0.0193 | 0.0911 | 0.0168 *** |
| δ_{22} | 0.0478 | 0.0055 *** | 0.0418 | 0.0065 *** | 0.0098 | 0.0043 ** | 0.0075 | 0.0072 |
| δ_{23} | -0.0054 | 0.0089 | 0.0381 | 0.0088 *** | -0.0202 | 0.0123 | -0.0602 | 0.0100 *** |
| δ_{32} | -0.0705 | 0.0122 *** | -0.0299 | 0.0139 ** | 0.0062 | 0.0059 | -0.0373 | 0.0101 *** |
| δ_{33} | -0.0335 | 0.0171 * | -0.1021 | 0.0192 *** | -0.0041 | 0.0173 | -0.0007 | 0.0106 |
| γ | 0.7391 | 0.0180 *** | 0.6354 | 0.0356 *** | 0.7973 | 0.0084 *** | 0.9027 | 0.0059 *** |
| σ^2 | 0.0206 | 0.0007 *** | 0.0245 | 0.0012 *** | 0.0594 | 0.0016 *** | 0.0818 | 0.0024 *** |
| LL | 3584.79 | | 2141.01 | | 1603.38 | | 1017.65 | |
| LR | 347.1753 | *** | 64.6431 | *** | 1384.0544 | *** | 1575.9694 | *** |

- 注) 1. ***, **, *は、それぞれ 1%、5%、10%水準で有意であることを示している。
 2. LLは最大対数尤度値、LRは非効率性の項の尤度比検定統計量(片側 χ^2 検定境界値から有意性を判断)。
 3. $\sigma^2 = \sigma v^2 + \sigma u^2$ 、 $\gamma = \sigma u^2 / (\sigma v^2 + \sigma u^2)$ である。

【参考文献】

- 井上有弘 (2003) 「信用金庫の規模の経済性と合併効果—生産関数の推計と合併事例による分析—」『信金中金月報』増刊号、2月号、pp. 1-28。
- 岩坪加紋 (2008) 「信用金庫の合併は中小企業の借入に影響を与えたのか?—大阪府のケース—」『経営情報研究』(摂南大学経営情報学部論集)、第15巻第2号、pp. 29-43。
- 坂井功治、鶴光太郎、細野薫 (2009) 「信用金庫の合併—その要因と効果—」『金融経済研究』第28号、pp. 47-67。
- 播磨谷浩三 (2004) 「信用金庫の効率性の計測—DEAと確率的フロンティア関数との比較—」『金融経済研究』第21号、pp. 92-111。
- 播磨谷浩三 (2008) 「リレーションシップバンキングと北海道金融」平澤亨輔、播磨谷浩三、佐藤郁夫編『拓銀破綻後の北海道経済—地域再生と金融の役割—』日本経済評論社、pp. 119-149。
- 多和田眞・家森信善 (2008) 『関西地域の産業クラスターと金融構造』中央経済社。
- 湯野勉 (2003) 『京都の地域金融—理論・歴史・実証—』日本評論社。
- Altunbas, Y., Liu, M., Molyneux, P., and R. Seth, (2000) “Efficiency and risk in Japanese banking,” *Journal of Banking and Finance* 24, pp.1605-1628.
- Battese, G.E. and T. Coelli, (1988) “Prediction of firm-level technical efficiencies with a generalized frontier production and panel data,” *Journal of Econometrics* 38, pp.387-399.
- Berger, A.N., Demsetz, R.S. and Strahan, P.E., (1999) “The Consolidation of the Financial Services Industry: Causes, Consequences, and Implications for the Future,” *Journal of Banking and Finance* 23, pp.135-194.
- Berger, A., Miller, N.H., Petersen, M.A., Rajan, R.G., and J.C. Stein, (2005) “Does Function Follow Organizational Form? Evidence from the Lending Practice of Large and Small Banks,” *Journal of Financial Economics* 76, pp. 237-269.
- Demyanyk, Y. and I. Hasan, (2010) “Financial crises and bank failures: A review of prediction methods,” *Omega* 38, pp. 315-324.
- DeYoung, R., Glennon, D., and P. Nigro, (2008) “Borrower-Lender Distance, Credit Scoring, and Loan Performance: Evidence from Informational-Opaque Small Business Owners,” *Journal of Financial Intermediation* 17, pp. 113-143.
- Frame, W.S., Padhi, M., and L. Woosley, (2004) “Credit Scoring and the Availability of Small Business Credit in Low- and Moderate-Income Areas,” *The Financial Review* 39, pp. 35-54.
- Kumbhakar, S.C. and C.A.K. Lovell, (2000) *Stochastic Frontier Analysis*, Cambridge University Press.
- Yamori, N, Harimaya, K., and K. Kondo, (2005) “Are banks affiliated with bank holding companies more efficient than independent banks?: Recent experience regarding Japanese regional BHCs,” *Asia-Pacific Financial Markets* 10, pp.359-376.

第3章 地域銀行の再編効果 —関西と全国と比較—

岩坪 加紋

1 はじめに

わが国地域銀行の経営環境は依然厳しい状況にある。1990年代初頭のバブル経済の崩壊以降、多額の不良債権が発生し、十年以上の長期にわたり景気低迷を経験した。2004年頃より漸く回復の兆しが見られたものの、2007年に表面化した米国のサブプライムローン問題と、続く2008年のリーマン・ショックは市場に信用不安をもたらし、さらに最近の超円高の進行は、景気回復の動きを削いでなお悪化させる勢いにある。

このような状況下にあつて、合併・統合といった再編は銀行の有力な選択肢の一つとなる。収益性をはじめとした経営指標の改善にあつて、貸出金伸長率の鈍化を考慮すれば、まず費用を抑制するのが常套手段となる。営業地域近隣に同業他行があり、重複する業務内容があるなら、統合することによって費用効率は高くなる。さらに、規模拡大によって地域での価格支配力が高まり、収益性を高めることが期待される。銀行再編が選択される理由の一つがここにある。

ここ関西地域にあつても1990年代後半の金融危機以降、多くの再編事例が発生している。本稿では、関西地域を中心に地域銀行である地方銀行・第二地方銀行の再編効果を検討する。

2 分析方法とデータ

分析期間は1997年の金融危機以降とし、分析対象は1998年度から2008年度に水平合併した地方銀行・第二地方銀行とする。これは、期間や業態を限定することで再編以外の外生的要因¹を可能な限り統一し、再編効果の抽出を容易にするためである。

効率性指標²には、預金経費率、一店舗あたり預金、一常勤職員あたりの預金を用いる。後二者が高いほど、インプットである店舗や人員を効率的に用いており、その結果として預金経費率も低くなると推測される。収益性指標には総資産利益率（ROA）のほかに、預金貸出金利鞘を用いる。預金貸出金利鞘は地域銀行としての収益性を示すものであり、地元経済に影響を受け、地域との関係を反映している。一方、ROAは金融システムの一員として存続するための収益性指標と言え、預貸による運用収益のほかに余資による有価証券などの運用収益も含んでいる。健全性指標には銀行経営の持続性を表す自己資本比率や貸出

¹ 例えば、影響が広範囲になる金融危機や、特定地域に集中する家畜の口蹄疫のような経済へのショックが挙げられる。また水平合併とは地域銀行と地域銀行の合併であり、都銀等の他業態との合併は経営方針の違いから再編効果も異なると推測される。

² 各指標の作成方法は次のようである。預金経費率＝（人件費＋物件費＋税金）÷（預金平均残高＋譲渡性預金平均残高）、ROA＝当期利益÷総資産、預金貸出金利鞘＝貸出金利回り－預金利回り、貸出金利回り＝貸出金利息÷貸出金平残、預金利回り＝（預金利息＋譲渡性預金利息）÷（預金平均残高＋譲渡性預金平均残高）である。また、預貸率＝貸出金÷（預金＋譲渡性預金）、自己資本比率＝資本の部合計÷総資産、不良債権比率＝リスク管理債権÷貸出金とした。

資産の質を表す不良債権比率を用いる。自己資本比率はBIS規制や早期是正措置の基準であり、健全性の悪化は規制当局の介入動機となる。各指標の計算式は脚注に示した。

本稿では、金利などの経済環境や銀行制度の変化といった銀行全体に与える外生的要因をコントロールするために比較対象行（非再編行）を設定した。2011年4月現在で存続し、1990年代後半以降再編に関わった経験のない銀行を比較対象行とし、〈再編銀行指標値－非再編行平均指標値〉を以下の数値に用いている。

3 分析と考察

3.1 再編前年の様子

再編形態別では、対等合併が8ケース・16行、吸収合併23ケースのうち吸収した合併行が23行、吸収された被合併行は9行、また比較対象行（非再編行）は73行（地銀47、第二地銀26）である³。なお対等合併とは合併後、名称を変更したケースであり、吸収合併とは合併後、一方の銀行名が存続しているケースに適用した。再編銀行には主として第二地銀が多く、再編31ケースすべてに第二地銀が関わっている。

再編後存続銀行の本店所在地を元に、全国八地方区分で見ると、北海道1件、東北5件、関東8件、中部8件、近畿6件、中国1件、四国0件、九州沖縄2件であり、四国は例外であるが銀行再編は全国規模と言える。

表1は関西地域の再編状況を示したものである。全国では吸収合併が多いものの、関西地域では吸収合併と対等合併がほぼ同数であり、全国の趨勢に比べると関西地域では対等合併の傾向が強い。

表1 関西地域の再編状況（1998年以降）

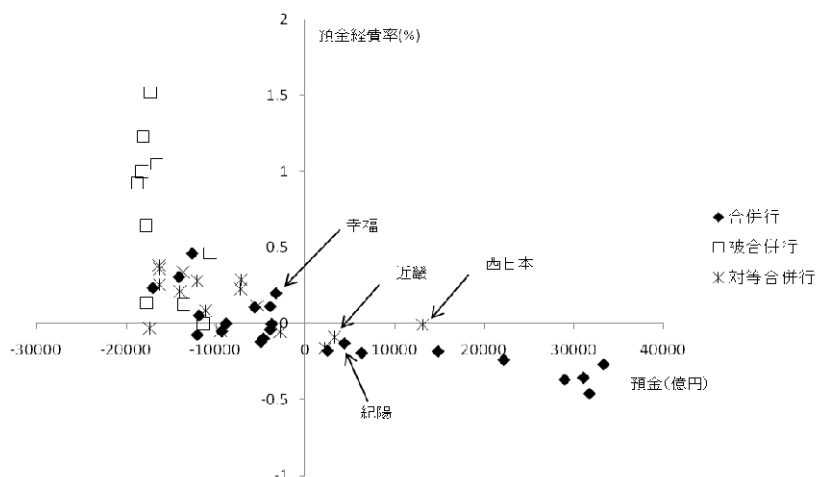
| 再編年月 | 吸収合併 | | 対等合併 | | |
|----------|----------|--------|-------|----------|----------|
| | 合併行 | 被合併行 | 対等合併行 | 対等合併行 | 存続行 |
| 1998年10月 | | | なにわ銀行 | 福徳銀行 | なみはや銀行 |
| 1998年10月 | 幸福銀行 | 京都共栄銀行 | | | |
| 1998年4月 | | | 阪神銀行 | みどり銀行 | みなと銀行 |
| 2000年4月 | | | 近畿銀行 | 大阪銀行 | 近畿大阪銀行 |
| 2001年2月 | 近畿大阪銀行 | なみはや銀行 | | | |
| 2004年2月 | | | 関西銀行 | 関西さわやか銀行 | 関西アーバン銀行 |
| 2006年10月 | 紀陽銀行 | 和歌山銀行 | | | |
| 小計 | | 3件 | | 4件 | |
| (参考) | | | | | |
| 2006年1月 | りそな銀行 | 奈良銀行 | | | |
| 2010年3月 | 関西アーバン銀行 | びわこ銀行 | | | |
| 2010年5月 | | | 池田銀行 | 泉州銀行 | 池田泉州銀行 |
| 合計 | | 5件 | | 5件 | |

図1は、再編前年度について、横軸に預金額、縦軸に預金経費率をとったものである。

³ 近畿大阪銀行は2000年4月に近畿銀行と大阪銀行が対等合併の後、2001年2月になみはや銀行を吸収合併した。本稿では存続行の近畿大阪銀行は対等合併行として扱った。また、東京スター銀行は2001年6月にアメリカの投資ファンドが東京相和銀行より営業を譲り受け、新たに設置された第二地銀である。2003年3月に中部銀行を吸収合併した。本稿では東京スター銀行は特殊ケースとみなし、サンプルからはずした。

指標値は＜再編行指標値 - 非再編行平均指標値＞と加工している。これは再編年度ごとの外生的要因による指標値への影響を除くためである。原点は再編行と非再編行とが等しいことを示し、正值であれば再編行の値が非再編行の値よりも大きいことを示す。

図1 再編行の預金規模と預金経費率



全国状況から確認する。合併行は例外もあるが比較的規模は大きく、被合併行は規模が小さいことが分かる。注目されるのは規模が大きくなるほど預金経費率が低くなる傾向であり、規模の経済性が働いていることを示している。特に被合併行は吸収合併されることで預金経費率が低下する可能性が大きい。ただし、合併後の店舗・人員の利用やシステム統合などの施策が合併行に有利に働く必要があり、合併行の対処次第ではかえって比率が上昇することもありうる。また対等合併行は中間的規模にあり、対等合併に規模の経済性が働くか否かは不明であり、対等合併の費用への効果も後の施策に依存している。

関西地域では、紀陽銀行や近畿銀行が最も預金規模の大きな銀行であるが、全国水準の預金経費率ほど低くない。また、記名していないが関西地域の他の再編行は規模が小さく、預金経費率は高い範囲に分布している。存続行が再編前と同水準の効率性を追求すると規模の経済性はあまり期待できず、後の施策が再編の成否を左右する。

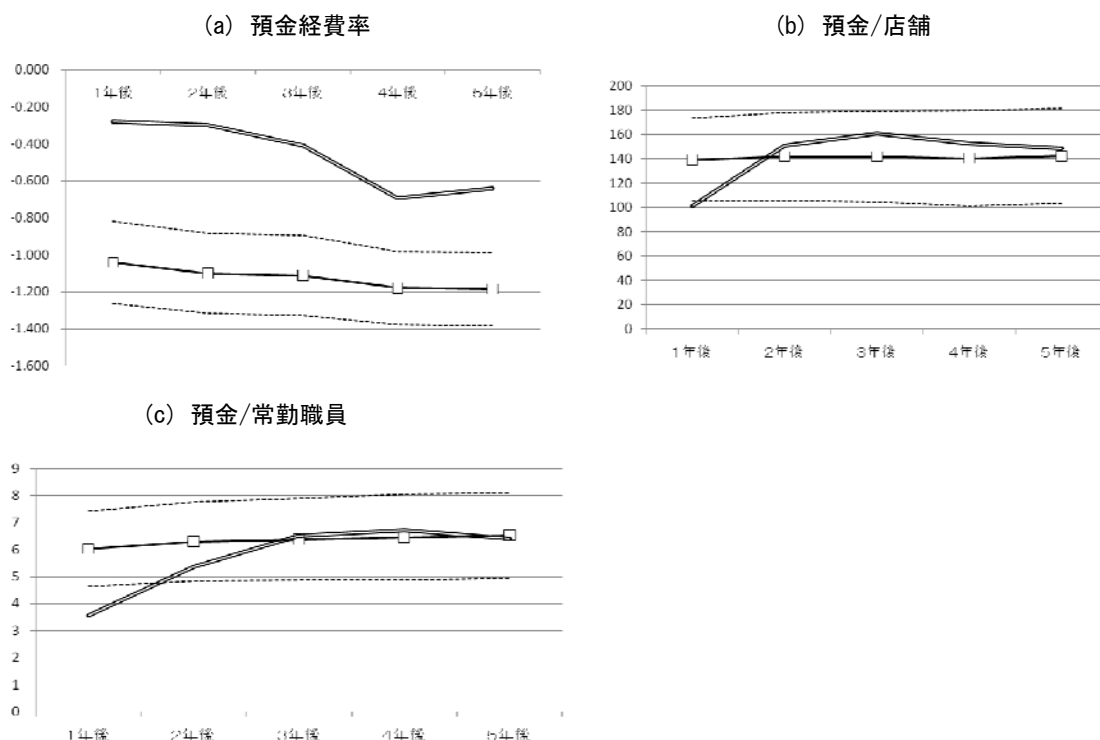
3.2 合併効果の考察

前述のように一部に規模の経済性が期待されるが、再編後の施策、例えば収益性確保の経営戦略を採り、店舗や人員の整理など効率的経営を進める姿勢が求められる。これを把握するためには、財務指標を作成し、時系列での効果検討が必要である。そこで、

$$\begin{aligned} & \text{再編後 } t \text{ 年の } \langle \text{再編行指標値} - \text{非再編行平均指標値} \rangle \\ & - \text{再編前年の } \langle \text{再編行指標値} - \text{非再編行平均指標値} \rangle \end{aligned}$$

を求め⁴、指標値の推移を図に示した。横軸は再編後年数を表し、縦軸単位はパーセントである。縦軸数値が負値（預金経費率、不良債権比率）、もしくは正值（他の指標）のとき再編に正の効果が見込まれる。二重線は関西地域の平均指標値の推移であり、マーカの付いた実線が全国の平均指標値の推移である。破線は全国の平均指標値の95%信頼区間を示している。

図 2-1 効率性指標の推移 —被合併行のケース—



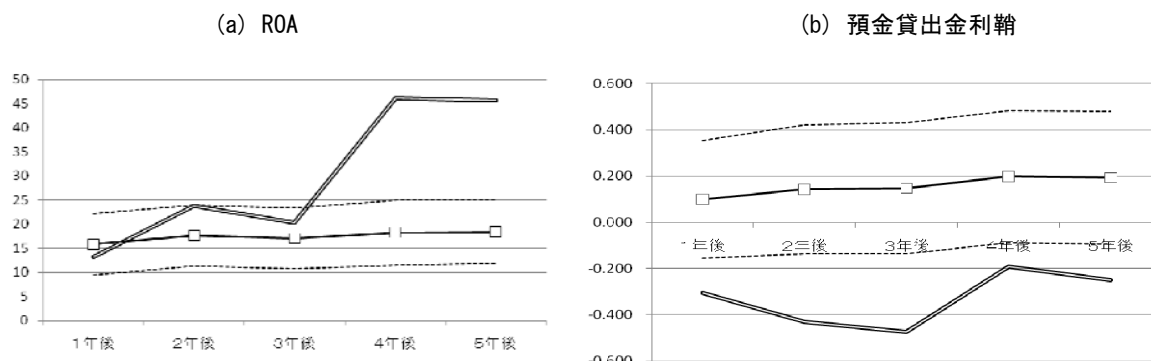
まず全国の推移から考察する。全国平均では被合併行の効率性改善には目覚ましいものがある。預金経費率（図 2-1(a)）で1%以上、一店舗あたりの預金（図 2-1(b)）で約140億円、一常勤職員あたりの預金（図 2-1(c)）では6億円以上の効果があり、効率性が大幅に改善している。

ところが関西地域では様子が異なる。一店舗あたりの預金や一常勤職員あたりの預金は経年により全国平均に収束するが、預金経費率は低下するが水準には全国と開きがある。賃金や店舗などの施設価格といった要素価格が高いのか、もしくは価格水準に見合う効率

⁴ 再編前年の再編行指標値は次のようにした。A行とB行が合併しC行となる場合（対等合併）、当該値は再編前年のA行およびB行のそれぞれの値とした。また、D行がE行に吸収され存続行がE行となる場合（吸収合併）、当該値を再編前年のD行およびE行のそれぞれの値とした。つまり、一つの再編ケースから少なくとも2つ以上の指標データが作成できる。先行研究の当該値は、対等合併・吸収合併双方について積算値（A行とB行の合計、D行とE行の合計）を用いるものや、吸収合併の場合、存続行のE行のみを扱っていた。しかし、積算された数値にはすでに合併当初の影響を含んでいることや、被合併行の効果は合併行の効果に含まれるため、吸収されたことの是非が判断できない。前者について、例えば文中で触れたように被合併行の預貸率は大量の預金流出により非常に大きく、合併行と単純に積算するだけでも預貸率は100%以下に収まる場合があり、これも効果の一つとしてとらえるべきである。

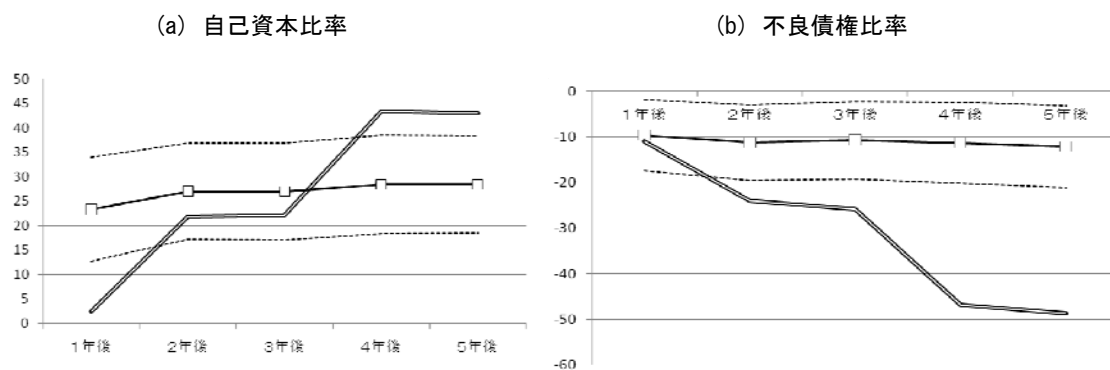
化が進んでいないのかもしれない。

図 2-2 収益性指標の推移 —被合併行のケース—



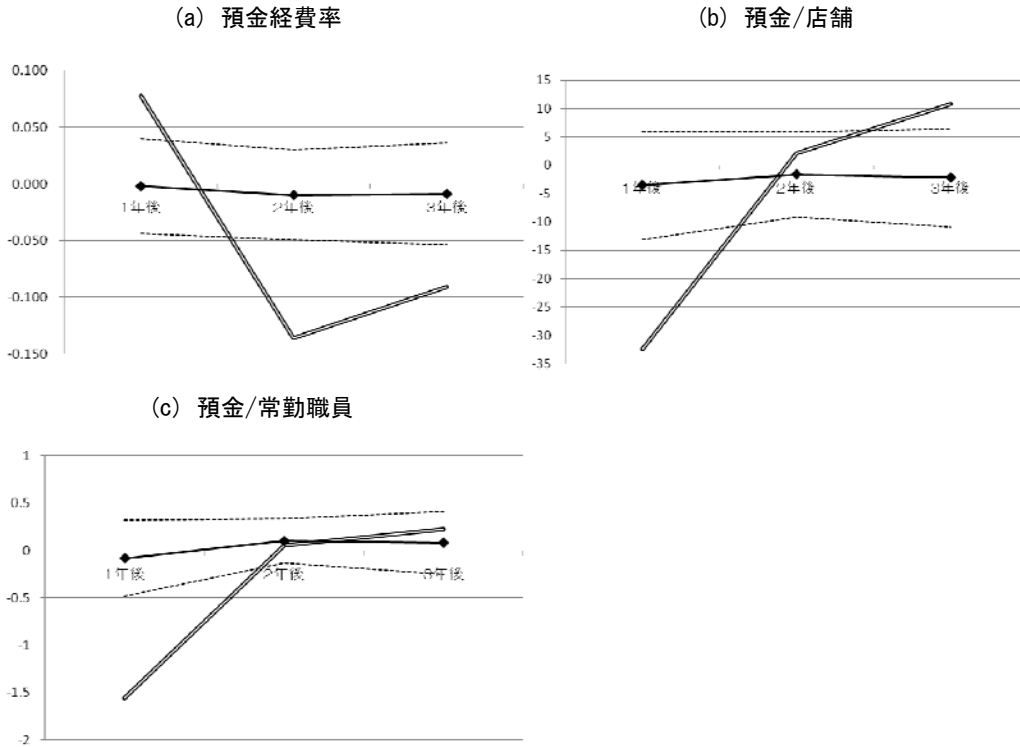
収益性指標について、関西地域は全国と同様の傾向を持つ。ROA（図 2-2(a)）には大幅な改善効果があるが、これは地域銀行としての地元収益基盤が強化されたことを必ずしも意味しているわけではない。地域の預金資金を地域に貸し出すことによる利益率、預金貸出金利鞘（図 2-2(b)）は、関西地域では全国平均よりも下位にある。再編によってむしろ預金貸出金利鞘が薄くなったことを示している。このことは収益に占める有価証券などの運用益の割合が上昇したことを意味し、関西地域ではその傾向が顕著である。

図 2-3 健全性指標の推移 —被合併行のケース—



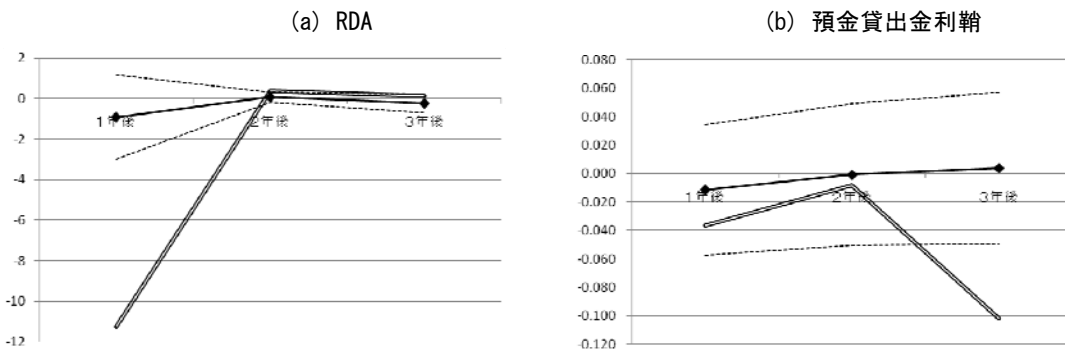
被合併行の自己資本比率（図 2-3(a)）、不良債権比率（図 2-3(b)）ともに改善されており、健全性の回復に一定の効果があると考えられる。日本の金融システムは「護送船団方式」と揶揄されるように、規制当局の経営への関与が大きいことが知られている。その影響が未だに残っていると考えると、被合併行の再編は一応成功したと言えるだろう。

図 3-1 効率性指標の推移 —合併行のケース—



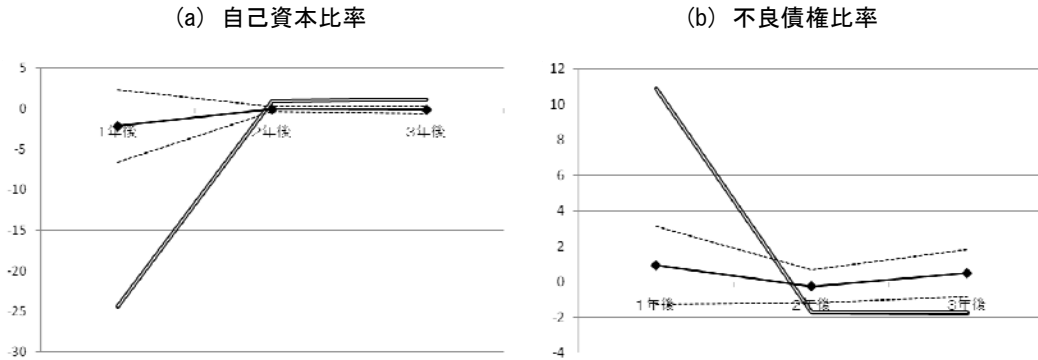
一方、このような被合併行を受け入れることで、合併行には経営改善の負荷がかかる。つまり重複する店舗の統合・削減や人員の整理・配置転換、システム統合など新たな条件のもとで効率化を図らなければならない。図 3-1 (a) (b) (c) は効率性指標の変化を示したものであるが、関西地域では僅かだが経費率を抑えており、店舗効率化の影響と推測される。

図 3-2 収益性指標の推移 —合併行のケース—



ROA (図 3-2(a)) は合併 1 年後に落ち込むが、2 年後には以前と同じ水準に戻る。預金貸出金利鞘 (図 3-2(b)) は、全国ではほとんど変化しないが、関西地域では被合併行と同様に薄くなるのが分かる。

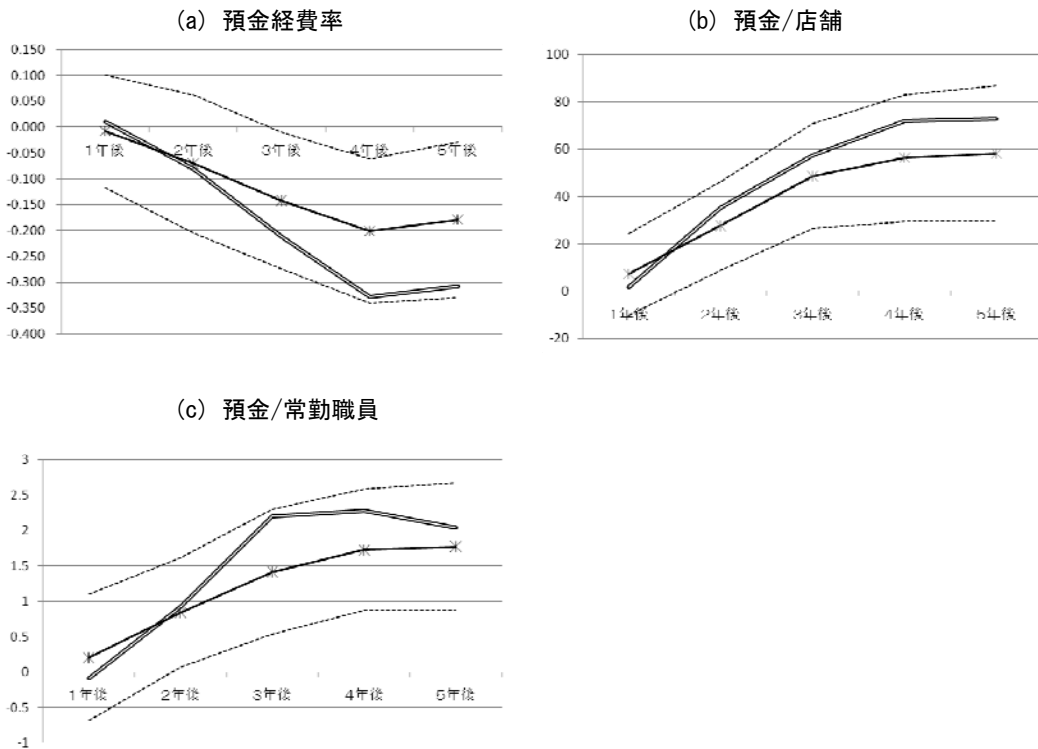
図 3-3 健全性指標の推移 —合併行のケース—



健全性（図 3-3(a) (b)）については、健全性の低い被合併行を吸収したため、合併直後に各指標は悪化するが、2 年以降には合併前年とほぼ同水準なる。関西地域の不良債権比率はさらに低くなっている。

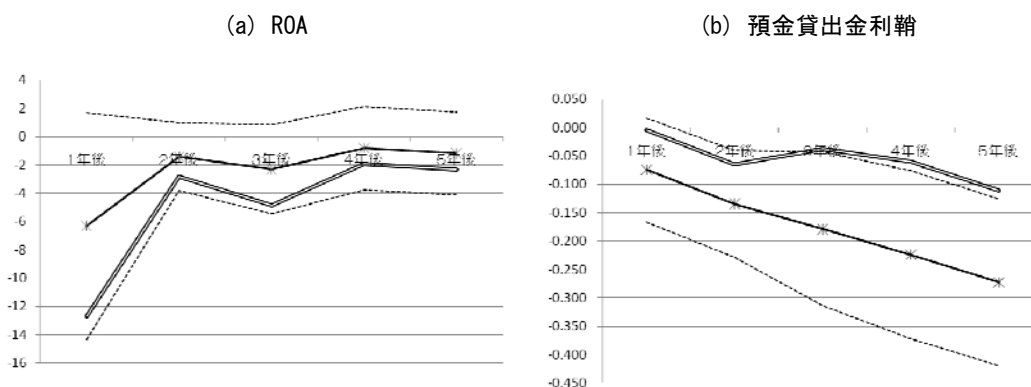
ここまでの結果をまとめると次のようになる。関西地域の吸収合併には全国と同様に効率性改善の効果が見られた。健全性が回復していることから、規制当局主導による非効率・非健全行の救済合併が成功したとも言える。ただし、関西地域では、ROA は高くなるが、地域銀行としての収益基盤である預金貸出金利鞘は再編により減少している。

図 4-1 効率性指標の推移 —対等合併行のケース—



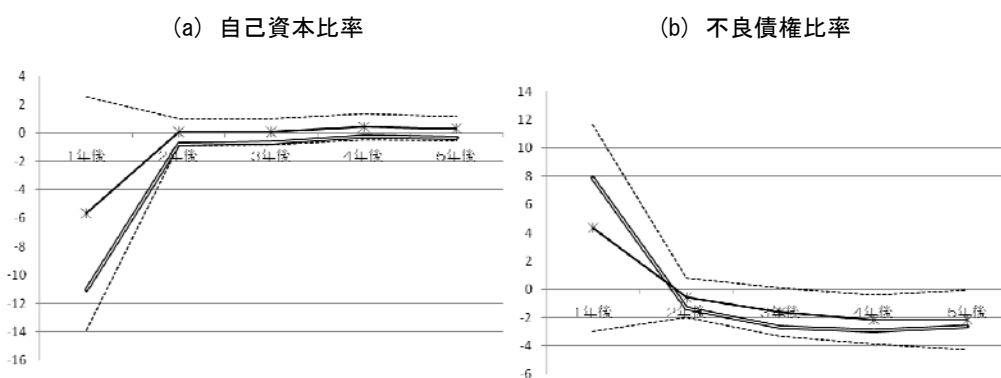
次に対等合併のケースを検討する。関西地域は全国平均とほぼ同様の傾向にある。すなわち、預金経費率（図 4-1(a)）は合併後 4 年まで低下し、全国データで統計的に有意な効果が確認される。これは店舗の整理（図 4-1(b)）や人員に関する効率的経営（図 4-1(c)）の結果と推測される。規制当局の意図が効率性改善にあったことから、経営者は求められた結果を出したと言えよう。

図 4-2 収益性指標の推移 一対等合併行のケース



関西地域、全国とも対等合併行の ROA（図 4-2(a)）は合併 1 年後に悪化するが、経年により回復傾向が現れる。関西地域では僅かながら ROA は低くなる可能性がある。また、全国平均では預金貸出金利鞘（図 4-2(b)）は統計的に有意に負の効果が現れ、余資の運用益によるところが大きくなったと推測される。関西地域では預金貸出金利鞘の減少幅は全国よりも小さい。

図 4-3 健全性指標の推移 一対等合併行のケース



最後に健全性を検討しよう。自己資本比率（図 4-3(a)）、不良債権比率（図 4-3(b)）とも合併直後に悪化するが、後年改善する。不良債権比率は全国平均で 4 年後にわずかながら統計的に有意な効果が見られる。規制当局の意図が効率性改善や健全性の回復にあったことを考慮すると、関西地域、全国とも対等合併についても成功したと結論付けて良いだろう。

4 まとめ

わが国地域銀行の経営環境は厳しく、政策的な支援はあるものの、合併による再編は続くものと予想される。本稿では、合併行、被合併行、対等合併行ごとにその効果を考察した。その結果、関西地域、全国とも吸収合併、対等合併には、規制当局の非効率行・非健全行の救済目的に適った効果はみられる。しかし、地域銀行として成り立つための預金貸出金利鞘は減少する傾向にあり、関西地域では特に吸収合併にその傾向が強く出ている。サンプル数に制約があることも一因と推測されるが、次のようなシナリオも考えられる。つまり、競争環境が激しい中で、行名や担当者の変更をともなうような再編は、取引先との関係希薄化を引き起こしたり、銀行側の取引見直しのきっかけにもなる。この結果、前者では取引先との金利などの条件交渉で譲歩せざるを得ない場面が、また後者では比較的信用度が低い先に対する高金利貸出が減少する場面が推測される。何れにしても、関西地域の吸収合併にその傾向が強く出たのは、厳しい競争環境の表れではないかと推測される。

【参考文献】

- Berger, A.,N., Rebecca S. Demsetz and Philip E. Strahan(1999), “The consolidation of the financial services industry: Causes, consequences, and implications for the future”, *Journal of Banking & Finance* 23, pp.135-194.
- Kaoru Hosono, Koji Sakai and Kotaro Tsuru(2007), “Consolidation of banks in Japan: Causes and consequences,” NBER working paper series no.13399.

第4章 公的資金による新規開業支援

地主 敏樹
吉村 正勝

1 はじめに

日本において、様々な起業への資金提供ルートとして、公的な融資が大きな役割を果たしてきた。新規開業の場合、業績の見直しには高い不確実性が伴うであろうし、資金提供方式としては融資よりも出資が向いている。しかし、米国などと違ってベンチャー・キャピタルなどの出資機関の発展が不十分なこともあって、融資の形式が用いられてきたといえよう。

本稿では、その公的な新規開業支援の最近の展開をみってみる。近年の財政状況の悪化に伴って、政府の役割の見直しが行われて、公的金融機関は縮小方向で再編された。その基本的な考え方は、「民間の金融機関で実施できることから撤退して、公的金融機関は民間の補完的な業務に集中すべきである」というものであった。本稿の問題意識は、こうした「最近の公的金融機関再編が、新規開業への公的支援を縮小させたか」どうかということである。

第2節で、新規開業に対する公的な金融支援の制度を概観し、第3節で実際のデータをつかって、上記の仮説を検討する。第4節では、公的金融支援に関する別の問題点を検討してみる。

2 新規開業に対する公的金融支援制度の枠組み

この分野で伝統的に大きな役割を果たしてきた融資制度は、2種類存在する。その第1は、旧国民生活金融公庫による「創業資金貸付」であった。現在、国民生活金融公庫は、中小企業金融公庫や国際協力銀行などと統合して、日本政策金融公庫の一部門となっている。しかし、旧国民生活金融公庫は、日本政策金融公庫の国民生活事業となっても、多くの伝統的業務を継続している。新規開業に対する金融支援もそうした範疇に含まれており、「新企業育成貸付（新規開業資金等）」と呼称されている。また、同貸付で融資を受ける際、「新創業融資制度」という無担保・無保証人の制度を利用することもできる。同制度の対象は、新たに事業を始める人または事業開始後で税務申告を2期終えていない事業者で、融資限度額は1,000万円¹である。貸付期間の上限は、設備資金で7年、運転資金で5年であり、ともに6ヶ月間以内の据置期間を設定できる。

日本政策金融公庫 国民生活事業は、「女性、若者・シニア起業家資金」や「再チャレンジ支援融資」など、一般の金融機関において、不利な取り扱いを受けやすい人々への起業にも支援を行っている。また、食品関係、飲食店、理容・美容店、旅館・浴場など、日常

¹ 「新創業融資制度」は、2011年12月12日に内容が拡充され、融資限度額1,500万円に、貸付期間は、設備資金が10年以内、運転資金は5年以内を原則に、特に必要な場合に7年以内となった。

生活に密着した小規模ビジネスに対しても、従来、新規開業支援を展開している。利用者の利便性を考慮した場所に、相談・申請のできるオフィス²を全国に設けており、セミナーなども開催している。また、商工会議所の起業相談サービスから、紹介されることもある³。

第2は、信用保証協会による新規開業向けの信用保証である。借入金利を民間金融機関が定めるタイプと保証協会が定めるタイプ、無担保のタイプと有担保（交渉可能）のタイプなどの諸タイプがあり、借入限度額も様々（大阪の場合、1,000万円から2,500万円まで）である。大阪で現在利用可能な制度では、信用保証料は多くの場合1%であるが、それも半額を公的支援で減額を受けられるものもある。

これらの申し込みは、信用金庫など取り扱いの民間金融機関でもできるし、信用保証協会や公的な起業相談窓口でも可能となっている。大阪市の場合は、本町の同じビルの中に、相談窓口（大阪産業創造館⁴）と大阪市信用保証協会とが入っており、前者の相談やセミナーと後者の信用保証とが密接にタイアップしている。

3 公的金融機関再編と新規開業支援

小泉政権で、政府の役割が再検討されて、省庁の再編が行われたのと同時に、公的金融機関の再編も実施された。その基本的な考え方は、「公的金融機関の役割＝民業補完」ということであった。郵政事業の民営化、政策投資銀行の民営化、などとともに、創業資金貸付を担当してきた国民生活金融公庫も、中小企業金融公庫や農林漁業金融公庫および国際協力銀行と統合して、2008年10月から日本政策金融公庫 国民生活事業となったのである。

「民業補完」の大方針の下に実施された公的金融機関の再編であったので、伝統的な業務の一部が縮小されるのは、ほぼ当然のことである。そうした状況で、新規開業支援の「創業資金貸付」もその対象となる可能性は低くない。ベンチャー・キャピタルなどの民間ビジネスによって、新規開業支援も代替可能であると論じることも可能であったろう。したがって、近年の関西地域における開業数の減少（序章、参照）に、公的金融機関の再編という原因もあったのではないかと考えられるのである。このように考えると、下記のような仮説が設定できる。

仮説1：小泉政権下での公的金融機関の再編成が、旧国民生活金融公庫「創業資金貸付」を減少させて、関西圏における開業数の低下につながっているのではないかと。

この仮説を検証するために、日本政策金融公庫の創業関連の貸付企業数の推移を調べてみよう⁵。創業前及び創業後1年以内の大阪府内（大阪1）、近畿圏内（近畿1）および全国

² そうしたオフィスの一例である、日本政策金融公庫大阪支店国民生活事業 こくきん創業支援センター 大阪を訪問して、ヒアリングを行った。

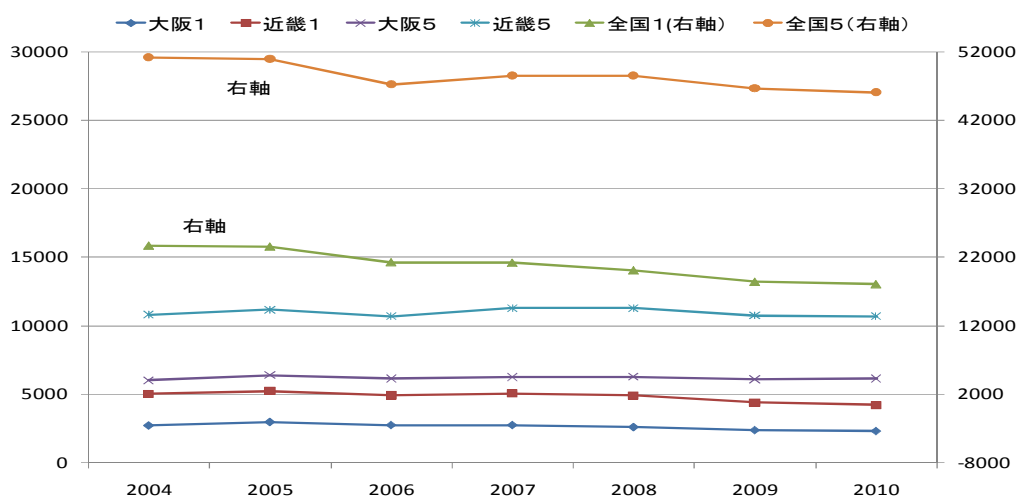
³ 大阪商工会議所の担当部署を訪問して、ヒアリングを行った。

⁴ 大阪市の外郭団体が運営する大阪産業創造館の相談窓口を訪問して、ヒアリングを行った。

⁵ われわれのリクエストに対して、日本政策金融公庫大阪支店国民生活事業 こくきん創業支援センター 大阪から、データを提供された。

(全国1) と、創業前及び創業後5年以内の大阪府内(大阪5)、近畿圏内(近畿5)および全国(全国5)の貸付企業数を、下の図1に示した。全国レベル(右軸)で見ると、両方のグラフで、2006年以後の低下が顕著である。2006年から2007年にかけて日本経済は好景気であったから、再編以前とはいっても、この低下は何らかの政策方針転換を示している可能性がある。

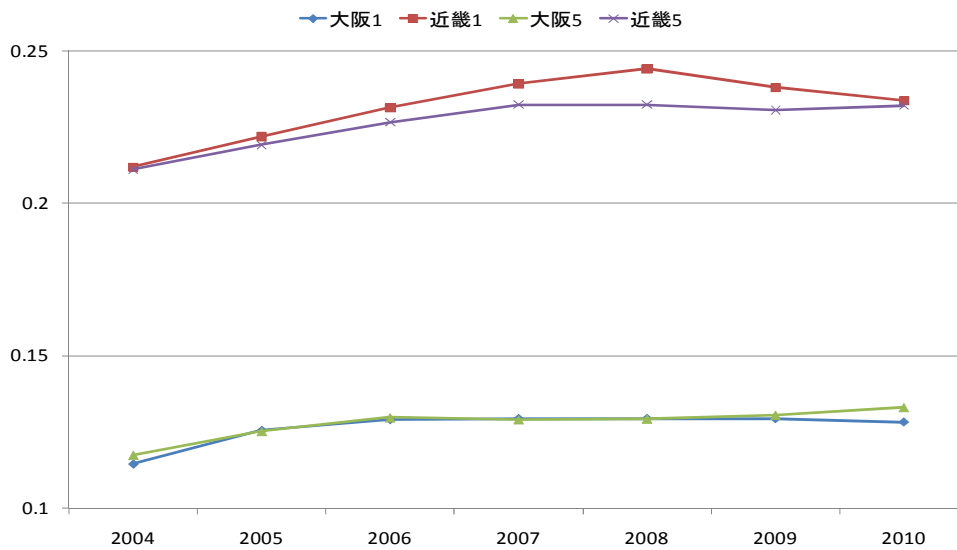
図1 貸付企業数の推移(2004~2010)



しかし、大阪および近畿については、そうした明瞭な低下は生じていない。創業前及び創業後1年以内の企業向け融資は、2009年以後やや低下しているが、これはリーマンショック後の不況を反映している可能性が高い。創業前及び創業後5年以内の融資は、大阪府内では低下していないし、近畿圏でも傾向的な低下はみられない。したがって、全国的には政策転換が起きていた可能性を否定できないものの、大阪府や近畿圏における新規開業数の低下には、日本政策金融公庫の創業資金貸付は関連していないと判断することができよう。

大阪および近畿における創業資金貸付が減少していないことは、全国の創業資金貸付企業数に占める、大阪府内および近畿圏内の貸付企業数の比率をみると、明瞭である。下図にしめすように、近年、全国比でみた貸付企業数は増加気味であった。

図2 貸付企業数の大阪府と近畿圏の対全国比



4 創業後の追加資金について

前節でみたように、創業資金の貸付企業数には、大阪府および近畿圏において、以前と比べての傾向的な変化は観察されない。企業数の減少に、開業に関連する金融が関係しているとすれば、別の問題があるはずである。そこで、公的な金融支援で最初の開業は実現できるが、その次段階に問題がある可能性が、指摘された。起業当初は創業資金貸付の枠で十分だが、その後の発展段階に進もうとすると、公的な支援もなくなるし、民間金融機関からの融資も困難となるというのである。

仮説2：新規開業当初における必要資金は、公的な金融支援によって提供され続けているが、その次段階における発展のための必要資金の調達が困難なのではないか。

この仮説の現実妥当性を検討するために、ヒアリングでも質問項目を追加した。その回答内容から、次のようにまとめることができよう。

- 飲食業などの場合、当初の創業資金貸付の融資期間中に事業が順調に推移していれば、次段階において、信用金庫などからの運転資金融資は十分に可能である。
- 大型の設備投資を必要とする製造業のようなケースであれば、困難に直面する可能性も否定できない。

つまり、地道な生計をたてる小規模なビジネスを創業資金貸付で立ち上げて、それが順調になれば運転資金の融資を受けて維持していけるし、それを継続した上ならゆっくりとした速度での一定の拡大も可能であろう。しかし、最初のアイデアを試すことは創業資

金貸付で賄える。小規模でできても、その商品化に相当規模の設備投資を必要とするような場合は、無担保で融資を受けることは難しい。そうした場合には、ベンチャー・キャピタルからの出資などの代替的な資金調達手段が求められることとなる。

5 まとめ

本稿では、関西圏や大阪における企業数の減少という現実に対して、新規開業の金融的側面を検討した。2つの仮説をたてて、それぞれに対して、厳密な検証の結果ではないものの、一応の回答を得ることができた。

第1の仮説は、「公的金融機関の再編成によって、公的な『創業資金貸付』が削減されてきたのではないか」というものであった。大阪府や近畿圏に関する限り、貸付企業数の減少は生じていないので、この仮説はほぼ否定された。第2の仮説は、「新規開業の次段階での発展のための資金調達が困難なのでないか」というものであった。この仮説は、大規模な設備投資資金を必要とする場合にはあてはまり、それ以外の場合には妥当しないだろうと、考えられる。

本稿の分析は、まだ初期段階に留まっている。第1に、新規開業向けの資金提供を行うもう一つの公的機関である信用保証協会について、検討ができていない。この点は、大阪市信用保証協会にヒアリングとデータ提供を依頼していたが、協力を得ることができなかったのが、直接の原因である。再度の挑戦が必要であろう。第2に、第2の仮説について、ヒアリングにおける口頭での回答は得られたが、データによる分析が全くできていない。ベンチャー・キャピタルについては、本プロジェクトの四塚論文（第5章）で検討されている。第3に、第1の仮説と関連して、国民生活金融公庫の時代の長期的なデータの吟味ができていない。第4に、公的な金融支援の実施方式における、最近の様々な試験的取り組みの効果の検討もできていない。まだまだ、多くの分析が必要である。

【ヒアリング先】

大阪府商工部

大阪商工会議所

日本政策金融公庫大阪支店国民生活事業　こくきん創業支援センター大阪

大阪産業創造館

【添付資料】

日本政策金融公庫 国民生活事業 新規開業ローンのご案内

大阪府制度融資のご案内

大阪市経済局 中小企業向け融資制度のご案内

新たに事業を始めるみなさまへ

新規開業ローンのご案内

女性、若者/
シニア
起業家資金

女性や若者、
シニアの方に
ご利用いただけるローン
7,200万円以内

再チャレンジ
支援融資

無担保・無保証人で
ご利用いただけるローン
1,000万円以内

新創業
融資制度

既業歴等
のある方に
ご利用いただけるローン
2,000万円以内

新規開業資金

幅広い業種で
ご利用いただけるローン
7,200万円以内

お問い合わせ先
事業資金相談専用ダイヤル
行こうよ! 公庫
0120-154-505

※フリーダイヤルをご利用いただけない場合は、
事業ローンコールセンター (03) 3345-4649
こくさんビジネスサポートプラザ名古屋 (052) 563-4649
こくさんビジネスサポートプラザ大阪 (06) 6315-4649
におかけ直してください。



日本政策金融公庫

国民生活事業

POINT
1

創業支援のための融資制度

各種融資制度には、据置期間を設けています。
また、お使いみち、ご返済期間、担保・保証人の有無などによって異なる利率が適用されます。
くわしくは支店窓口までお問い合わせください。

新たに事業を始める方・事業開始後間もない方

新規開業資金

| ご利用いただける方 | ご融資額 | ご返済期間 |
|--|---------------------------------------|---|
| 新たに事業を始める方または事業開始後おおむね5年以内の方で、雇用の創出など一定の要件に該当する方 | 7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円以内) | 運転資金 5年以内 (特に必要な場合は7年以内) 設備資金 15年以内 |

★次のいずれかの要件に該当する方にご利用いただけます。

(1)現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始める方で、次のいずれかに該当する方

- ①現在お勤めの企業に継続して6年以上お勤めの方
- ②現在お勤めの企業と同じ業種に通算して6年以上お勤めの方
- (2)大学等で修得した技能等と密接に関連した職種に継続して2年以上お勤めの方で、その職種と密接に関連した業種の事業を始める方
- (3)技術やサービス等に工夫を加え多様なニーズに対応する事業を始める方
- (4)雇用の創出を伴う事業を始める方
- (5)①～④のいずれかの要件を満たして事業を始めた方で、事業開始後おおむね5年以内の方

※技術・ノウハウ等に新規性がみられる方の設備資金(土地取得資金を除く。)は、特別利率Cが適用されます。

※「事業の拡大が見込まれるもの、黒字化に至っていない方」(注)の設備資金および運転資金は、特別利率Aが適用されます(ご融資後3年間は公庫がフォローアップを実施)。

(注)次の全てに該当する方

- ・ご融資後3年以内に雇用の拡大を図る方
- ・最近の決算期における売上高(または最近の売上高)が前期に比し、10%以上増加している方
- ・最近の決算期において経常利益が赤字(個人の方は所得300万円以下)であるが、ご融資後3年以内に黒字化(個人の方は所得300万円超)が見込まれる方

女性または30歳未満か55歳以上の方

女性、若者／シニア起業家資金

| ご利用いただける方 | ご融資額 | ご返済期間 |
|---|---------------------------------------|---|
| 女性または30歳未満か55歳以上の方であって、新たに事業を始める方または事業開始後おおむね5年以内の方 | 7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円以内) | 運転資金 5年以内 (特に必要な場合は7年以内) 設備資金 15年以内 |

※技術・ノウハウ等に新規性がみられる方の設備資金(土地取得資金を除く。)は、特別利率Cが適用されます。

創業に再チャレンジされる方

再チャレンジ支援融資（再挑戦支援資金）

| ご利用いただける方 | ご融資額 | ご返済期間 |
|---|------------------|---|
| 廃業歴等のある方など一定の要件に該当する方で、新たに事業を始める方または事業開始後おおむね5年以内の方 | 2,000万円以内 | 運転資金 5年以内 (特に必要な場合は7年以内) 設備資金 15年以内 |



日本政策金融公庫
国民生活事業

食料品小売業、花き小売業などを営む方

食品貸付

| ご利用いただける方 | ご融資額 | ご返済期間 |
|--|---------------------------------------|---|
| 食品関係の小売業・製造小売業または花き小売業を営む方で、店舗の新築・増改築、機械設備の導入、フランチャイズチェーンの加盟などを行う方 | 7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円以内) | 運転資金 原則 5年以内 設備資金 原則 13年以内 (新規開業支援設備資金等に該当する場合は15年以内) |

飲食店営業・理容業・美容業などを営む方

生活衛生貸付

●一般貸付(設備資金)

| ご利用いただける方 | ご融資額 | ご返済期間 |
|---------------|-----------------------------------|-------------------------------------|
| 生活衛生関係の事業を営む方 | 7,200万円以内～ 4億円以内 | 13年以内 (独立開業に該当する場合は15年以内) |

●振興事業貸付(設備資金)

| ご利用いただける方 | ご融資額 | ご返済期間 |
|--|---|--------------|
| 振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合員であって、生活衛生関係の事業を営む方 | 1億5,000万円以内～ 7億2,000万円以内 | 18年以内 |

※振興事業貸付には、運転資金のご融資もあります。

※いずれの融資制度も、ご融資額は業種などにより異なりますので、くわしくは支店窓口までお問い合わせください。

無担保・無保証人をご希望の方

新創業融資制度

| ご利用いただける方 | ご融資額 | ご返済期間 |
|-----------------------------------|------------------|--------------------------------------|
| 新たに事業を始める方または事業開始後で税務申告を2期終えていない方 | 1,000万円以内 | 運転資金 5年以内 設備資金 7年以内 |

(注) 1 事業開始前、または事業開始後で税務申告を終えていない方は、「創業時において創業資金総額の3分の1以上の自己資金を確認できること」が必要です。

なお、事業に使用される予定のない資金は、本要件における自己資金には含みません。

2 ご利用にあたっては、雇用の創出や勤務経験等、一定の要件に該当する必要があります。

3 ご利用いただけない融資制度もありますので、くわしくは支店窓口までお問い合わせください。



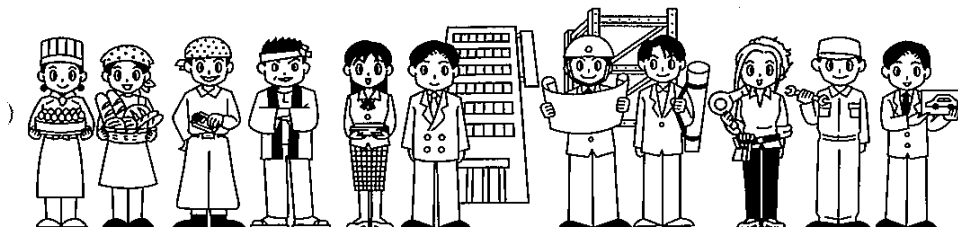
日本政策金融公庫
国民生活事業



平成22年度版

中小企業者の皆さまへ

大阪府制度融資のご案内



売上げまたは利益が減少している中小企業者の方へ

「緊急経営対策資金」は、平成23年3月31日までお申込みいただけます。

※「緊急経営対策資金」のお申込みの際には、市町村の認定が必要です。

府の施策と連携した事業を行っている中小企業者の方へ

ものづくり・バイオ関連事業など、府の施策と連携した事業を行っている場合、「チャレンジ応援資金」のお申込みが可能です。

※「チャレンジ応援資金」のお申込みの際には、大阪府の認定等が必要です。
また、金融機関でのお申込みとなります。

大阪府商工労働部 金融支援課

〒540-0021 大阪市中央区大手通1-2-12 谷町ビル5階
TEL(代表) 06-6941-0351 (内線 2643、2644)
F A X 06-6944-6736

<http://www.pref.osaka.jp/kinyushien/seido001/index.html>

目次

| | |
|----------------------------------|-------------------------------------|
| ① お申込み要件について 1 | ④ 各種制度融資概要 3 ~ 8 |
| ② お申込みにあたっての 補足事項 1 | ⑤ お問合せ先・お申込み窓口 9 ~ 10 |
| ③ 目的別制度融資早見表 2 | ⑥ その他の融資制度のご案内 11 ~ 12 |
| | ⑦ 【ご参考】大阪府制度 融資について 13 |

各種制度融資概要

| | 資金名称 | 利用資格の概要 | 融資限度額 |
|--------------------|--|---|--|
| 経営に支障悪化による | 経営安定サポート資金 【緊急経営対策資金】 市町村認定要 | 府内において事業を営んでおり、かつ国が指定する業種のうち、業況が悪化している中小企業者で、下記のいずれかの事由で、市町村長の認定を受けた方。 ①最近3カ月の月平均売上高等が前年同期に比べて3%以上減少 ②製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない ③最近3カ月の月平均売上総利益率または月平均営業利益率が前年同期に比べて、3%以上減少 ④新型インフルエンザの影響を受けた後、最近1ヵ月間の売上高等が前年同月に比して3%以上減少しており、かつ、その後2ヵ月間の売上高等が前年同期に比べて3%以上減少見込みである ⑤最近3カ月の月平均売上高等が2年前同期に比べて3%以上減少 | 2億円 うち、無担保原則8,000万円 |
| | 経営安定サポート資金 【経営安定資金】 市町村認定要 | 府内において事業を営んでいる中小企業者で、下記のいずれかに該当し、市町村長の認定を受けた方。 ①6ヶ月以上の業歴を有し、国が指定した「再生手続開始申立等事業者」に対し売掛金債権等を有する方 ②取引先企業のリストラ等の事業活動の制限により影響を受ける方 ③突発的災害（事故等）により影響を受ける特定の地域の特定の業種を営む方 ④突発的災害（自然災害等）により影響を受ける特定の地域の方 ⑤上記【緊急経営対策資金】の認定要件を満たす方 ⑥金融機関の破綻により当該金融機関からの借入れが困難になるなど資金繰りが悪化している方 | 2億円 うち、無担保8,000万円 |
| 創業時及び創業後間もない方など | 創業サポート資金 【開業資金】 | 創業に関する具体的な計画を有し、新たに事業を営むために必要な準備を現に行っている方又は業歴の浅い方で、次のいずれかに該当している方。 | 利用資格(1)(2)はA併用して2,500万円までの申込可。 |
| | A型 【開業資金】 | (1) 事業を営んでいない個人が、1ヵ月以内に個人で事業を開始する、または、個人で事業を開始してから5年未満（事業開始前又は事業開始後2ヶ月未満の方が申込みをする場合は、事業開始に必要な資金の1/5以上の自己資金額（注）を有すること）。 (2) 事業を営んでいない個人が、2ヵ月以内に中小企業の会社を新たに設立して事業を開始する、または、中小企業の会社を設立してから5年未満（事業開始前又は事業開始後2ヶ月未満の方が申込みをする場合は、事業開始に必要な資金の1/5以上の自己資金額（注）を有すること）。 | 1,000万円 |
| | B型 【開業資金】 | (1) 開業資金Aの(1)に同じ。 (2) 開業資金Aの(2)に同じ。 (3) 中小企業の会社が自らの事業を継続しつつ、2ヵ月以内に新たに中小企業の会社を設立して事業を開始しようとする。 (4) 会社が自らの事業を継続しつつ、新たに設立した中小企業の会社で、事業を開始してから5年未満。 | 1,500万円 ただし、(1)(2)については、事業開始前～事業開始後2ヵ月未満の方は創業計画における自己資金額の範囲内となります。） |
| | A型 B型 【スタートダッシュ資金】 | (1) 事業を営んでいない個人が、1ヵ月以内に個人で事業を開始する、または、個人で事業を開始してから3年未満（事業開始前又は事業開始後2ヶ月未満の方が申込みをする場合は、事業開始に必要な資金の1/5以上の自己資金額（注）を有すること）。 (2) 事業を営んでいない個人が、2ヵ月以内に中小企業の会社を新たに設立して事業を開始する、または、中小企業の会社を設立してから3年未満（事業開始前又は事業開始後2ヶ月未満の方が申込みをする場合は、事業開始に必要な資金の1/5以上の自己資金額（注）を有すること）。 | 1,000万円 |
| B型 【スタートダッシュ資金】 | (1) スタート・ダッシュ資金Aの(1)に同じ。 (2) スタート・ダッシュ資金Aの(2)に同じ。 | 1,500万円 ただし、事業開始前～事業開始後2ヵ月未満の方は創業計画における自己資金額の範囲内となります。） | |
| 【再挑戦支援資金】 | 過去5年以内に経営悪化により事業廃止（会社解散）した方で、再起業に関する具体的な計画を有し、新たに事業を営むために必要な準備を現に行っており、次のいずれかに該当する方。 【保証協会・府・市町村等に申込みの方は、融資後、商工会議所・商工会の経営指導が必要です。】 (1) 事業を営んでいない個人が、1ヵ月以内に個人で創業する、または、個人で創業してから5年未満。 (2) 事業を営んでいない個人が、2ヵ月以内に中小企業の会社を新たに設立して創業する、または、中小企業の会社を設立してから5年未満。 | 開業資金Aと合算で1,000万円 | |

「平成22年度版 大阪府制度融資」パンフレット資料（抜粋）P 3 / P 3

各種制度融資概要

(平成22年6月現在)

| | 貸 金 名 称 | 利 率 | 融 資（借 入）期 間 | 担 保 | 信用保証料率 | 申込窓口 | 備 考 |
|------------------------|------------------------------|--------|-----------------------------------|--|--------|-----------------------------|--|
| 経営情勢悪化により 経営に支障がある方 | 【緊急経営対策預借資金】 市町村認定要 | 年1.4% | 10年以内（2年以内） | 【有担保の場合】 府保証協会の定める 不動産または 有価証券等 | 年0.8% | 取扱金融機関 または保証協会・ 府・市町村 | ※既に緊急経営対策預借資金・経営 安定資金をご利用中の方で、 その無担保保証の残高と合わ せて、8,000万円を超える 無担保保証の申込窓口は、 取扱金融機関のみとなります。 |
| | 【経営安定資金】 市町村認定要 | 年1.4% | 【建修】7年以内（6ヶ月以内） 【設備】7年以内（1年以内） | | 年0.9% | | ※利用資格1については、 次の条件があります。 ・資金用途は建修資金のみ ・融資限度額は、再手続 開始申立等事業者に対し て有する借権額の2倍以内 |
| 創業時及び創業後間もない方など | 【開業資金】 A型 B型 | 年1.6% | | | | 取扱金融機関 または保証協会・ 府・市町村 | |
| | | | | | | | |
| | 【スタート ダッシュ資金】 A型 B型 | 金融機関所定 | 7年以内（1年以内） | 不要 | 年1.0% | 取扱金融機関 | ※金融機関が保有する定性要因等 を活用することにより、迅速な 審査で資金ニーズに対応しま す。 |
| 【再挑戦支援資金】 | | 年1.9% | | | | 取扱金融機関 または保証協会 府・市町村 | ※保証協会（他の保証協会を 含む）に求償権のある方の 申込窓口は、取扱金融機関 のみです。 |

※各融資の詳細は、金融支援課・府民お問合せセンター情報プラザ等に設置の個別案内パンフレット、
府のホームページ(<http://www.pref.osaka.jp/kinuyushien/seido001/index.html>)等でご確認ください。

平成23年10月1日



大阪市経済局
<http://www.city.osaka.lg.jp/keizaiyoku/index.html>

中小企業向け融資制度のご案内

大阪市の中小企業向け融資制度は、中小企業の経営の安定や成長・発展を支援するために、中小企業が必要とする事業資金を大阪市信用保証協会の保証をつけて融資するものです。

制度融資を利用できる方

同一事業をおおむね1年以上経営し、大阪市内に事務所または事業所を有して、原則として事業による大阪府市民税を納税している中小企業者

○中小企業者とは

資本金等の額が3億円（卸売業1億円、小売・サービス業、飲食業5,000万円）以下である、または常時使用する従業員の数が300人（卸売・サービス業100人、小売業、飲食業50人）以下である個人、会社（国の指定する業種にあっては別途定める基準によります。）

医業を営む事業者のうち、常時使用する従業員数が100人以下である個人（法人にあっては300人以下であるもの）組合等で一定の要件を満たすもの

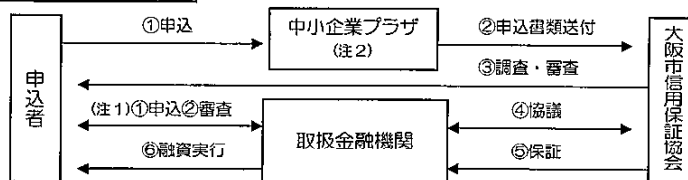
○小企業者とは

常時使用する従業員数が20人以下（商業、サービス業、飲食業は5人以下）である個人、会社等

○融資対象業種（例示）

製造業、建設業、物品販売業、運送業、印刷業、土石採取業、貨物運送取扱業（鉄道又は軌道にかかるものに限る）、木材伐出業、飲食業、保険媒介代理業、鉱業、出版業、不動産業、倉庫業、電気・熱供給・水道業、サービス業、郵便業、電気通信業（利用について条件を付す場合があります）

申込から融資までの流れ



（注1）取扱金融機関受付の場合 （注2）小企業事業資金融資・経営支援特別融資については各区役所での受付も可。

融資の決定に関しては、業績、財務内容、資金使途、資産保有状況、借入状況等を総合的に勘案して判断いたします。

制度融資を利用できない方

- ① 農林漁業、金融・保険業の一部、サービス業の一部を営む方（その他、利用にできない業種があります。）
- ② 許認可または登録等を必要とする事業で当該許認可または登録等を受けていない方
- ③ 信用保証協会において 代位弁済中 の方
- ④ 金融機関と 取引停止中 または第1回不渡発生後6カ月を経過していない方
- ⑤ 信用保証協会の保証付債権等に延滞等の債務不履行がある方
- ⑥ 大阪府市民税、所得税等の納税について滞納をしている方
- ⑦ 暴力団員又は暴力団関係者 等
 （詳しくは大阪産業創造館2階 中小企業プラザ（融資相談窓口）にお問い合わせください。）

ご注意

- 「融資のご案内」「公的資金の活用のご案内」などといって、あたかも本市と密接な関係があり、融資について便宜がはかられるような案内を行い、高額な手数料や謝礼金を求める事例が発生しておりますが、本市や大阪市信用保証協会とは、一切、無関係です。
- 本市制度融資は一定の要件に該当する方であれば、どなたでも利用可能で手数料も必要ありません。
- 融資の申込・相談は、必ずご本人で行ってください。

「平成23年10月1日 大阪市中小企業向け制度融資一覧」

大阪市HP資料(抜粋) P2/P2

大阪市中小企業向け制度融資一覧

平成23年10月1日現在

| 制度名 | 融資対象 | 貸付利率 | 返済期間 | 融資限度額 | 保証制度 | 受付場所 | | |
|---------------------------------|--------------|---|------|---------------------------|--------------------------------|--|----------------------------------|-----------------|
| 一般的な事業資金が必要な方 | 一般事業資金融資 | 中小企業者 | 対象 | 2億円 うち無担保8,000万円 | 連帯7年以内 返済10年以内 (償還7年以内) | 金融機関所定 各金融機関の貸付「40-1」 +0.30%p以内 (実質まじは不要) | 中小企業者 各区分所 取扱金融機関 | |
| | 小企業事業資金融資 | 小企業者(注2) | 対象 | 2億円 うち無担保8,000万円 | 連帯7年以内 返済10年以内 (償還7年以内) | 年1.8% | 中小企業者 各区分所 取扱金融機関 | |
| 取引先の倒産や、売上の減少などにより、資金繰りが悪化している方 | 経営安定対策資金融資 | 中小企業信用保証法第2条第4項第1号~第4号、第6号の認定を取得された方 | 対象 | 1億2,000万円 うち無担保8,000万円 | 連帯7年以内 返済10年以内 (償還7年以内) | 年0.9% | 取扱金融機関 | |
| | 経営環境対策資金融資 | 中小企業信用保証法第2条第4項第5号の認定を取得された方 | 対象 | 2億円 うち無担保8,000万円 | 連帯7年以内 返済10年以内 (償還7年以内) | 年0.9% | 取扱金融機関 | |
| 平日本大震災により被災が懸念されている方 | セーフティネット型 | 平日本大震災の発生で経営の安定に甚大が生じたことにより、平日本大震災発生後90日(第1項第1号又は第2号の認定を取得された方(注1)) | 対象 | 2億円 うち無担保8,000万円 | 連帯7年以内 返済10年以内 (償還7年以内) | 金融機関所定 各金融機関の貸付「30-1」 +0.30%p以内 (実質まじは不要) | 取扱金融機関 | |
| | 資金繰り改善特別融資 | 平日本大震災の発生で経営の安定に甚大が生じたことにより、平日本大震災発生後90日(第1項第1号又は第2号の認定を取得された方(注1)) | 対象 | 2億円 うち無担保8,000万円 | 連帯7年以内 返済10年以内 (償還7年以内) | 年0.45%~1.99%※ 中小企業信用保証法第2条第4項第1号の認定を受けた方 年0.8% | 取扱金融機関 | |
| 経営の革新等を図る方 | チャレンジャースタート型 | 新事業活動促進法に基づき経営革新計画等の承認を受けた方 | 対象 | 2億円 うち無担保8,000万円 | 連帯7年以内 返済10年以内 (無担保7年以内) | 年2.175% | 取扱金融機関 | |
| | チャレンジャー型 | 具体的な創業計画を有し、これから創業する方または創業後3年以内(創業計画の)5%以上自己資金効果(注1)に認められる(創業計画)の方 | 対象 | 2,500万円 | 7年以内 | 年1.8% | 中小企業者 取扱金融機関 | |
| 大阪産業創造館の事業に参加している方 | 産創型 | 大阪産業創造館の要請を受ける事業を活用し事業の拡大を図る方等、同館の推薦を受けた方 | 対象 | 2億円 うち無担保8,000万円 | 連帯7年以内 返済10年以内 | 年2.175% | 年0.45%~1.99%※ 上記のうち、1/2を本館が補助 | 中小企業者 取扱金融機関 |
| | 産創型 | 大阪産業創造館の要請を受ける事業を活用し事業の拡大を図る方等、同館の推薦を受けた方 | 対象 | 2,500万円 | 7年以内 | 年1.8% | 年1.0% 上記のうち、1/2を本館が補助 | 取扱金融機関 |

この一覧表は制度の概要を示したもので、詳細については各取組(注1)「すべて」の欄を参照してください。また、注1)の欄に「注1)適用要件」が記載されている場合は、注1)の適用要件を満たす必要があります。注2)の欄に「注2)適用要件」が記載されている場合は、注2)の適用要件を満たす必要があります。注3)の欄に「注3)適用要件」が記載されている場合は、注3)の適用要件を満たす必要があります。注4)の欄に「注4)適用要件」が記載されている場合は、注4)の適用要件を満たす必要があります。注5)の欄に「注5)適用要件」が記載されている場合は、注5)の適用要件を満たす必要があります。

第5章 地域金融におけるベンチャー・ファイナンス

四塚 朋子

1 地域経済とベンチャー

1.1 地域経済における自治体ファンド

本年、地域のベンチャー育成・振興策として2001～03年頃を中心に自治体によって設定されたファンド（以下、自治体ファンド、あるいは地域ファンド）が10年の運用期間を経て相次いで清算期限を迎え始めた¹。これらの中には、既にIPOを実現させた投資先を含むものもある一方、リーマン・ショック、さらに東日本大震災により損失リスクは急激に高まり、地域ファンドの大きな損失計上が目前に迫っているとの報道もある²。パフォーマンスにおける地域的な格差は大きく、外生ショックばかりが不振の原因ではない。

四国地域で最初に組成された1986年以降、2010年度までの期間における全国の地域ファンドの累積組成数は175本である。このうち関西のファンドは41本と突出して多く、次いで四国の33本、関東の28本となっている（このうち東京は17本で、4本がIPOを実現させている）。なお、これまでにIPOを実現させた14都県のファンドのうち、関西のファンドは「ひょうごキャピタル第1号ファンド」1本に過ぎず、打率の低さが目立つ（表1）。

表1 IPO（株式公開）が実現したケースのある都道府県

IPO(株式公開)が実現したケースのある都道府県

| 計=14 | ファンド | 社名 |
|------|--|--|
| 岩手県 | いわてインキュベーションファンド | 株式会社ワイズマン(本社:岩手県盛岡市) |
| 千葉県 | ちばベンチャー投資事業有限責任組合 | 投資先企業のうち2社が東証マザーズ市場に上場 |
| 東京都 | 東京スピリット投資法人、東京フロンティア投資法人、東京中小企業投資事業有限責任組合、ジャイク・バイオ番号投資事業有限責任組合 | 組合契約により、開示することはできない |
| 神奈川県 | かながわベンチャー応援ファンド(2号ファンド)、かながわベンチャー応援ファンド(5号ファンド) | KFE JAPAN株式会社(2号ファンド投資先)、株式会社エフオーアイ(5号ファンド投資先) |
| 岐阜県 | 現時点では外部に公表していないため、回答できない | |
| 愛知県 | 投資事業有限責任組合あいちベンチャーファンド | 株式会社デ・ウエスタン・セラビテクス研究所 |
| 三重県 | みえ新産業創造第2号投資有限責任組合 | 株式会社デ・ウエスタン・セラビテクス研究所 |
| 兵庫県 | ひょうごキャピタル第1号ファンド | カルナバイオサイエンス ^輪 |
| 鳥取県 | トニー2002投資事業有限責任組合 | 非公表 |
| 広島県 | 広島県公的投資事業組合事業 | ^輪 アドテックプラズマテクノロジー、オー・エイチ・ティー ^輪 = 上場廃止、 ^輪 アスカネット、 ^輪 塩見ホールディングス |
| 山口県 | やまぐちドリームファンド投資事業有限責任組合 | 株式会社エムビーエス |
| 福岡県 | 九州ベンチャー投資事業有限責任組合(KVP2号) | 株式会社ジーエヌアイ |
| 熊本県 | (財)熊本県起業化支援センター | 株式会社トランスジェニック |
| 大分県 | 大分ブイシープラムファンド投資事業有限責任組合 | 株式会社 タイセイ |

出所) 日経グローバル No. 147

当然のことながら、民間事業を補完する役割を担うことが期待される地域ファンドの目

¹ 投資型の地域ファンド78本のうち、20本が2011～13年に清算期限を迎える

² 2011年問題（日経グローバル他）

的はIPOがすべてではないが、関西に限らず総じてデューデリジェンスが甘く、その評価が今後、自治体ファンドを新たに設立する際に障害になりかねないことが懸念されている³。さらに、2004～06年の期間にも大量の自治体ファンドが組成されている。民間のベンチャー・キャピタル（以下、VC）のファンドも同時期から急増しており、それらの成果との格差が明らかになった場合には一層この問題を深刻にする可能性が高い⁴。これらの期間に漫然と過剰な自治体ファンドが組成された背景には、国から地方への税源移譲の議論が始まったことと、自治体のいわゆるハコモノ投資が批判されるようになり、投資の対象をハードからソフトへとシフトさせなければならなかった事情もあったと見ることもできよう⁵。

このような経緯のもと2004～2006年をピークとするIPOブームに便乗し、運用委託先VCの選定・評価経験の欠如や投資経験・情報の不足などを無視する形で雪崩を打ったように多くの自治体がファンド組成に踏み切ったことは、今後の資金供給を枯渇させ、長期的には自治体ファンドを雇用創出・税収増をもたらす地域経済活性化という本来の意義から遠ざけてしまうことが問題視されているのである。

しかしながら、特に地方の自治体ファンドの成果を、IPO実績など民間VCのファンドと同じ尺度で評価すること自体、本末転倒であるとも言える。そもそもIPOなどの目覚ましい成果（ハイリターン）を挙げる可能性があるような企業であれば、民間のVCによってファイナンスされているであろう。それが資金過少の状態にあって、自治体ファンドによって初めて補完的にファイナンスされるような事態は、関東など先端技術系企業の集積する大都市圏以外では考えにくい。むしろリターンの点で民間VCにとっては投資対象にはなりにくい企業を地域の雇用創出・産業育成に資するものとの判断のもとでファンドに組み入れる、というような場合、そのファンドの組成目的・方針というものがおのずと浮かび上がってくるであろう。すなわち、ファンドの組成時にリターンとは異なる運用指標を設定し、その成果に応じて運用にあたる業者（非大手VCなど）に報酬を支払うようなインセンティブ設計を行わない限り、（リターンとは連動しない固定的な部分である）管理報酬目当てにずさんな運用をされて終わってしまう可能性を排除できないのである。自治体ファンドは運用資金規模が小さいため、清算期限におけるリターンをVC側に強く求めれば引き受け手が無くなるという側面がある。また、供給される資金は税金であるため住民への説明責任もある。自治体ファンドの背後には税負担者の存在があるため、いわば3重のプリンシパル-エージェント関係が存在するのである。これらのコンフリクトを回避し、地域経済への貢献を実現するためには、ファンド組成時に地域経済への貢献を示す指標を掲げ、達成可能な範囲での目標設定と清算時点での評価方法⁶を確立することによつ

³ 中小機構(2011)

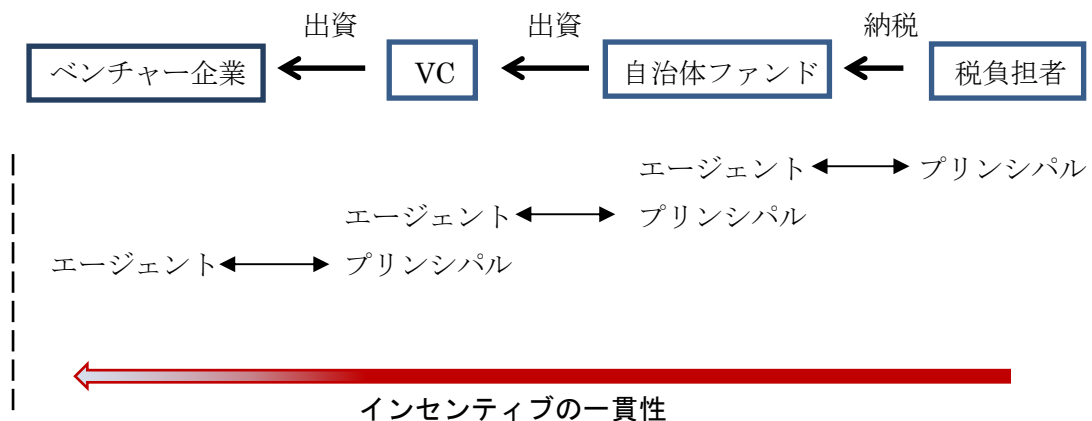
⁴ 実際はIPO等、特別に良い情報以外のパフォーマンスに関して、情報公開しない自治体がほとんどである。

⁵ 地方財政白書を基に2002～09年の期間における「普通建設事業費」の対前年変化率と「投資及び出資金に占める商工費」の対前年変化率の相関係数を計算すると-0.3393で、弱い負の相関が見られる。

⁶ 例えばリターン以外に雇用創出や地域貢献などを代表させる変数に一定ウェイトをつけて評価する等。

て説明可能なファンドの基本理念・方針を示し、管理報酬部分を小さくしてVCにもその達成を課するようなインセンティブを与えなければならない（図1）。

図1 出資関係の概念図



これら自治体ファンドの活動は、成長期に入ったベンチャー企業にとって重要なつなぎ資金の選択肢のひとつではあるが、よりベンチャー創業期（シード段階）の資金調達として現実的な方法であるとされる、自治体の信用保証協会保証付き融資⁷にも説明責任に関して問題を指摘することができる。今般、当研究所では、大阪市経済局産業振興部金融課を通じて大阪市信用保証協会のいくつかのデータの開示を依頼したが、再三にわたる面談の延期の末、結局協力を得ることはできなかった。

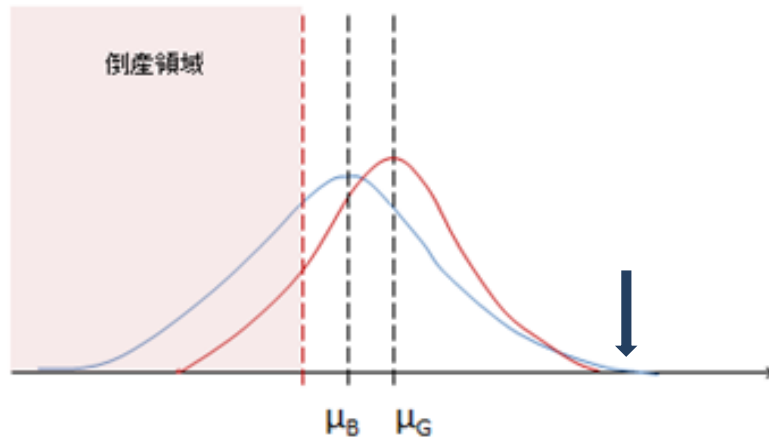
1.2 不況期のベンチャーと公的支援の合理性

我が国では不況の度に、景気浮揚のきっかけとして、雇用確保の装置として、また中小企業延命策として、ベンチャー振興策が繰り出されてきた経緯がある。

簡単化のために、ベンチャー企業のパフォーマンスを出資・融資された金額に対するIPOや売却などの金銭的な成果をリターンと呼ぶことにしよう。ベンチャーの平均的な期待リターンが好況期の場合（ μ_G ）と不況期の場合（ μ_B ）とで有意に異なるだけでなく、その分布の裾の広がりもまた異なると考えられる（図2、いずれの面積も確率1で基準化されているとする）。不況期の場合にはパフォーマンスの分散が大きくなりがちで、倒産領域に入ってしまう企業群の比率が、不況期には圧倒的に多くなってしまふ（赤い破線の左側）。反面、不況期には競争相手が少なくブレイクスルーできた企業はいち早く地歩を固めることができることもまた事実である（矢印部分）。

⁷ 創業関連保証、新事業創出関連保証、経営資源活用関連保証、経営革新保証。また、2、3期分の決算書があればビジネスローンも選択肢に入る。

図2 期待リターンの分布



リスクを取りやすい好況期・経済成長期こそベンチャー企業が生まれやすく育ちやすい環境であり、これらベンチャー企業を投資対象とするVCやファンド運用者にとっても、さらに、VCやファンドへの最終的投資家にとっても、好況期・経済成長期にはリスクを取りやすいことに変わりはない。不況期に格別のリスクマネーの供給が必要だという認識は政府や各自治体のベンチャー振興策において共通の根拠となっているが、その供給さえ確保できればベンチャー企業がリスクを取りやすくなって新規開業が促進されるわけではないことに注意されたい。

バブル崩壊後、政府や各自治体は税制優遇措置などの財政支援策や補助金・信用保証制度を導入し、追加措置を講じる形で対応を続けてきた。自治体は、信用保証協会を通じた中小企業向けの保証付き融資を援用することによってベンチャー創業期のリスクマネーを供給し、ベンチャー振興策のひとつとすると謳っている。

経済産業省のベンチャー企業の創出・成長に関する研究会最終報告書(2008)においては、VCの資金が潤沢でないことがネックであり、そのためにベンチャーを支えるリスクマネーの不足が慢性的に起きているので年金基金からも出資させるべきとの“極めて楽観的な”問題意識が表明されている。しかしながら、その根拠は薄弱であり⁸直近のデータを確認すれば様相はかなり異なっている。

日経の調査によれば国内主要VC20社の2010年度のベンチャー企業への投資は、総額では前年と比較して33%増であったが、内訳をみると中国など上場機会の豊富な海外企業向けが74%増であるのに対し、国内企業向けに限れば7%増に過ぎない(日経新聞2011年6月28日付)。また、案件数で見れば国内は14%減である。潜在リスクは決して低くない海外企業への投資効率が、国内企業への投資効率と比較して圧倒的に高いと判断されての結果であることを考慮すれば、最終的投資家からのリスクマネーの供給不足が問題なのではないこ

⁸ 「ベンチャー企業の創出・成長に関する研究会」経済産業省(2008)によれば、「資金供給が増えれば投資を増やしたい」が48.0%であるが、「資金供給と投資金額が釣り合っている」(36.0%)と「資金供給は十分だが投資先がない」(8.0%)を足し合わせればほぼ拮抗しており、明らかな資金不足とはとても言えない。

とは明らかであろう。磯崎（2010）にあるように、むしろ日本は投資先のないベンチャー向け資金が潤沢で世界的にもベンチャーに「甘い」国であるとの見方が、当事者間では大勢を占めているとみてよい。

このような公的支援の必要性が説かれることの経済合理性として、技術革新による様々な産業への波及効果や新市場の創出が期待されるという先端技術系業種にしか当てはまらない効果よりも、新規開業事業所のもたらす直接的な雇用創出効果そのものが大きいと、という説がしばしば理由として挙げられる。また、後者はしばしば生産性の低い事業への支援の根拠として援用されがちである。ただし、ここにもいささかの注意が必要だ。日本の新規雇用の大半は新たに開業された事業所において創出されているという事実の表裏として、生産性の低い既存企業や事業分野では自然減を埋める以上に新規雇用を進めることは難しいため、結果として新たな雇用は新規開業事業所に集中せざるを得ないという事実がある。

1990年代に入って廃業率が開業率を上回って上昇するとともに、90代半ばから続く開業率の低迷が経済の低迷を象徴しているとされている。現状では多くの規制がイノベーションを阻み、資源配分の非効率性が温存されているとの認識は広く一般にも共有されておりながら既存の配分との折り合いがつかないことが問題であることと、起業にまつわる多少専門的な法律・財務・金融分野の情報と知識が参入障壁となっている可能性を指摘しておきたい。

1.3 ベンチャーと新規開業支援

これまで、ベンチャー振興策においてはベンチャーと新規開業一般との間に特に区別がなされることなく議論されることが多かった⁹。しかしながら、これらを峻別しておかなければ経路が違いすぎるために発生する非効率を避けることは難しい。ベンチャー企業の創出・成長に関する研究会最終報告書(2008)においても明言されたように、ベンチャーと新規開業一般とでは起業家個人の個性が起点である点は共通しているが、技術・ビジネスモデルの新奇性と重要性、資金調達方法、成長スピード、規模などの重要な要素は大きく異なる。ベンチャーで必要とされる要素は、これらを支えるためのかなりの規模の初期投資と、これらを順調に軌道に乗せるためのVCやファンドからの直接金融、種類株式の活用、出口政策などに関する多少専門的な法律・財務・金融分野の情報と知識であって、多くの大学や政府・自治体の起業支援として実施されている「起業を志す人々のすそ野を広げる」ための啓蒙的・入門的な教育やアドバイスとは様相が大きく異なることに注意されたい。

また、起業支援のあり方を示唆する研究として、岡室(2006)では、製造業の開業率への

⁹ これまで自治体のベンチャー振興策では意図的に包括して取り扱われてきた可能性もあろう。実態的には新規開業一般ばかりであってベンチャー創業の案件が僅少であっても、その区別が無ければ「大きなリスクを負担するリスクマネー」として事後的に貸倒れ率が高くて問題にされることはなく、税収を財源とした過剰投資が続いていることも考えられる。

地域要因をハイテク業種とローテク業種で分けて比較分析したところ¹⁰、それらの要因の影響は著しく異なり、したがって必要とされる支援も異なることが示されている。いずれの業種とも共通して、地域における製造業の密度が高く、事業所の平均規模が小さいことが開業率を高める傾向にあるものの、ローテク業種では失業率が高い地域であるほど、また大卒者の比率が低い地域ほど開業率が高く¹¹、ハイテク業種ではハイテク業種が集積している地域ほど開業率が高い。ローテク業種については、失業者による起業は失敗することが多いという指摘とも考え合わせると、失業率の高い地域では資金上の支援や教育を含めた準備段階での起業支援が必要である可能性がある。あるいは、そもそも失業率の高い地域は事業環境として望ましい要素を備えていないという可能性もあろう。また、Okamuro(2007)では、一般に想像される通り、製造業事業所に対する研究機関の比率が高い地域ほどハイテク業種での新規開業率が高いことが実証されており、地域のベンチャーの新規開業率を高めるにはハイテク業種と研究機関の集積が重要な要素であることがデータからも示されている。

2 出資契約に見られるインセンティブ設計～過去の調査とともに

2.1 2002年調査¹²から明らかになったインセンティブ構造

VCは、ベンチャー企業と出資者（最終的投資家）との間に介在する情報仲介機関として、またエージェントであるベンチャー企業に対するプリンシパルとして位置付けられる。ここでのプリンシパルの行動にはエージェントのモラル・ハザード（私的便益の追求、職務怠慢）を監督するモニタリング、エージェントの特性（リスクに対する態度）を識別するスクリーニングがあり、エージェントの情報行動にはプリンシパルの利益を害する行動をとらないことを保証するためのボンディング（投資契約）の形成と自らの特性をプリンシパルに知らせようとするシグナリングがある。

ベンチャー投資は、①投資対象の審査・選別、②投資のストラクチャリング（投資契約の設計）、③モニタリング、④回収（IPO、売却など）の各段階から成り、①と③を考慮した②の設計を2002年の調査では扱った。米国では、転換権付き優先株（あるいは転換社債）の発行、経営者の雇用契約、Equity Earn-Out（所定の条件をクリアできれば経営者の持分権の増加を認める）など起業家に対するインセンティブの付与や、VC側からの取締役派遣、支配権の獲得、段階的資本投入などのコントロール・メカニズムが発展したが、我が国での実態はどうかという問題意識である。具体的に、ベンチャー企業とVC、VCと出資者（最終的投資家）とのインセンティブ関係がどのような形で契約に現れるかを抽出することが目的であった。全国のVC約100社に郵送調査を実施し、40社から回答を得た。業態別内訳は都銀系、地銀系、生保系、商社系、独立系と多岐にわたるが、2002年時点で地

¹⁰ 岡室(2006)では、売上高に対する研究開発費の単純平均を算出し、これを超える業種をハイテク、下回る業種をローテクとしている。よって、ハイテク業種の中の一部がベンチャーであると推測できる

¹¹ 学歴が高くなるほど雇用所得が高くなるため開業の機会費用が高く、したがって開業に慎重になるためであることが推察される

¹² 活動中のVC100社に郵送調査を実施し、40社から回答を得た

銀系VCを中心として目立った結果は以下のようなものであった。

02年調査結果①

地銀系VCについては12社から解答があったが、そのうち9社が【系列機関との連携に強み】があり、かつ【案件発掘が系列金融機関からの紹介】である（全体では17社）。

02年調査結果②

これに対し、【系列機関との連携に強み】があり、かつ【案件発掘能力に強み】がある地銀系VCは、わずか1社である。

02年調査結果③

さらに、【系列機関との連携に強み】があり、かつ【ファンド応募の経緯：系列金融機関からの紹介】である地銀系VCは5社で、ファンド応募の経緯についての回答を避けた地銀系VCは4社である。

02年調査結果④

【審査基準：倒産しないこと】を選んだVCは全体で7社であったが、その内訳は4社が地銀系VC、2社が生保系VC、1社が証券系VCである。また、これらはすべて【系列機関との連携に強み】があると答えている。

02年調査結果⑤

契約の中に【コントロール条項】が「必ず」入っていると回答した9社うち、6社までは【系列機関との連携に強み】が無い。

02年調査結果⑥

契約の中に【コントロール条項】が入ることは考えられないと回答した3社はすべて【系列機関との連携に強み】があると答えている。

以上のような地銀系VCの行動は一見特異であるように見えるが、この時点で広く観察されていたように地銀本体の融資先に出資していたためである。地銀本体がモニタリングを行なうため、関与することも契約条項で縛ることも必要性がなく、出資以外には何もせずとも経済合理性が保たれていた状態である。

地銀に限らず、少なからぬVCの親会社が継続的關係を通じてサービスを提供するという我が国固有の特性が存続している場合は、個別の金融契約が必ずしもインセンティブ効率性の点から説明できない可能性が示唆される。

そこで、VCとベンチャー企業との間のコンフリクトが投資案件における内部リスク、外部リスク、実行リスクとの兼ね合いで契約条項にどのように反映され、その理由は何かを探るのが次の調査である。

2.2 2005年調査¹³から明らかになったインセンティブ構造

2.2.1 ベンチャーキャピタルが直面するリスクの3タイプ

出資者とベンチャーキャピタル、ベンチャーキャピタルと投資先企業との二重のエージェンシー問題が存在する環境において、ベンチャーキャピタルと投資先企業との投資契約はどのようにデザインされるだろうか。

この問題に応えたのが Kaplan and Stromberg(2004)論文である。彼らによれば、投資先企業についてはベンチャーキャピタルが直面するリスクのタイプに応じて、投資契約は工夫されるべきである。

まず、ベンチャーキャピタルにはわからないが、経営者自身は知っている情報によって引き起こされるリスクがある。彼らはこれを「内部リスク」と呼ぶ。このリスクには、事前に経営者のタイプ（優秀か否か）がわからないという逆選択の問題、事後の経営者の努力水準がわからないというモラルハザードの問題、事後におけるコンフリクトが発生する問題などが含まれる。逆選択の問題においては、成果に依存したタイプの報酬を提示すること、ベンチャーキャピタルの事後の清算権を強化することによって対応できる。モラルハザードの問題に対しては、成果連動的な報酬システムにすることによって、また、事後のコンフリクトに関しては、ベンチャーキャピタルのもつコントロール権を強化することによって対応できる。

次に、ベンチャーキャピタルにも経営者にもわからない情報によって引き起こされるリスクがある。これを「外部リスク」と呼び、不完備契約の文脈では、成果連動的な報酬システム、およびベンチャーキャピタルのコントロールが強化されるべきである。逆に、モラルハザード問題の文脈では、成果連動的な報酬システムは望ましくない。

最後に、ベンチャーキャピタルも経営者も同程度にしかわからないという点で内部リスクではなく、部分的に経営者によって左右されるという点で外部リスクとも異なるリスクがあげられる。これは、そもそものプロジェクトの実現可能性にともなうリスクであり、これを「実行リスク」と呼ぶ。こうした、いわゆるホールドアップ問題に関わるリスクの状況では、経営者報酬の成果連動性は弱まる。また、経営者が手を引くという威嚇を行うことを防ぐ必要がある。

VCには、3年以内の期間に特に投資金額の大きかった案件3件について、案件の属性、引受証券についての情報、契約条項についての情報の他、案件の抱える各種のリスクについてVCのキャピタリストに5段階で評価してもらった。

投資案件の内部リスクは、経営者のタイプや努力水準に依存する変数である。投資の決定要因として経営者に対する評価が高い場合、人的資源に依存する要素が強く潜在的なリスクとなり得ると考えられる。また、販売戦略・営業力に対する評価が高い場合、および経営者の事業へのコミットメントが高い場合などを内部リスクとし、以下のように分類した。

¹³ 日本学術振興会科学研究費研究として行い、VC171社に郵送調査を実施し、48社から回答を得た。調査票では3件の案件について情報を集めており、有効サンプル数は78件である。

内部リスク1（経営者評価）

内部リスク2（販売力評価）

内部リスク3（経営者コミットメント）

外部リスクは、市場の不確実性であるにとらえ、ターゲットとする市場が新しく、不確実性が高いほど、大きいとした。

外部リスク（市場不確実性）

実行リスクは、投資先プロジェクトに必要とされる技術レベルが高いほど、また開発に成功するかどうかの不確実性が大きいほど、大きいとした。

実行リスク1（技術レベル）

実行リスク2（開発不確実性）

2.2.2 契約条項に関する調査結果

ベンチャー企業とVCの関係に内在するコンフリクトが、投資案件におけるこれらのリスクと相俟って契約条項にどのように反映されているかを以下に簡単にまとめる。

05年調査結果① / 内部リスク

内部リスクが高いとき、非普通株式が用いられ（内部リスク1）、買戻し条項、清算条項が設けられる（内部リスク2）。しかし、経営者報酬の成果連動性（＝経営者持株比率）が高くなることは観察されない。また役員派遣によるコントロールも弱まる。

05年調査結果② / 外部リスク

外部リスクが高いとき、段階的投資が行われる。また役員派遣や、役員追加・交替の規定によるコントロールの強化が図られる。

05年調査結果③ / 実行リスク

実行リスクが高いとき、段階的投資が行われる。また手厚いハンズオンがなされる。

2.2.3 投資決定要因とVC評価に関する調査結果

次に、当該案件に投資する決め手になった要因および投資案件に関するVCの評価の間の関係については以下のような事実が明らかとなった。

05年調査結果④ / 経営者要因

経営者要因は販売戦略要因と強い相関をもち、市場有望要因とは弱い相関がある。経営者要因が強いとき、経営者の事業へのコミットメントが強く、販売力の評価が高いことはむしろ当然として、このとき、ビジネスモデルが優れ、開発不確実性が高く、上場確度が高いという関係がある。

興味深いのは、経営者要因が強いとき、技術あるいは事業内容について外部からのモニタリングが困難であること、デューディリジェンスが困難であることという傾向が強いことである。投資決定において、経営者要因というヒューマンな要素が大きいほど、ベンチ

ヤー企業の内外で情報の非対象性が大きいと考えられる。

05年調査結果⑤ / 販売戦略要因

販売戦略要因は経営者要因・技術有望要因と正の相関、技術有望要因と負の相関がある。

販売戦略要因が投資理由である案件では、ライバル企業の参入は比較的容易である。また、興味深いのは、技術有望要因と負の相関があることである。同時に、グループ術有望要因が強いとき、事業に要求される技術レベルは低く、外部からのモニタリングも容易である。また、投資先企業の反対にあつてVCとして改善を要求するということは少なく、追加出資に応じる必要もない。このように、販売戦略が優れていることが投資の要因になる案件では、いわゆるエージェンシー問題は小さいといえる。

05年調査結果⑥ / 市場有望要因

市場有望要因は、経営者要因・販売戦略要因・技術有望要因と正の相関がある。技術有望要因と正の相関があるのは、製品・技術開発に成功した場合には、有望な市場が獲得できるためであると考えられる。

実際、市場有望要因が強いとき、必要とされる技術レベルは高く、手厚いハンズオンが必要とされ、また、先の追加出資に応じる必要が高い。

05年調査結果⑦ / 技術有望要因

技術有望要因は販売戦略要因とは負の相関、市場有望要因とは正の相関があることは述べたとおりである。

技術有望要因が強い案件では、ターゲットする市場は新しく不確実性が高い。また開発に成功するかどうかの不確実性も高いことを反映して、デューディリジェンスが困難であり、手厚いハンズオンが必要である。VCとして改善を要求することも多く、追加出資に応じる必要があるなど、エージェンシー問題がもっとも大きいといえる。こうした問題を緩和するものとして、しっかりした事業パートナーがいることが多い。

2.2.4 案件評価についての調査結果

案件評価から判明する主な点は以下の通りである。

05年調査結果⑧ / 経営者評価

経営者を評価するとき、経営者は事業へのコミットメントが強く、同時に販売力も評価している。このときビジネスモデルが優れており、上場確度が高いために、追加出資に応じる必要は少ない。こうした案件では事業パートナーは必要とされない。

05年調査結果⑨ / 経営者コミットメント

経営者の事業へのコミットメントの強さと他の変数との関係は、経営者評価の高さの場合と大きく一致するが、以下の点で違いがある。すなわち、経営者のコミットメントが

必要とされるのは、外部からのモニタリングが行いにくく、デューディリジェンスが難しい場合である。

05年調査結果⑩ / 販売力評価

販売力の評価の高さと他の変数との関係は、経営者評価の高さの場合と大きく一致するばかりでなく、その特徴がより強く出ている。すなわち販売力が高い案件では、市場不確実性や求められる技術レベルも低く、VCからの改善要求も少ないなど、よりエージェンシー問題が小さい（「販売戦略要因」を重要視する場合と同じ）。

05年調査結果⑪ / 市場確実性

ターゲットとする市場が新しく不確実性が高い案件では、販売力評価は重要ではなく、開発に伴う不確実性が高いために、高い技術力が求められる。開発に成功すれば成長性の高い市場が獲得できる。しかし上場確度は低く、IPOに至らなかった場合の清算価値も低い。これを補うために、しっかりした事業パートナーがついている。また外部からモニタリングしにくく、デューディリジェンスも難しい。手厚いハンズオンが必要であり、投資先の反対にあってもVCとして改善を要求することも多い。また追加出資に応じる必要も高い。

05年調査結果⑫ / 参入容易性

参入容易性と有意な相関をもつ変数は、販売戦略要因だけである。すなわち販売戦略が投資の決め手となる案件では、参入障壁を築くことはできない。

05年調査結果⑬ / 市場成長性

市場成長性が高い案件では、経営者の事業へのコミットメントが強く、要求される技術レベルも高い。またビジネスモデル自体も優れている。ただし、こうした案件では、技術あるいは事業内容に関する外部からのモニタリングは困難であり、手厚いハンズオンが必要とされる。その結果、投資先企業の反対にあっても改善要求をすることが多い。

05年調査結果⑭ / 技術レベル

高い技術レベルが求められる案件では、市場成長性が高いかわりに、開発に成功するかどうかの不確実性が高い。そのため事業パートナーをもつ場合が多く、同時に手厚いハンズオンが必要とされる。また開発に成功するまで、追加出資に応じる必要が高い。

2.2.5 回帰分析の結果

最後に、回帰分析による結果について要点をまとめると、以下の通りであった。

05年調査結果⑮ / 内部リスクの与える効果

内部リスクは、契約関係に次のような効果を与える。投資先企業へのコントロールへはあまり有意な関係は見出されないが、有意性が比較的高い場合はプラスの符号であり（内部リスク1,3の場合）、理論の想定するところと一致する。しかし経営者報酬の成果連動性や段階的投資とは有意な関係をもたない。

05年調査結果⑩ / 外部リスクの与える効果

外部リスクは、投資先企業へのコントロールに正の効果を与える。また段階的投資の採用にも、ほぼ正の効果を与えるといえる。これらは理論の想定するところと一致する。

05年調査結果⑪ / 実行リスクの与える効果

実行リスクは、投資先企業へのコントロールに負の効果を与える。また経営者報酬の成果連動性を低下させる。また段階的投資を促進し、清算条項を加える。以上の点で他のリスクとは大きく異なっている。

05年調査結果⑫ / 清算価値の低さ

清算価値が低いとき、段階的投資が行われ、VCによる買戻しの条項を加える。

05年調査結果⑬ / 投資ステージの早さ

投資ステージが早いとき、役員派遣が強まり、投資先への改善要求が多くなされる。また段階的投資が行われる。

05年調査結果⑭ / 独立系ダミー

VCが独立系であるときには、普通株式が多く用いられる。また、清算条項や買戻し条項なども用いられない。

05年調査結果⑮ / 出資関係ダミー

各種のリスクが契約関係に与える効果は、VCの親会社の取引会社が、ファンドへの出資会社となっているときには変化するかもしれない。こうした考えにもとづき、各種リスク変数と、出資関係ダミーとの交差項について推定した。しかし、特に有意性が増すという関係は認められなかった。

05年調査結果⑯ / 非独立系ダミー

同様に、各種のリスクが契約関係に与える効果は、VCが独立系か否かによって変化するかもしれない。こうした考えにもとづき、各種リスク変数と、非独立系ダミーとの交差項について推定した。しかし、特に有意性が増すという関係は認められなかった。

2.3 今回調査¹⁴から明らかになったインセンティブ構造

まず、VCのプロフィールに地域的な特徴が表れたのは、ベンチャー・キャピタリストの報酬体系と投資スタイルについてであった。関東では報酬体系がどちらかと言えば成果に応じたものであるのに対して、関西では年功序列型に近い（表2）。また、完全なハンズオフ型の投資スタイルを取るVCは無かったが、関西ではどちらかと言えばハンズオフ型に寄ったスタイルである（表3）。

¹⁴ 現在活動中と見做される主要VC60社余りに郵送調査を実施し、16社から回答を得た。近年の投資活動に関する質問項目が多かったため、投資活動を控えるVCからの回答を得ることは難しかった。したがって回収率が低かったものと考えられる。

表2 報酬体系

| (表2) | 年功序列型 ← → | | 成果連動型 | |
|------|-----------|-------|-------|------|
| 関東 | 6.7% | 6.7% | 20.0% | 6.7% |
| 関西 | 20.0% | 20.0% | | |
| その他 | | 20.0% | | |
| 総計 | 26.7% | 46.7% | 20.0% | 6.7% |

表3 ハンズオン・オフ

| (表3) | ハンズオフ型 ← → | | ハンズオン型 | |
|------|------------|-------|--------|-------|
| 関東 | | 13.3% | 13.3% | 13.3% |
| 関西 | | 20.0% | 13.3% | 6.7% |
| その他 | | 6.7% | 13.3% | |
| 総計 | 0% | 40.0% | 40.0% | 20.0% |

また、創業資金の調達における公的信用保証制度の役割を評価してもらったところ、全く重要でないと回答したVCは無かったが、その評価にはばらつきがあり、特に地域的な特徴は見られなかったがキャピタリストの報酬体系に依存した傾向が見られた。非常に重要であると回答しているVCほど年功序列型賃金体系で、あまり重要でないと回答しているVCほど成果連動型賃金体系である(表4)。

表4 公的信用保証制度の役割・評価

| (表4) | 「公的信用保証制度は」 非常に重要 ←→ あまり重要でない | | |
|-------|----------------------------------|-------|-------|
| 年功序列型 | 20.0% | 6.7% | |
| ↑ | 20.0% | 20.0% | 6.7% |
| ↓ | | 13.7% | 6.7% |
| 成果連動型 | | | 6.7% |
| 総計 | 40.0% | 40.0% | 20.0% |

出資先ベンチャー企業とフォーマルな契約を結んでいる割合(件数ベース)については、業態別に見るといまだにフォーマルな契約を結ばないVCは地銀系にしか見られず(表5)、またこれらはいずれも地方の地銀系VCであった。

表5 業態/出資件数全体に占めるフォーマルな契約比率

| (表5) | フォーマルな契約の割合 | | |
|------|-------------|------|-------|
| | 0% | 75% | 100% |
| 都銀系 | | | 8.3% |
| 地銀系 | 16.7% | | 25.0% |
| 独立系 | | 8.3% | 33.3% |
| 商社系 | | | 8.3% |
| 総計 | 16.7% | 8.3% | 75.0% |

以下、地銀系VCについて観察された結果を簡単に整理する。

今回調査結果①

地銀系VCについては7社から解答があり、【系列機関との連携に強み】があると回答したものは4社である。また、7社の全てが【案件発掘：系列金融機関からの紹介】である。

今回調査結果②

これに対し、【系列機関との連携に強み】があり、かつ【案件発掘能力に強み】がある地銀系VCは、1社に過ぎない。

今回調査結果③

さらに、【系列機関との連携に強み】があってもなくても、【ファンド応募の経緯：系列金融機関からの紹介】である地銀系VCは回答のあった5社のうち4社に上る。

以上の結果は、2002年の調査と比較してもさほど差がないと言える。ただし、【案件発掘：系列金融機関からの紹介】という実態や【ファンド応募の経緯：系列金融機関からの紹介】であるという実態が、所属キャピタリストに【系列機関との連携に強み】があるとは必ずしも認識されているとは限らないことが窺われる結果である。実際に、【案件発掘：社内の専門部署が発掘】、【案件発掘：同業他社からの紹介】などが増加しており、チャンネルが拡大していることが確認できる。

今回の調査で見出された新しい流れとしては、次の通りである。

今回調査結果④

【審査基準：倒産しないこと】を選んだVCは2002年時点と比較して格段に減少し全体で1社のみであったが、この1社は地銀系VCである。また、【系列機関との連携に強み】があると答えている。

今回調査結果⑤

【系列機関との連携に強み】を持つと認識している地銀系VCほど、審査の際に【特許・実用新案を有すること】、【大学・大手企業との共同研究内容】を評価している(図表6,7)。後に述べる調査結果⑦と併せれば、外部評価組織を置かずにこれらの要素をシグナリングとして利用している可能性が高いと言える。

注) 以下、選択の結果を0(選択していない)と1(選択した)で表記する。

表6 系列機関連携に強み / 特許・実用新案

| (表6) | | 【特許・実用新案】0 | 【特許・実用新案】1 |
|--------------|-----|------------|------------|
| 【系列機関連携に強み】0 | 地銀系 | 13.3% | 6.7% |
| | 独立系 | 13.3% | 6.7% |
| 計 | | 26.7% | 13.3% |
| 【系列機関連携に強み】1 | 都銀系 | | 13.3% |
| | 地銀系 | 6.7% | 20.0% |
| | 独立系 | 20.0% | |
| | 商社系 | 6.7% | |
| 計 | | 33.3% | 26.7% |
| 合計 | | 60.0% | 40.0% |

表7 系列機関連携に強み / 共同研究

| (表7) | | 【共同研究】0 | 【共同研究】1 |
|--------------|-----|---------|---------|
| 【系列機関連携に強み】0 | 地銀系 | 13.3% | 6.7% |
| | 独立系 | 20.0% | |
| 計 | | 33.3% | 6.7% |
| 【系列機関連携に強み】1 | 都銀系 | 6.7% | |
| | 地銀系 | 6.7% | 20.0% |
| | 独立系 | 6.7% | 13.3% |
| | 商社系 | 6.7% | |
| 計 | | 26.7% | 33.3% |
| 総計 | | 60.0% | 40.0% |

今回調査結果⑥

【系列機関との連携に強み】を持つと認識しているVCほど、審査の際に【経営者・経営陣の経歴、人脈】を評価する度合いが高く、これらをシグナリングとして利用していることが確認できる(表8)。

表 8 系列機関連携に強み / 経歴・人脈

| (表 8) | | 【経歴・人脈】0 | 【経歴・人脈】1 |
|--------------|-----|----------|----------|
| 【系列機関連携に強み】0 | 地銀系 | 6.7% | 13.3% |
| | 独立系 | 13.3% | 6.7% |
| 計 | | 20.0% | 20.0% |
| 【系列機関連携に強み】1 | 都銀系 | | 6.7% |
| | 地銀系 | 13.3% | 13.3% |
| | 独立系 | | 20.0% |
| | 商社系 | | 6.7% |
| 計 | | 13.3% | 46.7% |
| 総計 | | 33.3% | 66.7% |

今回調査結果⑦

技術面の評価、市場性の有無などの専門的な評価を、ほとんど全てのVCで【担当者（キャピタリスト）が自ら】関与しており、さらに【自社内の技術専門スタッフが行う】のは独立系VCの6割と商社系VCのみである。ただし、独立系VCのすべてが【外部の有識者を含む評価組織を設けている】(表9、10、11)。

表 9 業態 / 自社内専門スタッフ

| (表 9) | | 【自社内専門スタッフ】0 | 【自社内専門スタッフ】1 |
|---------|--|--------------|--------------|
| 業態別 都銀系 | | 8.3% | |
| 地銀系 | | 41.7% | |
| 独立系 | | 25.0% | 16.7% |
| 商社系 | | | 8.3% |
| 総計 | | 75.0% | 25.0% |

表 10 業態 / 担当者自ら

| (表 10) | | 【担当者自ら】0 | 【担当者自ら】1 |
|---------|--|----------|----------|
| 業態別 都銀系 | | | 8.3% |
| 地銀系 | | | 41.7% |
| 独立系 | | 8.3% | 33.3% |
| 商社系 | | | 8.3% |
| 総計 | | 8.3% | 91.7% |

表 11 業態 / 外部評価組織

| (表 11) | 【外部評価組織】 0 | 【外部評価組織】 1 |
|----------|------------|------------|
| 業態別 都銀系 | 8.3% | |
| 地銀系 | 33.3% | 8.3% |
| 独立系 | | 41.7% |
| 商社系 | 8.3% | |
| 総計 | 50.0% | 50.0% |

2.4 規律付けとしての証券デザイン

株主の権利とは、法学においては自益権（利益配当請求権・残余財産請求権）と共益権（議決権・株主提案権）とに整理されるが、ファイナンスの理論においてはキャッシュフロー権とコントロール権の二要素に分類される。

一般に米国では起業家は普通株式、VCは議決権付優先株式によってキャッシュフロー権を確保し、取締役の選任方法としてクラス・ボートイング（種類投票）を利用することでベンチャー企業とVCはそれぞれに自派の代表者を取締役に送り込む形でコントロール権を確保している。これに対し我が国の現行法制がベンチャー・ファイナンスについて提供する利害調整ルールは、2002年5月に改正商法により種類株式の発行が認められるようになるまでは株主平等の原則と一株一議決権の原則を厳格に維持する硬直的なものであった。

出資する側とされる側との間に非対象情報や市場リスクが存在する場合に、キャッシュフロー権とコントロール権について最適契約を模索する一連のアプローチは証券設計（security design）と呼ばれ、不完備契約理論を背景に発展してきた。Harris and Raviv(1992)以降、注目を集めている分野である。これ以前のファイナンス理論においては、IPO前後でのキャッシュフロー権の配分のみが着目されていたのに対し、IPOに至る以前でのコントロール権の配分の重要性が認識されたことで、投資家のリスク負担に対するインセンティブ構造が明確になった。このようなアプローチの浸透が、その後の種類株式（米国での議決権付優先株式、拒否権付優先株式など）発行の理論的根拠になっている。普通株式・普通社債以外の中間的な証券を一般にハイブリッド証券と呼ぶが、これらの配分と組合わせに関して現行の改正商法は、新たにいくつかの一定の型を提供するルール付けを通してかなりの自由度を与えるものとなっている。

理論的には、普通株式、社債、種類株式を広く含めて、キャッシュフロー権とコントロール権の連続的な組み合わせの二次元集合として捉える観点が重要である。情報の非対称性ゆえに過大なエージェントコストが生じる可能性があるため、ベンチャー・ファイナンスにおいては、ベンチャー企業とVC両者の精緻なインセンティブ構造を反映した、より自由で弾力的な証券設計を実現させることが、より効率的な資金契約の成立にとって重

要であると考えられているのである。

以下では、3回の調査結果を分けることはせず、項目ごとにまとめて表記する。

証券設計の結果① / 種類株式の利用状況

最初の調査を実施した2002年9月は商法改正の直後であった。利用の意向調査においては、金融機関系VCについては関心の度合いが低かった（「既に活用している」と「様子を見て活用したい」を合わせて55.0%）が、独立系VCについては高い関心を集めていた（同100%）。しかしながら、2005年に改正商法成立以降の投資案件（有効回答数68件）について調査したところ、実際にはほとんど利用されていないことが判明した。普通株式のみによる引受が76.5%、IPO以前は実質的にキャッシュフロー権のみを備えた証券（無議決権優先株式・転換社債・ワラント債など）による引受が16.2%であった。また、これらの一次結合という例が5.9%あったが、コントロール権とキャッシュフロー権の優先性を兼備した証券（重要事項に関する拒否権付優先株式）はわずか1件のみ（1.5%）であった。また、今般の調査においては普通株式による引受が65.7%、転換社債が13.3%、普通社債が10.9%、種類株式は11.1%で商社系VCによる引受であった。

証券設計の結果② / 普通株式

起業家の持ち株比率が大きいものに関しては起業家の金銭的インセンティブが強いためにエージェンシー問題は起こりにくいが、IPOに至らなかった場合にはVC側はキャッシュフローを確保できない。VCの引受証券として普通株式が主流であるということは、起業家のインセンティブと全く平行に、IPO後のキャッシュフローの獲得に重点を置いたものになっているということである。2005年、2011年ともに、独立系VCの扱う案件は普通株式による引受けが圧倒的に多い（いずれも例外は1件のみ）。

証券設計の結果③ / 普通株式以外

2005年の推計結果からは、案件においてVCがリードインベスターである場合には、普通株式以外のキャッシュフロー権の優先性のある証券で資金を引き受けているが、独立系VCについては当たらない。独立系VCについては、事業の外部リスク（市場環境に関するリスクなど）および実行リスク（技術開発のリスクなど）評価が厳しい場合ほど普通株式以外のキャッシュフロー権の優先性のある証券を利用している。また、ファンドへの出資者の複数がVCと資本関係を持つ企業（親会社など）と取引関係を有する場合には、事業の実行リスクについての評価が厳しいものであるほど普通株式以外の証券が利用されていることが分かる。

証券設計の結果④ / 普通株式の買戻し条項

ベンチャー・ファイナンスにおいてはIPOに失敗する確率が高いために、普通株式の買戻し条項は努力条項違反など起業家行動の規律付けを目的に設定されているものであって、IPOに至らなかった場合のキャッシュフローの確保を目的にしているわけではない。データからは、清算価値が高い案件ほど買戻し条項が設定されていることが分かる。清算価値が高い案件でなければ規律付けとして実効性を持たないと同時に、価値の

保全策（条項違反があった場合のリスク管理）としても機能していると考えられる。

全体の推計結果からは、ファンドへの出資者の複数がVCと資本関係を持つ企業（親会社など）と取引関係を有する場合には、案件においてVCがリードインベスターである場合ほど引受証券の買戻し条項が設けられている。独立系VCについては、内部リスク（エージェンシー問題にまつわるリスクなど）および外部リスク評価が厳しい場合に設定される傾向が顕著で、規律付けとしての機能を持たせていると言える。

また、推計から独立系VCと非独立系VCの投資対象および行動選択の傾向にはかなりの相違があった。

証券設計の結果⑤ / 独立系VCの投資行動

出資を普通株式で引受けることによって、VC側としては投資対象の発行証券をなるべく安い価格で購入し、過大なリスクを負担しながらそのリスクに見合う収益率を上げるためにハンズオンを徹底的に行う。清算価値の低い案件を投資対象にすることが多く、そのためキャッシュフロー権の優先性を追及することはせず、財務内容のチェック頻度も多くない。しかし、取締役会への出席は非独立系VCと比較すれば相対的に多く、契約にVB側が役員の追加・交替を認める条項が設定されていることが相対的に多い。キャピタリストの報酬体系は完全に成果連動型である。

証券設計の結果⑥ / 非独立系VCの投資行動

出資時点でなるべくキャッシュフロー権の優先性を確保し、自らがリードインベスターである案件には買戻し条項を設定している。また、財務内容のチェック頻度が高く、契約に清算に入る条件が明記されていることが多い。しかしながら、2005年のサンプルではリードインベスターあるいはそれに次ぐ投資家である場合が多いにもかかわらず、取締役会への出席は独立系VCと比較すれば相対的に少なく、契約にベンチャー企業側が役員の追加・交替を認める条項が設定されていることはほとんどない。キャピタリストの報酬体系は、必ずしも成果連動型ではない。

経済合理性に応じて独立系VCは付加価値の創造に特化し、非独立系VCは価値の保全に集中しているとも言える。両者の行動選択の差異は適性や報酬体系による分離均衡という側面もあるが、運用資金の規模も圧倒的に異なっていることに注意されたい。最終的投資家からの評価によって、今後、両者の運用資金の規模が運用能力に見合った水準に落ち着くことになれば、おのずと価値の保全に留意しながら付加価値の創造へと歩み寄ることになることが予想される。証券設計の理論が確実に生かされることになるのはそれからであろう。

【参考文献】

- 磯崎哲也(2010) 『起業のファイナンス』 日本実業出版社
- 岡室博之(2006) 「製造業の開業率への地域要因の影響：ハイテク業種とローテク業種の比較分析」 RIETI Discussion Paper Series No.4
- 菊谷達弥・四塚朋子(2005) 「ベンチャー・ファイナンスにおける金融契約の実証分析」 日本学術振興会科学研究費助成研究 課題番号 15530230
- 独立行政法人・中小企業基盤整備機構(2011) 「地域ベンチャーファイナンスに関する調査研究」
- 根本忠宣(2008) 「信用保証制度の経済効果とパフォーマンス評価」 中小企業総合研究(9)
- 松尾順介(2006) 「地域再生ファンドと地方金融機関の関係について」 RETI Discussion Paper Series 06-J-045
- 日本経済新聞 2011年6月28日付
- ベンチャー企業の創出・成長に関する研究会 経済産業省(2008) 「ベンチャー企業の創出・成長に関する研究 最終報告書」
- Kaplan, S. N. and P. Stromberg (2004) "Characteristics, Contracts and Actions: Evidence from Venture Capitalist Analysis", J. of Finance
- Okamuro, H. (2007) "How different are the regional factors of high-tech and low-tech start-ups? Evidence from Japanese manufacturing industries," The International Entrepreneurship and Management Journal

第6章 NPO法人の資金調達とNPOバンク―事例による考察¹―

岩坪 加紋

1 はじめに

企業活動の大半が経済規模で勝る営利企業によるものであることから、NPO法人はそのような営利企業群に隠れてしまいがちである。しかし、その社会的な役割は確実に増している。この3月に発生した東日本大震災は東北・関東地域に未曾有の被害をもたらした。多くのメディアが報じたように、沢山のボランティアやNPO法人が被災地域の細かなニーズに対応し、必要に応じて行政との連携を行っている。また、平時においても、医療や福祉、教育、環境、文化・伝統保存など、地域あるいはコミュニティの抱える問題の解決に取り組んでいる。

このことは数値にも表れている。NPO法人の認証数は、1998年の特定非営利活動促進法制定以来、一貫して増えており、2010年4月現在の累計で39133団体を数える。また数値は古いですが、経済産業研究所(2006)によれば平均の収支規模は拡大しており、2005年段階で2800億円超に達している。さらに、事務局スタッフは平均4.9人で有給者は3.2人とあり、NPO法人は雇用の受け皿という観点からも重要な位置づけにある。したがって事業の拡大とともに増加するNPO法人の資金ニーズにどのように対応すべきかという点は、経済・雇用という観点からも重要になりつつあると言えよう。

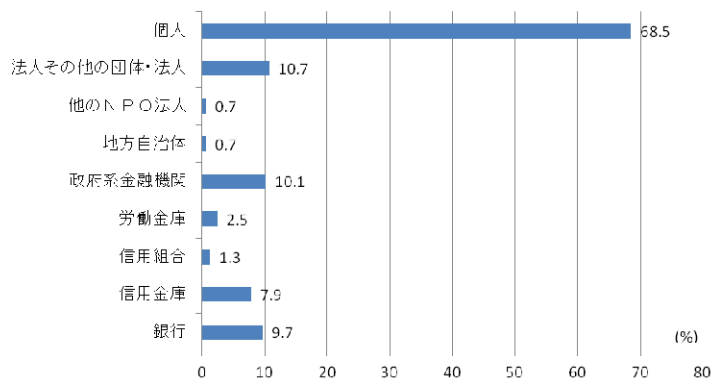
本稿ではそのようなNPO法人の資金調達問題について取り上げる。NPO法人は営利を目的としていないが、事業体として存続するためには事業性が求められ、人の確保とともに場合によっては設備が必要になる。原則的にその資金源は寄付に求められるが、現実的には自治体からの助成によるところが大きい。日本における寄付習慣は諸外国に比して未成熟であり、さらに政策的支援も昨今の財政難から多くは望めない状況にある。したがって民間金融機関からの資金調達とともに、潜在的な寄付者の発掘が今後の活動を維持する上で必須になる。そこで、以下ではNPO法人の資金調達状況ならびに寄付者を開拓する上で重要な役割を担うであろうNPOバンクについてケーススタディを行う。

2 NPO法人の資金調達状況

NPO法人へアンケート調査を行った経済産業研究所(2006)によれば、借入金のある法人は約1/4の24.4%である。小規模企業の大半に借入金があることを想起すれば、NPO法人の他人資本への依存度は低いといえる。これは独自調査を行った小関(2008)の研究でも同様の傾向が見られる。ただ、潜在的なものも含め借入ニーズが全くないわけではない。

¹ 本稿は、学術研究・調査を目的とするもので、ここで紹介した個別事業者の信用状態等を判断するための情報を提供するものではありません。また各種の情報源をもとに作成しておりますが、その正確性や完全性および公平性を保証するものではありません。また、新しい情報や将来発生した事象があってもこれを更新して公表する責任は負いかねます。

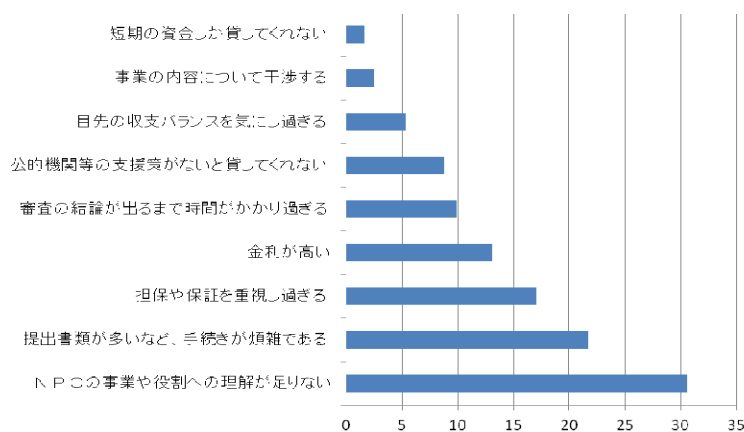
図1 NPO法人の借入先



出所：経済産業研究所(2007)、注意：複数回答のため合計値は100%を超える。

例えば、借入金のある法人に借入先を聞いた設問には、約7割の法人が個人からの借入金があると回答している(図1)。したがって現状では借入金へのニーズが少ないという見方もできよう。しかし、一般に個人資産の運用期間は企業の借入期間に比べると平均的に短く、時間経過とともに返済の必要性は増す。さらに業容拡大につれて必要資金額も大きくなり、個人資産への依存にはおのずと限界がくる。したがっていずれは他人資本の導入も不可避になると考えられる。小関(2008)は財政規模の大きい法人ほど、また介護や物品販売などの事業型NPOは借入の傾向が強いと報告しており、将来的な借入需要の増大は見越し準備しておく必要はあろう。

図2 民間金融機関からの借入に関する問題点

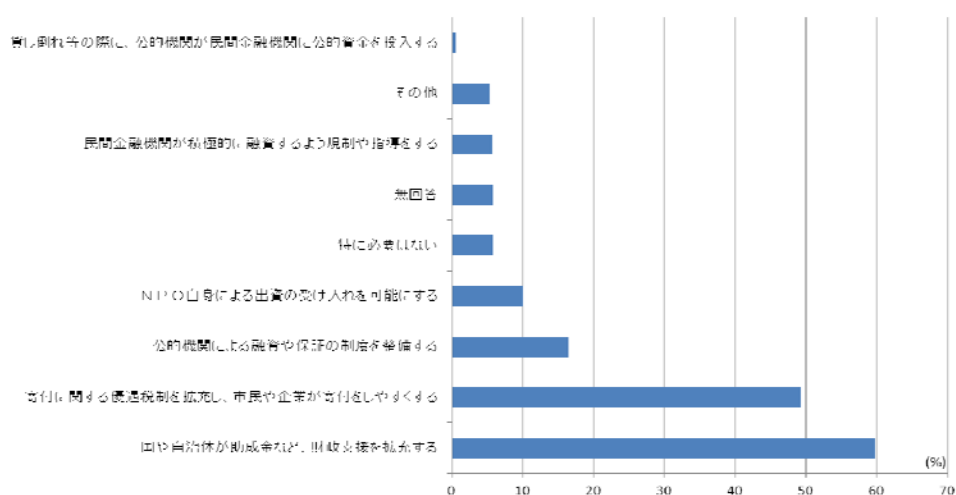


出所：経済産業研究所(2007)、注意：複数回答のため合計値は100%を超える。

次にどのような問題が金融機関との取引の障害になっているのだろうか。図表2は民間金融機関からの借入に関する問題点を聞いた設問への回答である。手続きの煩雑さといったNPO法人の金融取引への理解不足と思しきものもあるが、最後の項を除けばおよそ中

小企業と同様の回答である²。つまり、小規模で担保が少ない、また貸し手銀行から見て相手の状況が分かりにくい（情報の非対称性が大きい）という中小企業と同様の問題が挙げられている。特に注目されるのは最後の項であり、今後貸し手金融機関のNPO研究が進むことで、NPO法人側にも金融機関との取引ニーズが高まる可能性もあろう³。

図3 NPOの活動を資金面から支えていくために必要なこと



出所：経済産業研究所(2007)、注意：複数回答のため合計値は100%を超える。

一方、借入を含め活動を支える上で重要ととらえられているのが、寄付や財政支援である（図3）。税制優遇制度の拡充により寄付の促進を挙げた法人が約5割、助成金などの財政支援を挙げた法人が約6割になっている。国と地方を合わせた財政赤字が1000兆円に達するわが国においては、拡大するNPO法人の活動を支えるだけの財政支援には限度もあるが、早急な対応が求められる。

特に、わが国の寄付慣習は諸外国に比べると根付いておらず、寄付制度の充実が求められる。NPO白書(2007)によると、NPO法人は年平均4000社ほどが設立されるが、毎年の寄付金はほぼ一定であり、6000億円ほどである。これは宗教観の相違もあろうが、アメリカの約24兆円、イギリスの約1兆円に比べると、わが国では未だ寄付に対する抵抗感がある。助成金などの財政支援や民間・公的金融機関との取引機会の拡大もさることながら、寄付を促進する方策がまず必要であろう。そこで以下では、出資、より正確に言えば出資

² 例えば中小企業庁(2005, 2006)など参照

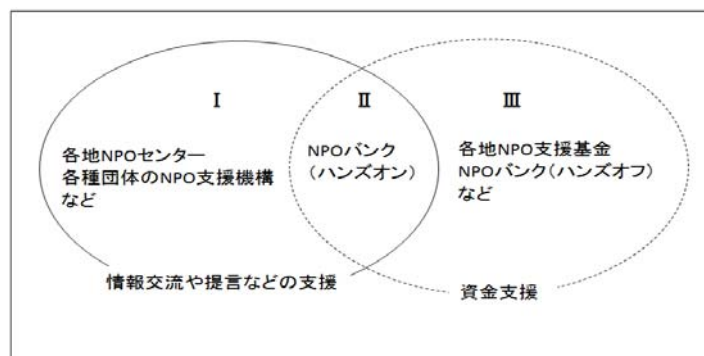
³ もちろん金融機関、特に地域金融機関を中心にNPO法人貸出に企業努力はしている。地域密着型金融の取り組み状況として、金融庁発表によると2007年から2009年の間に473件、49億円の融資を行っている。また2000年以降、信用金庫、労働金庫はNPO法人への融資制度を開始している。一般的な中小企業と比しても、小規模で無担保、事業性に乏しいものの社会的ニーズに応えようとするNPOをどのように評価し、取引関係を築くのか、地域経済や地域住民に依存する地域金融機関の存在意義が問われているのかもしれない。

者は組織の運営に参画し申請すれば返金も可能であるため本来の寄付とは異なるが、個人や企業からの出資を促進するNPOバンクの活動について述べる。

3 NPOバンクとは

まずNPO法人を支援する組織、中間支援組織について説明する。NPOバンクは中間支援組織の一つと考える。

図4 中間支援組織とNPOバンクの概念図



出所:朱・岩坪(2010)

図4は中間支援組織の概念図である。中間支援組織に関する直近の考え方として、「「豊かな公」を支える資金循環システムに関する実態調査」(2007)がある。そこでは、中間支援組織とは、「NPOの基盤整備のための相談窓口などのセンター的機能を持ち、行政や企業といった他のセクターやNPO同士の仲介を行なうもの、NPO活動やNPOの組織的な基盤強化の支援を目指す団体」と定義しており、情報交流や提言などの支援を行うハンズオンタイプの組織を想定している(Iの領域)⁴。このため、そこでは資金のみの支援を行うハンズオフタイプの資金支援組織とは分けている(IIIの領域)。ただし、自然な発想としてNPO法人の特殊性に起因する支援ニーズは、情報交流や提言だけでなく資金においても求められることから、朱・岩坪(2010)では、経営支援とともに資金支援も視野に入れた組織も中間支援組織(IIの領域)と呼んでいる。NPOバンクには、例外もあるが、情報交流・提言支援と資金支援の双方の機能をもつ組織がある。

NPOバンクは、NPO法人や近年注目されているソーシャルビジネス専門の金融組織であり、市民が自主的に創設し、営利を目的とせず、公益性の高い事業を行う組織である。預金取扱金融機関とは異なる。1994年4月設立の未来バンクが国内初のNPOバンクであり、低い貸出金利で社会的なリターンを求める。NPOバンクは、2010年現在で全国に10団体が確認されている⁵。ハンズオフタイプ(IIIの領域)には例えばap bank(東京都)が

⁴ ここでハンズオンという場合、ベンチャーキャピタルの機能を想起しうるが、ベンチャーキャピタルのように経営者を相手企業に送り込むほどの経営関与を想定しているわけではない。

⁵ 関西地域では未確認

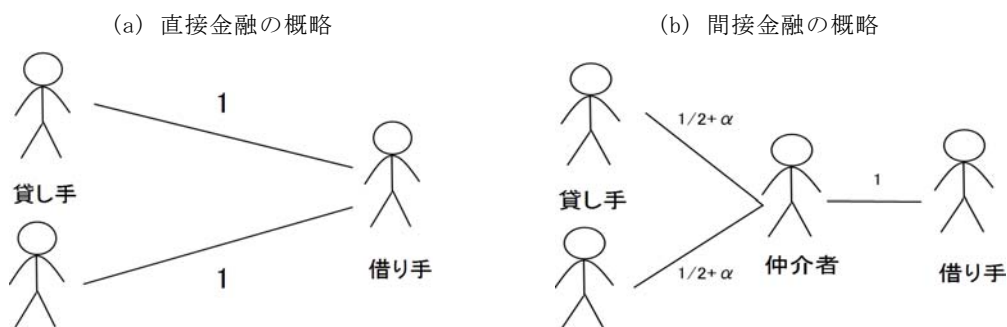
あり、ハンズオンタイプ（Ⅱの領域）には例えばコミュニティ・ユース・バンク momo（名古屋市）がある。以下ではコミュニティ・ユース・バンク momo について詳細を検討する。

4 事例研究

4.1 分析フレームワーク

ここで用いる分析フレームワークを示す。NPO研究は社会学や政治学などで盛んであるが、ここでは経済学を基準にし、拡張することとする。NPOバンクの特徴の一つが地域銀行と同様に借り手情報の生産能力にあると考えられることから、本稿ではNPOバンクを間接金融機関の一種ととらえ、情報の経済学を応用した銀行を分析する際に用いる単純な分析フレームワークを説明する。

図5 直接金融・間接金融の状況図



図表5(a)は、直接金融における貸し手と借り手の状況を示している。一般に貸し手の数は借り手の数より多い。これは単に存在する数の違いというだけではない。借り手は運転資金や設備資金、住宅購入費など、平均して多額の資金を需要するのに対し、貸し手が保有する資金は平均的に少ないため、一人の借り手に対して複数の貸し手が必要だからである。当然のことながら、投資リスクやリターンを明確化しなければならないので、貸し手は借り手がどのような人物で投資・返済計画はしっかりとしたものなのか、収益はいくらあるのか、万が一のときの担保はあるのかといったことを事前に調べる。また、投資後、事前に調べた内容と変わらず履行されているのか、場合によっては計画変更もありうるが適切か否かといった監視を行う。調査や監視には費用がかかり、図5(a)のように一人の借り手に対して二人の貸し手があり、総計で1単位の費用がかかるとしよう。

ここでこの世界の人々は、リスクを勘案しつつできる限り儲けたい、と思う気持ちが強いとしよう。すると、図5(b)のように、事前の調査や事後の監視を代理する仲介者が現れる。これは仲介者が存在する間接金融が行われる状態である。2人の貸し手の調査・監視費用は、例えば $1/2 + \alpha$ (< 1) に抑えられ、仲介者は 2α (> 0) の収入を得る。三者にとって間接金融は、直接金融よりも満足度のいく仕組みであり、これは仲介者の情報生産機能が働いた結果である。

このとき、貸し手や借り手が観察できるものにどのような変化があったか考えてみよう。直接金融の場合、貸し手は借り手の状況や計画・行動を常に観察しなければならないので、貸し手から借り手はよく見える。また借り手も資金を借りるために投資・返済計画や担保の状況等々を説明し、相手の意向を汲みながら貸し手を説得しなければならないため、貸し手をよく知ることができる立場にある。しかし、仲介者が間に立つ間接金融の場合、貸し手から借り手に対し、また借り手から貸し手に対して観察できない。これは仲介者が見えないようにする、そうせざるを得ないからである。つまり、どのような貸し手・借り手がいて、どこにどれだけの金利で貸し借りしているのか等々の情報は、独占しなければ利益を得られず、仲介者として存続できないからである。例えばどのような借り手がどのような条件で借りているのかを貸し手が分かれば、わざわざ仲介者に費用 ($1/2 + \alpha$) を払うことなく、直接自分で貸せばより大きなリターンを得られるので、間接金融を選ぶ動機がなくなる。また、仲介者を通さなければその独占的利益の分 (2α) だけ安価に資金を借りられるため、貸し手が借り手を観察できるのであれば、仲介者から付与された条件を元に直接貸し手と借入交渉をするだろう。その結果、間接金融そのものが成立しなくなる。これを防ぐために仲介者はあえて貸し手と借り手の間の情報交換を遮断するのである。ここまでが伝統的な経済学での考え方である。

さてこのとき、もしも、リスク・リターンへの関心よりも他への関心、例えば資金使途⁶への関心の強い人々が出現し人数が増えたらどうなるだろうか。平たく言えば、リスクが高くても自分が思う使途に資金が使われるのであれば、たとえ結果的にリターンがゼロもしくはマイナスであっても良いという人々である⁷。貸し手借り手間の情報交換を遮断する既存の銀行ではもはや対応できない、もしくは対応が難しくなる、ということは容易に推測できる。NPOバンクはそのような状況下で出現した必然的な金融組織であろう。

このようなリスク・リターン以外に資金使途などに重点を置く貸し手や借り手を想定する場合、直接金融(図5(a))の状態が貸し手借り手にとって望ましい状態になる。なぜなら最も相互に相手が見えるからである。ただし、貸し手にとって投資前の調査や事後の監視は依然として必要であり、この点はリスク・リターンを重視する世界と同じである。すると、調査や監視にかかる費用は可能な限り低く抑え、節約された分を投資に振り向けるほうが合理的である。つまり、仲介者が求められる。

このとき、仲介者はどのような行動をとることが求められるだろうか。まず、独占的な利潤を目的とした主体では貸し手や借り手の情報は両者に行き渡らない。したがって想定しうるのは、情報を独占しない主体であり、貸し手や借り手と同様にリスク・リターンへの関心よりも資金使途などへの関心が優先される主体である。

ところで、情報の独占を放棄することは、仲介者は独占的利潤を放棄するとともに、経

⁶ 人々が社会的リターンを生み出すと想定する資金使途を指す。

⁷ もう少し正確に言えば、ここでのリターンは短期のものである。短期リターンがゼロ以下でも資金使途を限定して得られる長期の平均的リターンを加えるとプラスと人々が期待しているとする。

済主体として存続していくための利潤をも失うことにもなる。つまりここでの間接金融が成り立たなくなることが推測される。これについて、現段階で筆者は確証を持つものではないが、貸し手借り手および仲介者の関心には、資金使途に加え当事者間の連帯感など別の要素があるのではないかと推測している。

以下では東海地区で活動するNPOバンクであるコミュニティ・ユース・バンク momo について、上記の分析フレームワークを用いて考察する。

4.2 コミュニティ・ユース・バンク momo について

同社は、代表理事の木村真樹氏によって、地域の未来を担う若者たちによる「お金の地産地消」の推進や、社会責任・貢献志向の企業やコミュニティビジネス、NPOに対するマネジメント支援を目的に2005年に設立された（木村(2008)）。木村氏は地方銀行勤務を経て名古屋NGOセンター、A SEED JAPAN、NGO VILLAGE、ap bank⁸に参加の後、同社を設立した⁹。木村氏は地域貢献に問題意識を持ちつつ、金融・NPOバンクの知識や非営利活動の経験を持つ人物と言え、リスク・リターン以外の関心を持つ仲介者としての動機や能力を持つと考えられよう。なお木村氏も出資者である。

同社に関する研究には、木村(2008)、馬場他(2010)があり、これら研究や同社ホームページに公開されている事業報告から、同社の事業についてまとめた（図6）。

図6 コミュニティ・ユース・バンク momo の基本情報（2011.5）

| | | | |
|----------|-------------------------------------|----------|------------------|
| 設立年月 | 2005年10月 | 融資対象 | NPO、コミュニティビジネスなど |
| 代表理事 | 木村真樹 | 融資実績(件数) | 22 |
| 理事数 | 7人 | 融資実績(残高) | 5296万円 |
| 有給者数 | 1名 | つなぎ融資 | 4392万円(12件) |
| 出資者(会員数) | 456名 | 一般融資 | 904万円(10件) |
| 出資金総額 | 4734万円 | 金利 | 2-2.5% |
| 顧問所属 | NPO法人まちぼと、東海労働金庫、NPO法人起業支援ネット、大学准教授 | | |
| 融資審査委員会 | 理事、顧問による審議 | | |
| 募集融資 | つなぎ融資:補助金などが交付されるまでの資金のつなぎ、随時募集 | | |
| | 一般融資:起業資金、設備資金等への融資、半年に一度 | | |
| 財務情報 | 資産合計:5113.3万円、総資産利益率(ROA):1.1% | | |
| | 経費率(管理費/支出):33.9%、人件費率(人件費/支出):11% | | |
| | 自己資本比率:92.6%、不良債権比率:0% | | |

(注)コミュニティ・ユース・バンクmomoのホームページ記載の2010年度事業報告等より作成。

同社理事は7人であり、木村代表理事以外はすべてボランティアである。出資者は個人会員（434人）が中心であるが、同社がNHKに取り上げられ知名度がアップしたため団体会員も08、09年度の14団体から22団体に増えている。融資対象はNPO法人のほか、コミュニティビジネス¹⁰が対象である。同社ホームページ¹¹によれば、地場商品の開発・販売、

⁸ ap bankはNPOバンクの一つである。

⁹ 木村氏ブログ <http://kimura-office.net/>

¹⁰ 経済産業省(2011)によれば、コミュニティビジネスとは、活動領域や解決すべき社会的課題について一定の地理的範囲が存在するソーシャルビジネスのことである。そして、ソーシャルビジネスとは、様々な社会的課題（高齢化問題、環境問題、子育て・教育問題など）を市場として捉え、その解決を目的とする事業と定義されている。

¹¹ <http://www.momobank.net/>

重度障がいのある小学生のデイサービス、地元野菜の販売、養鶏、子育てなどの事業に融資している。金融業としての根拠法は貸金業法である。

融資の審議は理事と顧問によって行われる。注目されるのは東海労働金庫常務理事が顧問として参加していることである。金融に関する専門的助言を行っており、決して素人の一過的な集団ではないことが分かる。それはこれまでに貸し倒れがないことから裏付けられる。なお同社はソーシャルファイナンス研究会を開催しているが、会場は東海労働金庫本店を使用している。

融資の種類は補助金が交付されるまでのつなぎ融資が多く、つなぎ融資平均額（366万円）は一般融資の平均額（90.4万円）よりも大きい。これは一般融資に比べ、つなぎ融資の資金回収リスクが小さいことに由来すると推察される。金利は2から2.5%と銀行の貸付金利に比べると低い。

現在の資産合計は5000万円を越え年々増加している。非営利組織であることからROAは1.1%と低く、利益は損失準備金に繰り入れている。上述のようにこれまでに貸し倒れがないため、不良債権比率も0%である。出資金は銀行預金と異なり、利息や配当は求められないため資産に対する運用額は少なくなり、そのため自己資本比率も非常に高くなる。収益性は低いが、健全性は高いといえるだろう。

効率性の観点から費用項目についてみると、総支出に占める人件費は11%である。他業態との比較は難しいものの、小規模な金融機関の一つである「愛知県中央信用組合」の経常費用に占める人件費は51.9%となり、これに比べると格段に低い。また財務諸表が公開されている貸金業「プロミス」の営業経費に占める人件費（含む賞与引当金繰入額、退職給付費用）は10.4%である。断定するには至らないが、同社の費用構造は貸金業に近いといえよう¹²。なお記載していないが、2010年度収入（約603万円）に占める助成金（約226万円）は3割を超えており、公的支援に依存せざるをえないNPO法人特有の性質がみられる。

次に情報開示について検討する。そもそもNPO法人は事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない¹³、所轄庁は閲覧の請求があればそれを閲覧させなければならない¹³。したがってNPOバンクもそれにしたがうものであるが、コミュニティ・ユース・バンク momoはNPOバンクの中で最も情報開示に積極的である。

¹² ただし、同社は2005年開業以来人件費は計上しておらず、2010年に始めて60万円を計上しており、あくまで過渡的な結論である。

¹³ 特定非営利活動促進法第29条

図7 コミュニティ・ユース・バンク momo の啓発・広報および情報の提供（2010年度末）

| 項目 | 内容 | 情報交換の主体 | |
|---------------------|--|---|-------------|
| メーリングリスト 活用によるもの | 会員メーリングリスト ・153回(2010年度)配信、登録者数は431名。 ・融資先の現状やイベント案内、毎月の出資・融資状況を知らせるmomoレポート(月1回 配信) | momoと出資者 | |
| | 交流メーリングリスト ・正会員同士の「情報交換」「交流の場」として設置。248回会員同士で発信、登録者数423名 ・イベント情報等を会員にPRしたい場合、交流メーリングリストを活用、アドレスをオープンにしている。 | 出資者間 | |
| webサイト | ・融資先情報、「出資者の声」などを掲載。 | momoと外部 | |
| ニュースレター | ・年4回、毎回1000部発行 | momoと出資者 | |
| イベントの 開催、出展 | 会員交流会 | momoと出資者 | |
| | 収穫祭 | ・融資先がブースを出展、参加者が資金の流れを実感する場 | 融資先と出資者、外部 |
| | バーチャル融資審査委員会 | ・模擬審査委員として、融資申込者との面談や他の委員とのディスカッションを通じて融資の可否を決定する。 | momoと出資者、外部 |
| | ソーシャル ファイナンス研究会 | ・融資先よりその取組みや経営課題を聴取し、必要な経営資源および市民・金融機関からの信頼を得るための方策を検討する場 | momoと出資者、外部 |

(注)コミュニティ・ユース・バンクmomoのホームページ記載の2010年度事業報告より作成。

4列目情報交換の主体とは活動により相互の情報量が増える主体を指す。要するに緊密度が高くなる人々を指す。

図7は、2010年度事業報告記載のコミュニティ・ユース・バンク momo の啓発・広報および情報の提供の状況をまとめたものである。Web サイトやニュースレターによる情報公開は他のNPOバンクにも見られるが、その他の項目は同社独特である。メーリングリスト2つが公開されており、同社と出資者の間、出資者間で、出資や融資の状況、イベント・PR情報などのやり取りが行われている。さらに特筆すべきは、同社のボランティアが中心となり、イベントの開催、出展を行っていることである。そこでは同社と出資者、そして融資先とが直に対面し、議論し出資金の用途を直接的に知ることができる。少々飛躍的ではあるが、そこでは一定の連帯感が作られるのではないかと推測される。

また人材を発掘・開発する仕組みも考えられている。NPO法人の要は人材であるが、バーチャル融資審査委員会を設け、同社の活動に興味を持たせ、場合によっては参加してもらうなど、敷居の高い金融活動に一般人の参加を促す仕組みが見られる。さらにより専門的な知識・経験を積むための研究会も定期的に行っている。研究会への参加資格は基本的にはオープンと考えられる。

以上を前述の分析フレームワークに沿ってまとめると次のようになる。①代表者は、出資者や融資先と同様にリスク・リターンに加えてそれ以外の関心を持つ。②貸し手からみた借り手、また借り手から見た貸し手の状況が分かるように情報開示が行われている。さらに、③単に開示するだけでなく、イベントなどを通して興味を喚起する工夫がある。以上のことから、寄付ないし出資を集めるという点で、同社の仕組みは有効であると考えて良いだろう。ただし、ほぼすべての情報を開示しているために、仲介者に与えられる金銭的な動機付けの機会が極めて小さくなる。このことはNPO法人全般に当てはまることであるが、リスク・リターン以外に関心を持つ当事者間で、仲介者の金銭的な動機付けを

維持する仕組み、制度作りが重要になる。同社は2010年に初めて人件費を計上したが、それまでは仲介者の無償のリーダーシップに支えられていたことになる。今後、事業の拡大により無償であり続けることは考えにくく、仲介者の活動をどのように評価し、賃金として反映させ、いかに正当化するかが、今後問われることになるだろう。

5 まとめ

NPO法人の社会的な役割は確実に増しており、経済・雇用という側面からも重要な存在である。本稿ではそのようなNPO法人の資金調達状況や、寄付者を開拓する上で重要な役割を担うであろうNPOバンクについて取り上げた。主な結果をまとめると次のようになる。①NPO法人の財政支援へのニーズは拡大している。②NPO法人および金融機関が相互に研究を進めれば、二者の金融取引は拡大すると推測される。また、③ケーススタディの結果、NPOバンクは寄付や出資を集めるための仕組みとして有効であるが、仲介者の賃金等を正当化する仕組み作り、制度設計が今後の課題となっている。

【参考文献】

- 小関隆志(2008)「第10章 ソーシャル・エンタープライズとソーシャル・ファイナンス」
『ソーシャル・エンタープライズ 社会貢献をビジネスにする』塚本一郎・山岸秀雄
編著、丸善株式会社、pp. 181-196.
- 木村真樹(2008)「問題提起 お金によって切れたつながりを、お金を通してもう一度つなぐ
—金融を「見える化」するNPOバンクの挑戦」『NPOジャーナル』22、pp. 3-6.
- 経済産業研究所(2006)『2005年NPO 法人アンケート調査結果報告』
- 経済産業研究所(2007)『2006年NPO 法人アンケート調査結果報告』
- 経済産業省(2011)『ソーシャルビジネス推進研究会報告書』
- 朱紅、岩坪加紋(2010)「NPO法人の資金調達問題に関する一考察 —中間支援組織に注目して—」『経営情報研究』18(1)、pp. 35-45.
- 中小企業庁(2005)『2005年版中小企業白書』
- 中小企業庁(2006)『2006年版中小企業白書』
- 内閣府(2007)『「豊かな公」を支える資金循環システムに関する実態調査』
- 馬場英朗、木村真樹、荻江大輔、中山学、三村聡(2010)「コミュニティ・ユース・バンク momo
の挑戦—市民活動を支えるNPOバンカー—」『非営利法人研究学会誌』第12号、
pp. 93-106.
- NPO研究情報センター(2007)『NPO白書2007』

第7章 阪神・淡路大震災の中小企業金融支援策

古田 永夫
(With 地主 敏樹)

1 はじめに

本稿は、阪神・淡路大震災時に実施された中小企業向けの金融支援政策をまとめて、その効果を検討するとともに、被災地の中核的な金融機関の一つであった兵庫銀行の破綻の影響とその後の経過についても調べてみた、調査研究の第1次報告である。

第2節では、震災の概要を、中小企業および金融機関の被災状況を中心としてまとめる。第3節では、諸機関が実施した、中小企業向けの金融支援策をまとめる。今回の東日本大震災とは異なって、二重ローン対策としての既存債務処理などは組織的には実施されなかった。信用保証や利子補給が中心的な救済策であった。第4節では、その効果を検討する。限定的な施策ではあったが、その効果は顕著であった。第5節では、兵庫銀行破綻の地元経済への影響を検討する。その影響は、意外にも小さなものであった。

2 震災の概要¹

2.1 地震の概要

1995年(平成7年)1月17日午前5時46分、淡路島北部を震源地とするマグニチュード7.3の大地震が発生、淡路島北部と六甲山南麓の神戸市、芦屋市、西宮市とその周辺など人口、産業や交通の稠密な地域を震度7の揺れが襲った。大阪湾臨海部の港湾設備、重厚長大産業を中心とする工場群、六甲山山麓の住宅地や商業集積と、そこを通る幹線交通が大きな被害を受けた。

人的被害のみならず、住戸、事業所のほか道路、鉄道、港湾や上下水道、工業用水、電力、ガス、通信等社会基盤に甚大な被害が発生、生活から生産にいたる人間の活動全般に大きな障害をもたらした。

また、西日本と関西を結ぶ JR 東海道本線、JR 山陽新幹線、中国自動車道、阪神高速道路など幹線交通路の途絶や、神戸港などの港湾機能の喪失は、被災地域にとどまらず日本全体の人的交流や物流に大きな齟齬をきたした。

死者 6,434 人、行方不明 3 人、負傷者 43,792 人の人的被害の他、建築物 5 兆 8 千億円、港湾 1 兆円、高速道路 5,500 億円、鉄道 3,400 億円など総額約 10 兆円(平成7年4月5日推計)の直接的被害が推定されている。

2.2 中小企業の被害

中小企業の建物・設備等の物的な被害額は約 1 兆 9,200 億円(平成7年版中小企業白書)と推計されている。

¹「阪神・淡路大震災の復興・復旧の状況について」(平成22年12月 兵庫県)等による。

中小製造業の被害状況を主要な地場産業別にみると、ケミカルシューズ（主に長田区、約 500 社）の 90%、ゴム製品（主に長田区、32 社）の 38%、清酒（灘区～西宮市、51 社）の 60%が全半壊となった。

商業小売について、被災地域内の商店街・小売市場をみると、地域を代表する三宮・元町の商店街をはじめとして、神戸市内 323 箇所の 36%(北区・西区を除く)、芦屋市 23 箇所の 69%、西宮市 65 箇所の 25%が全半壊となった。

また、建物・設備等の直接的被害以外に、道路・鉄道の途絶や、電気、ガス、水道、工業用水等のライフラインの寸断は営業活動や生産活動を大きく制約した。さらに、被災住民の域外避難や節約志向は地域の消費マーケットを大きく縮小させた。

2.3 金融機関の被害

被災地域内の金融機関も大きな被害をうけた。直接的な被害として地元金融機関の本店の倒壊はじめ被災地域内の金融機関店舗や事務センター等の損壊、ホスト・コンピュータの倒壊や停電によるオンライン・システムの途絶等が起こった。職員の出社困難、メール・カーの運行困難などもあり、震災直後は店舗の開店すら困難な事態が発生、預金の出し入れ、手形・小切手の決済など、被災地域内のみならず周辺地域も含め金融機能が麻痺することとなった。

3 中小企業等 復旧・復興への公的な取り組み(金融面)²

3.1 震災に対する金融措置

3.1.1 震災直後の金融措置

(1)大蔵省近畿財務局神戸財務事務所と日本銀行神戸支店

民間金融機関に対して

- ・預金証書・通帳を紛失した場合でも預金者であることを確認して支払に応じること。
- ・事情によっては、定期預金、定期積金の期限前払い戻しに応じること。また、これを担保とする貸付に応じること。
- ・地震による障害のため支払期日が経過した手形について、関係金融機関が適宜話し合いのうえ、取り立てができること。
- ・汚れた紙幣の引き換えに応じること。
- ・国債を紛失した場合の相談に応じること。

などを主な内容とする金融特例措置の発動を行った（平成 7 年 1 月 17 日）。

(2)神戸手形交換所

震災当日から 5 営業日業務を停止し、1 月 24 日から業務を再開した。震災を起因とする決済が困難な手形については、金融特例措置として震災後 7 カ月間は猶予し、不渡りを出

² 「兵庫県信用保証協会 50 年史」、「平成 7 年度兵庫県商工部事務概要」、「平成 12 年度兵庫県商工部事務概要」等による。

しても銀行取引停止処分としなかった。

(3) 市中金融機関

オンラインが繋がらない、あるいは神戸に本店がある銀行は本店機能がマヒするなど、ほとんどの金融機関は震災当日営業を見合わせた。倒壊した店舗では、日本銀行神戸支店に仮設の窓口を設けたり、僚店内に仮設店舗を設けるなどの対応がとられた。

3.1.2 震災後の対応

震災直後の混乱が静まるにつれ、逐次復旧・復興に向けた対応が実施された。

(1) 県・市の対応

① 「緊急災害復旧資金」の創設（県・市）

事業所の建物が全壊等したことにより、り(被)災証明書を受けた者(直接被災者)及び地震が原因で売上高が減少したことにより、市長の認定を受けた者(間接被災者)に対し、2月15日から兵庫県、神戸市他8市が災害復旧資金融資制度を実施した(表1)。

表1 兵庫県と市の災害融資制度

| 地方公共団体 | 必要書類 | 融資限度額 | 利率年 | 備考 |
|-----------------------|---------------|----------------|-------|---------------------|
| 兵庫県 | | | | |
| 緊急災害復旧資金 | 罹災証明 | 5,000万円(組合1億円) | 2.50% | 利子補給 |
| 緊急無担保・無保証人貸付 | | 1,500万円 | | |
| 緊急特別資金 | 認定書 | 2,000万円 | 2.80% | |
| 神戸市 | | | | |
| 緊急災害復旧資金 | 罹災証明 | 5,000万円(組合1億円) | 2.50% | 利子補給 特定ものは保証料市負担 |
| 緊急無担保・無保証人貸付 | | 1,500万円 | | |
| 緊急特別資金 | 認定書 | 2,000万円 | 2.80% | |
| 芦屋市 | | | | |
| 災害復旧資金融資 | 罹災証明 | 運転 500万円 | 2.50% | 保証料全部市負担 |
| | 認定書 | 設備 1,000万円 | | 保証料一部市負担 |
| 西宮市 | | | | |
| 兵庫県南部地震災害復旧資金 | 罹災証明 | 1,000万円 | 2.50% | 保証料一部市負担 |
| 兵庫県南部地震災害無担保無保証人特別資金 | | 500万円 | | 保証料全部市負担 |
| 宝塚市 | | | | |
| 中小企業振興災害特別資金 | 罹災証明 | 1,000万円 | 2.50% | 保証料一部市負担 |
| 小規模企業振興災害特別資金 | 認定書 | 500万円 | | 保証料全部市負担 |
| 伊丹市 | | | | |
| 緊急災害復旧資金 | 罹災証明 認定書 | 運転 500万円 | 2.50% | 保証料一部市負担 |
| 無担保無保証人資金 | | 設備 1,000万円 | | |
| | | 500万円 | | 保証料全部市負担 |
| 尼崎市 | | | | |
| 経営安定特別融資 | 罹災証明 | 800万円 | 2.50% | 保証料一部市負担 |
| 地震災害対策特別融資 | 罹災証明 | 1,000万円 | | |
| 無担保無保証人資金 | 認定書 | 500万円 | | |
| 川西市 | | | | |
| 中小企業振興資金 | 罹災証明書 | 運転 500万円 | 2.50% | 保証料一部市負担 |
| | 災害特別資金 認定書 | 設備 1,000万円 | | |
| 姫路市 | | | | |
| 中小企業兵庫県南部 地震関連緊急融資 | 認定書 | 1,000万円 | 2.40% | |
| 加古川市 | | | | |
| 中小企業融資災害対策資金 | 認定書 | 1,000万円 | 3.00% | |

出所)兵庫県信用保証協会50年史

・兵庫県・神戸市の取扱期間：平成7年2月15日～平成7年7月31日

※融資実績：(兵庫県) 22,443件、304,039百万円、
(神戸市) 10,108件、118,131百万円

②利子補給(表1 兵庫県・神戸市の備考欄の詳細)

兵庫県と神戸市が災害復旧資金融資に対し実施

- ・対象者：事業所の建物が全・半壊した中小企業者
- ・利子補給：対象融資限度額 2,000万円、利子補給期間：3年間、
- ・利子補給率：年2.5% (貸付利率年2.5%につき実質負担はなし)

※実績：約97,000件、約210億円(平成7、8、9、10年度分として復興基金が実施)

③保証料の市負担(表1 神戸市～川西市の備考欄の詳細)

- ・神戸市 震災復旧緊急特別資金と特例無担保無保証人
対象：小規模事業者で融資額が180万円以下
- ・芦屋市 災害復旧資金融資
対象：500万円以下の部分
- ・尼崎市 経営安定特別融資、地震災害対策特別融資、無担保無保証人資金
対象：保証料の2分の1で最高10万円
- ・伊丹市 緊急災害復旧資金
対象：被害甚大のもの 500万円以下の部分
軽微なもの 500万円以下の部分の2分の1
無担保無保証人資金
対象：全部
- ・川西市 中小企業振興資金災害特別資金
対象：500万円以下のもの
- ・宝塚市 中小企業振興災害特別資金
対象：500万円以下の部分
小規模企業振興災害特別資金(無担保無保証人資金)
対象：全部
- ・西宮市 兵庫県南部地震災害特別融資の災害復旧資金
対象：500万円以下の部分
兵庫県南部地震災害特別融資の災害無担保無保証人特別資金
対象：全部

④震災前の既借入金返済猶予と償還期間延長の取り扱い

兵庫県、神戸市、宝塚市、川西市、伊丹市、芦屋市ではそれぞれ震災前に利用した融資制度の残高があり、被災証明書をもとに、返済資金の調達が困難な中小企業者等に対し、1年間の返済猶予および償還期間延長の取り扱いを行った。

⑤信用保証協会の基本財産造成支援

ア) 被災中小企業者に対する信用保証を積極的に進め、震災復興に要する資金の円滑な調達に資するため、市町、金融機関と協力して信用保証協会の基本財産の造成³を実施（平成7年3月～8年5月）。

※兵庫県 33億5,200万円、18市28町 20億1,700万円、金融機関 20億円

イ) 兵庫県信用保証協会に対する信用保証促進に係る預託金の貸付と財政支援

震災当時、被災中小企業者の保証利用が保証債務残高約1兆750億円の約60%を占めており、今後の事業推移によっては代位弁済の多発が見込まれた。また、災害復旧資金融資の保証について高い事故率が予想されることなどから、信用保証協会の財政健全性の毀損が懸念された。他方、災害復旧資金制度融資の保証利用制度が円滑に行われるため、保証協会が金融機関に預ける預託金が必要となった。⁴

このため、国、兵庫県、神戸市から預託金の貸付がなされることとなったが、保証協会の経営基盤強化を図るため、極めて有利な条件で行われ、運用益が生じる配慮がなされた。

※融資実績

| | | |
|--------------|-------|---------------|
| ・国（信用保険公庫経由） | 当初融資額 | 1,016億4,400万円 |
| ・兵庫県 | 当初融資額 | 616億4,100万円 |
| ・神戸市 | 当初融資額 | 223億7,200万円 |

⑥災害復旧資金融資保証に係る特別措置

災害復旧資金融資制度の保証は高い事故率が見込まれ、ひいては代位弁済の累増により保証協会の財務内容を悪化させると予想されたため、兵庫県及び各市の間で、信用保険公庫による代位弁済の補填分受領後の残額について、80%～100%損失補償する措置がなされた。（＝信用保証協会の負担を軽減する措置がなされた。）

中小企業信用保険制度では災害関係の信用保証について80%の填補率であるが、国において、阪神・淡路大震災関連特例保険が創設され、阪神・淡路大震災により経営の安定に支障が生じていることの認定を受けた中小企業者が、再建その他の経営の安定に必要な資金借入に際し利用する信用保証について、かつてなかった保険填補率90%が適用された。

³ 積み増しのこと、兵庫県信用保証協会50年史P165

⁴ 保証付き貸出しは、保証料分が金利に上乗せされるため、通常よりも低い金利設定とし、保証付き貸出をする金融機関に預託金（通常、定期預金）をすることにより、当該金融機関に運用収益で金利差を補償するもの。

(2) 政府系中小企業金融機関⁵の対応⁶

- ① 「中小企業災害復旧資金貸付制度」の充実強化
 - ・ 融資対象者：事業所などに直接被害を受けている中小企業者
 - ・ 利率の引き下げ：当初3年間 2.5%→2.5%
 - ・ 4、5年目：4.15%→3.0%、6年目以降：4.9%→3.6%
 - ・ 限度額の引き上げ：1,000万円→3,000万円
 - ・ 貸付期間の延長：10年（据置2～3年）→15年（据置5年）
- ② 本格的な復興を支援するための当制度の拡充
 - ・ 融資対象者：震災により被害を受けている中小企業者
 - ・ 利率の引下げ：4.9%→3.4%
 - ・ 限度額の引き上げ：国民金融公庫 3,000万円→6,000万円
中小企業金融公庫 1億5,000万円→3億円
 - ・ 貸付期間の延長：設備10年（据置2年）→設備15年（据置2年）
- ③ 「小企業等経営改善資金融資（マル経資金）の貸付限度額の引上げ（国民金融公庫）」
 - ・ 融資限度額：500万円→750万円
 - ・ 融資期間：設備資金6年（据置6ヵ月）、運転資金4年（据置6ヵ月）
 - ・ 金利：3.4%
 - ・ 担保：無担保・無保証人（商工会議所・商工会の推薦が必要）
- ④ 既往債務の負担軽減
 - ・ 個々の企業の実情に応じて、弾力的な取り扱いを実施。
 - ・ 取扱金融機関：県下の国民金融公庫・商工組合中央金庫・中小企業金融公庫の各支店

(3) 兵庫県信用保証協会

震災により被害を受けたため、約定返済が困難となり返済猶予の申し出があった中小企業者で、金融機関が申し出を認めた場合、元金について猶予の取り扱いをした。

① 最終期日

平成7年8月1日以降のものは平成7年7月31日まで

平成7年7月31日以前のものは最終期日まで

② 保証料率の軽減

- ・ 100万円以下 年0.4%（通常年0.5%）
- ・ 100万円超 300万円未満 年0.6%（通常年0.7%）
- ・ 300万円超 年0.65%
（通常300万円超 500万円以下 年0.9%、500万円超 年1.0%）

⁵ 国民金融公庫、中小企業金融公庫、環境衛生金融公庫、商工中央金庫

⁶ この項は主として平成7年度 兵庫県商工部 事務概要に拠った。

※融資実績

- ・保証申込 件数 50,493 件、金額 6,226 億円
- ・保証承諾 件数 47,011 件、金額 5,421 億円

結果は、震災特別保証は目標額 4,200 億円を大きく上回った。

(4)その他

①(財)兵庫県中小企業振興公社事業

- ・政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付に係る利子補給

政府系中小企業金融機関が実施している災害復旧貸付制度融資利率を軽減するため、県が(財)兵庫県中小企業振興公社に貸付（無利子）し、金利軽減のため基金を造成し、借入者への利子補給を実施。

対象者：政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付（直接被害者に対する貸付）

利子補給対象融資限度：3,000 万円

利子補給期間：3 年間

利子補給率：2.5%（2.5%→0%）

②復興基金事業

ア) 政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付に係る利子補給

被災した中小企業者の政府系中小企業金融機関（中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工中金）借入れに対する利子補給を実施。

- ・対象者：政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付を受けているもののうち、事業所の建物が全・半壊した者。
- ・利子補給対象融資限度額：2,000 万円（県・神戸市の融資制度と合わせた融資額のうち 2,000 万円以下の部分）
- ・利子補給期間：3 年間
- ・利子補給率：2.5%（2.5%→0%）

※実績：平成 7、8、9、10 年度分 約 27,000 件、約 40 億円

イ) 「緊急災害復旧資金」の利子補給

県・神戸市で創設する緊急災害復旧資金借入れに対する利子補給を実施。

- ・対象者：事業所の建物が全・半壊した中小企業者
- ・利子補給対象融資限度額：2,000 万円
- ・利子補給期間：3 年間
- ・利子補給率：2.5%（2.5%→0%）

③中小企業事業団

中小企業高度化融資の償還期限延長

- ・償還期限を 3 年以内（現行 2 年以内）延長。

④中小企業信用保険公庫

被害を受けた中小企業者に対する信用保証協会の債務保証充実、保険限度額拡大

- ・普通 : 2億円 →4億円
- ・無担保 : 2千万円→4千万円
- ・無担保/無保証人（小企業者） : 5百万円→2千万円
- ・無担保/無保証人（小企業者以外）：（新設） 1千万円

（注）小企業者とは、常時使用する従業員が5人（商業・サービス業は2人）

以下の会社及び個人

表2 震災に対する金融措置

| 施策 | 実施主体 | 主な内容 |
|-------------|--|--|
| 震災直後の対応 | 財務省、日本銀行、神戸手形交換所、市中金融機関 | <ul style="list-style-type: none"> ・被災地域内での金融機関の営業 ・金融機関が預金証書・通帳を紛失した場合でも支払いに応じること ・手形交換の停止 ・震災を起因とする決済困難な手形の決済猶予 |
| 災害復旧資金の供給 | 兵庫県・市（神戸市ほか8市）、政府系中小企業金融機関 | <ul style="list-style-type: none"> ・「緊急災害復旧資金」の創設 ・「中小企業災害復旧資金貸付制度」の限度額の引上げ、利率の引下げ、期間の延長 |
| 既往債務の負担軽減 | 兵庫県・神戸市ほか4市 政府系金融機関 兵庫県信用保証協会 中小企業事業団 | <ul style="list-style-type: none"> ・既往債務について1年間の返済猶予および償還期限の延長 ・個々の企業の実情に応じ弾力的に対応 ・金融機関が認めた場合、元金について猶予の取り扱いをした ・保証料率を軽減した ・中小企業高度化融資の償還期限延長 |
| 信用保証制度の強化 | 国 県・市町・金融機関 国・県・神戸市 県・市 中小企業信用保険公庫 | <ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災関連特例保険の創設 ・信用保証協会の基本財産積み増し ・信用保証協会に対する預託金の低利貸付 ・災害復旧資金融資保証の代位弁済に係る信用保険公庫の補填の残額を損失補償 ・保険限度額の拡大 |
| 災害復旧資金の借入支援 | 県・神戸市 神戸市ほか6市 兵庫県信用保証協会 財兵庫県中小企業振興公社・復興基金 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧資金融資に対し利子補給 ・震災復旧緊急特別資金ほかについて保証料の負担 ・保証料率の軽減 ・政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付、借入に対する利子補給など |

3.2 税制上の対応

3.2.1 所得税の緊急対応—平成7年2月20日公布・施行の震災税特法等—

大震災による事業用資産等の損失を、平成6年分事業所得の計算上、必要経費算入。

3.2.2 更なる対応—平成7年3月27日公布・施行の震災税特法等の一部改正等—

- ・法人税の繰戻し還付
- ・法人の利子・配当等に係る源泉所得税の還付
- ・被災土地等についての地価税の減免
- ・事業用資産の買換えの特例
- ・被災代替資産等の特別償却
- ・登録免許税・印紙税の特例

4 震災対応産業施策の効果

4.1 震災が企業行動に及ぼした影響

震災の影響は企業規模にかかわらず生じたが、全国展開する大企業に比べ、市場規模が比較的小さく被災地域を主たる市場とする中小企業では自社自体の被害に加え市場の毀損という二重の被害を蒙り相対的に震災の影響が大きく出ている。特に、景気後退期の中での被災であり、被災設備の除却と復興投資は企業にとって負担となったと推測される。

バブル崩壊後の景気後退が続いてきた中での被災であり、財務面以外の影響として、後継者問題など事業継続に課題があった企業ではこれを機に廃業する動きが見られた（瓦、清酒）。被災を機に、被災地外の事業所に機能を移転させる動きも出てきた。一方、震災復興を機に従来からの課題を一挙に解決し、遊休資産の活用や役員の一新など新たな展開を目指す動きもみられた。

ただ、集計された兵庫県の中小企業の財務指標（表3）では、平成7年、平成8年の自己資本比率の低下を除いて明瞭な影響は見取れない。また、震災後5年目の平成12年の業種別財務内容を全国平均と比較したもの（表4）でも、固定長期適合率が全産業で兵庫県が全国を上回っているが、（表3）にてわかるように震災前からのものであり、他に震災の後遺症とみられる明瞭な痕跡は見取れない。

表3 兵庫県内中小企業 財務損失推移 (全産業/1企業当たり平均)

[単位:千円、%]

| | 平成6年 1994年 | 平成7年 1995年 | 平成8年 1996年 | 平成9年 1997年 | 平成10年 1998年 | 平成11年 1999年 | 平成12年 2000年 | 平成13年 2001年 | 平成14年 2002年 |
|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 対象企業社数 | 4,353 | 4,236 | 4,319 | 4,286 | 4,548 | 4,673 | 4,665 | 4,604 | 4,598 |
| うち黒字企業社数 | 2,169 | 2,198 | 2,250 | 2,202 | 2,175 | 2,253 | 2,314 | 2,306 | 2,316 |
| 黒字企業比率 | 49.8 | 51.8 | 52.0 | 51.3 | 47.8 | 48.1 | 49.6 | 50.1 | 50.1 |
| 売上高 | 34,187 | 35,170 | 36,924 | 36,606 | 32,775 | 31,555 | 31,234 | 30,795 | 29,187 |
| 売上高総利益率 | 22.3 | 22.0 | 22.6 | 22.5 | 22.8 | 23.5 | 24.4 | 24.5 | 24.6 |
| 売上高営業利益率 | 1.2 | 2.4 | 1.8 | 0.8 | 0.0 | 0.6 | 1.5 | 1.4 | 1.2 |
| 売上高経常利益率 | 0.9 | 2.0 | 1.6 | 0.8 | -0.1 | 0.8 | 1.5 | 1.6 | 1.4 |
| 製造原価率 | 34.6 | 35.1 | 34.1 | 33.8 | 34.0 | 32.8 | 32.9 | 33.5 | 32.0 |
| 外注加工比率 | 10.6 | 11.1 | 11.3 | 10.7 | 10.9 | 9.8 | 9.5 | 9.1 | 8.5 |
| 販売費・一般管理比率 | 20.9 | 19.6 | 20.8 | 21.7 | 22.8 | 22.5 | 22.9 | 23.1 | 23.4 |
| 支払利息割引料率 | 1.7 | 1.5 | 1.2 | 1.1 | 1.1 | 1.0 | 1.0 | 0.9 | 0.8 |
| 従業員1人当たり人件費 | 388 | 394 | 403 | 414 | 401 | 392 | 385 | 378 | 367 |
| 固定資産投資額年初末累計額 | 8,965 | 11,835 | 10,842 | 10,906 | 8,092 | 4,745 | 5,562 | 7,912 | 3,503 |
| 棚卸資産回転期間(日) | 30.4 | 30.5 | 29.6 | 30.2 | 30.2 | 28.9 | 29.4 | 30.9 | 29.9 |
| 総資本対営業利益率 | 1.6 | 3.1 | 2.3 | 1.1 | -0.2 | 0.6 | 1.8 | 1.6 | 1.3 |
| 固定長期適合率 | 126.6 | 126.3 | 128.3 | 128.4 | 126.6 | 126.4 | 127.1 | 129.9 | 128.8 |
| 自己資本比率 | 19.0 | 18.2 | 18.5 | 20.0 | 21.1 | 21.8 | 22.5 | 24.0 | 25.8 |
| 従業員1人当たり生産高 | 2,152 | 2,217 | 2,314 | 2,274 | 2,097 | 2,056 | 2,025 | 1,981 | 1,884 |
| 従業員1人当たり加工高 | 719 | 725 | 762 | 762 | 708 | 701 | 712 | 702 | 672 |
| 労働分配率 | 54.0 | 54.4 | 53.0 | 54.6 | 56.7 | 56.1 | 54.3 | 53.9 | 54.6 |

出所) ひょうご経済戦略『県内業種別企業業績動向(原データ:TKC)』ひょうご産業活性化センター

表4 平成12年(2000年)主要業種別財務内容比較

[単位:千円、%]

| | 全産業 | | 建設業 | | 製造業 | | 卸・小売・飲食 | | サービス業 | | 不動産業 | |
|-------------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 全国 | 兵庫 | 全国 | 兵庫 | 全国 | 兵庫 | 全国 | 兵庫 | 全国 | 兵庫 | 全国 | 兵庫 |
| 対象企業社数 | 227,520 | 4,665 | 43,360 | 868 | 35,048 | 922 | 61,245 | 1,593 | 46,569 | 820 | 12,964 | 208 |
| うち黒字企業社数 | 111,085 | 2,314 | 22,155 | 376 | 17,463 | 481 | 30,070 | 764 | 24,784 | 450 | 6,926 | 111 |
| 黒字企業比率 | 48.8 | 49.6 | 51.1 | 43.3 | 49.8 | 52.2 | 49.1 | 48.0 | 53.2 | 54.9 | 53.4 | 53.4 |
| 売上高 | 19,693 | 31,234 | 17,335 | 25,022 | 24,177 | 39,622 | 24,570 | 34,649 | 16,310 | 27,993 | 7,274 | 14,734 |
| 売上高総利益率 | 27.1 | 24.4 | 17.9 | 19.9 | 21.3 | 20.1 | 24.5 | 23.7 | 43 | 34.8 | 52.4 | 40.5 |
| 売上高営業利益率 | 1.6 | 1.5 | 0.9 | 1.6 | 2.4 | 1.9 | 0.7 | 0.7 | 2.9 | 2.9 | 6.1 | 1.9 |
| 売上高経常利益率 | 1.6 | 1.5 | 1.1 | 1.5 | 2.3 | 2 | 0.9 | 0.9 | 2.9 | 3.7 | 3.2 | -2.2 |
| 外注加工費率 | 10.5 | 9.5 | 40.2 | 41.1 | 11.7 | 10.7 | 0.5 | 0.4 | | 1.9 | | 7.8 |
| 販売費・一般管理比率 | 25.5 | 22.9 | 17.0 | 18.2 | 18.9 | 18.1 | 23.8 | 22.9 | 40.2 | 31.8 | 46.4 | 38.6 |
| 支払利息・割引料率 | 1.1 | 1.0 | 0.9 | 1.0 | 1.3 | 1.1 | 0.7 | 0.6 | 1.3 | 1.4 | 5.0 | 3.9 |
| 従業員一人当り人件費 | 345 | 385 | 411 | 484 | 346 | 394 | 306 | 349 | 348 | 343 | 321 | 432 |
| 棚卸資産回転期間(日) | 27.9 | 29.4 | 40.1 | 51 | 31.5 | 34.4 | 24.9 | 27.4 | 7.1 | 6 | 144.8 | 109.6 |
| 総資本対営業利益率 | 2 | 1.8 | 1.2 | 1.3 | 2.6 | 2.4 | 1.2 | 1.3 | 3.2 | 2.2 | 1.9 | -0.9 |
| 固定長期適合率 | 83.8 | 127.1 | 70.4 | 145.4 | 78.4 | 142.3 | 69.1 | 135.9 | 89.5 | 105.4 | 102.3 | 105.4 |
| 自己資本比率 | 17.6 | 22.5 | 19.4 | 18.2 | 22.8 | 30.4 | 16.5 | 22.6 | 19.4 | 20 | 4.2 | 11.9 |
| 従業員一人当り生産高 | 1,529 | 2,025 | 1,705 | 2,553 | 1,293 | 1,672 | 2,340 | 2,572 | 1,061 | 1,553 | 1,908 | 2,958 |
| 従業員一人当り加工高 | 616 | 712 | 652 | 796 | 603 | 706 | 584 | 648 | 609 | 673 | 1,042 | 1,243 |
| 労働分配率 | 56.0 | 54.3 | 63.0 | 61.6 | 57.4 | 56.1 | 53.9 | 54.0 | 57.2 | 50.9 | 30.8 | 36.0 |

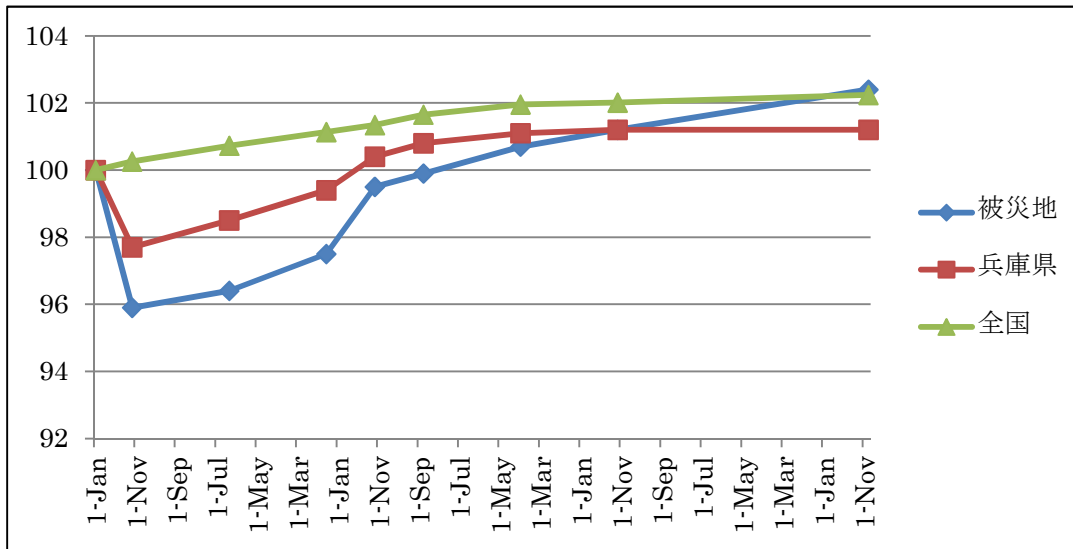
出所) ひょうご経済戦略『県内業種別企業業績動向(原データ:TKC)』ひょうご産業活性化センター

4.2 経済全般の復興状況

震災後 16 年を経て、被災地全体として人口、生産水準、観光客、有効求人倍率など主要な経済指標は概ね震災前水準にまで回復している（図 1）。

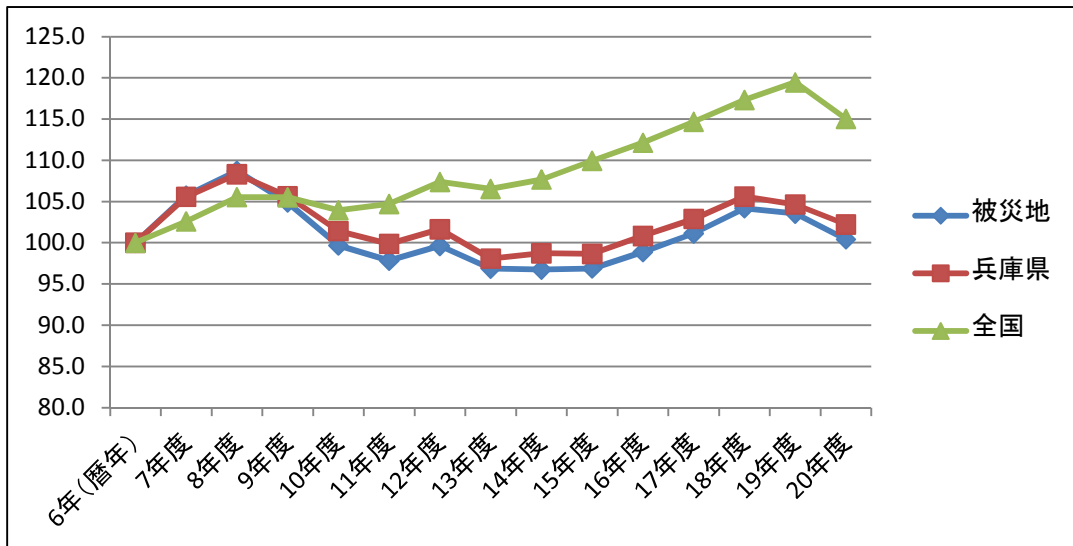
しかしながら、従来からの重厚長大産業を中心とした産業構造に加え、震災を機とした、事業所の他地域への転出、廃業、定期外航路の寄港地変更など物流ルートの変更などもあって、経済活動の水準は全国水準を下回っている（図 2、3）。

図 1 被災地の人口推移



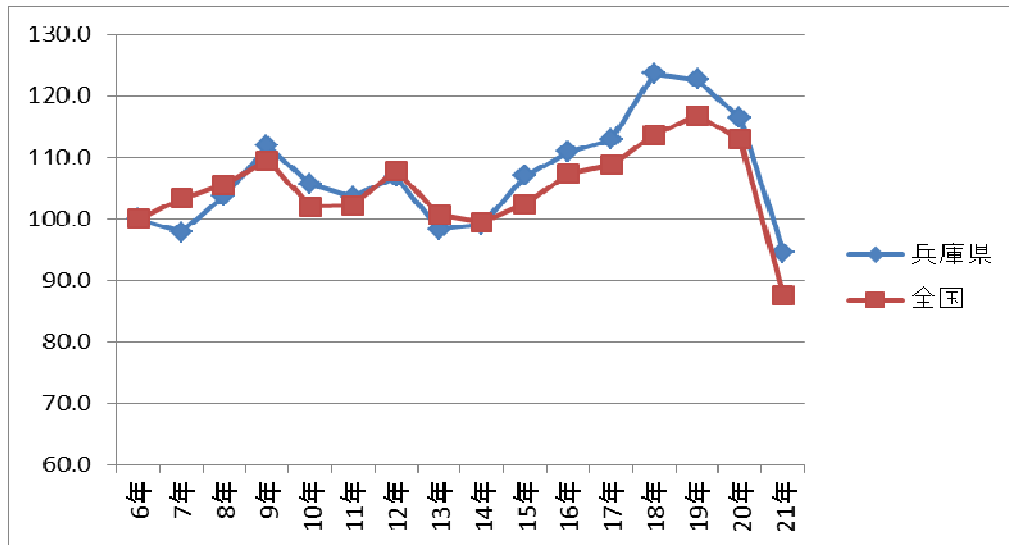
※震災直前の人口を 100 として増減を見たもの

図 2 総生産の推移



※平成 6 年（暦年）の総生産額を 100 として推移をみたもの

図3 鉱工業生産の推移



※平成6年の鉱工業生産指数を100として推移をみたもの

4.3 金融関連施策と効果

(1) 信用保証と倒産

震災対策としてとられた融資に伴う信用保証は、平成7年度に集中し件数・金額ともに増加した(表5)。

表5 兵庫県信用保証協会 保証承諾・代位弁済

[単位：百万円]

| | 保 証 | | 代位弁済 | | |
|--------------|--------|-----------|-------|--------|----------|
| | 保証承諾件数 | 保証金額(百万円) | 件 数 | 金 額 | うち震災関連金額 |
| 昭和62(1987)年度 | 44,831 | 310,346 | 2,344 | 11,699 | — |
| 昭和63(1988)年度 | 45,512 | 359,933 | 2,844 | 14,159 | — |
| 平成元(1989)年度 | 41,400 | 358,297 | 2,438 | 11,789 | — |
| 平成2(1990)年度 | 41,552 | 479,387 | 620 | 2,872 | — |
| 平成3(1991)年度 | 41,803 | 443,196 | 908 | 7,214 | — |
| 平成4(1992)年度 | 49,464 | 559,305 | 1,269 | 13,061 | — |
| 平成5(1993)年度 | 56,472 | 604,948 | 1,636 | 17,555 | — |
| 平成6(1994)年度 | 60,463 | 637,151 | 1,799 | 17,312 | — |
| 平成7(1995)年度 | 84,219 | 970,828 | 1,511 | 14,928 | 345 |
| 平成8(1996)年度 | 49,823 | 540,035 | 1,969 | 16,490 | 2,622 |
| 平成9(1997)年度 | 52,615 | 557,899 | 2,640 | 24,181 | 4,584 |
| 平成10(1998)年度 | 79,789 | 1,124,490 | 3,739 | 34,132 | 6,100 |
| 平成11(1999)年度 | 55,047 | 668,091 | 3,894 | 39,441 | 5,601 |
| 平成12(2000)年度 | 48,203 | 635,785 | 6,175 | 57,147 | 5,988 |
| 平成13(2001)年度 | 44,837 | 545,607 | 6,832 | 64,261 | 5,703 |
| 平成14(2002)年度 | 43,598 | 568,584 | 7,051 | 64,238 | 5,497 |
| 平成15(2003)年度 | 43,849 | 551,742 | 6,499 | 56,749 | 4,330 |
| 平成16(2004)年度 | 37,714 | 471,043 | 5,167 | 44,834 | 2,931 |
| 平成17(2005)年度 | 35,050 | 561,368 | 4,407 | 37,764 | 3,057 |
| 平成18(2006)年度 | 34,203 | 472,317 | 4,189 | 36,947 | 1,933 |
| 平成19(2007)年度 | 33,582 | 502,684 | 3,888 | 39,159 | 1,329 |
| 平成20(2008)年度 | 41,951 | 723,797 | 4,697 | 50,325 | 1,022 |
| 平成21(2009)年度 | 39,597 | 709,621 | 5,143 | 58,961 | 937 |
| 平成22(2010)年度 | 31,784 | 528,680 | 3,621 | 43,989 | 563 |

出所)「兵庫県統計書」及び兵庫県信用保証協会「度保証協会のあらまし」各年度版

注1)平成7年2月～8月まで災害復旧融資に取り組み、47,011件、542,179百万円の保証承諾を行う。

注2)平成22年度までの災害復旧融資に係る代位弁済額は52,542百万円(保証承諾額の9.7%)。

信用保証を含む先述のような金融関連の震災対策措置が取られたため、被災地域での企業倒産は平成7年、平成8年と減少することとなったが、しかし平成9年、平成10年とその反動ともいえる増加を見ている。(表6)

表6 企業倒産(負債1千万以上)

| | 兵庫県 | | | | 全国 | |
|------|-----|------|---------|-------|--------|---------|
| | 件数 | 全国比 | 負債額(億円) | 全国比 | 件数 | 負債額(億円) |
| S63年 | 312 | 3.1% | 625 | 3.1% | 10,122 | 20,010 |
| H元年 | 216 | 3.0% | 366 | 3.0% | 7,234 | 12,323 |
| H2年 | 178 | 2.8% | 445 | 2.2% | 6,468 | 19,959 |
| H3年 | 357 | 3.3% | 2,677 | 3.3% | 10,723 | 81,488 |
| H4年 | 511 | 3.6% | 1,621 | 2.1% | 14,069 | 76,015 |
| H5年 | 631 | 4.3% | 1,787 | 2.6% | 14,564 | 68,477 |
| H6年 | 663 | 4.7% | 1,634 | 2.9% | 14,061 | 56,294 |
| H7年 | 478 | 3.2% | 18,241 | 19.7% | 15,108 | 92,411 |
| H8年 | 482 | 3.2% | 1,600 | 2.0% | 14,834 | 81,229 |
| H9年 | 619 | 3.8% | 2,193 | 1.6% | 16,464 | 140,447 |
| H10年 | 785 | 4.1% | 3,485 | 2.5% | 18,988 | 137,484 |
| H11年 | 632 | 4.1% | 2,916 | 2.1% | 15,352 | 136,214 |
| H12年 | 755 | 4.0% | 2,514 | 1.1% | 18,769 | 238,850 |
| H13年 | 815 | 4.3% | 2,696 | 1.6% | 19,164 | 165,196 |
| H14年 | 747 | 3.9% | 4,462 | 3.2% | 19,087 | 137,824 |
| H15年 | 678 | 5.0% | 2,924 | 2.5% | 13,679 | 115,818 |
| H16年 | 664 | 4.9% | 2,897 | 3.7% | 13,679 | 78,177 |
| H17年 | 649 | 5.0% | 2,318 | 3.5% | 12,998 | 67,035 |
| H18年 | 604 | 4.6% | 2,497 | 4.5% | 13,245 | 55,006 |
| H19年 | 711 | 5.0% | 1,700 | 3.0% | 14,091 | 57,279 |
| H20年 | 747 | 4.8% | 2,290 | 1.9% | 15,646 | 122,920 |
| H21年 | 751 | 4.9% | 1,860 | 2.7% | 15,480 | 69,301 |
| H22年 | 730 | 5.5% | 1,450 | 2.0% | 13,321 | 71,608 |

出所) ひょうご経済戦略 各号 ひょうご産業活性化センター(東京商工リサーチ調べ)
 注) H7年は兵庫銀行破綻に伴う系列ノンバンクの破綻が金額的に大きい。判明しているもの(15社/1兆1,751億円)を差し引くと、件数463件負債額6,490億円となる。

(2) 中小企業金融政策の効果

阪神・淡路大震災において被災地でとられた中小企業金融政策の効果で明瞭に把握できるものは、平成7年、平成8年の被災地域での倒産件数が大幅に減少し平成9年以降で増加したことから、被災地でとられた中小企業金融政策が震災直後の金融面での混乱を回避し、企業が復旧に専念できる環境を作り出したことが看取できる点にある。また、鉱工業生産指数が平成6年を100として、平成7年が97.9と落ち込んだものの平成8年には103.7と復興した背後には、金融支援策に裏付けられた復興の効果がみられる。

ただ、筆者が参加した震災後の「神戸ファッション産業市場規模調査」(平成8年度、神戸ファッション協会)、「創造的復興を目指した県下地場産業の新たな展開策の研究」(平成8年度、兵庫県シンクタンク等協議会)のヒアリングの際、被災企業の中には、震災を機に単なる復旧でなく、バブル崩壊後の経済環境の中で抱えていた課題に対する対応の機会として、経営組織の変更、工場再編、設備の更新などに取組む意図が見られ、様々な震災対策の金融支援策がこうした企業の取り組みに貢献した⁷ことは間違いない。

⁷ 例えば、中堅の酒造メーカー、福寿酒造は豊沢酒造と合弁で「神戸酒心館」を設立、制度融資の「高度化資金」19億円を利用し福寿酒造本社敷地内に免震構造の蔵を再建、直売所、飲食店、イベントホールを併設した。

5 兵庫銀行の破綻と影響

5.1 兵庫銀行の破綻

震災後の平成7年8月30日午後、神戸市に本店を置く第2地方銀行、兵庫銀行が破綻を発表した。バブル期に不動産融資を中心とするリスクの高い融資に傾斜し、バブル崩壊後、融資の多くが不良債権化する一方で預金が流出し、資金繰りがつかなくなったものである。不良債権は約1兆5,000億円、当初は、うち8,100億円が回収不能分とされた。

阪神・淡路大震災後の被災地域での信用秩序維持と震災復興需要への対応を名目に、全国の金融機関及び地元企業等からの出資協力を得て、平成7年10月「みどり銀行」が設立された。平成8年1月26日に兵庫銀行からの営業譲渡を受けて、営業を開始した。

営業開始時の預金残高1兆7,957億円、貸出残高1兆8,855億円、店舗数143であった。営業譲渡に当たって回収不能分8,100億円を、預金保険機構からの資金援助4,730億円、営業権1,785億円、生命保険からの劣後ローンの債権放棄220億円、自己資本等1,525億円、決算損失△160億円で埋めた。(表7、8)

表7 兵庫銀行～みどり銀行 貸借対照表推移

[単位：百万円]

| | 平成元年度 (1989年度) | 平成2年度 (90年度) | 平成3年度 (91年度) | 平成4年度 (92年度) | 平成5年度 (93年度) | 平成6年度 (94年度) | 平成7年度 (95年度) | 平成8年度 (96年度) | 平成9年度 (97年度) |
|------------------|-------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 預 金 | 3,663,297 | 3,675,059 | 3,195,667 | 2,384,859 | 2,472,201 | 2,534,518 | 1,925,780 | 1,884,984 | 1,772,959 |
| 譲渡性預金 | 2,000 | 0 | 104,000 | 25,410 | 107,780 | 121,420 | 12,000 | 33,900 | 18,000 |
| コールマネー | 4,102 | 18,391 | 19,456 | 620,702 | 381,940 | 365,039 | 285,381 | 195,248 | 183,600 |
| 売渡手形 | 0 | 50,000 | 43,600 | 129,100 | 151,900 | 117,500 | 55,000 | 44,500 | 42,500 |
| 借入金 | 3,876 | 71,105 | 77,473 | 74,014 | 71,692 | 70,461 | 172,271 | 174,752 | 130,169 |
| 外国為替 | 79 | 86 | 1,216 | 72 | 46 | 59 | 27 | 61 | 22 |
| 転換社債 | 19,949 | 2,154 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他の負債 | 204,894 | 200,814 | 190,330 | 64,747 | 60,924 | 36,797 | 35,461 | 33,803 | 95,939 |
| 貸倒引当金 | 15,447 | 13,268 | 16,730 | 37,842 | 61,664 | 63,789 | 14,590 | 35,247 | 0 |
| 退職給与引当金 | 3,188 | 3,124 | 3,162 | 3,232 | 3,385 | 3,577 | 6,097 | 5,813 | 179,350 |
| 特別法上の引当金 | 1,988 | 2,692 | 1,842 | 1,613 | 2,240 | 2,109 | 1,812 | 1,664 | 164 |
| 支払承諾 | 72,321 | 110,290 | 167,627 | 242,938 | 239,399 | 211,257 | 128,200 | 109,956 | 94,353 |
| 負債の部合計 | 3,991,146 | 4,146,987 | 3,821,106 | 3,584,533 | 3,553,175 | 3,526,531 | 2,636,623 | 2,519,931 | 2,522,464 |
| 資本金 | 55,390 | 64,050 | 64,050 | 64,050 | 64,050 | 64,050 | 70,955 | 70,955 | 70,955 |
| 法定準備金 | 51,334 | 60,305 | 60,640 | 60,808 | 60,808 | 60,808 | 0 | 0 | 0 |
| 余剰金 | 41,167 | 46,475 | 47,440 | 14,607 | 15,634 | 3,703 | -56,694 | -110,910 | -292,110 |
| 資本の部合計 | 147,891 | 170,831 | 172,131 | 139,466 | 140,493 | 128,562 | 14,261 | -39,955 | -221,154 |
| 負債及び資本の合計 | 4,139,037 | 4,317,818 | 3,993,237 | 3,723,999 | 3,693,668 | 3,655,093 | 2,650,885 | 2,479,976 | 2,301,310 |
| 現金預け金 | 569,447 | 458,692 | 293,748 | 200,889 | 145,845 | 142,238 | 75,458 | 69,646 | 62,986 |
| コールローン | 14,841 | 125 | 132 | 1,139 | 4,734 | 0 | 8,000 | 1,191 | 25,396 |
| 買入手形 | 30,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 買入金銭債権 | 1,406 | 300 | 300 | 22,300 | 30,500 | 36,600 | 25,945 | 33,402 | 22,002 |
| 商品有価証券 | 27,650 | 27,057 | 22,843 | 14,637 | 138 | 236 | 48 | 68 | 43 |
| 金銭の信託 | 110,093 | 68,500 | 39,387 | 2,000 | 2,000 | 1,866 | 1,000 | 0 | 0 |
| 有価証券 | 575,776 | 752,561 | 467,910 | 365,824 | 429,095 | 394,735 | 319,102 | 277,044 | 235,450 |
| 貸出金 | 2,481,321 | 2,687,736 | 2,763,279 | 2,765,335 | 2,744,331 | 2,770,247 | 1,867,379 | 1,801,988 | 1,715,636 |
| 外国為替 | 25,753 | 25,048 | 33,480 | 27,029 | 21,710 | 20,681 | 13,051 | 12,805 | 10,518 |
| その他資産 | 184,518 | 136,293 | 153,435 | 21,637 | 21,096 | 25,088 | 154,553 | 118,056 | 80,578 |
| 動産不動産 | 45,906 | 51,212 | 51,091 | 60,266 | 54,817 | 52,141 | 58,145 | 55,817 | 54,344 |
| 支払承諾見返 | 72,321 | 110,290 | 167,627 | 242,938 | 239,399 | 211,257 | 128,200 | 109,956 | 94,353 |
| 資産の部合計 | 4,139,037 | 4,317,818 | 3,993,237 | 3,723,999 | 3,693,668 | 3,655,093 | 2,650,885 | 2,479,976 | 2,301,310 |

出所) 同行ディスクロージャー誌、有価証券報告書から作成

表8 兵庫相互銀行～兵庫銀行～みどり銀行～みなと銀行 兵庫県内融資残高推移

[単位：億円]

| | 昭和60年 (1985年)3月 | 昭和61年 (86年)3月 | 昭和62年 (87年)3月 | 昭和63年 (88年)3月 | 平成元年 (89年)3月 | 平成2年 (90年)3月 | 平成3年 (91年)3月 | 平成4年 (92年)3月 | 平成5年 (93年)3月 |
|--------|--------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 都市銀行 | 41,276 | 44,604 | 52,018 | 61,981 | 71,317 | 83,785 | 68,762 | 68,746 | 69,872 |
| 長信銀行 | 2,585 | 2,911 | 3,141 | 3,597 | 4,130 | 4,687 | 4,832 | 4,905 | 4,663 |
| 信託銀行 | 1,893 | 2,391 | 3,174 | 3,819 | 4,390 | 4,663 | 3,529 | 3,197 | 3,654 |
| 地方銀行 | 6,973 | 7,310 | 7,434 | 8,100 | 9,094 | 10,626 | 11,417 | 12,596 | 13,106 |
| 但馬 | 2,287 | 2,296 | 2,407 | 2,482 | 2,692 | 3,075 | 3,288 | 3,391 | 3,692 |
| 第二地銀 | 13,431 | 14,336 | 15,915 | 18,066 | 21,154 | 25,345 | 27,150 | 27,311 | 27,962 |
| 兵庫 | 6,336 | 6,664 | 7,810 | 9,078 | 11,093 | 13,959 | 14,928 | 15,561 | 16,094 |
| 阪神 | 3,109 | 3,358 | 3,721 | 4,164 | 4,738 | 5,579 | 5,992 | 6,210 | 6,327 |
| みなと | | | | | | | | | |
| 信用金庫 | 21,147 | 21,579 | 22,155 | 24,022 | 26,770 | 31,103 | 34,993 | 33,368 | 38,542 |
| 尼崎 | | | | | 4,686 | 5,672 | 6,525 | 6,984 | 7,528 |
| 信用組合 | 4,318 | 4,520 | 4,614 | 5,014 | 5,870 | 7,193 | 8,756 | 8,748 | 8,779 |
| 労働金庫 | 588 | 611 | 608 | 628 | 649 | 716 | 829 | 942 | 1,070 |
| 農協 | 3,299 | 3,300 | 3,198 | 3,128 | 3,261 | 3,307 | 3,625 | 4,035 | 4,508 |
| 郵便貯金 | | | | | | | | | |
| 兵庫県内合計 | 95,510 | 101,562 | 112,257 | 128,355 | 146,635 | 171,425 | 163,893 | 163,848 | 172,156 |

| | 平成6年 (1994年)3月 | 平成7年 (95年)3 | 平成8年 (96年)3月 | 平成9年 (97年)3月 | 平成10年 (98年)3月 | 平成11年 (99年)3月 | 平成12年 (00年)3月 | 平成13年 (01年)3月 |
|--------|-------------------|----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 都市銀行 | 69,801 | 69,340 | 76,162 | 77,964 | 79,900 | 82,036 | 82,064 | 76,725 |
| 長信銀行 | 4,688 | 3,309 | 4,156 | 3,199 | 2,918 | 2,681 | 2,509 | 1,752 |
| 信託銀行 | 3,922 | 3,969 | 3,921 | 4,009 | 3,833 | 3,076 | 3,284 | 2,852 |
| 地方銀行 | 13,296 | 13,610 | 14,530 | 14,846 | 15,251 | 15,176 | 14,457 | 15,728 |
| 但馬 | 3,886 | 4,127 | 4,411 | 4,402 | 4,580 | 4,760 | 4,559 | 4,628 |
| 第二地銀 | 27,597 | 27,587 | 24,339 | 24,191 | 23,351 | 18,316 | 17,956 | 19,359 |
| 兵庫 | 15,959 | | | | | 6,636 | | |
| 阪神 | 6,120 | | | | | 7,044 | | |
| みなと | | | | | | | 14,024 | 17,825 |
| 信用金庫 | 40,409 | 41,607 | 40,117 | 40,971 | 45,650 | 46,374 | 45,372 | 45,145 |
| 尼崎 | 8,141 | 8,470 | 9,071 | 9,442 | 9,618 | 9,732 | 9,518 | 9,600 |
| 信用組合 | 7,348 | 7,349 | 7,612 | 7,618 | 10,774 | 7,605 | 7,323 | 11,263 |
| 労働金庫 | 1,149 | 1,290 | 1,568 | 1,641 | 1,684 | 1,708 | 1,699 | 1,738 |
| 農協 | 4,734 | 5,045 | 5,619 | 6,304 | 6,755 | 7,198 | 7,170 | 7,229 |
| 郵便貯金 | | | | | | | | |
| 兵庫県内合計 | 172,944 | 173,106 | 178,024 | 180,743 | 190,116 | 184,170 | 181,834 | 181,791 |

は、データの掲載がなかったもの
出所)金融ジャーナル増刊 金融マップ

5.2 破綻の影響

帝国データバンク「破綻銀行関連の倒産動向調査」(2003年12月)によると95年8月末から03年11月までの兵庫銀行関連の倒産は件数446件、負債総額2兆4,045億円(表9)。うち、“兵庫銀行グループ会社”31件、2兆101億円、“兵庫銀行の破綻で再建支援の続行が困難となったことによるもの”16件、1,438億円、“兵庫銀行の破綻で、当該企業に信用不安が広がり支えきれなかったもの”5件、278億円、“兵庫銀行がメイン・バンクであったが倒産との因果関係が明確でないもの”394件、2,227億円となっている。金額的にはグループ会社が多いが、件数では“兵庫銀行がメイン・バンクであったが倒産との因果関係が明確でないもの”が多い。

兵庫銀行のバブル期の業容拡大は投資資金需要によるところが大きく、ゴルフ場やリゾート開発、有価証券投資などが主となっていた。バブル崩壊後景気の低迷の中で、こうし

た取引先は返済のみならず利払いすら困難なものとなっていた。これらが、兵庫銀行の破綻で再建支援の続行が困難となって倒産したもの、兵庫銀行の破綻で当該企業に信用不安が広がり支えきれなかったものに該当する。また、兵庫銀行の従来からの規模拡大は限界的な企業の取引を中心に行われてきたことから、景気の後退が続く中で兵庫銀行の破綻と明確な因果関係が見られない倒産が数多く発生することも当然の帰結と言えた。

兵庫銀行は大口融資先への追加融資が必要となる一方で、預金流出が続き平成5年度以降は預貸率が100%を上回りコールマネーで資金繰りをつける状態となっていた。(表7) コールマネーの他、高めの金利で定期預金を集める一方、返済可能な取引先からは融資を回収し資金繰りを確保する状況で、震災時には銀行としての資金の仲介機能を失っていた。

既に健全な取引先は、他の金融機関での資金調達の道を確認する方向に動いており、破綻発表後、健全な取引先企業に影響を及ぼさないよう銀行に対し資金手当てがなされたことと、震災対策で被災地企業に対し手厚い金融支援が行われていたこともあって、兵庫銀行の破綻が地域の健全な中小企業経営に大きな影響を及ぼすことは、ほぼ無かったとみられる。また、兵庫銀行をメイン・バンクとする健全でない企業では、経営不振からリストラ等が進められており、負債額は別として事業規模や人員も切り詰められており、破綻したとしても社会的影響は小さなものになっていたと推測される。

結果として、兵庫銀行の破綻は阪神・淡路大震災の影響の中で、地域経済に目立った痕跡を残していない。

表9 兵庫銀行の破綻関連 倒産推移

[単位：百万円]

| | 平成7年 | 平成8年 | 平成9年 | 平成10年 | 平成11年 | 平成12年 | 平成13年 | 平成14年 | 平成15年 | 累 計 |
|-----------------------------------|-----------|--------|---------|--------|---------|--------|-------|-------|-------|-----------|
| 件 数 | 101 | 82 | 96 | 125 | 30 | 5 | 5 | 1 | 1 | 446 |
| 負債総額 | 1,995,244 | 41,674 | 132,302 | 96,263 | 143,095 | 19,911 | 4,650 | 5,700 | 5,700 | 2,404,539 |
| 帝国データバンク「破綻銀行関連の倒産動向調査」(2003年12月) | | | | | | | | | | |
| ※兵庫銀行関連の倒産であるが、全てが兵庫県内で発生したものではない | | | | | | | | | | |

5.3 「みどり銀行」による承継

“震災復興に地元の地域金融機関が不可欠”と、金融機関および地元財界の出資により平成7年10月「みどり銀行」が設立された。平成8年1月兵庫銀行から営業譲渡を受け営業を開始した。表10のように、その際、兵庫銀行の不良債権のうち回収不能分とされた8,100億円について預金保険機構が4,730億円贈与、営業権の譲渡1,785億円、劣後ローン貸付放棄220億円、自己資本等の取り崩し1,525億円、決算損失△160億円で埋め財務の健全化を図った。営業権1,785億円は10年間で償却する計画であった。

表 10 兵庫銀行とみどり銀行 貸借対照表の関係

| 兵庫銀行 | | みどり銀行 | | [単位 : 億円] | |
|------|--------------|---------------|--------------|-------------|-------------------------------------|
| 正常債権 | 20,100 | | 正常債権 | 20,100 | |
| | | | | | |
| | 預金等 | 営業全部譲渡 | | 預金等 | |
| | 33,715 | → | | 32,085 | |
| | | △160 | | | |
| 不良債権 | 回収可能分 | 決算損失および営業譲渡費用 | 回収可能分 | | 資金援助 |
| | 7,260 | | 7,260 | | 預金保険機構 |
| 債権 | 回収不能分 | | 営業権1,785 | | |
| | 8,100 | | 回収不能分ロス4,730 | | 出資等 |
| | 劣後ローン貸付放棄220 | | 資本金等1,810 | | 金融機関・民間企業等出資710 及び日本銀行信用補完 1,100 |
| | 自己資本等1,525 | | | | |

出所) 同行ディスクロージャー誌、有価証券報告書から作成

5.4 「みどり銀行」から「みなと銀行」へ

しかし、「みどり銀行」は、新たな不良債権の発生や、回収可能とされた不良債権の回収不能化などにより、経営に行き詰まりが生じた。平成 11 年 4 月阪神銀行に吸収される形で「みなと銀行」となった。その際、地元出資の自己資本 710 億円のうち株主責任分 200 億円の減額、預金保険機構からの贈与 7,714 億円を受けており、当初回収可能とされた兵庫銀行の不良債権 7,260 億円のほとんどが回収不能であったことを示している。

6 おわりに

中小企業は阪神大震災で甚大な被害を被った。推定額が公表されている直接被害額だけでなく、間接被害も相対的に大きいと考えられる。大手企業は、サプライチェーンの関係などもあって、被災地域外からの助けもあり、早期に回復した。さらに、大手企業を中心とする被災地域外向けのビジネスは、顧客が傷んでいなかったことが、回復に貢献した。しかし、中小規模で、被災地域内向けのビジネスの回復は遅れたのである。金融機関も同じことであった。被災地域内に店舗の過半を配置する地域金融機関は、店舗や従業員だけでなく、顧客も被災した。

中小企業向けの金融支援としては、利子補給と信用保証の提供がメインとなった。バブル崩壊の記憶も新しく、金融円滑化法も経験していなかった当時には、中小企業や一般家計といえども、借り手を救済するという発想には乏しかったのである。不良債権を抱えて経営が困難となった金融機関向けの公的資本注入も、住専処理への世論沸騰によってタブーとなっていた。さらに、「私的財産の再建は、公的な責任の範疇外である」という原則が、堅持されていた。一般家計向けの支援においても、避難所や仮設住宅での生活が長引くにつれて、つぎつぎと融資制度が提供されたが、返済を要求しない公的な支給制度の本格導入には 3 年を要したのである。東日本大震災で被災した企業向けに議論されているような二重ローン問題など、被災地域内を除けば、ほとんど議論の対象にすらならなかった。

それでも、阪神・淡路大震災後の中小企業金融向けの金融支援策は相当の効果を発揮した。震災直後の平成 7-8 年に被災地域での倒産件数が大幅に減少し平成 9 年以降で増加したことから、こうした支援策によって企業が復旧に専念できる金融環境を作り出したと評価できよう。さらに、被災企業の中には、震災を機に単なる復旧でなく、バブル崩壊後の経済環境の中で抱えていた課題に対する対応の機会として活用した例もあり、金融支援策がこうした企業の取り組みに貢献したとも言えよう。

被災地域の中核的な地方銀行であった兵庫銀行の破綻は、意外にも被災地域の経済に顕著な影響を及ぼしていない。兵庫銀行は、震災の打撃よりもバブル期の積極経営のマイナスが大きくて破綻した。従って、健全な取引先は、代替的な金融機関との取引を準備していた。直接的な悪影響を被ったのは、既に経営困難であったり再建中であつた企業群であり、兵庫銀行の破綻がなくても、震災の影響によって事業の継続は難しくなつたであろうと考えられるのである。

本稿は、阪神淡路大震災後に実施された中小企業向けの金融支援策を、一覧的にまとめて検討することに向けた、第 1 次的な調査結果である。兵庫銀行の破綻の影響も含めて、より詳細なデータを集めて、丁寧に吟味することが望まれる。また、この当時の政策立案者が置かれていた状況によって、当時の支援策は現在と比べると大きく制約された。そのマイナスの大きさを評価することも、今次の大震災後の施策立案に当って、有用な研究テーマであろう。

【参考文献】

- 「阪神・淡路大震災の復旧・復興の状況について」 2010 年(平成 22 年)12 月 兵庫県
「阪神・淡路大震災 被災状況および復興への取り組み状況」
2011 年(平成 23 年)1 月 1 日現在 神戸市
「兵庫県信用保証協会 60 年史」 平成 20 年 兵庫県信用保証協会
「特別企画：阪神淡路大震災の倒産状況に関する検証調査」
平成 23 年 4 月 8 日 (株)帝国データバンク
「阪神・淡路大震災一兵庫県の 1 年の記録」平成 8 年 6 月 兵庫県知事公室消防防災課
「平成 7 年版 中小企業白書」中小企業庁
「平成 7 年度 兵庫県商工部 事務概要」兵庫県
「平成 12 年度 兵庫県商工部 事務概要」兵庫県
「平成 15 年度 兵庫県商工部 事務概要」兵庫県
「検証 経済暗雲」2003 年(平成 15 年)7 月 西野智彦 岩波書店

地域金融研究会報告書
— 関西地域金融の現状と課題 —

| | |
|-----|--|
| 発行日 | 2011（平成23）年12月 |
| 発行所 | 〒530-6691 大阪市北区中之島6丁目2番27号 中之島センタービル29階 一般財団法人 アジア太平洋研究所 Asia Pacific Institute of Research (APIR) TEL (06) 6441-5750(代表) FAX (06) 6441-5760 |
| 発行者 | 岩城吉信 |

ISBN 978-4-87769-646-7

ISBN 978-4-87769-646-7